直送済

平成27年（行サ）第57号　選挙無効請求上告事件
上 告 人　　鶴本　圭子　外108名
被上告人　　東京都選挙管理委員会　外10名

上 告 理 由 書

平成27年5月11日

最高裁判所　御中

上告人（第一審原告）ら訴訟代理人弁護士　　升　　永　　英　　俊

同　　弁護士　　久 保 利　　英　　明

同　　弁護士　　伊　　藤　　　　真

同　　弁護士　　黒　　田　　健　　二

同　　弁護士　　江　　口　　雄 一 郎

同　　弁護士　　田　　辺　　克　　彦

同　　弁護士　　山　　中　　眞　　人

同　　弁護士　　石　　渡　　進　　介

同　　弁護士　　森　　川　　　　幸

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

目　次

目次 i

詳細目次 ii

第１編：（本書 1～18 頁） 1

★★★第１章　『合理的期間』は、徒過済である：（本書 2～9 頁） 2

★★第２章　**「たらいの水と一緒に赤子を流すな」**：（本書 10～18 頁） 10

第２編：（本書 19～424 頁） 19

★★★第１章　1 憲法 56 条２項、2 憲法１条、3 憲法前文第１文前段の【人口比例選挙の保障】等：（本書19～102 頁） 19

★★★第２章　【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零：（本書 103～111 頁） 103

★★★第３章　「憲法の予定している司法と立法の関係」（平成 26 年大法廷判決の判決文 14 頁２行）論：（本書 112～130 頁） 112

★★★第４章　「･･･多くの議員の身分にも直接関わる事項」（平成 25 年大法廷判決 13 頁下５行）は、私益：（本書 131～137 頁） 131

★★★第５章　規範論（本書 138～160 頁） 138

★★★第６章　『昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、裸の王様である』：（本書 161～170 頁） 161

★★★第７章　憲法 47 条の「選挙に関する事項」を二分して、それぞれについての立法裁量権の存否を論ずるべきである：（本書 171～176 頁） 171

★★★第８章　正統性の無い裁判官：（本書 177～192 頁） 177

第９章　裁判例、論文等：（本書 193～339 頁） 193

★★★第 10 章　１７ヶの論点：（本書 340～419 頁） 340

★★★（最後に）（本書 420～424 頁） 420

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

詳　細　目　次

第１編：（本書 1～18 頁）……1
★★★第１章　『合理的期間』は、徒過済である：（本書 2～9 頁）……2
★★★I　5 名の最高裁判事の補足意見：（本書 2～3 頁）……2
★★★II　違憲状態選挙で当選した国会議員は、正統性が無い：……3
★★★III　10 名の最高裁判事の、『合理的期間』についての意見（予測）：（本書 4～9 頁）……4
★★第２章　「たらいの水と一緒に赤子を流すな」：（本書 10～18 頁）……10
第２編：（本書 19～424 頁）……19
★★★第１章　1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等：（本書 19～102 頁）……19
第 1 節　平 26/12/14 衆院選（小選挙区）（以下「本件選挙」ともいう）は、違憲無効である：（本書 19～33 頁）……19
1　平成 25 大法廷判決（衆）（甲 3）：（本書 19～22 頁）……19
2　いわゆる「0 増 5 減」の「平成 25 年改正法」下の選挙区割りの最大の一票の格差は、1.988 倍（平成 22 年〈2010〉年国勢調査に基づく）：（本書 22～23 頁）……22
3（1～2 の小括）……23
4　本件選挙の投票日（平成 26〈2014〉年 12 月 14 日）の時点で、『合理的期間』は、既に徒過している：（本書 24～26 頁）……24
5　(i)　衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、「区画審設置法」という）4 条には、**「1 年以内」**の定めがあること及び
(ii)　緊急是正法附則 3 条 3 項が、【選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が、緊急是正法の施行日から 6 **ヶ月以内**に行われること】を予定していること：（本書 26～31 頁）……26
6　【区画審設置法 4 条の「1 年以内」の定めの規範的意味】：（本書 31～32 頁）……31
7　米国連邦地裁の「命令」（Order）の日から 9 日間で、選挙区割り法改正法成立：（本書 33 頁）……33

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

★★★第２節　本「人口比例選挙裁判」の、選挙人ら（原告ら）の最重要の主張（＝人口比例選挙の保障）：（本書 34~44 頁）.....34
★★★I　①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文は、【人口比例選挙の保障】を定めている（本書 34~36 頁）.....34
★★★II　①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文の文理解釈：（本書 37~40 頁）.....37
★★★【補遺１】憲法前文第 1 文の「正当（な）選挙」：（本書 41~43 頁）.....41
★★★【補遺２】秘密保護法・不成立：（本書 44 頁）.....44
第３節　完全沈黙：（本書 45~67 頁）.....45
★★★1　3 ヶの大法廷判決：.....45
★★★2　**詭弁**：.....49
★★★3　**完全沈黙**.....52
★★★4　**黄金律**：（本書 60 頁）.....60
★★★5　**大学入試の問題**：（本書 61~62 頁）.....61
★★★6　「多数決」の三文字：（本書 63~64 頁）.....63
★★★7　**「多数決を言っちゃー仕舞いだから。」**：（本書 65 頁）.....65
★★★8　「46 条」の三文字：（本書 66~67 頁）.....66
★★★第４節　『合理的期間』が徒過済か否かについての、10 名の最高裁判事の意見（推察）：（本書 68~88 頁）.....68
1　5 名の最高裁判事の補足意見（平成 26 年大法廷判決〈参〉）：（本書 68~73 頁）.....68
2　千葉最高裁判事の補足意見（平成 26 年大法廷判決〈参〉）：（本書 74~82 頁）.....74
3　10 名の最高裁判事の意見（推察）：（本書 83~88 頁）.....83
★★★第５節　1 昭和 51 年大法廷判決の 6 判事の違憲無効の反対意見、2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等：（本書 89~102 頁）.....89
★★★I　6 最高裁判事の「違憲無効」の反対意見（昭和 51 年大法廷判決）：（本書 89~93 頁）.....89
★★★II　昭和 60 年大法廷判決（衆）（甲 43）の 4 判事 (1) 寺田治郎最高裁長

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

官；2 木下忠良最高裁判事；3 伊藤正己最高裁判事；4 矢口洪一最高裁判事）の補足意見：（本書 94～97 頁）.....94

III 平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）判決文：（本書 97～102 頁）.....97

IV 3 ヶの違憲無効の高裁判決：（本書 102 頁）.....102

★★★第２章 【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零：（本書 103～111 頁）.....103

★★★I 社会的混乱は、零：（本書 103～107 頁）.....103

★★★II 裸の王様の寓話の教訓（＝【社会的不安・零という真実】は強い！）：（本書 108～111 頁）.....108

★★★第３章 「憲法の予定している司法と立法の関係」（平成 26 年大法廷判決の判決文 14 頁 2 行）論：（本書 112～130 頁）.....112

1 平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の判決文：（本書 112～113 頁）.....112
2 反論：（本書 114～119 頁）.....114
3 無免許運転の例え話：（本書 120～125 頁）.....120
4 「憲法の予定」とは何か？：（本書 125～130 頁）.....125

★★★第４章 「・・・多くの議員の身分にも直接関わる事項」（平成 25 年大法廷判決 13 頁下 5 行）は、私益：（本書 131～137 頁）.....131

★★★第５章 規範論（本書 138～160 頁）.....138

★★★第１節 憲法前文と憲法 1～103 条の 104 ケの条規は、全て規範である：（本書 138～141 頁）.....138

★★★第２節 「規範」論：（本書 142～155 頁）.....142

★★★第３節 【1 憲法 76 条 3 項、2 憲法 32 条、3 憲法 99 条、

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7 条の各**規範**】は、**裁判官をして**、【①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文が、人口比例選挙を保障しているか否か】を判断するよう、**義務付けている**：（本書 156～159 頁）.....156

★★★第 4 節　現行憲法と「聖徳太子の十七条の憲法」の差異：（本書 160 頁）.....160

★★★第 6 章　『昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、裸の王様である』：（本書 161～170 頁）.....161

★★★第 7 章　憲法 47 条の「選挙に関する事項」を二分して、それぞれについての立法裁量権の存否を論ずるべきである：（本書 171～176 頁）.....171

1　憲法 47 条の「選挙に関する事項」は二分さるべきである：.....171
2　憲法 47 条の規範とは何か：.....172
3　国会活動を行う正統性の無い人を含む現国会は、選挙区割りについての立法裁量権を有する訳がない：.....174
4　平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（判決文・14 頁 13～末行　甲 10）の二分論：.....175

★★★第 8 章　正統性の無い裁判官：（本書 177～192 頁）.....177

★★★第 1 節　正統性の無い裁判官の死刑判決の言渡し：（本書 177～186 頁）....177

★★★I　5 名の最高裁判事の補足意見：.....177
★★★II　現内閣は、正統性が無い：.....178
★★★III　【正統性の無い裁判官】：.....178
★★★IV　死刑：.....179
★★★V　生き地獄：.....181
VI　1964 年米国連邦最高裁判決（レイノルズ判決）（甲 35）：.....184

★★★第 2 節　13 名の最高裁判事は、裸の王様：（本書 187～192 頁）.187

第 9 章　裁判例、論文等：（本書 193～339 頁）.....193

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

第１節　平成26年大法廷判決での、４最高裁判事の反対意見（1山本判事、2鬼丸判事、3大橋判事、4木内判事）：（本書193～211頁）.....193

第２節　仮に事情判決の法理が本件選挙に適用されると仮定した場合の、利益較量（本書212～241頁）.....212

★★★第１　昭和58年11月7日大法廷判決（衆）（違憲状態判決　甲42）での中村治朗判事の反対意見（本書212～232頁）.....212

第２　昭和51年4月14日大法廷判決（衆）（事情判決　甲31）（本書233～238頁）.....233

第３　昭和60年7月17日大法廷判決（衆）（事情判決　甲41）（本書239～241頁）.....239

第３節　文献等（本書242～339頁）.....242

★★１　岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリストNo.1428。2011.9.1　56～62頁。甲46）：（本書242～244頁）.....242

★★２　高見勝利上智大教授の論文（法曹時報第64巻第10号平成24年10月1日発行　1～33頁。甲48）：（本書245～259頁）.....245

３　長谷部恭男東大教授の論文（ジュリストNo.1428。2011.9.1／48～55頁。甲49）：（本書260～261頁）.....260

４　宮川光治最高裁判所裁判官の平成23年最高裁大法廷判決・反対意見（甲1）：（本書262頁）.....262

５　須藤正彦最高裁判所裁判官の平成23年最高裁大法廷判決・補足意見（甲1）：（本書262～263頁）.....262

６　藤田宙靖最高裁判所裁判官の平成19年6月13日最高裁大法廷（衆）・意見（甲50）：（本書263頁）.....263

★★7　1平成24年大法廷判決（参）（甲2）と　2平成26年大法

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

廷判決（参）（甲 4）は、「都道府県（を）、・・・・参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はない）」と判示した：（本書 264 頁）.....264

★★★８　８ヶの人口比例選挙判決：（本書 265～276 頁）.....265

★★９　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（衆）：（本書 277～325 頁）.....277

(1)　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（衆）（その１／一覧表）：（本書 277～278 頁）.....277

(2)　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（その２／各判決文の抜粋）（但し、『合理的期間』について）：（本書 278～325 頁）.....278

★★10　平 25/11/28～平 25/12/25・言渡しの１ヶの違憲無効・人口比例高裁判決（参）と２ヶの違憲違法高裁判決（参）（但し、国の立証責任負担を認める）　：（本書 326～339 頁）.....326

(1)　広島高裁岡山支部判決（平 25/11/28）（片野悟好裁判長）（甲 25）.....326

(2)　大阪高判（平 25/12/18）（山田知司裁判長）（甲 26）.....330

(3)　東京高判（平 25/12/25）（鈴木健太裁判長）（甲 27）.....335

★★★第１０章　１７ヶの論点：（本書 340～419 頁）.....340

★★★I　人口比例選挙（ペンシルバニア State との比較）（本書 340～341 頁）.....

★★★II　立証責任（本書 342～343 頁）.....341

★III　平成 25 年大法廷判決（衆）の一部は、無効である：（本書 344～347 頁）.....344

★★★IV　９２％（但し、世論調査の有効回答の）（本書 348 頁）.....348

★★★V　段階論の致命的欠陥（本書 349～355 頁）.....349

★★★VI　最高裁は、【日本が、憲法 56 条２項、同１条、同前文第１文に定める、【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある：（本書 356～358 頁）.....356

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

★VII　歴史的裁判（本書 359～365 頁）……359
第１　国民主権国家の誕生（本書 359～361 頁）……359
第２　ガリレオ判決（本書 362～365 頁）……362

★★★XIII　『１票の格差・２倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無い：（本書 366～368 頁）……366

★★★IX 【『合理的期間』の未徒過】の立証責任：（本書 369～371 頁）……369

★★★X　「適切に民意を国政に反映する」の意義（甲 2）：（本書 372～374 頁）……372

★XI　８ケ月２日間の実績（本書 375～376 頁）……375

★XII 田口尚文政府委員の国会答弁；「６ヶ月以内」：（本書 377～381 頁）……

★XIII 1当該選挙の有効・無効の問題と2国会の有責性の有無の問題の混同（本書 382～384 頁）……382

XIV　平成 25 年 12 月 18 日大阪高判（山田知司裁判長）の事情判決の判示に対する反論（甲 26）（本書 385～407 頁）……385
1　同大阪高判の説示する【事情判決を言渡す理由】（本書 385～388 頁）……385
2　同大阪高裁判決文・31 頁 1～6 行（甲 26）に対する反論：（本書 388～402 頁）……388
3　【同判決が【国会の、本件選挙投票日（平 25/7/21）以降の選挙制度の法改正に向けての努力】を評価すること】に対する批判（本書 403～407 頁）……403

XV　平成 27 年 3 月 25 日福岡高判の事情判決に係る判示に対する反論（甲 61）：（本書 408～411 頁）……408

XVI　1都議会議員選挙に関する、平成 27 年 1 月 14 日最三小判の事案（甲 45）と2本件選挙無効訴訟の事案とは、事案が異なる：（本書 412～417 頁）……412

XVII　人口移動によって生じる選挙区間の人口変動の問題（本

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

重要度を下記マークで示す
最重要・・・・・★★★
より重要・・・・★★
重要・・・・・・★

書 418～419 頁）……418

★★★（最後に）（本書 420～424 頁）……420

索引

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

第１編：（本書 1～18 頁）

上告人（選挙人）は、下記**第２編**（本書 19～424 頁）に示すとおり、**主位的に、**

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段は、人口比例選挙を保障している。よって、平成 26 年 12 月 14 日・衆院選（小選挙区）（以下、「本件選挙」という）は、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段の人口比例選挙の保障に反しているので、憲法 98 条 1 項後段により無効である」

と主張する。

とはいえ、上告人（選挙人）は、上記主位的主張が立たない場合は、
予備的に、本第１編（本書 1～18 頁）のとおり、主張する。

『合理的期間』の判例法理に従うとしても、以下の理由により、下記（本書 4~9 頁）記載の 10 名の最高裁判事は、

『平成 26 年 12 月 14 日衆院選（小選挙区）は、違憲状態であって、かつ『合理的期間』が徒過済であるため、「違憲」である』

との意見であると、解される。

★★★第 1 章　『合理的期間』は、徒過済である：（本書 2～9 頁）

★★★I　5 名の最高裁判事の補足意見：（本書 2~3 頁）

1 櫻井龍子；2 金築誠志；3 岡部喜代子；4 山浦善樹；5 山﨑敏充の 5 名の最高裁判事は、平成 26 年最高裁大法廷判決（参院選〈選挙区〉）の判決文中で、補足意見として、

> 「投票価値の不均衡の**是正**は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての
>
> **国会の活動の正統性**
>
> **を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき**喫緊の課題**というべきものである。」（強調　引用者）

と記述された。

即ち、同 5 名の最高裁判事は、

> 『投票価値の不均衡の下で行われた選挙（即ち、**違憲状態**）で選出された議員は、国会の活動をする**正統性がない**』旨

判断されている。

★★★II　違憲状態選挙で当選した国会議員は、正統性が無い：

１　上記５名の最高裁判事の補足意見に照らせば、違憲状態の選挙で選出された議員は、「国会活動」を行う**【正統性の無い議員】**でしかない。

２　ところが、現在、「国会活動」を行う**【正統性の無い議員】**が、憲法改正の国会の発議をするための議論をしている。

３　しかし、そもそも、「国会活動」を行う【正統性の無い議員】は、

憲法改正を発議する

正統性が、無い。

（以下、余白）

★★★III　10 名の最高裁判事の、『合理的期間』についての意見（予測）：（本書 4～9 頁）

１　5 名の最高裁判事

(1)　上記 5 名（本書 2 頁）の最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決文の中で、補足意見として、上記Ⅰ（本書 2～3 頁）の記述に加え、

「公職選挙法の改正法（平成 24 年改正法）が，その**附則**において，平成 28 年に施行される参議院議員の通常選挙（以下「平成 28 年選挙」という。）に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも，同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す改正法を早期に成立させ**平成 28 年選挙**から実施することを，正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものということができよう。」（甲 4 の 19 頁下 4 行～20 頁 3 行　強調　引用者）、

「同**附則**の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置が**できるだけ速やかに**実現されることが**強く望まれる**ところである。」（甲 4 の 20 頁下 2 行～21 頁 1 行　強調　引用者）

と記述する。

（以下、余白）

(2)　上記 **I**（本書2～3頁）と **III、1**（本書4頁）に示す、上記 5 名の最高裁判事の補足意見の各記述に照らし、上記 5 名の最高裁判事は、国会が、当該選挙の選挙区割りが違憲状態であることを知った時（平成 24 年最高裁大法廷判決の判決日。平成 24 年 10 月 17 日）～平成 28 年 7 月某日（次回の参院選の投票日。）迄の**約 3 年 9 ヵ月**を、国会の立法裁量のための『合理的期間』と解している、と解される。

2（本書5～6頁）

(1)　上記 5 名の最高裁判事は、上記(2)（本書 5 頁）に示したとおり、参院選について、その『合理的期間』を**約 3 年 9 ヵ月**と判断されている、と解されるので、衆院選でも同様に、その『合理的期間』を約 3 年 9 ヵ月、と判断されるであろう、と解される。

その理由は、衆院選に関する『合理的期間』が、参院選に関する『合理的期間』より長くなる、合理的理由が、全く無いからである。

(2)　更に言えば、

一方で、衆院議員は、任期は 4 年で、かつ解散に服する（憲法 45 条）。

他方で、参院議員は、任期は 6 年で、解散に服さない（憲法 46 条）。

衆参両院の議員のこの任期の差異に照らし、憲法 45 条、46 条は、【衆院選挙は、参院選挙に比べて、経年に応じて、主権者（国民）の意見を、よりタイムリーに、反映するよう行われること】

を予定している、と解される。

そうであるから、憲法 45 条、46 条の規範は、

【衆院選に関する立法裁量のための『合理的期間』の長さが、参院選に関するそれより、より長いこと】など

いささかも、予定していない、と解される。

３　（本書6～8頁）

論者は、

【1公職選挙法の平成24年改正法の**「附則」**は、

『平成28年参院選に向けての選挙制度の抜本的な見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得るものとする』旨

定めている。

そのため、参院選（選挙区）については、投票価値不均衡是正の立法裁量に必要な『合理的期間』は、約**３年９ヶ月**、と解される。

2しかし、衆院選（小選挙区）については、当該**「附則」**に相当する附則が存在しない。

3よって、衆院選の『合理的期間』の長さは、参院選の約３年９ヶ月より、より長くなっても、不合理とまでは言えない】

と議論するかもしれない。

反論（本書7～8頁）

(1)ア　『合理的期間』がどの程度の長さであるべきかの問題は、憲法76条3項、81条の各規範がある以上、そもそも、

司法が、憲法45条、46条の定める規範に沿って、決定すべき事項であって、

国会が、立法裁量権を行使して、決めるべき事項ではない。

イ　よって、【『衆院選につき、参院の上記「附則」に相当する附則が設けられていないことを奇貨として、国会が、事実上、衆院の『合理的期間』の長さを、参院の『合理的期間』の長さより、より長くできること』を容認するような、司法判断】は、憲法の予定するところではない。

(2)　更に、詳しく言えば、

ア　上記3冒頭（本書6頁）の、

【『1参院は、上記「附則」を設けたので、『合理的期間』は約3年9ヶ月である。

2しかし、衆院は、上記「附則」に相当する附則が存在しないので、それを理由として、その『合理的期間』は、約3年9ヶ月より長くてもよい。』という論者の議論】

は、憲法98条1項、76条3項、81条、45条、46条、99条の各条の各規範に沿うものではない。

イ　何故なら、この議論は、結局、

【国会が、

『①附則を設けるか否か、

②仮に、附則を設けるとして、どのような内容の**附則**を設けるか』

を決定することにより、

国会が、『合理的期間』の長さを、事実上決定すること】

を許容してしまうからである。

ウ　**更に、加えて言えば、**【違憲状態選挙で選出された、国会活動を行う、正統性の無い衆院議員（小選挙区）が、少なくとも、参院の『合理的期間』（約3年9ヶ月）を超えて、正統性の無いまま、更に、国会活動を継続すること】は、憲法43条、45条、46条、98条1項、99条、前文第1文の各規範に違反する、と解される。

(3)（**小括**）

よって、衆院の『合理的期間』の長さは、少なくとも、参院の『合理的期間』（約**3年9ヶ月**）と比べて、より長いことはあり得ない、と解される。

４　**その他の５名の最高裁判事**：（本書8～9頁）

(1)　**大谷剛彦、大橋正春、木内道祥の3名の最高裁判事**は、平成25年大法廷判決（衆）（甲3）で、既に

『平成24年12月16日の衆院選（小選挙区）は、違憲状態であり、か

つ『合理的期間』を徒過しているため、**「違憲」**である』旨

の反対意見を記述されている（甲３の21～26頁〈大谷判事〉；甲３の26～35頁〈大橋判事〉；甲３の36～43頁〈木内判事〉）。

(2)　**鬼丸かおる最高裁判事**は、既に、平成26年最高裁大法廷判決（甲４）で、参院選（選挙区）は、違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過しているので、選挙は、**「違憲」**である、との反対意見を記述されている（甲４の33～43頁）。

(3)　**山本庸幸最高裁判事**は、既に、平成26年最高裁大法廷判決（甲４）で、参院選は、**「違憲・無効」**である、との反対意見を記述されている（甲４の55～61頁）。

（以下、余白）

★★第２章　「たらいの水と一緒に赤子を流すな」：（本書 10～18 頁）

１　平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）（本書 10～11 頁）

平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、その判決文 11 頁 4～下 2 行で、

「（２）　**平成２３年大法廷判決**は，上記の基本的な判断枠組みに立った上で，本件旧区割基準のうち**１人別枠方式に係る部分**は，前記のとおり平成６年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので，その合理性には時間的な限界があったところ，本件選挙制度がその導入から１０年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成２１年選挙時には，その不合理性が投票価値の較差としても現れ，その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，上記の状態にあった同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも，前記２（４）のような平成２１年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において，**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた**旨判示したものである。

本件選挙は，このように平成２１年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること，前記２（６）のとおり選挙区間の較差は平成２１年選挙時よりも更に拡大して最大較差が２．４２５倍に達していたこと等に照らせば，本件選挙時において，前回の平成２１年選挙時

と同様に，本件選挙区割りは**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態**にあったものといわざるを得ない。」（強調　引用者）

と判示する。

２　旧区画審設置法３条２項（本書 11～12 頁）

(1)　ところで、旧区画審設置法３条２項は、

「②　前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、１に、公職選挙法　（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。」（強調　引用者）

と記述する。

(2)　同法３条２項の中で、平成 23 年大法廷判決、平成 25 年大法廷判決が、それぞれ「違憲状態」と判示した部分は、一人別枠方式の部分であるので、同法３条２項の中の一人別枠方式の部分（上記青字部分）は、無効となる。

(3)　その結果、各都道府県の区域内の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区の数は、人口に比例して各都道府県に配当した数となる（上記赤字部分）、と解される。

(4)　そこで、国会は、人口比例に基づいて、都道府県毎に配当された小選挙区の数に基づいて、旧区画審設置法３条１項に基づいて、具体的に選挙区割りをす

ることになる。

【国会が、旧区画審設置法４条１項の「１年以内に行うものとする」との文言に照らし、最高裁の判決した「一人別枠方式の廃止」を、国会に課せられた**喫緊の課題**と捉える限り、国会が、その立法作業のために、**１年を超える期間を要するとは、到底解されない。**

３　大谷剛彦最高裁判事の反対意見（本書 12～14 頁）

大谷剛彦最高裁判事は、この点につき、平成 25 年大法廷判決・24 頁 6 行～25 頁 4 行（甲 3）で、

「　本件において求められた是正は，投票価値の平等の観点から選挙区間の較差を是正することであるが，今回は１人別枠方式という区割基準を廃止した上，人口比例に基づく区割基準により都道府県への定数の配分及び区割りの改定を行うことが求められ，これまでの人口異動による較差の是正と比べ，改定のための立法の作業や手続にそれに応じた時間を要することは容易に理解される。しかし，区割基準の改廃といっても，新たな基準を検討するものではなく，旧区画審設置法３条２項の特例を廃止して，同条１項の原則的な**人口比例を基本**とする基準で定数配分を見直す作業であり，これに基づく区割規定の見直しは，人口異動による見直しと本質的には大きく異なるものではないといえよう。区割規定の改正には区画審の勧告手続が必要とされ，手続に時間を要する上，議員の利害等が関係し，合意形成や議院の審議に相当な時間

を要すること，衆議院では解散があり得ることなどは，これを見込んで実施可能な工程が考えられるべきであり，このような工程に基づけば，本件選挙時までに，少なくとも漸次的な是正策である上記の新区割規定への改正を了することは可能であったと考えられる。

もとより国会は是正の方法について広範な立法裁量権を有しており，また，本件において，国会が是正の必要性を認識して意識的に是正に取り組んだことは評価されるべきものである。これに対し，様々な政治的要請や優先課題が存在したことなど，国会情勢や政治情勢上速やかに合意を形成することが容易ではない事情があったことも認められるが，**これらの諸事情は，事柄の性質に照らして通常必要とされる合理的期間を超えて区割規定の是正を行わなかったことを許容する正当な理由となり得るとはいい難いと思われる。**」（強調　引用者）

との反対意見を記述されている。

上記２（本書 11～12 頁）の選挙人の主張は、上記大谷判事の反対意見に、概ね沿っている。

選挙人の下記４（本書 14～18 頁）での主張は、あくまでも、

『【平成 23 年大法廷判決の「一人別枠方式を廃止して、**議院定数を人口比例で都道府県に分配すべし**」との**【規範】**に基づいて、選挙制度改革の改正法を立法すること】は、同判決日（平 23/3/23）から

1年以内に、十分可能であること』

を論証するための主張でしかない。

但し、選挙人は、本法廷で、**主位的に**

『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が人口比例選挙を要求しているので、平成 23 年大法廷判決の同【**規範**】は、憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文に違反する』

と主張する。

4　「たらいの水と一緒に赤子を流すな」（本書 14～18 頁）

(1)　平成 23 年大法廷判決が一人別枠方式は憲法の投票価値の平等に反する、と判断したのを受け、**違憲状態国会**が、2012 年 11 月、緊急是正法（いわゆる 0 増 5 減）で衆議院議員選挙区画定審議会設置法（略称、区画審設置法）を改正し、一人別枠方式を廃止した。

(2)ア　改正前の旧区画審設置法 3 条 2 項は、

「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、1 に、（略）衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を**人口に比例して各都道府県に配当した数**を加えた数とする」（強調　引用者）

と定めていた。

イ　同 3 条 2 項の「**衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県**

の数を控除」が「一人別枠方式」であり、後半の「人口に比例して各都道府県に配当」が「人口比例原則」である。

ウ　緊急是正法は、旧区画審設置法３条２項後段の、人口比例原則を定めた部分も含めて、旧区画審設置法３条２項の全文をそっくり削り落としてしまった。

(3)ア　厳格な【人口比例選挙の保障】こそが、1憲法 56 条 2 項、2憲法 1 条、3憲法前文第 1 文の要請である。

この緊急是正法による、旧区画審設置法 3 条 2 項の全文削除の法改正は、1憲法 56 条 2 項、2憲法 1 条、3憲法前文第 1 文の【人口比例選挙の保障】の要求に**逆ねじ**をくわせるような、**とんでもない、1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文違反の法改正**である。

イ **「たらいの水と一緒に赤子を流すな」**

と言う諺があるが、これでは、赤子まで一緒に流してしまったようなものである。

ウ【大法廷判決が、

『一人別枠方式に関わる配分のみが、憲法の投票価値の平等に反する。しかしながら、その余の部分の文言は、維持されなければならない』

と明記しなかったこと】が、こうした事態を招いた。

(5)　一人別枠方式を撤廃して、都道府県毎に、人口比例で、295 名を配分すると、全有権者の 48%が過半数（295 人中の 148 人）を選出する：

ア　平成 27 年 3 月 24 日仙台高裁秋田支部判決（山田和則裁判長）（甲 60）は、

『衆院小選挙区選出議員の定員・295 名を人口比例で各都道府県毎に配分すべし』

と説示する（判決文 19 頁下 15～下 11 行）。

同判決の都道府県単位での人口比例配分方法によれば、全有権者（104,252,935 人）のうちの 50,203,259 人（48.16%＝50,203,259 人÷104,252,935 人）が 295 人の過半数（148 人）（＝50.16%＝148 人÷295 人）を選出し、残余の 54,049,676 人（51.84%＝54,049,676 人÷104,252,935 人）が、295 人の中の 147 人（49.83%＝147 人÷295 人）を選出する（総務省発表 2013 年 9 月 2 日現在の有権者数に基づき、各都道府県に人口比例で議席を配分した。端数は四捨五入。）[5]。

[5]（総務省の公表資料による 2013 年 9 月 2 日現在の有権者数に基づく）

	「原則的な選挙区の有権者数」の少ない順	新・定数	各都道府県の有権者数合計	累計有権者数	累計有権者数÷全有権者数	累計選挙区数
1	島根県2区	2	584,748	584,748	0.56%	2
2	宮崎県3区	3	927,286	1,512,034	1.45%	5
3	石川県3区	3	942,594	2,454,628	2.35%	8
4	高知県2区	2	629,527	3,084,155	2.96%	10
5	山形県3区	3	951,506	4,035,661	3.87%	13
6	福島県5区	5	1,618,452	5,654,113	5.42%	18
7	福井県2区	2	649,521	6,303,634	6.05%	20
8	群馬県5区	5	1,624,555	7,928,189	7.60%	25
9	徳島県2区	2	649,876	8,578,065	8.23%	27
10	栃木県5区	5	1,628,754	10,206,819	9.79%	32
11	大分県3区	3	982,014	11,188,833	10.73%	35
12	広島県7区	7	2,321,643	13,510,476	12.96%	42
13	岐阜県5区	5	1,678,557	15,189,033	14.57%	47
14	静岡県8区	9	3,070,201	18,259,234	17.51%	56
15	佐賀県2区	2	685,187	18,944,421	18.17%	58
16	福岡県11区	12	4,132,033	23,076,454	22.14%	70
17	茨城県7区	7	2,423,575	25,500,029	24.46%	77
18	愛知県15区	17	5,896,093	31,396,122	30.12%	94
19	鹿児島県5区	4	1,387,476	32,783,598	31.45%	98
20	埼玉県15区	17	5,898,234	38,681,832	37.10%	115
21	山梨県2区	2	697,781	39,379,613	37.77%	117
22	東京都25区	31	10,823,646	50,203,259	48.16%	148
23	京都府6区	6	2,095,375	52,298,634	50.17%	154
24	長野県5区	5	1,749,353	54,047,987	51.84%	159
25	兵庫県12区	13	4,551,937	58,599,924	56.21%	172
26	神奈川県18区	21	7,380,710	65,980,634	63.29%	193
27	北海道12区	13	4,573,181	70,553,815	67.68%	206
28	大阪府19区	20	7,135,444	77,689,259	74.52%	226
29	岩手県4区	3	1,086,666	78,775,925	75.56%	229
30	千葉県13区	14	5,077,562	83,853,487	80.43%	243
31	沖縄県4区	3	1,104,348	84,957,835	81.49%	246
32	熊本県5区	4	1,484,085	86,441,920	82.92%	250
33	滋賀県4区	3	1,119,372	87,561,292	83.99%	253
34	三重県5区	4	1,499,027	89,060,319	85.43%	257
35	青森県4区	3	1,139,754	90,200,073	86.52%	260
36	宮城県6区	5	1,904,794	92,104,867	88.35%	265
37	奈良県4区	3	1,148,081	93,252,948	89.45%	268
38	長崎県4区	3	1,163,655	94,416,603	90.56%	271
39	新潟県6区	5	1,946,249	96,362,852	92.43%	276
40	岡山県5区	4	1,572,894	97,935,746	93.94%	280
41	愛媛県4区	3	1,183,082	99,118,828	95.08%	283
42	山口県4区	3	1,190,719	100,309,547	96.22%	286
43	香川県3区	2	824,890	101,134,437	97.01%	288
44	和歌山県3区	2	836,567	101,971,004	97.81%	290
45	富山県3区	2	895,936	102,866,940	98.67%	292
46	秋田県3区	2	905,792	103,772,732	99.54%	294
47	鳥取県2区	1	480,203	104,252,935	100.00%	295
		295	104,252,935			

50,203,259 人が 148 人を選出（48.16%）

54,049,676 人が 147 人を選出（51.84%）

イ　ところが、平成 26 年 12 月 14 日衆院選（小選挙区）では、

全衆院小選挙区選出議員（295 人）の過半数（295 人の中の 148 人）は、全有権者（104,252,293 人）の中の 43,775,161 人（41.99％＝43,775,161 人÷104,252,293 人）から選出され、

その半数未満（147 人）は、全有権者のうちの 60,477,774 人（58.01％＝60,477,774 人÷104,252,293 人）から選出された（総務省選挙関連資料。訴状・別表 1）。

（以下、余白）

第２編：（本書 19～424 頁）

★★★第１章　1 憲法 56 条２項、2 憲法１条、3 憲法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等：（本書 19～102 頁）

第１節　平 26/12/14 衆院選（小選挙区）（以下「本件選挙」ともいう）は、違憲無効である：（本書 19～33 頁）

1　平成 25 大法廷判決（衆）（甲 3）：（本書 19～22 頁）

(1)　いわゆる平成 25 年の「0 増 5 減」の衆院選選挙制度に関する改正法（以下、「平成 25 年改正法」ともいう）について、平成 25（2013）年 11 月 20 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 25 年大法廷判決」（衆）ともいう）は、その判決文・9 頁 3～9 行、13 頁 5 行～15 頁 10 行で、夫々、

「平成２５年改正法は同月２８日に公布されて施行され，同改正法による改正後の平成２４年改正法中の上記０増５減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定はその１か月後の同年７月２８日から施行されており，これにより，各都道府県の選挙区数の**０増５減**とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ，平成２２年国勢調査の結果による**選挙区間の人口の最大較差は１．９９８倍**に縮小されている。」（強調　引用者）、

「イ　そこで，本件において，**憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。**

本件旧区割基準中の１人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては，前掲最高裁平成１９年６月１３日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており，これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは，平成２３年３月２３日であり，国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには，旧区画審設置法３条２項の定める１人別枠方式を廃止し，同条１項の趣旨に沿って平成２２年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し，それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現していくことは，多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり，平成６年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた１人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので，制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ，立法の経緯等にも鑑み，国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また，このような定数配分の見直しの際に，議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも，この問題の解決に向けての議論を収れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難い。そうした中で，平成２２年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限を経過した後，まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正

の作業が進められ，１人別枠方式を定めた旧区画審設置法３条２項の規定の削除と選挙区間の人口較差を２倍未満に抑えるための前記０増５減による定数配分の見直しが行われたものといえる。

このような上記**０増５減**による定数配分の見直しの内容を現に実施し得るものとするためには，１人別枠方式の廃止及び定数配分と区割り改定の枠組みを定める法改正の後，新たな区割基準に従い区画審が選挙区割りの改定案の勧告を行い，これに基づいて新たな選挙区割りを定める法改正を行うという二段階の法改正を含む作業を経る必要があったところ，前者の改正を内容とする平成２４年改正法が成立した時点で衆議院が解散されたため，平成２３年大法廷判決の言渡しから**約１年９か月後**に施行された本件選挙は従前の定数と選挙区割りの下において施行せざるを得なかったことは前記のとおりであるが，本件選挙前に成立した平成２４年改正法の定めた枠組みに基づき，本来の任期満了時までに，区画審の改定案の勧告を経て平成２５年改正法が成立し，定数配分の上記０増５減の措置が行われ，平成２２年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を２倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように，平成２１年選挙に関する平成２３年大法廷判決を受けて，立法府における是正のための取組が行われ，本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものということができる。

もとより，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており，平成２２年国勢調査の結果を基に１人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず，そのため，今後の人口変動に

より再び較差が２倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど，１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」（強調　引用者）

と判示する（甲 3）。

(2)　即ち、平成 25 年大法廷判決（衆）は、

『「０増５減の措置における定数削減の対象とされた県（＝福井、山梨、高知、徳島、佐賀の５県。引用者　注）以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されて（いること）」を理由として、いわゆる「0 増 5 減」の「改正法」の選挙区割りは、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」にある、と判断している』

と解される。

２　いわゆる「0 増 5 減」の「平成 25 年改正法」下の選挙区割りの最大の一票の格差は、1.988倍（平成 22 年〈2010〉年国勢調査に基づく）：（本書 22~23 頁）

(1)　平成 25（2013）年 6 月、小選挙区を「0 増 5 減」する選挙区割り改正法が成立した。国勢調査に基づくと、全ての衆院小選挙区（295 選挙区）での最大人口較差は、**1.998 倍**（1.988≒581,677 人〈東京 16 区・最大人口〉÷291,103 人〈鳥取 2 区・最少人口〉）であった（甲 5。平成 22（2010）年国勢調査に基づく。法務省ホームページ「衆議院小選挙区の区割の改正等について」「改正内容の概要（チラシ）」）。

(2)　2014 年 11 月 20 日東京新聞朝刊 29 頁（甲 6）は、

「今年 1 月 1 日現在の住民基本台帳を基にした総務省の試算では、2 倍以上の選挙区は計 14 に上った。」

と報じ、

更に、

「

最小選挙区との格差が2倍以上の選挙区

順位	選挙区	該当地域	格差(倍)
1	兵庫6区	伊丹、宝塚、川西市	2.109
2	北海道1区	札幌市(中央・南・西区)	2.060
3	愛知12区	岡崎、西尾市、額田郡	2.051
4	兵庫7区	西宮、芦屋市	2.045
5	東京23区	町田、多摩市	2.029
6	埼玉3区	草加、越谷市	2.029
7	東京19区	小平、国分寺、国立、西東京市	2.028
8	神奈川13区	大和、海老名、座間、綾瀬市	2.024
9	静岡5区	三島、御殿場、裾野市、富士市の一部、伊豆の国市の一部、田方郡、駿東郡の一部	2.017
10	東京3区	品川区、大田区の一部、島しょ部	2.010
11	東京5区	目黒区、世田谷区の一部	2.009
12	埼玉2区	川口市	2.007
13	東京22区	三鷹、調布、狛江、稲城市	2.002
14	東京16区	江戸川区の一部	2.000
295	宮城5区	石巻、東松島市、大崎市の一部、遠田、牡鹿郡	1.000

最小選挙区　□は首都圏　小数点以下第4位を四捨五入

表のデータは、総務省が1月1日現在の住民基本台帳を基に試算した。選挙権のない未成年を含めた人口から算出している。今回の衆院選の有権者数は、投開票後に総務省が発表する。

」

と報じた（甲 6。2014 年 11 月 20 日付東京新聞 29 面）。

3（1～2の小括）

上記 1～2（本書 19～23 頁）の次第であるので、平成 25 年大法廷判決（衆）（但し、

「０増５減の措置における定数削減の対象とされた県（＝福井、山梨、高知、徳島、佐賀の５県。引用者　注）以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており，‥‥１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない、との判示。）に照らして、いわゆる「0 増 5 減」の「平成 25 年改正法」に基づいて施行された、平成 26 年 12 月 14 日施行衆院選（小選挙区）の選挙区割り（以下、「本件選挙区割り」という）は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」と解される。

4　本件選挙の投票日（平成 26〈2014〉年 12 月 14 日）の時点で、『合理的期間』は、既に徒過している：（本書 24~26 頁）

（以下、余白）

選挙人は、**主位的に、**

「(i)　平成 23（2011）年大法廷判決（衆）（甲 1）、

(ii)　平成 24（2012）年 10 月 17 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 24 年大法廷判決」（参）ともいう）（甲 2）、

(iii)　平成 25（2013）年大法廷判決（衆）（甲 3）、

(iv)　平成 26（2014）年 11 月 26 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 26 年大法廷判決」（参）ともいう）（甲 4）、

のそれぞれの説示する、【『合理的期間の判例法理』に関する判決の部分】自体が、憲法 98 条 1 項により、**「その効力を有しない」**」

と主張する。

仮に、万一この選挙人の主張が当裁判所により採用されないと仮定しても、選挙人は、**予備的に、**下記(1)～(4)（本書 25～26 頁）の理由により、本件選挙日（平成 26〈2014〉年 12 月 14 日）の時点で、本件『合理的期間』は、既に徒過している、と主張する。

(1)　平成 25（2013）年大法廷判決（衆）は、その判決文 15 頁 3～10 行で、平成 24（2012）年 12 月 16 日施行衆院選（小選挙区）につき、

「上記 0 増 5 減の措置における**定数削減の対象とされた県（＝福井、山梨、高知、徳島、佐賀の 5 県。**引用者　注）**以外の都道府県については，**・（略）・1 人別枠方式の**構造的な問題**が最終的に解決されているとは

いえない。」（強調　引用者）

と判示している（甲 3）。

(2)　本件選挙（平成 26〈2014〉年 12 月 14 日施行衆院選〈小選挙区〉）は、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）が、ともに、

『一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する』旨

判断済であるにも拘らず、上記(1)に示すとおり、「上記０増５減の措置における**定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，**」**一人別枠方式を廃止していない**、いわゆる「0 増 5 減」の「改正法」の下に、施行された。

(3)　そして、本件選挙投票日（平成 26〈2014〉年 12 月 14 日）は、平成 23 年大法廷判決日（平成 23〈2011〉年 3 月 23 日）以降、既に**3 年 8 ヶ月 22 日間**経過している。

(4)　（小括）

上記(1)～(3)（本書 25～26 頁）の次第であるから、本件選挙日（平 26/12/14）の時点で、当該『合理的期間』は、既に徒過している、と解される。

5　(i) **衆議院議員選挙区画定審議会設置法**（以下、「区画審設置法」という）4 条には、**「1 年以内」の定めがあること及び**

(ii)　緊急是正法附則３条３項が、【選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が、緊急是正法の施行日から６ヶ月以内に行われること】を予定していること：（本書 26~31 頁）

(1)　下記ア～イに示すとおり、選挙区の改正は、何も、特別の事態ではない。

ア　区画審設置法４条によれば、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が、最初に官報で公示された日から、１年以内に行うものとされている。

イ　緊急是正法附則３条３項によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が、同法の施行日から６か月以内に行われることを予定している。

(2)　上記(1)ア～イに示すとおり、

【区画審設置法４条により、区画審による選挙区の改正案の作成及び内閣総理大臣への勧告は、10 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が、最初に官報で公示された日から１年以内に行うものとされていること】、さらには、

【緊急是正法附則３条３項においても、選挙区割りの改正案に係る区画審の勧告が、同法の施行日から６ヶ月以内に行われることを予定

していること】に照らすと、

なんぼなんでも、国会が一人別枠方式が違憲状態であることを知った【平成 23 年大法廷判決の判決日（平 23/10/23）】から **3 年 8 ヶ月 22 日**後たる、**本件選挙日（平 26/12/14）**の時点に於いては、

【『合理的期間』の末日は、徒過済である】

と解される。

(3) **東京高判平成 25 年 3 月 6 日（難波孝一裁判長）**（甲 11）は、その判決文・19 頁下 6 行～22 頁 4 行で、

「国会が、１人別枠方式の合理性が失われており、本件選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反する状態に至っていたものと認識できたのは、平成２３年大法廷判決が言い渡されたときと認めるのが相当である。そうだとすると、国会が、平成２３年大法廷判決が言い渡された後、憲法上要求される合理的期間内にこれを是正しないときには、選挙制度の具体的仕組みの決定について国会が有する裁量権の限界を超えると判断され、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反すると評価されるに至るものと解するのが相当である。そこで、国会が、平成２３年大法廷判決が言い渡された時点から本件選挙時までの１年８か月余の間に、憲法上要求される合理的期間が経過したにもかかわらず、国会が上記状態を是正しないまま本件選挙時に至ったかどうかについて

検討する。

イ　被告は、平成２３年大法廷判決の指摘に従い、１人別枠方式を廃止して選挙を行うためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするのに匹敵する検討と作業を要するものであるから、是正を行うについての国会における審議等には、かなりの期間を要し、選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反し違憲であるとされた過去の事例に比較して、より以上の期間を要すると主張する。

確かに、本件選挙区割りについて、１人別枠方式の廃止を反映する是正を行うためには、全ての都道府県に１人ずつ配分された定数の再配分を行った上で、定数の変更が行われる都道府県内の選挙区割りを見直すことが必要となる（なお、小選挙区選挙についても、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには限界があるとされる場合には、それ自体の見直しが必要になることについては、最高裁平成２３年（行ツ）第５１号同２４年１０月１７日大法廷判決（最高裁ＨＰ）の説示するとおりである。）。しかし、平成２３年大法廷判決によって、１人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが違憲の状態にあることが確定された状況下では、早期にこれを是正することが要請されるのであり、選挙区割りを決定する上での憲法上の基本的な要請である投票価値の平等の見地に従って上記再配分を行うことに特段長期の期間を要するとは考え難い。都道府県別の選挙区の定数の配分について、従前の配分の基準を規定していた本件区割基準において考慮されていなかったその余の事情を新たに考慮することによって違憲状態の是正を遅らせることは、選挙制度の仕組みの具体的決定について、国会が裁量を有すること考慮しても許容されるものではない。また、都道府県内の選挙区割りの見直しについて、対象となる選挙区数が相当数に上ることは容易に予想されるも

のの、**選挙区の改定は特別の事態ではなく**、区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から**１年以内**に行うものとされていること（**区画審設置法４条**）、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が前記のとおり同法の施行日から**６か月以内**に行われることを予定していること（**緊急是正法附則３条３項**）に照らせば、国会において、本件選挙時までに、区画審による改定案の策定、勧告の手続を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であったと認めるには足りないというべきである。

なお、被告は、最高裁判所の判例上、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態について憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと判断された判例である昭和５１年大法廷判決及び昭和６０年大法廷判決を挙げて、是正に要する期間として長期間が必要であると主張する。しかし、これらの判例において参照されている８年余等の期間は、問題とされた選挙の直前における選挙区割規定（公職選挙法）の改正が行われた時点から当該選挙までの期間であり、選挙区割りが憲法に反する状態であることを国会において認識し得た時点からのものではない（各事案に鑑みれば、是正そのものに必要な期間としてではなく、選挙区間の人口較差が次第に拡大する過程で、国会において、選挙区間の投票価値の較差が違憲状態に至ったと判断するために必要な期間として、相当な期間を要することを念頭に認定されたものと解することが相当である。）から、これをもって、本件において、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態が憲法上要求される合理的期間内に是正され

たかどうかを認定するための根拠とすることは相当ではない。よって、被告の上記主張は採用することができない。」（強調　引用者）

と判示する（甲 11）。

上記(2)（本書 27～28 頁）の選挙人の主張は、同判示に沿うものである。

6　**【区画審設置法 4 条の「1 年以内」の定めの規範的意味】**：（本書 31～32 頁）

(1)　平成 24 年 12 月 16 日施行衆院選（小選挙区）について、平成 25 年 3 月 6 日～同年 4 月 11 日の間に言渡された 17 個の高裁判決のうち、

違憲高裁判決は、15 ヶであり、

違憲状態判決は、僅か２ ヶであった。

この点を、下記**第９章、第３節、９**（本書 277～325 頁）で、詳述する。

(2)　もし仮に、裁判所が平成 23 年大法廷判決・判決日（平 23/3/23）より 3 年 8 ヶ月 22 日経過後でも尚、『合理的期間』は徒過していない、と判決するとしよう。

その場合、裁判所の『合理的期間』が徒過か、未徒過かの認定に於いて、**【区画審設置法に於いて、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告が、統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から１年以内に行うものとされていること】（区画審設置法４条）**は、選挙区割りの立法準備作業のために必要とされる期間の**基準**として、**実質的に見て**、何らの**規範的意味**を持ち得ないことになる。

もし万一裁判所が、当該3年8ヶ月22日の経過後でも尚、『合理的期間』は徒過していないと判決するようでは、もはや、今の日本は、

法治国家

とは言えない。

（以下、余白）

7　米国連邦地裁の「命令」（Order）の日から９日間で、選挙区割り法改正法成立：（本書 33 頁）

米国連邦地裁（ペンシルバニア州中部地区）が、2002 年 4 月 8 日に最大人口較差・19 人の当時の選挙区割り法を「違憲」と決定し、3 週間以内に、米国連邦憲法に沿った選挙区割り法案を提出するよう命じたところ、State（州／国）議会は、同命令日の 9 日後（2002 年 4 月 17 日）に、最大人口較差・1 人（＝646,372 人〈最大人口の小選挙区〉－646,371 人〈最少人口の小選挙区〉）の新しい「選挙区割り改正法」を立法した（甲 28 の 1 及び 2）。

(i)　【この一票の住所差別問題に対する米国連邦地裁の命令の認めた『立法改正のための猶予期間』が、僅か 3 **週間以内**であったこと】と、

(ii)　【State（州／国）の議会がその命令に対応して、

9 日間

で最大人口差 1 人の選挙区割り改正法を立法したこと】の

迫力満点の 2 つの事実は、日本の裁判所が、『合理的期間』とは、どの程度の長さが合理的に必要な長さとして認められるかを判断する際の、一つの**参考事例**となろう。

（以下、余白）

★★★第２節　本「人口比例選挙裁判」の、選挙人ら（原告ら）の最重要の主張（＝人口比例選挙の保障）：（本書 34～44 頁）

★★★I　①憲法 56 条２項、②憲法１条、③憲法前文第１文は、【人口比例選挙の保障】を定めている（本書 34～36 頁）

１　過去、衆院選で言えば、「1 票の格差（＝1 票の住所差別）は、2 倍未満ならば、合憲」が、一般的であった。

しかし、

【人口比例選挙が、

①　憲法 56 条２項（「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」）、

②　憲法１条（「主権の存する日本国民」）および

③　憲法前文第１文（「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」、「主権が国民に存する」）

によって、ガチガチに保障されているという真実】が発見された。

大発見

である。

２　この**大発見**により、【1 票の住所差別の問題】は、

(1) 匙加減（さじ）の議論

（即ち、「1 票の格差は、2 倍未満程度なら合憲だ」、「いや、1.6 倍未満程度なら合憲だ」等々といった、過去 50 年間続いている、

「法の下の平等」（憲法 14 条）を巡る匙加減の議論）

から

(2) 文理解釈の議論

（即ち、「人口比例選挙」は、①憲法 56 条２項、②憲法１条、③憲法前文第１文によって保障されているか、否か、という、

①憲法 56 条２項、②憲法前文第１文、③憲法１条の文理解釈の議論）へと、

コペルニクス的転換

が起きた。

（以下、余白）

★★★II　①憲法 56 条２項、②憲法１条、③憲法前文第１文の文理解釈：（本書 37～40 頁）

1　①憲法 56 条２項、②憲法１条、③憲法前文第１文：（本書 37～40 頁）

第１に、憲法前文第１文は、「主権が国民に存する」と定めている。（憲法第１条も、「主権の存する日本国民」と定めている）。

ここで、主権とは、【国政のあり方を決める権力】である。

第２に、憲法前文第１文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「（主権者たる）日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて（国政のあり方を決めるべく）行動し、」である。

ここで、上記文中の「行動し、」の 主語 は、あくまでも、「日本国民」であって、「国会における代表者」ではない。

この点が、 重要 である。

そして、【日本国民（が）、正当に選挙された国会における代表者を通じて（国政のあり方を決めるべく）行動（する）『手続』】の基本的条項が、憲法 56 条２項である。

第３に、憲法 56 条２項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。

①　非「人口比例選挙」では、

(i) 必ず、【多数（＝過半数。以下、同じ。）の国民】が、【少数（＝半数未

満。以下、同じ。）の国会議員】を選出し、その裏返しとして、

(ii) **必ず**、少数の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、

【多数の国会議員】の意見と

【多数の国民】の意見（但し、多数の国民から選出された国会議員の意見）が

対立する場合が生じ得る。

その意見の対立の場合、憲法 56 条 2 項の下では、

【多数の国会議員】の意見が、

必ず、【多数の国民】の意見に**勝利**する。

これでは、

「主権者は、国会議員」

ということになる。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、**憲法１条**の「**主権**の存する**日本国民**」（強調　引用者）の定めに反する。

結局、『国民主権』（憲法前文第１文、憲法１条）を前提とする以上、【「両議院の議事」を決する**『過半数の「出席議員」』**を選出する**主権者】**の数は、**必ず**、【全「出席議員」を選出する**主権者】の数の過半数**でなければならない。

② 全「出席議員」の過半数が、**必ず**、【全「出席議員」を選出する国民（主権者）】の過半数から選出されるようにするためには、

選挙が、『全「出席議員」の過半数が、**必ず**、全「出席議員」を選出する主権者（国民）の過半数から選出されるようにする**【変換ソフト】』**でなければならない。

そして、その**【変換ソフト】**は、

人口比例選挙

以外に無い。

第４に、国民の多数（＝過半数）が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、非「現政権政党」に投票したとしよう。

その場合、選挙が「非人口比例選挙」であるとすると、国民の過半数の投票が、国会議員の過半数の選出に結びつかないため、国民の過半数の投票によっては、

政権交代がおきない。

非「人口比例選挙」の下では、政権政党は、過半数の国民の意見に反して国政を行っても、次の選挙で政権を失わないので、政権政党は、過半数の国民の意見に反する国政を強行し得る。

これは、①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の定める『国民主権』・『代議制民主主義』に反する。

2　2014 年 12 月 14 日衆院・小選挙区選挙（「本件選挙」）：

2014 年 12 月衆院選（小選挙区）で、全有権者（1 億 425 万 2293 人）の中の 4377 万 5161 人（41.989%）が、全小選挙区選出議員（295 人）の中の 148 人（51%）を選出し、

残余の 6047 万 7774 人（58.011%）の有権者が、残余の 147 人（49%）の選挙区選出議員を選出した（総務省選挙関連資料。平成 25（2013）年 9 月 2 日現在。訴状・別表 1）。

即ち、**少数の有権者**（1 億 425 万 2293 人の中の 4377 万 5161 人〈41.989%〉）が、**多数の選挙区選出参院議員**（295 人の中の 148 人〈51%〉）を選出した。

よって、2014 年 12 月衆院選（小選挙区）は、非「人口比例選挙」である。

★★★【補遺１】憲法前文第１文の「正当（な）選挙」：（本書 41～43 頁）

憲法前文第１文の「日本国民は、**正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**」（強調　引用者）の**「正当（な）選挙」**の意義を考察してみよう。

【質問】：

【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、

②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、

仕組みの選挙】は、はたして、**「正当（な）選挙」**であろうか？

【回答】：

1.　この質問に対し、小学生は、**【①少数**の選挙人が**多数**の被選挙人を選出し、**②多数**の選挙人が**少数**の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】は、**「正当（な）選挙」ではない**、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

他方で、小学生は、【多数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、少数の選挙人が少数の被選挙人を選出する仕組みの選挙】は、**「正当（な）選挙」である**、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

2.　(1)　平成 26 年 12 月 14 日衆院選（小選挙区）では、

全衆院小選挙区選出議員（295 人）の過半数（295 人の中の 148 人）は、

全有権者（104,252,293 人）の中の 43,775,161 人（41.99%＝43,775,161 人÷104,252,293 人）から選出され、

その半数未満（147 人）は、全有権者のうちの 60,477,774 人（58.01%＝60,477,774 人÷104,252,293 人）から選出された

（総務省選挙関連資料。訴状・別表 1）。

(2)　奥村雄太君（小学５年生・仮名）は、

この【少数の有権者（104,252,293 人の中の 43,775,161 人。41.989%）が、多数の国会議員（衆院・小選挙区）（295 人の中の 148 人。51%）を選出しているという情報】を知って、

「　少数の国民が、国会議員の多数を選べるような選挙が正当な選挙でないことぐらい、小学５年生の僕でも分かるよ。

だって、内閣総理大臣は、国会議員の多数決で選ぶんでしょ！

少数の国民が多数の国会議員を選べるような選挙制度では、少数の国民が、少数の国民が選んだ国会議員を通して、内閣総理大臣を選ぶこともありうることになってしまう。

多数の国民が、内閣総理大臣を選ぶことができない選挙制度なんて、

オカシイ

よ。

そんなの民主主義じゃないよー。

国民が主権者なんだから。

国会議員なんて、主権者でも何でもないよー。」

と言った。

(3)　こんな当たり前のことは、

小学５年生でも分かるレベルのこと

である。

（以下、余白）

★★★【補遺２】秘密保護法・不成立：（本書 44 頁）

もし仮に、「人口比例選挙」であったなら、秘密保護法は、不成立であった：

1. 「人口比例選挙」によって選出された【参院比例代表選出議員】（定員：96 人）の中で、自民・公明の参院議員は、41 人（**43%**＝41 人÷96 人）でしかない。

   非「自民・公明」の議員は、残余の 55 人（55 人＝96 人－41 人。**57%**＝55 人÷96 人）である。

2. 非「自民・公明」の 55 名の**【比例代表選出議員】**（維新、みんなの党の議員を含む）は、【該国会期間中の秘密保護法の可決】に賛成しなかった。

   しかし、（非「人口比例選挙」により選出される【選挙区選出議員】を含む）全参議院議員数では、自民、公明の議員が、過半数であった。

3. 即ち、秘密保護法の参院採決では、【全参院出席議員の過半数】の意見と【国民の過半数（＝57%）】から選出された**【比例代表選出議員】**の意見が**対立**した。

4. そして、参院の**出席議員の過半数**の意見が、**国民の過半数**（＝57%）から選出された議員の意見に**勝利**し、同法案は可決された。

5. この【（非「人口比例選挙」選出議員を含む）参院決議】の帰結は、

国会議員主権

であって、**国民主権ではない（憲法１条、憲法前文第１文後段の各違反）。**

第３節　**完全沈黙**：（本書 45～67 頁）

４ヶの最高裁大法廷合議体／44 ヶの高裁合議体は、選挙人の【『憲法 56 条２項、同１条、同前文第１文は、人口比例選挙を要請している』との文理解釈論】に対して、「反論無し状態」に陥っている。

★★★１　３ヶの大法廷判決：

(1)　平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）：

選挙人の『主権者の多数決論』に対し、**平成 23（2011）年大法廷判決（衆）**は、

「（２）　憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。しかしながら、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する**絶対の基準ではなく**、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって**投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められる**ことになっても、やむを得ないものと解される。

そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員１人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ

基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との**調和**を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、**国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否か**によって判断されることになる。

以上は、前掲各大法廷判決の趣旨とするところであって、これを変更する必要は認められない。」（判決文7頁下9行~8頁下6行）（強調　引用者）

と判決した（甲1）。

(2)　平成25年大法廷判決（衆）（甲3）：

更に、選挙人の『主権者の多数決論』に対し、平成25年大法廷判決（衆）は、

「　憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する**絶対の基準ではなく**、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において**調和的**に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ**（43 条 2 項、47 条）**、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（判決文 9 頁下 9 行~下 3 行）（**強調　引用者**）

「　以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和 49 年（行ツ）第 75 号同 51 年 4 月 14 日大法廷判決・民集 30 巻 3 号 223 頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって

（略）、

これを変更する必要は認められない。」（判決文 10 頁下 8 行~11 頁 3 行）

と判決した。

(3)　平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）：

選挙人の『主権者の多数決論』（＝『憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文の文理解釈論』）（**即ち、上記第 1 章、第 2 節**（本書 34~44 頁）**記載のとおり。**）に対し、平成 26 年大法廷判決（参）は、

「　3　憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち**投票価値の平等を要求している**と解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、**投票価値の平等**は、選挙制度の

仕組みを決定する唯一、**絶対の基準となるものではなく**、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記２(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和 57 年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和 22 年の参議院議員選挙法及び同 25 年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、**昭和 58 年大法廷判決**以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。」（判決文７頁下２行～９頁４行）（強調　引用者）

と判示する。

(4)　（小括）

即ち、上記(1)～(3)（本書 45～49 頁）記載の各大法廷判決は、いずれも、平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（甲 10）（下記第 7 章 4（本書 175～176 頁））が正しく指摘するとおり、「選挙に関する事項」（憲法 47 条）を、

① 投票価値の平等の問題と

② その他の選挙制度の問題

の 2 つに峻別して、論ずることなく、

上記の①と②の 2 つの問題を、「選挙に関する事項」（憲法 47 条）として、【同一のもの】と観念し、

『　国会には、「選挙に関する事項」について、広範な立法裁量権があるので、憲法は、厳格な人口比例選挙を要請していない』旨

判断した。

★★★2　詭弁：

(1)　「平成 23 年大法廷判決」（衆）、「平成 24 年大法廷判決」（参）、「平成 25 年大法廷判決」（衆）、「平成 26 年大法廷判決」（参）は、いずれも、最高裁が既に**「違憲状態」**と判断済の**「違憲状態選挙」**で当選した**「違憲状態議員」**（＝**憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人**）に、投票価値の平等を調整するための（即ち、減殺するための）立法裁量権を認めている。

(2)　**しかしながら、憲法は、【違憲状態の選挙（＝憲法 98 条 1 項後段に基づく、**

無効の選挙）で選ばれた「違憲状態国会議員」】が、立法行為をすることなど、全く予定していない。

(3)　『違憲状態議員が、憲法 43 条 2 項、47 条に基づき、選挙区割りに関する立法をするために、広範な立法裁量権を有する』とする平成25年大法廷判決（衆）の【判断枠組み】は、全くの

詭弁

である。

詭弁：

広辞苑　「道理にあわぬ抗弁。理を非にいいまげる弁論。こじつけの議論」（強調　引用者）

岩波国語辞典　「道理にあわない、言いくるめの議論。ごまかしの議論」（強調　引用者）

(4)　この『違憲状態の選挙（＝憲法 98 条 1 項後段に基づく、**無効の選挙**）で選ばれた「国会議員」（＝　【憲法 98 条 1 項後段に基づき、**国会活動をす**

る正統性の無い人】）は、国会で投票する資格が有る訳がない。いわんや、立法裁量権など有る訳がない』という選挙人の主張する理屈は、

小学生でも、ストンと納得できる、簡単明瞭な理屈である。

仮に、

小学生が、

『この簡単な、当たり前の理屈を分からない大人がいる』

と知ったとしたら、

小学生は、驚くであろう。

そして、小学生は、大人に対する尊敬の気持ちを失うであろう。

★★★3　完全沈黙

(1)　更に、下記(2)の 4 ケの大法廷判決は、夫々の判決文の中で、『憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文の文理解釈論』（但し、上記第 1 章、第 2 節（本書 34～44 頁）に示す）について、一言も触れていない。

(2)

1（本書 54～55 頁）

(i)　 　ケの高裁・裁判体と、

(ii)　 　ケの最高裁大法廷・裁判体

(1 平成 23 年大法廷判決（衆）、
2 平成 24 年大法廷判決（参）、
3 平成 25 年大法廷判決（衆）、
4 平成 26 年大法廷判決（参））は、

全て、上記（本書 34～44 頁）の選挙人の主張（＝『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の**文理解釈**』（＝『主権者の多数決論』）に対して、その各判決文で、

完全に

沈黙

している。

（以下、余白）

[1] 45 ケの高裁裁判体　　「一人一票訴訟の判決一覧」（本書 54～55 頁）

（但し、山口弁護士グループ提訴の平 25/3/25 広島高裁判決を含む）

	判決日	裁判所	判　断	甲号証
	【平 21 衆院選】	高裁：違憲･違法(4)　違憲状態(3)　合憲(2)		
1	平 21／12／28	大阪高裁	違憲･違法	
2	平 22／1／25	広島高裁	違憲･違法	
3	3／9	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
4	3／11	東京高裁	合憲	
5	3／12	福岡高裁	違憲･違法	
6	3／18	名古屋高裁	違憲･違法	
7	4／8	高松高裁	違憲状態	
8	4／27	札幌高裁	合憲	
	平 23／3／23	最高裁大法廷	違憲状態（一人別枠廃止）	1
	【平 22 参院選】	違憲･違法(3)　違憲状態(12)		
9	平 22／11／17	東京高裁	違憲･違法	
10	12／10	広島高裁	違憲状態	
11	12／16	東京高裁	違憲状態	
12	12／16	広島高裁岡山支部	違憲状態	
13	12／24	仙台高裁	違憲状態	
14	平 23／1／25	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
15	1／25	高松高裁	違憲･違法	
16	1／25	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
17	1／26	広島高裁松江支部	違憲状態	
18	1／28	大阪高裁	違憲状態	
人口比例 1	1／28	福岡高裁	違憲･違法（「人口比例選挙」判決）	7
19	1／28	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
20	2／24	札幌高裁	違憲状態	
21	2／24	名古屋高裁	違憲状態	
22	2／28	名古屋高裁金沢支部	違憲状態	
	平 24／10／17	最高裁大法廷	違憲状態（①参院選の 1 票の投票価値は、衆院選のそれと同一、②都道府県単位の否定）	2
	【平 24 衆院選】	高裁：違憲･違法(13)　違憲状態(2)　違憲･無効(2)		
人口比例 2	平 25／3／6	東京高裁	違憲･違法（「人口比例選挙」判決）（0 増 5 減不十分）	11
23	3／7	札幌高裁	違憲･違法（0 増 5 減不十分）	12
24	3／14	仙台高裁	違憲･違法（0 増 5 減不十分）	
25	3／14	名古屋高裁	違憲状態（0 増 5 減不十分）	24

人口比例 3	3／18	福岡高裁	違憲状態 (「人口比例選挙」判決)(０増５減不十分)	23
人口比例 4	3／18	名古屋高裁金沢支部	違憲･違法 (「人口比例選挙」判決)(０増５減不十分)	10
26	3／22	高松高裁	違憲･違法 (０増５減不十分)(「人口比例選挙(は)･･･一つの理想ないし目標」)	13
人口比例 5	3／25	広島高裁 (山口先生 G)	違憲･無効 (実質的な「人口比例選挙」判決：「国会の広範な裁量権は、・・・民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける」)	9
27	3／25	広島高裁松江支部	違憲･違法	
人口比例 6	3／26	広島高裁岡山支部	違憲･無効 (「人口比例選挙」判決)(０増５減不十分)	8
28	3／26	福岡高裁宮崎支部	違憲･違法	19
29	3／26	福岡高裁那覇支部	違憲･違法	15
30	3／26	広島高裁	違憲･違法	20
31	3／26	大阪高裁	違憲･違法	22
32	3／27	仙台高裁秋田支部	違憲･違法	21
	平 25／11／20	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事：「人口比例選挙」意見)	3
	【平 25 参院選】	高裁：違憲･違法(2)　違憲状態(12)　違憲･無効(1)		
人口比例 7	平 25／11／28	広島高裁岡山支部	違憲･無効 (「人口比例選挙」判決)	25
33	12／5	広島高裁	違憲状態	
34	12／6	札幌高裁	違憲状態	
35	12／16	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	
36	12／16	高松高裁	違憲状態	
37	12／17	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
38	12／18	大阪高裁	違憲･違法	26
39	12／18	名古屋高裁	違憲状態	
40	12／19	福岡高裁	違憲状態	
41	12／20	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
42	12／20	東京高裁	違憲状態	
43	12／20	仙台高裁	違憲状態	
44	12／25	広島高裁松江支部	違憲状態	
45	12／26	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
	平 26／11／26	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事：「人口比例選挙」意見、山本判事：「人口比例選挙」意見)	4

俗な言葉で言えば、44 ヶの高裁・合議体と 4 ヶの最高裁大法廷・合議体は、選挙人らの『主権者の多数決論』に対し、

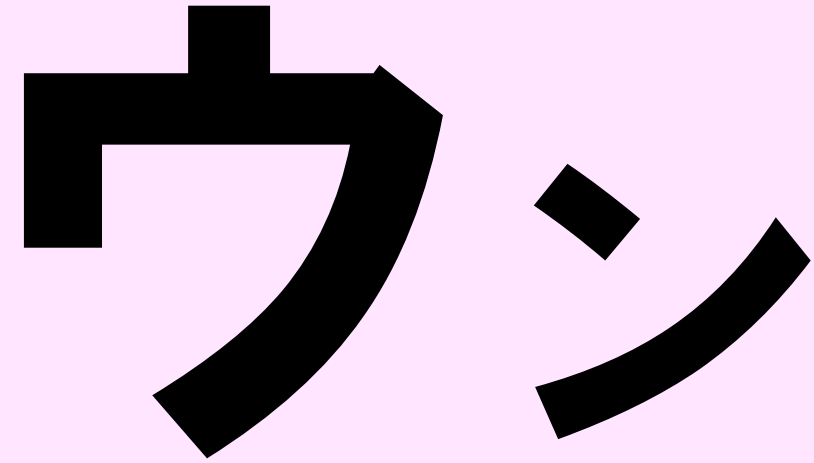

とも、

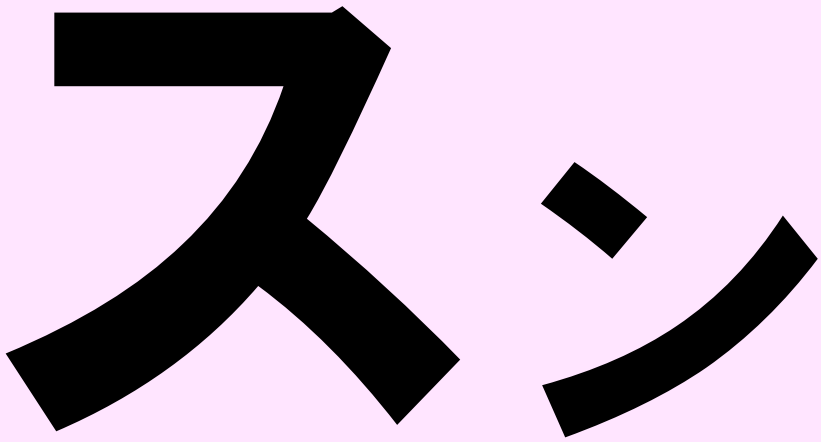

とも

言わない状態である。

これは、

異様

である。

（以下、余白）

将棋で言えば、

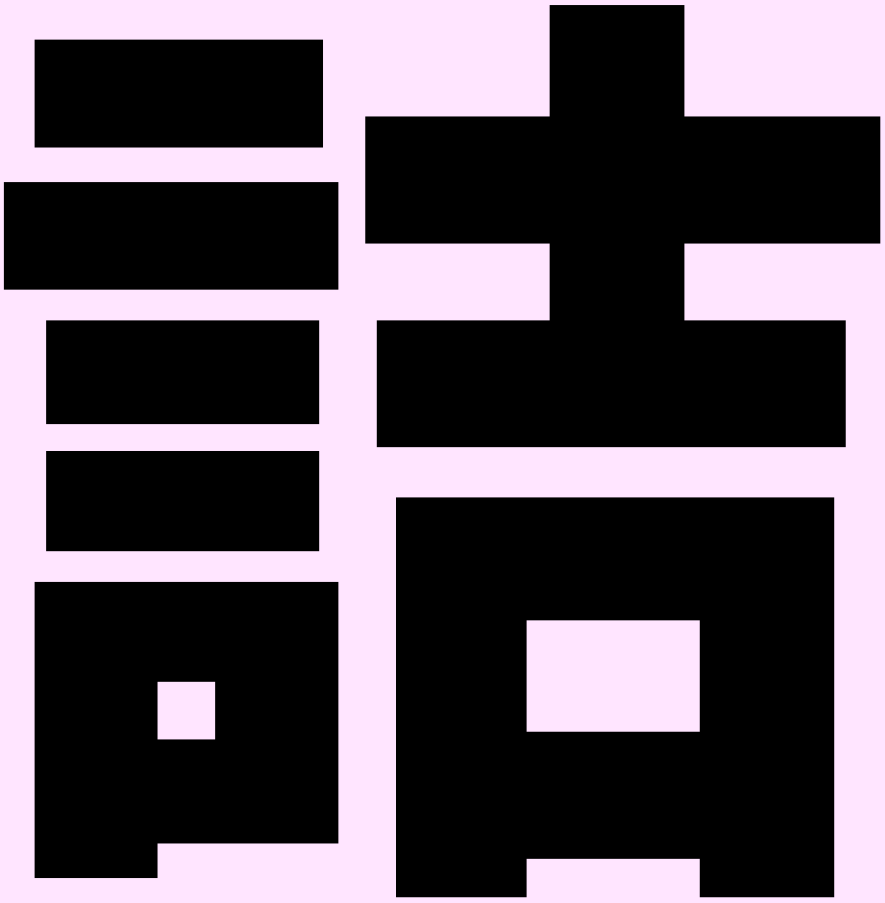

んでいる。

ここで、投了しなければ、見苦しい。

裁判官は、堂々と、

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』をもってしては、選挙人の『**憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論**』（＝『主権者の多数決論』）（**上記第 1 章、第 2 節**（本書 34~44 頁）**記載のとおり**）に対して、全く反論できないという、【**法律論の完敗**】を認め、アッサリと

兜を脱ぐ

べきである。

「お祖父さん、お祖母さんを尊敬し続けたい」という、
【孫の精一杯の期待】を裏切ってはいけない。

44 ヶの高裁裁判体と 4 ヶの最高裁大法廷裁判体の当該**完全沈黙**が示すとおり、【【**違憲状態議員**（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）による、立法裁量権行使の**憲法上の正統性**】を憲法の各条文の文理解釈に基づいて根拠付けること】が、不可能である以上、

裁判官は、今、昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】の**判例変更**を明言する判決を下す、**憲法 99 条の【憲法尊重擁護義務】**を負っている。

★★★４　**黄金律**：（本書 60 頁）

ある争点の法律論争では、論者が、相手方論者の主張に**反論できない事態**に至った場合は、【該論者が、該争点の法律論争に負けたこと】を意味する。

これは、

法律論争の

黄金律

である。

裁判官は、法律家である以上、該黄金律から逃れることは、できない。

（以下、余白）

★★★５　大学入試の問題：（本書 61～62 頁）

大学入試の問題（科目：社会）で、次の質問が出たとしよう。

［**質問**］ある論者は、次のとおり、主張している。

「①憲法 56 条 2 項は、「国会議員の多数決で、国会の議事を決する」と定めている。

②憲法 1 条は、「主権者は国民」と定めている。

③憲法前文 1 文は、「国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と定めている。

ところが、非人口比例選挙が行われているため、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、国会で、議員の多数決で、立法している。

以上の次第であるから、非人口比例選挙は、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文に違反し、違憲である」と。

憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文についての自らの解釈を示したうえで、この論者の「選挙は違憲・無効」の主張が正しいか否かを論ぜよ。

大学入試の受験生が、この質問に対し、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文に一言も触れることなく、

「憲法 43 条 2 項、47 条により、国会には選挙の立法裁量権があるから、非人口比例選挙は、合憲である。憲法は、人口比例選挙を定めていない。」

と回答したとしよう。

この答案は、**零点**である。

なぜなら、同回答は、質問の憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文の文理解釈をすることなく、「選挙は、合憲である。」と答えているからである。

質問に答えない答案は、高校入試であれ、大学入試であれ、入試では、

である。

（以下、余白）

★★★６　「多数決」の三文字：（本書 63~64 頁）

選挙人らは、この 5 年強の間のうちに、高裁判決を 64 ヶ、最高裁大法廷判決を 4 ヶ、得た。

ところが、この 56 ヶの高裁判決文（但し、64 ヶの高裁判決文の中の 8 ヶの高裁判決は、『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示しているので、この「8」を［「多数決」の三文字がない判決数］（＝「64」）から控除した。）と 4 ヶの最高裁大法廷判決文の中に、

「多数決」の三文字は、

零である。

これまで、選挙人が、

『　主権者が、国会議員を通じて、「多数決」で両院の議事を決するためには、人口比例選挙の保障が必須である』

と各準備書面で、繰り返し、強く主張したにも拘らずである。

（以下、余白）

これは

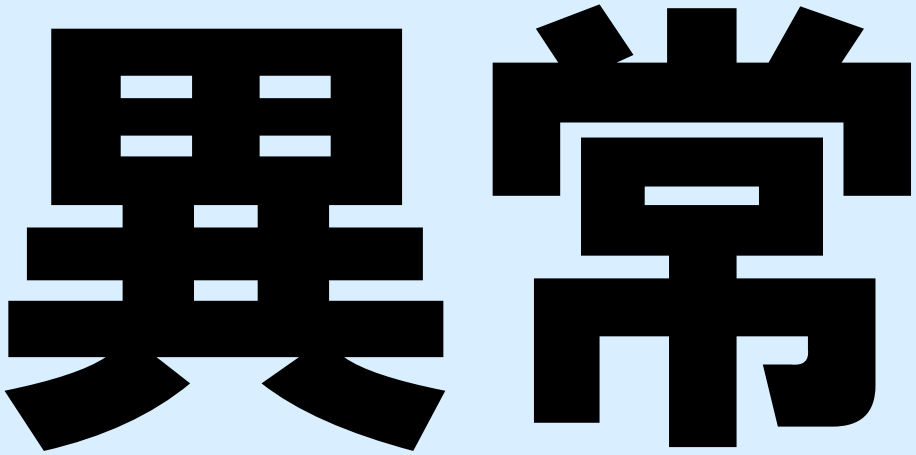

である。

（以下、余白）

★★★７「多数決を言っちゃ一仕舞いだから。」：（本書 65 頁）

選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、2014 年 1 月某日、A 元高裁裁判長・現弁護士と、人口比例裁判について、議論した。同代理人が A 元高裁裁判長・現弁護士に「どうして裁判所は、判決文の中で、**「多数決」**について言及しないのでしょうか？」と尋ねたところ、

同 A 元高裁裁判長・現弁護士は、

「多数決を言っちゃ－

仕舞いだから。

逃げられなくなるから･･･」

と言われた。

（以下　余白）

★★★８　「46 条」の三文字：（本書 66~67 頁）

平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）・判決文の法廷意見（全 18 頁）の中には、憲法の条文は、

「46 条」の三文字

が記載されているだけである。憲法の条文は、同判決文の中に、この「46 条」の三文字以外、何一つ、記載されていない。

これは、驚き である。

該事実は、【平成 26 年大法廷判決の法廷意見が、徹頭徹尾、**匙加減論**によって構築されている事実】を**あからさまに証明**している。

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、憲法の各条規の規範が何であるかを一切検討することなく、裁判所がその**匙加減**で、一票の格差（＝一票の住所差別）は、どの範囲内に納まれば、合憲であるか、否かを決するという、

床屋政談

でしかない。

該『判断枠組み』は、

1 憲法 56 条 2 項；

2 憲法 1 条；

3 憲法前文第 1 文前段

の各定めを、**規範**として捉えている、とはおよそ言い難いと言わざるを得ない。

（以下　余白）

★★★第４節　『合理的期間』が徒過済か否かについての、10 名の最高裁判事の意見（推察）：

（本書 68～88 頁）

１　5 名の最高裁判事の補足意見（平成 26 年大法廷判決〈参〉）：（本書 68～73 頁）

(1)　平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）に於いて、

1　**櫻井判事**；

2　**金築判事**；

3　**岡部判事**；

4　**山浦判事**；

5　**山﨑判事**；

は、下記の補足意見[2]を記述されている。

記[2]

「　私たちは、多数意見に賛同するものであり、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）にあったと考えるが、その状態を解消するために必要とされる選挙制度の仕組みの見直しの在り方について、補足して意見を述べておきたい。

　現行の参議院議員の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、選挙区選出議員の選挙につき、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定するという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やすことにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図ると

いう要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきであり、違憲状態の解消を図るためにはこのような選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、多数意見の述べるとおりであって、多数意見の引用する平成 24 年大法廷判決の指摘するところでもある。

憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、投票価値の不均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負うものと解されるところ、平成 24 年大法廷判決の言渡しの翌月に成立した公職選挙法の改正法（平成 24 年改正法）が、その附則において、平成 28 年に施行される参議院議員の通常選挙（以下「平成 28 年選挙」という。）に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも、同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す改正法を早期に成立させ、平成 28 年選挙から実施することを、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものということができよう。そして、平成 24 年大法廷判決の言渡し後、参議院の選挙制度の改革に関する検討会の下に設置された選挙制度協議会において、同判決の指摘を前提として、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの在り方について様々な案の提案と検討が行われ、平成 24 年改正法の上記附則の定めに従って平成 28 年選挙までの法改正を実現すべく、それらの提案を踏まえた具体的な改正案の策定に向けて議論が進められてきているのは、国会による上記責務の遂行の取組を示すものといえる。

上記のような選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正の方法の策定に関しては、投票価値の平等の実現を目的としつつ、二院制に係る憲法の趣旨等との調和の観点も踏まえた総合的な検討や参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは否定し難い。しかし、**投票価値の**

不均衡の是正は、議会制民主主義の**根幹に関わり**、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える**基本的な条件に関わる極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために**優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。**様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ**、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った**選挙制度の仕組み自体の見直し**を内容とする立法的措置が**できるだけ速やかに実現されることが強く望まれる**ところである。」（強調　引用者）

(2)　上記補足意見の記述が示すとおり、

【平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の法廷意見を構成する 11 判事の中の 5 判事

（1 櫻井判事；

2 金築判事；

3 岡部判事；

4 山浦判事；

5 山﨑判事）が、

「投票価値の不均衡の**是正**は、‥‥国会の活動の正統性

正統性

を支える基本的な条件に係わる極めて重要な問題であって、」（強調　引用者）

と断じたこと】は、

決定的

である。

けだし、同５判事は、

「参院選（選挙区）であれ、衆院選（小選挙区）であれ、「違憲状態」の選挙で選出された人は、国会活動に参画する**正統性が無い**」と判断している、と解されるからである。

（「違憲状態の選挙で選出された国会議員は、国会活動をする正統性がない」と平成 26 年大法廷判決の補足意見で判断済である、と解される）同５判事が、本件裁判で、

(i) 「合理的期間」の法理や

(ii) 「事情判決」の法理

を適用して、

【違憲状態の選挙で当選した、衆院選（小選挙区）選出議員

（＝憲法 98 条１項後段の規範に基づき、**国会活動をする**

正統性の無い人）】

が、本件選挙日（平成 26/12/14）以降、**国会の活動を行うことを許容する憲法判断をする、とは、到底解されない。**

もし仮に、同５名の最高裁判事のいずれかの判事が、当該憲法判断を行うのであれば、

同最高裁判事は、憲法 76 条～79 条、81 条、99 条により定められた最高裁判事（即ち、最も重要な国会機関の一つ。）の地位にある人として、本件一人一票裁判の判決文の中に、主権者（国民）に向かって、その結論に達した憲法上の根拠・理由を明記する、憲法 99 条に定める義務（憲法遵守・擁護義務）を負っている、と解される。

（以下、余白）

２　千葉最高裁判事の補足意見（平成 26 年大法廷判決〈参〉）：（本書 74～82 頁）

(1)（本書 74～80 頁）

千葉勝美判事は、平成 26 年大法廷判決・判決文 21 頁 2 行～27 頁 5 行で、下記[3]のとおり、補足意見を記述される。

記[3]

「裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見において、本件選挙までに法改正による違憲状態の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものということはできないとしたことに関連して、次のとおり私見を付加しておきたい。

１(1)　最高裁判所大法廷（多数意見）は、最近３回の参議院議員定数訴訟（多数意見の引用する平成１８年大法廷判決、平成２１年大法廷判決及び平成２４年大法廷判決）において、いずれも、選挙区間の投票価値の不平等状態が生じている議員定数配分規定についての合憲性審査を行い、結論としては、国会における裁量権の限界を超えたものと断ずることはできず合憲であるとしながらも、国会の対応として、投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘する付言又は説示を加えている。

具体的には、平成１８年大法廷判決と平成２１年大法廷判決は、いずれも、投票価値の較差につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）に至っているとの判断は示していないが、前者の判決は、なお書きにおいて、今後も、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが憲法の趣旨に沿うものというべきである旨を付言しており、また、後者の判決は、較差の大幅な縮小のためには、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでなく、制度の仕組み自体の見

直しが必要であり、国会において速やかに適切な検討が行われることが望まれる旨を付言している。

(2)　ところで、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、司法部により議員定数の配分が違憲状態であるとされた場合は、**早期に**その是正を図るための措置を執ることは、国会としての憲法上の責務というべきである。他方、違憲状態にまでは至っていないとされた場合には、較差の是正が責務となっているとまではいえないが、投票価値の平等を目指すことは憲法の趣旨に沿うものであるから、国会としては、あるべき選挙制度を考えていく過程で較差の縮小を検討していくべきであり、また、そのような対応で足りよう。そうすると、司法部が上記２件の大法廷判決において国会に対して一定の対応を求める付言を加えたことの意味が問題になる。

この点は、三権の一翼を担う司法部として、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること」（平成２１年大法廷判決理由５参照）を重要な前提にして、大きな較差が長期間にわたって継続し、その是正措置が進んでいないという状況を踏まえ、国会に対しその縮小を検討すべき較差が存在していることを、**警告的な意味で注意喚起**したものといえる。

(3)　他方、上記３件目の平成２４年大法廷判決では、国会において投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘するという説示を加えているが、その憲法上の意味は大きく異なるものである。すなわち、平成２４年大法廷判決は、対象となる選挙時点での投票価値の不均衡は、もはや看過し得ない程度に達し、**違憲状態**に至っていたとしている。もっとも、これを是正するために必要とされる期間や是正に向けた国会の取組の状況等から、対象となる選挙時点までに定数配分規定を改正しなかった

ことが国会の裁量権の限界を超えたとはいえないので結論としては定数配分規定が違憲であるとまではしなかったものの、当時の投票価値の較差が違憲状態であるという厳しい判断を示しているのである。そうすると、国会としては、**平成２４年大法廷判決**によって**早期に**その是正を図るための措置を執ることは、**国会としての憲法上の責務**を負ったものであり、司法部の上記の説示は、

もはや単なる注意喚起ではなく、国会の裁量権行使の方向性に言及した上で、**国会に対してこの憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めた**ものというべきである。**そして、国会は、この時点で**、**較差是正の憲法上の責務を負っていることを知ったといえるので、以後この方向での立法裁量権を行使していかなければならないこととなる。**

２(1)　国会においては、平成２４年大法廷判決の対象である平成２２年７月施行の参議院議員通常選挙後である同２４年８月に公職選挙法の一部改正法案（平成２４年改正法案）が提出され、そこではいわゆる４増４減の改

定案が採られたが、これによっても同２２年１０月実施の国勢調査結果に基づく選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は１対４．７５にとどまり、是正策としては不十分なものであった。平成２４年大法廷判決は、同年１０月１７日に言い渡され、最大較差１対５．００を違憲状態としたが、国会は、その判決の結果を認識した後である同年１１月１６日にそれ以上の手を加えることなくこの法案を平成２４年改正法として成立させている。そうすると、平成２４年改正法を成立させたということは、平成２４年大法廷判決が国会に対して示した較差是正のための憲法上の責務を踏まえて、国会において一定の対応をしたものといえる。

そこでの４増４減の措置は、平成２４年大法廷判決の理由４(3)後段で「単に４選挙区で定数を４増４減するものにとどまる」との評価が既にされていたものであるが、改正法の附則３項の「（検討）」においては、「平成２８年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員１人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」とされている。この附則の意味は、平成２４年大法廷判決が早期の是正措置を執るべきことを憲法上の責務として示したことを受けて、国会が、上記４増４減の当面の暫定措置のほか、自ら期限を切って、憲法上の責務を果たすという意思を表明したものであり、事柄の重大性等に鑑み、国会として司法部の憲法判断に真摯に対応することを宣明したものとして、高く評価されるべきものというべきである。

(2)　本件選挙は、平成２４年改正法の成立の約９か月後に施行され、そこでの投票価値の較差は、本件の多数意見の判示するとおり、依然として違憲状態にあるといわざるを得ないが、国会は、既に自ら期限を切って憲法上の責務の履行として是正措置を執ることを上記附則において宣明したのであり、その結果、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方

式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ違憲状態を解消する対応を採ることが、**法的に義務付けられている状態**（更にいえば自ら法的に義務付けた状態）にあるといえよう。

現時点では、参議院の選挙制度協議会等で平成２８年の参議院議員通常選挙から新選挙制度を適用するとの「工程表」に基づき、選挙制度の仕組みの見直しに向けた検討が行われているが、この点については憲法における二院制の本質的な機能・役割を踏まえた参議院の在り方、そして、今日の社会的・政治的状況を踏まえた衆参両議院議員の選挙制度等のあるべき姿など制度の本質的な点をも含む検討をも行うのであれば十分な検討時間を確保する必要があろう（そのためには、選挙制度の法原理的観点からの吟味、二院制に関する政治哲学、諸外国の二院制議会の現状分析と評価、グローバルな視点を保持した上での我が国の社会や産業等の構造的な分析等を踏まえた上で、二院制に係る憲法の趣旨や参議院の役割・機能を捉えた制度設計が求められるものというべきである。この点につき、平成２４年大法廷判決の当職の補足意見参照）。しかし、平成２４年大法廷判決及び本件大法廷判決の判示を受けた後は、平成２４年改正法附則３項は、遅くとも、平成２８年の参議院議員通常選挙の施行までの間に、少なくとも、投票価値の較差是正という違憲状態解消のための制度的見直しを実現していくことを**最優先事項**としたものと思われる。そして、これは、紛れもなく、**憲法上の責務の履行**であるから、このことをしっかりと踏まえた着実な対応、**すなわち制度の見直しの実現**が求められるところである。

３(1)　多数意見は、判決理由２(5)において、本件選挙後の事情として、上記工程表を踏まえ、参議院の選挙制度協議会等における選挙制度の仕組みの見直しをめぐる検討状況を摘示し、判決理由４(2)イでは、このような国会

での検討は、平成２４年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたと判示した上で、これらの事情をも考慮した上で、本件選挙までに較差是正がされなかったとしても国会の裁量権の限界を超えるものではないと結論付けている。ここで摘示されている本件選挙後の国会の検討状況は、本件選挙時点を合憲性判断の基準時とする以上、基準時後の事情であって、本来その判断における直接の考慮要素にはならない。しかし、上記摘示の事情は、本件選挙前に示されていた上記工程表が、単に形だけのものではなく、その後も引き続きそれに従った検討が続けられてきていることからして、当初から国会としては平成２４年大法廷判決の趣旨に沿った較差是正の姿勢を有していたことの裏付けとなるものであり、そのような間接的な事情として参酌されるものといえる。他方で、これから行われる是正のための努力も含め、平成２４年改正法附則３項に基づく制度改正のための国会における一連の検討状況とその結果としての改正内容は、次回の平成２８年施行の参議院議員通常選挙における定数配分規定の憲法適合性との関係においては、違憲状態か否か、**国会の立法裁量権の限界を超えるものかどうか**についての**司法判断の直接的な考慮要素となる重要な事項**であるといえよう。

また、本件の多数意見は、平成２４年大法廷判決と同様に、限られた議員定数の枠内では、偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲状態が解消される必要がある旨を説示しているが、この説示は、本件選挙時

点の較差は、このような現行の選挙制度の仕組みの下における一部の選挙区の定数の増減によってでは違憲状態が解消されない程度の大きなものとなっていることを示したものであり、逆にいえば、**違憲状態の評価を脱するためには現状の較差の大幅な縮小がされなければならないのである。**

なお、参議院の選挙区選出議員の選挙制度については、衆議院議員の選挙とは異なり、都道府県を単位とする地域代表的な性格を有するものとすることに合理性があり、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分等を前提とする以上、選挙区間である程度の投票価値の較差が生ずるのはやむを得ないとする見解がないではない。しかし、参議院議員の選挙制度には地域代表的性格を保有させるべきであるという見解は、政策的観点からは相応の合理性は認められるが、それは憲法上の要請ではなく、投票価値の平等という憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではないというべきである（この点につき、平成２４年大法廷判決の当職の補足意見参照）。

(2)　平成２４年改正法附則３項に基づく制度改正においては、これらの点を十分に考慮に入れた国会の適切な裁量権の行使が求められるところであり、**私としては、国権の最高機関たる国会において、自ら設定した期限までに制度の仕組みの見直しを内容とする抜本的な改革がされることを、今後の進捗状況を含めて期待をもって注視していきたいと考えている。**」（強調　引用者）

(2)（本書 80～81 頁）

上記記述の示すとおり、同千葉判事は、補足意見として、平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 23 頁 2～4 行（甲 4）で、

「国会としては、平成 24 年大法廷判決によって

早期に

その是正を図るべき憲法上の責務を負った」、

と明言し、更に

平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 27 頁 1～5 行（甲 4）で、

「(2)　平成２４年改正法附則３項に基づく制度改正においては、これらの点を十分に考慮に入れた国会の適切な裁量権の行使が求められるところであり、私としては、国権の最高機関たる国会において、自ら設定した期限までに制度の仕組みの見直しを内容とする抜本的な改革がされることを、今後の進捗状況を含めて期待をもって注視していきたいと考えている。」

と付言している。

(3)　ところが、「0 増 5 減」の衆院選挙について、平成 23 年大法廷判決は、既に、1 人別枠方式を含む選挙区割は「違憲状態」である旨の判決を言渡している。

(4)（本書 81～82 頁）

千葉判事は、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）が『当該選挙は、「違憲状態」

である』旨判断した、違憲状態判決である以上、平成 25 年 7 月の参院選と同様、平成 26 年 12 月の衆院選についても、国会は平成 23 年大法廷判決を知っている以上、「**早期に**その是正を図るべき**憲法上の責務を負った**」（平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 23 頁 2～4 行（甲 4））、と解していると推察される。

そうだとすると、本件選挙は、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）が指摘したとおり、295 ヶの小選挙区のうち、「0 増 5 減」の対象の 5 ヶの県を除く、残りの 42 ヶの都道府県の各小選挙区については、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）が「違憲状態」と判示した 1 人別枠方式の選挙区割りが維持されたまま実施されたので、

千葉判事は、

「平成 23 年 3 月 23 日大法廷判決（甲 1）の判決日から
3 年 8 ヵ月 22 日経過後の平 26/12/14 に実施された本件選挙は、既に、その合理的期間は、徒過済である」

と解する、と合理的に推察される。

（以下　余白）

３　１０名の最高裁判事の意見（推察）：（本書 83～88 頁）

(1) 本件裁判の上告審の判決日は、平成 27 年後半と予測される。

(2)　金築誠志判事は、平成 27（2015）/3/31 に、定年退官された。

(3)　下記の 10 名の最高裁判事：

（[1]　山本庸幸判事；
[2]　鬼丸かおる判事；
[3]　大谷剛彦判事；
[4]　大橋正春判事；
[5]　木内道祥判事；
[6]　櫻井龍子判事；
[7]　山浦善樹判事；
[8]　岡部喜代子判事；
[9]　山﨑敏充判事；
[10]　千葉勝美判事）

は、平成 27 年後半、尚、最高裁判事の地位を維持されておられる、と推察される。

(4)　本件選挙（衆院選小選挙区）も、平成 25（2013）/07/21 参院選（選挙区選挙）も、

「しかし、**投票価値の不均衡**の**是正**は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の

正統性を支える基本的な条件に関わる極めて正統性

重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」（強調　引用者）

（5 判事の補足意見。平成 26 年大法廷判決・判決文・20 頁下 9～下 5 行　甲 4）

という議論は、同様に成立する。

(5)（本書 84～88 頁）

ア　上記 5 判事（1　櫻井判事；2　金築判事；3　岡部判事；4　山浦判事；5　山﨑判事）は、

『平成 24（2012）/10 /17 大法廷判決（参）（甲 2）から平成 28 年参院選投票日迄の3年9ヵ月6日の期間（選挙人準備書面(1)70 頁）に、違憲状態を是正する改正法が成立し、同改正法の下で、平成 28 年参院選が実施されなければ、同選挙は、**違憲**となる可能性がある』旨

示唆されている。

（以下　余白）

イ　平成 23 年大法廷判決（衆）・判決日（平 23/3/23〈甲 1〉）

～　本件選挙日（平 26/12/14）の期間は、

3 年 8 ヵ月 22 日

（選挙人準備書面(1)70 頁 4～11 行）であり、

同期間は、平成 24 年大法廷判決（参）・判決日（平 24/10/17〈甲 3〉）

～　平成 28 年参院選選挙日（平 28/7/21。予測）の、

3 年 9 ヵ月 6 日

と概ね同一である。

よって、[1] **櫻井判事**、[2] **山浦判事**、[3] **岡部判事**、[4] **山﨑判事の 4 判事**は、

『本件選挙について、その「合理的期間」は、徒過済である』旨

判断すると、合理的に推察される。

ウ（本書 85～86 頁）

千葉判事も、上記（本書 74～80 頁）の平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の当該論点につき、**【強い警告の言葉】**を記述されている同判事の補足意見の内容から推察して、同様に、

『本件選挙について、その「合理的期間」は、**徒過済**である』旨

判断すると、合理的に予測される。

エ　山本判事は、平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）で、憲法は人口比例選挙を要求している旨明言する、**【「違憲無効」**の反対意見**】**を記述されている。

山本判事は、本件選挙でも、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨明言する、【違憲無効の判断】をされると予測される。

オ　鬼丸判事は、平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）で、憲法はできる限りの人口比例選挙を要求している旨明言し、『当該選挙は、**違憲違法**である』旨の反対意見を記述された。

平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の同判事の反対意見の内容から推察して、鬼丸判事は、本件選挙についても、『憲法は、できる限りの**人口比例選挙**を要求している』旨明言したうえ、

『本件選挙は、違憲である』旨

判断される、と予測される。

カ　大谷判事は、平成 23 年大法廷判決（参）（甲 4）で、既に、

『当該選挙は、**違憲**である』旨

反対意見を記述されている。

平成 23 年大法廷判決（参）（甲 1）の同判事の反対意見の内容から推察して、大谷判事は、本件選挙についても、

『当該選挙は違憲である』旨

判断されると予測される。

キ　大橋判事は、(i)平成 24 年大法廷判決（参）（甲 2）；(ii)平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）；(i)平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）のいずれに於いても、**「違憲・違法」**と判決すべし、との反対意見を記述されている。

平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）の同判事の反対意見の内容から推察して、大橋判事は、本件選挙についても同じく、「違憲・違法」と判断される、と推察される。

ク　木内判事は、(i)平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）；(ii)平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）のいずれに於いても、**「違憲・違法」**と判決すべし、との反対意見を記述されている。

平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）の同判事の反対意見の内容から推察して、木内判事は、本件選挙についても同じく、「違憲・違法」と判断される、と推察される。

ケ（ア～クの小括）

上記**ア～ク**（本書 84～87 頁）に示すとおり、少なくとも、10 名の判事：

（1　山本庸幸判事；

2　鬼丸かおる判事；

3　大谷剛彦判事；

4　大橋正春判事；

5　木内道祥判事；

6　櫻井龍子判事；

7　山浦善樹判事；

8　岡部喜代子判事；

9　山﨑敏充判事；

10　千葉勝美判事）

は、

『本件選挙は、**違憲**である』旨

判断する、と予測される。

（以下、余白）

★★★第５節　１昭和51年大法廷判決の６判事の違憲無効の反対意見、２昭和60年大法廷判決の４判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等：（本書89～102頁）

★★★I　６最高裁判事の「違憲無効」の反対意見（昭和51年大法廷判決）：（本書89～93頁）

ア（本書89～90頁）

下記の６最高裁判事（敬称略）は、昭和51年大法廷判決（甲31）に於いて、憲法98条1項により『当該選挙は、違憲無効である』旨の反対意見である。

【１　岡原　昌男　判事
２　下田　武三　判事
３　江里口　清雄　判事
４　大塚　喜一郎　判事
５　吉田　豊　判事
６　岸　　盛一　判事　】

６最高裁判事の【違憲無効】・反対意見は、昭和51年当時、決して、

異　端

ではなかった。

イ（本書 90～93 頁）

(ｱ)（本書 90～93 頁）

上記の岡原、下田、江里口、大塚、吉田の５判事の反対意見（違憲無効）は、昭和 51 年大法廷判決・判決文・9 頁下 7 行～10 頁下 17 行（甲 31）で、

「（１）先ず、多数意見は本件議員定数配分規定を違憲としながら、その規定自体の有効無効を確定しないで、右配分規定に基づく選挙の効力を検討している。しかしながら、上告人は、右配分規定の違憲無効を理由としてこれに基づく本件選挙を無効とすることを求めているのであつて、本件選挙が右配分規定に違反して行われた瑕疵のあることを理由としてその無効を求めているのではないから、順序として先ず右配分規定の効力の有無を判断すべきではなかつたかと思われる。

（2） 仮に、多数意見の説くように、本件議員定数配分規定を全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解しても、本件選挙を無効とする判決は、千葉県第一区選出の議員の資格を将来に向つて失わせる効力をもつだけであつて、他の選挙区選出の議員の資格に影響を及ぼすものではない。もとより、千葉県第一区について憲法に適合する選挙が実現するためには、本件議員定数配分規定の改正にまたなければならないが、多数意見の憂えるように、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのものではない。本件選挙を無効とする判決によつて千葉県第一区選出の議員がその資格を失うことになれば、残りの議員だけでは衆議院の定足数を欠く可能性があるという具体的事情が本件訴訟において明らかにされない以上、衆議院の活動が法律上不可能になる虞れがあるとはいえない。また、衆議院の活動が選挙を無効とされた千葉県第一区からの選出議員を得ることができないままの状態で行われざるをえないことは、憲法上望ましい姿ではないが、これを異常な事態として、そのためにも本件選挙を無効とすべきではないとする多数意見が当をえないことは、既に述べたところによつて明らかである。要するに、本件議員定数配分規定を全体として違憲であると解するとしても、本件選挙を無効とする判決によつては、直ちに憲法の所期しない結果を生ずることにはならず、したがつて、本件選挙の効力について事情判決の法理を適用する必要はないのであるから、本件選挙は違法であるがこれを無効とすべきではないとする多数意見の結論には同調することができない。多数意見が本件選挙を無効とする判決によつて憲法の所期しない結果を生ずることを危惧せざるをえないとするのは、ひつきよう、本件議員定数配分規定全体を

違憲と考えることに由来するものと思われるのである。

（3） 多数意見は、その説くような事情のために、投票価値の最大最小の偏差が約五対一に達するような違憲の議員定数配分規定に基づく選挙であつても、事情判決の法理によつて選挙を無効とすることはできないとするのであるから、多数意見によれば、今後投票価値に右の程度の偏差を生じても、選挙を無効とすることにはならないであろうし、また、その偏差が右の程度を超えたとしても事情判決をすべき事情は依然として解消しないのである。多数意見は選挙無効の判決をなしうる理論上の余地を残しているが、果して如何なる場合を予想するのであろうか。これらの不合理は、すべて議員定数配分規定を一体不可分と解したために生じたものとしか考えられない。

以上は多数意見に対する疑問であるが、われわれの考え方からすれば、憲法 98 条はその文言のとおりに適用すべきこととなるので、これについて多数意見のような複雑な論理を展開する必要もなく、また、行訴法三一条及び同条と公選法二一九条との関係の問題も生じないので、これらについて難解な説示をしないでも済むのである。そして選挙無効の判決をしても、それは性質上いわゆる当然無効として過去にその効力が遡ると解すべきものではなく、将来に向つて形成的な効力をもつに過ぎないのであるから、法律的にもさほど困難な問題を生ずることはなく、また、社会的、政治的にも著しい混乱を来すこととはならないのである。

六 以上のような次第で、本件議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り違憲無効であつて、これに基づく同選挙区の本件選挙もまた、無効とすべきものである。したがつて、本件上告は理由があり、これと見解を異にする原判決を破棄し、本件選挙の無効を求める上告人の本訴請求を認容すべきものと考える。」（強調 引用者）

と記述する。

(ｲ)　【同判決意見が、

「　多数意見の憂えるように、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのものではない。」（強調　引用者）

と明記していること】に注目されたい。

(ｳ)　本件選挙日に於いて、衆院は、(i)概ね人口比例選挙に近似する比例代表選挙選出衆院議員（180 人）（**但し、同比例代表衆院選は、憲法の『人口比例選挙の保障』に反する。選挙人注**）と(ii)非人口比例選挙選出の小選挙区選出衆院議員（295 人）から成る。

本件選挙日時点では、衆院に比例代表選出議員（180 人）が存在するので、もし、現在の最高裁判事の過半数が、**それにも拘らず**、『事情判決の法理』を持ち出して「違憲無効判決」を回避するならば、**上記６最高裁判事は、その姿勢をいぶかるであろう。**

★★★II　昭和 60 年大法廷判決（衆）（甲 43）の 4 判事（1 寺田治郎最高裁長官；2 木下忠良最高裁判事；3 伊藤正己最高裁判事；4 矢口洪一最高裁判事）の補足意見：（本書 94～97 頁）

ア（本書 94～97 頁）

(ｱ)　昭和 60 年大法廷判決（衆）（甲 43）は、いわゆる事情判決である。

(ｲ)　昭和 60 年大法廷判決（衆）につき、1 寺田治郎最高裁長官；2 木下忠良最高裁判事；3 伊藤正己最高裁判事；4 矢口洪一最高裁判事が、補足意見を書かれている。

(ｳ)　寺田治郎氏は、当時最高裁長官である。

木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の 3 判事は、夫々別々の 3 つの最高裁小法廷に所属しておられた。

そして、木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の該補足意見は、事実上、夫々の所属する各小法廷（合計・3 ケの小法廷）に所属する各全判事の多数意見を示している、と解される。

【寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の補足意見（昭和 60 年大法廷判決（衆）（甲 43）】

「裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、次のとおりである。

一　**多数**意見は、その説示にかかる一般的な法の基本原則に従い選挙人たる上告人らの選挙無効の請求を棄却し、主文において当該選挙区における本件選挙の違法を宣言するにとどめるべきものとし、これと同旨の原判決を正当として是認するものである。

ところで、本件選挙が違法であるとされる所以は、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点にあることは、多数意見の判示するところから明らかであるから、本件選挙が違法である旨の宣言は、実質的には、本件選挙が憲法に違反するものであることを明らかにしたものにほかならない。昭和五一年大法廷判決がその主文において選挙の違法宣言をしたのも、同様、選挙の違憲宣言の趣旨であつたことは、判文上容易にうかがい得るところである。

二　昭和五八年大法廷判決は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三　ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、**その**

効力を否定

せざるを得ないこともあり得る。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生するという内容の判決をすることも、できないわけのものではない。けだし、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟（以下「定数訴訟」という。）は、公職選挙法二〇四条所定の選挙無効訴訟の形式を借りて提起することを認めることとされているにすぎないものであつて（昭和五一年大法廷判決参照）、これと全く性質を同じくするものではなく、本件の多数意見において説示するとおり、その判決についてもこれと別個に解すべき面があるのであり、定数訴訟の判決の内容は、憲法によつて司法権にゆだねられた範囲内において、右訴訟を認めた目的と必要に即して、裁判所がこれを定めることができるものと考えられるからである。

もつとも、本件が選挙無効の請求を棄却し、違法宣言のみにとどめるのが相当である場合に当たるものと解すべきことは、多数意見の判示するとおりであるから、**所論**（二）は本件においては採用するに由ないものというほかはない。」（強調　引用者）

(ｴ)　同補足意見は、その中の上記赤線部分が示すとおり、

「それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、

反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三　ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、

その効力を否定せざるを得ないこともあり得る。」（強調　引用者）

と明言している。

即ち、該４判事の補足意見は、『右是正措置が講ぜられないまま、次回選挙が実施される場合は、「違憲無効判決」があり得る』旨明言している。

III　平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）判決文：（本書 97～102 頁）

ア（本書 97～102 頁）

(ｱ)（本書 97～98 頁）

平成 25 年大法廷判決（衆）判決文・15 頁 3～15 行（甲 3）は、

「もとより、**上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県**については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそ

のまま維持されており、平成２２年国勢調査の結果を基に１人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が２倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、**１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。**しかしながら、この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴うことを踏まえ、新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。また、今後の国勢調査の結果に従って同条に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行うべき時期が到来することも避けられないところである。」（強調　引用者）

と**明記**した。

(1)（本書 98～99 頁）

該明記に拘らず、「0 増 5 減」の改正法に基づく本件選挙（平成 26/12/14）は、施行された。

即ち、内閣（**違憲状態**の選挙により選出された議員らを含む）、国会は、該**明記**を無視した。正統性

最高裁は、本件選挙（平成 26/12/14）以降、国会の活動を行う正統性の無い議員を含む、正統性の無い**内閣、**正統性の無い**国会に、**俗な言葉で言えば、

顔に

泥

を塗られた

のである。

(ｳ) （本書 100～102 頁）

(i) 昭和 60 年大法廷判決（衆）の判決日（昭 60/7/17）と現時点では、2 つの相違点がある。

第 1 の相違点：

昭和 60 年当時、全日本国民（全裁判官、その他の全法律家〈選挙人代理人らを含む〉、全憲法学者を含む）は、

1 【事情判決の対象たる当該選挙で当選した人々が、【憲法 98 条 1 項後段（「･･･その条規に反する･･･国務に関するその他の行為は、その効力を有しない。」）の**規範**】により、「効力を有しない」選挙で当選した、**国会活動をする正統性の無い人**であること】；

2 【当該**国会活動をする正統性の無い人**が、当該選挙から 4 年間（もし解散がなければ）、堂々と国会の活動を行い続けるという**事実**】が、

憲法 98 条 1 項後段の

規範に反する、

深刻

な事態であること】；

に、全く気が付いていなかった。**しかし、今は、違う。**

第２の相違点：

昭和 60 年大法廷判決の判決日（昭 60/7/17）当時、衆院選は、中選挙区選挙制度１本であり、比例代表選挙方式が存在しなかった。そのため、「違憲無効」確定判決が言渡されると、衆議院では、議員数・零の事態が生じた。

しかしながら、**現時点では、**衆議院選挙は、比例代表選挙方式と小選挙区選挙方式の２ヶの方式が併用されている。

従って、現時点では、衆院小選挙区選挙が、「違憲無効・確定判決」によって、無効となって、小選挙区選出議員（295 人）全員が失格しても、尚、衆議院は、比例代表選出衆院議員（180 人）によって組織されている。

よって、衆議院は、衆議院としての活動を 100%行うことができる。

(ii)　以上のとおり、現時点では、本件選挙（衆院小選挙区選挙）が「違憲無効・確定判決」によって、無効となっても、

社会的混乱は、全く生じない。

イ（ア〈本書 97～102 頁〉の小括）

上記（本書 100～102 頁）に示したとおり、昭和 60 年当時と現時点では、上記の第１の相違点と第２の相違点の 2 つの大きな相違点が存するので、【当該昭和 60 年大法廷の 4 判事の補足意見の結論である、事情判決の法理を適用して、本件選挙を無効としないこと】は、妥当でない。

それよりも、何よりも、本件選挙は、【憲法 98 条 1 項後段の**規範**】に則り、「その効力を有しない」、と解される。

IV　3 ヶの違憲無効の高裁判決：（本書 102 頁）

(i)　平成 25 年 3 月 25 日広島高裁〈筏津順子裁判長〉〈甲 9〉、

(ii)　平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉〈甲 8〉、

(iii)　平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉〈甲 25〉は、

既に、違憲無効判決を言渡している。

（以下、余白）

★★★第２章　【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零：（本書 103～111 頁）

★★★I　社会的混乱は、零：（本書 103～107 頁）

1　（本書 103～105 頁）

「「違憲無効確定判決」が言渡されて、小選挙区選出衆院議員（295 人）が全員失格すると、**社会的混乱**が生まれるのではないか？」という

漠然とした不安　がある。

該「違憲無効確定判決」が言渡された場合、果たして、**社会的混乱**が生じるのであろうか？

以下（本書 103～107 頁）、考察する。

(1)　衆院の解散・総選挙に於ては、全小選挙区・比例選出の衆院議員の地位が喪失し、新たに衆院議員が選出され、新内閣総理大臣が指名・任命され、新大臣が任命される。

(2)　全小選挙区選挙が違憲無効となった場合、全小選挙区選出議員の地位は失われ、再選挙が行われる。再選挙後、新たに国会議員が選出される。

(3)　現憲法の下で、衆議院は、戦後、多くの場合、任期満了前に解散されている。そして、国民も、マスコミも、解散によって生じる、全衆院議員の地位の喪失、解散後の選挙の実施、新総理大臣の指名・任命、新各大臣の任命を、憲法に則った国政行為と捉え、それらを

社会的混乱

とは、些かも、捉えていない。

そうである以上、全 295 小選挙区選挙の**違憲無効確定判決**による、

(i) 全 295 小選挙区選出議員の失格、

(ii) 公選法に基づく再選挙に関する各条項に基づく新国会議員の選出、

(iii) 新内閣総理大臣、新各大臣の指名・任命

は、国民にとって、憲法と公選法の再選挙に関する各条項に従った、法治国家での、全く当り前の出来事であって、いかなる意味であれ、**「社会的混乱」**ではあり得ない。

(4)ア　衆院、参院ともに、比例代表選出議員が、存在する。

イ　参議院比例代表選挙は、全国一区の完全人口比例選挙である。

従って、参院選比例代表選は、全国一区制であるので、[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段の「人口比例選挙の保障」の規範に即している。

ウ　衆院比例代表選挙は、ブロック制である。そのため、現在、衆院選比例代表は、人口比例選挙となっていない。

とは言え、当該選挙人代理人ら（升永弁護士グループ）は、平成 26 年 12

月 14 日衆院選比例代表選について、一人一票訴訟を提訴していない。

エ　全小選挙区選出衆院議員（295 人）が、全員（295 人）本件選挙の違憲無効・確定判決により失格した場合、衆院は、比例代表選出議員（180 人）のみから成ることになる。該【比例代表選出議員（180 人）のみから成る衆院】は、仮に、本件衆院選日（平 26/12/14）から任期満了日までの 4 年間、295 人の再選挙が行われなかったとしても、該 4 年間、憲法に定める衆院の活動を

100％行うことができる。

2 （本書 105～107 頁）

とは言え、下記(1)～(5)（本書 105～106 頁）で、小選挙区選出衆議院議員（295 人）の再選挙の仮想シナリオを考察してみよう。

(1)　『憲法は、人口比例選挙を要求する』旨の最高裁判決の言渡し後、国会は、直ちに、第三者委員会を設けて、同第三者委員会に【同最高裁判決の示した「人口比例選挙の保障」の規範】に従った、選挙区割り案を作成させる。

(2) （本書 105～106 頁）

国会は、同第三者委員会作成の選挙区割り案に基づく選挙制度改革法案の是非を審議し、「是」と判断すれば、これを可決して、人口比例選挙区割りに基づく選挙制度改革新法（＝「選挙制度改革新法」）を成立させる。

実例を挙げると、衆院選（小選挙区）の「0 増 5 減」の改正法は、2012 年 11 月 15 日、衆院で、その法案が可決され、翌 16 日に、参院でも、同法案が可決され、その結果、**僅か 2 日間で**、同法は、成立した。

実際上、国会が「選挙制度改革新法」を審議・可決するために必要な期間は、2 日間で足りたのである。

(3)　上記(2)の「選挙制度改革新法」に基づいて、国は、衆院選（小選挙区）の総選挙を行う（公示日～投票日＝**12 日間**。公選法 31 条 4 項。）。

(4)　上記 1、(4)ア（本書 104 頁）に示したとおり、衆院には、本件選挙日～その任期満了日迄（もし、解散がなければ）、180 人の比例代表選挙選出議員が存在する。よって、衆院は、該期間、該 180 人の比例代表選挙選出議員により、衆院の活動を **100%** 行うことができる。

(5)　最高裁大法廷判決昭和 51（1976）年 4 月 14 日（衆院選／事情判決）（甲 31）は、要旨、

『選挙違憲無効最高裁判決によっては、同判決日以降、選挙無効選挙で当選した議員が、同判決日以降、議員資格を失うのみである（即ち、将来効のみである）。

同判決によって、過去の法律が、遡って、無効になるわけではない。』旨

判決した（判例タイムズ No.335　判決特報 132 頁　甲 31）。

よって、選挙違憲無効の最高裁判決により、過去の法律が、遡って無効となることはない。

(6)【(1)～(5)の小括】（本書 107 頁）

上記(1)～(5)に示すとおり、最高裁が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決を言渡しても、**社会的混乱は、全く生じない。**

（以下、余白）

★★★II　裸の王様の寓話の教訓（＝【社会的不安・零という真実】は強い！）：（本書 108～111 頁）

【違憲無効判決が出て、選挙無効になると、衆院小選挙区選出議員（295人）が、国会議員の地位を失うので、社会的混乱が生まれるのではないかという

漠然とした不安】は、擬人化して言えば、

裸の王様

である。

以下、詳述する。（本書 108～111 頁）

1（本書 108～109 頁）

裸の王様の童話：

王宮の広場を埋めた群集の前で、裸の王様は、厳（おごそ）かにパレードをしていた。

シーンとしている群集の中の幼い子供が、「王様は裸だよー。」と言った。

すると、群集は、口々に「王様は裸だ！」と叫んで、裸の王様を**笑いもの**にしたとさ。

それほどまでに、

真実は強い。

２　【選挙無効になると、社会が混乱するであろうという、漠然とした不安】が、昭和51（1976）年以降今日まで、38年間、日本国民全員（1億2000万人）の間で、常識として、共有されている。

３（本書109～110頁）

しかし、【選挙無効の判決で、衆院小選挙区選出議員（295人）、内閣総理大臣、各大臣（但し、兼小選挙区選出衆院議員）が、国会議員の地位を失格すること】は、**よくよく考えてみれば、**

【解散毎に、衆院議員、内閣総理大臣、各大臣が、国会議員の地位を失格していること】と同じである。

そして、【「解散により社会が混乱する」と思う人】は、全国民（1億2000万人）の中に1人もいない。

即ち、【解散で、社会が混乱しないという事実】と同様、【違憲無効・確定判決で、社会が混乱するなどという事実】は、一切ないのである。

しかも、「選挙無効・確定判決」の場合は、解散と異なって、

本件295ケの小選挙区の選挙無効裁判（衆院）の「違憲無効・確定判決」によって、295ケの小選挙区選挙が無効となっても、

残余の衆院比例代表選出議員（180人）が衆議院を組織するので（憲法43条1項）、

衆議院は、憲法上、衆議院の活動を**100%**　行い得る。

即ち、選挙「違憲無効・確定判決」によって、衆議院では、国政上の空白期間は、一切生じない。

これに対し、解散に於いては、解散時から次の衆議院総選挙まで、衆議院議員・零の空白期間が、必ず伴う。

この点からみても、「違憲無効・確定判決」による平成26年衆院選（小選挙区）が無効となっても、社会的混乱は、零である。

4　（本書110～111頁）

【「違憲無効・確定判決」では、概ね解散と同じことが起こるだけだから、社会は混乱しないという**真実**】を知った瞬間、全国民（1億2000万人〈全裁判官、原告訴訟の代理人を含む〉）は、瞬時に、該**真実**にストンと納得する。

即ち、全裁判官も、該**真実**を知った瞬間、瞬時に、【選挙「違憲無効・確定判決」によって、社会が混乱することはない】とストンと納得する。

（以下、余白）

目から

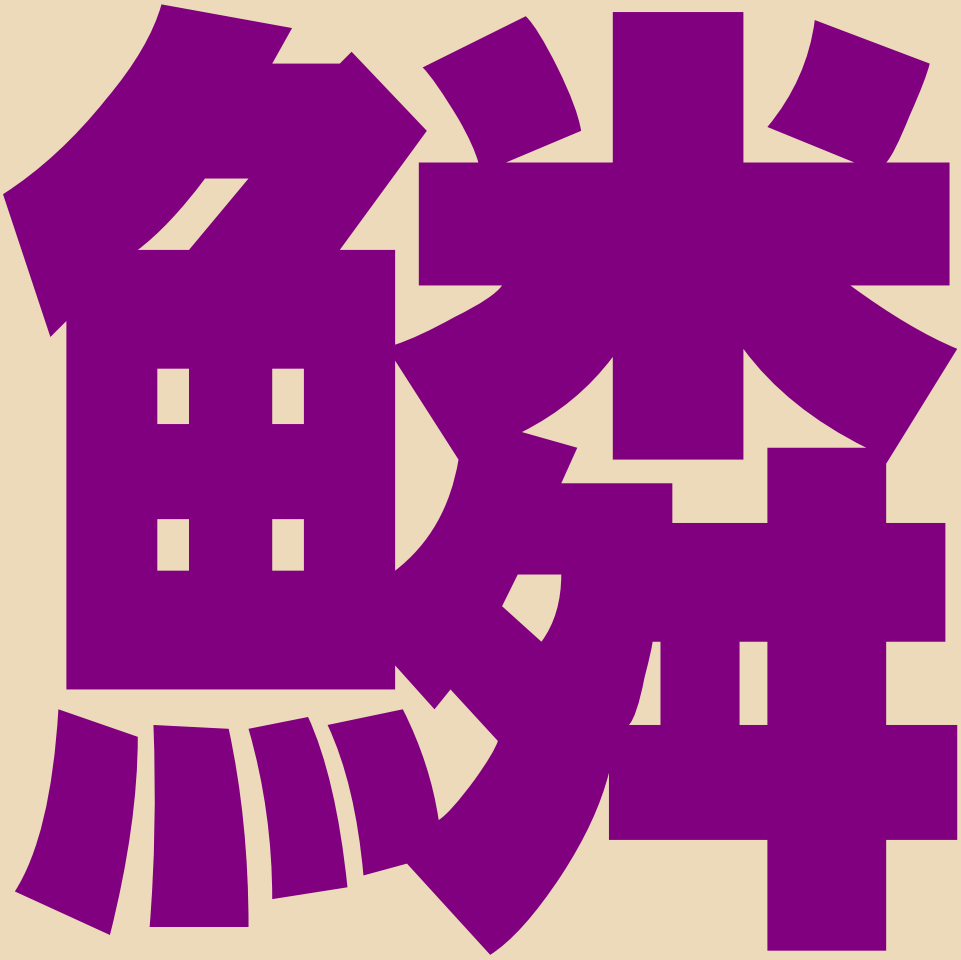

である。

★★★第３章　「憲法の予定している司法権と立法権の関係」（平成 26 年大法廷判決の判決文 14 頁 2 行）論：（本書 112～130 頁）

1　平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の判決文：（本書 112～113 頁）

平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）は、その判決文 13 頁下 5～14 頁下 4 行で、

「　(2)ア　参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について，当裁判所大法廷は，これまで，①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か，②上記の状態に至っている場合に，**当該選挙までの期間内**にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており，こうした判断の方法が採られてきたのは，**憲法の予定している司法権と立法権との関係**に由来するものと考えられる。すなわち，裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても，自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく，その是正は国会の立法によって行われることになるものであり，是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので，裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより，国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが，憲法上想定されてい

るものと解される。このような**憲法秩序の下における司法権と立法権との関係**に照らすと，上記①において違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ，上記②において**当該選挙までの期間内**にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては，単に期間の長短のみならず，是正のために採るべき措置の内容，そのために検討を要する事項，実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して，国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なもので、あったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（最高裁平成 25 年（行ツ）第 209 号，第 21 0 号，第 211 号同年 11 月 20 日大法廷判決・民集 67 巻 8 号 1503 頁参照）。」（強調　引用者）

と「**説示**」する。

（以下、余白）

2　反論：（本書 114～119 頁）

(1)　はじめに（本書 114～116 頁）

ア　「憲法の予定している司法権と立法権の関係」（平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 14 頁 2 行。甲 4）についての「説示」（同判決文 13 頁下 5 行～14 頁下 4 行）（以下、「司法権と立法権の関係」論ともいう）は、

【憲法 98 条 1 項が、

規範

であること】を、頭から、**否定**する、

暴論

である。

イ　何故ならば、該「憲法の予定している司法権と立法権の関係」論によれば、最高裁が「当該選挙（即ち、憲法 98 条 1 項後段の「国務に関するその他の行為」に該当する。）は、**憲法の要求に反する状態にある**」と判断済であるにも拘らず、

最高裁は、

『当該選挙は、「合理的期間の判例法理」により、**「有効」**である』旨

判示するからである。

ウ　同判示（平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 14 頁 2 行。甲 4）は、**真正面から**、上記の憲法 98 条 1 項後段（「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、**その効力を有しない**」）の

規範に反する、と言わざるを得ない。

エ　（本書 115～116 頁）

該「憲法の予定している司法権と立法権の関係」論は、憲法 98 条 1 項後段（「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を

有しない」）の規範に反する、**トンデモナイ法理**である。

(2)　**詳説**（本書 116～119 頁）

以下（本書 116～119 頁）、詳説する。

ア　平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）は、

『当該選挙は、憲法の要求に反する状態である』旨

判示した（平成 26 年大法廷判決文・13 頁下 9～下 6 行。甲 4）。

イ　憲法 98 条 1 項後段は、

「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」

と定める。

よって、憲法 98 条 1 項後段の規範により、当該選挙は、「その効力を有しない」。

ウ　即ち、憲法 98 条 1 項後段の規範は、

「当該選挙は、無効である」

とする。

エ　ところが、裁判所は、上記（本書 112～113 頁）の「司法権と立法権との関係」の「説示」により、憲法 98 条 1 項の規範とは**真逆に**

「『憲法の要求に反する状態』の当該選挙は、**有効**である」

と判示する。

オ（上記ア～エの小括）

以上（本書 114～117 頁）の次第であるから、「司法権と立法権との関係・・・」の「説示」（平成 26 年大法廷判決（参）・判決文 14 頁 9 行。甲 4）は、憲法 98 条 1 項後段の規範（即ち、「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」）を**真正面から否定している**。

カ　（本書 117～119 頁）

換言すれば、

(i)　憲法 98 条 1 項後段の**規範**（即ち、「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」）によれば、当該選挙は、**無効**である。

そして、無効な選挙で選出された人は、「全国民を代表する選挙された議員（憲法 43 条 1 項）に該当しないので、

国会活動をする正統性の無い人

でしかない。

(ii)　しかし、当該違憲状態選挙（但し、参院選挙区選挙）で選出された、当該**国会活動をする正統性の無い人**（＝違憲状態議員）は、当選時から、向こう 6

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

年間、国会の活動を行う。

(iii)　**「百鬼夜行」の例え話し**：（本書 118～119 頁）

上記(i)～(ii)のようなことが起きているので、憲法 98 条 1 項後段の**規範**に照らして言えば、憲法の視点で見ると、比喩を用いて言えば、当該 6 年間、当該**国会活動を行う正統性の無い人**らが、国会で、

[4]

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

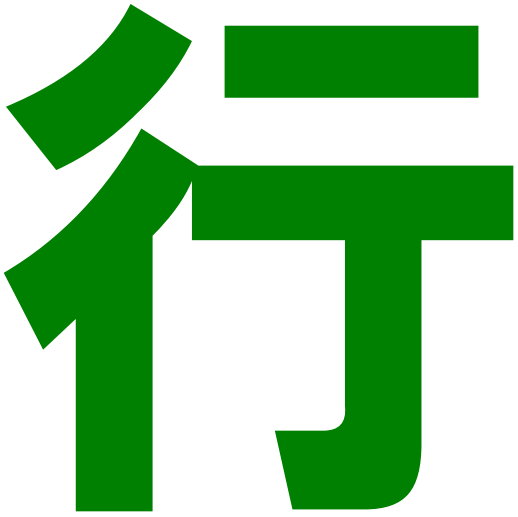

する、と言われてもしかたがない。

4「百鬼夜行」西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編『岩波国語辞典第六版』岩波書店 2000 年

> いろいろな姿をした鬼どもが、夜中に行進して歩くということ。また、多くの人が奇怪な行動や不正な行動を公然としていること。

上記（本書 114～119 頁）に示したとおり、憲法 98 条 1 項に基づき、**国会活動を行う正統性の無い人**が、平成 25 年 7 月の参院選挙日より 6 年間、国会の活動を行うことを憲法 98 条 1 項は予定していない。

当該【憲法 98 条 1 項が予定していないこと】を結論として正当化する

該**「憲法の予定している司法権と立法権の関係」論**

は、**憲法98条1項違反の暴論**と言わざるを得ない。

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

3　無免許運転の例え話：（本書 120～125 頁）

(1)ア　【平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）】は、上記の憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」である。

イ　ところで、最高裁は、ズバリ、『本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態』と判示した（平成 25 年大法廷判決（衆）＝「違憲状態判決」）。

よって、【平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）】は、憲法に反する状態の「国務に関するその他の行為」である。

ウ　従って、平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）は、憲法98条1項に基づき、「その効力を有しない」（＝無効である）。

エ　そのため、【平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）】で当選した議員は、憲法98条1項に基づき、【憲法の要求する選挙に当選したことにならない人】（即ち、国会活動をする正統性の無い人）でしかない。

オ　結局、違憲状態議員たる違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、

国政の

無資格者

である。

(2)　（本書 121～125 頁）

ア　ところが、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、大要、

【当該選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である。しかし、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとは言えないので、選挙は、有効である。】旨判決した（「違憲状態判決」甲 3）。

イ　比喻として、【平成 24 年衆院選挙（小選挙区）】を下記（本書 122～123 頁）の自動車運転免許試験の例え話に例えて考えてみれば、**平成 25 年大法廷判決（衆）（＝「違憲状態判決」）**の

メ

出鱈目

ぶり がよく分かる。

ウ　（本書 122～123 頁）

即ち、裁判所は、

『1【平成 24 年 12 月の運転免許試験】（但し、平成 24 年 12 月の衆院選〈小選挙区〉の比喩）の正規の合格基準ルールは、【100 点満点で **90 点**】であった。

ところが、平成 24 年 12 月の運転免許試験の実際の合格基準は、コンピュータの合格基準点数・設定ミスのため、**45 点**であった。

この**【45 点の合格基準】**は、正規の**【90 点の合格基準ルール】に反している状態であった。**

2　しかし、平成 24 年 12 月の試験日の時点では、未だ**【45 点の合格基準】**を是正するための裁量期間が満了していないので、某県公安委員会は、今後の合理的期間内に、この**【45 点の合格基準】**を是正できる可能性が残っている。

3　よって（???。上記2は、全く理由になっていない！！！）、

【平成 24 年 12 月の運転免許試験】の 45 **点**の受験者に発行済の運転免許証は、**有効**である』旨

判決したようなものである。

エ　小学生ですら、平成 24 年 12 月の試験で、100 点満点で **45 点**の人が、「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは、

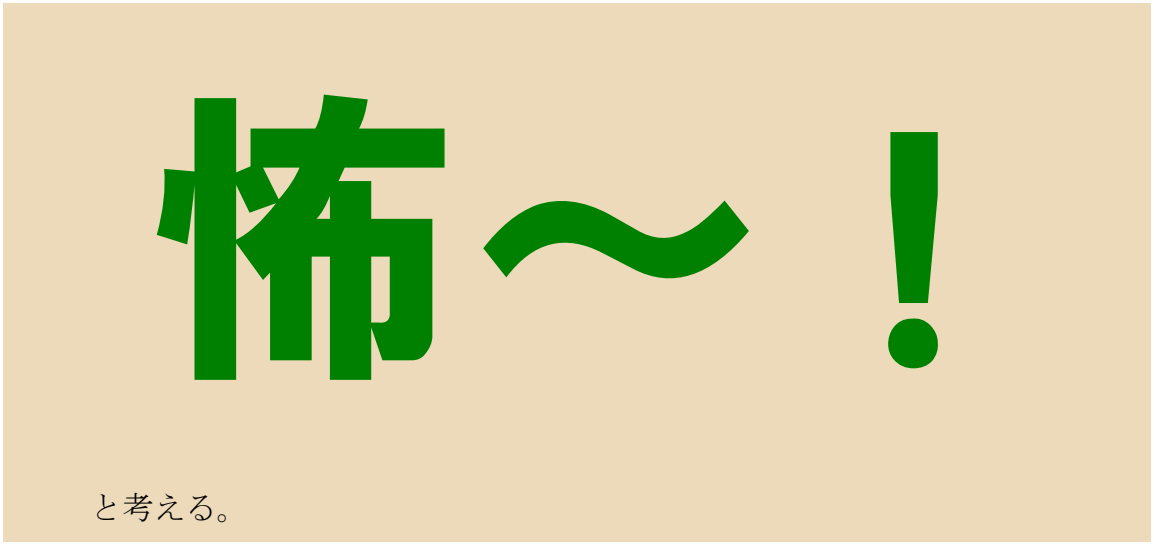

（以下、余白）

オ　この【運転免許証の例え話】は、目から

う　ろ　こ

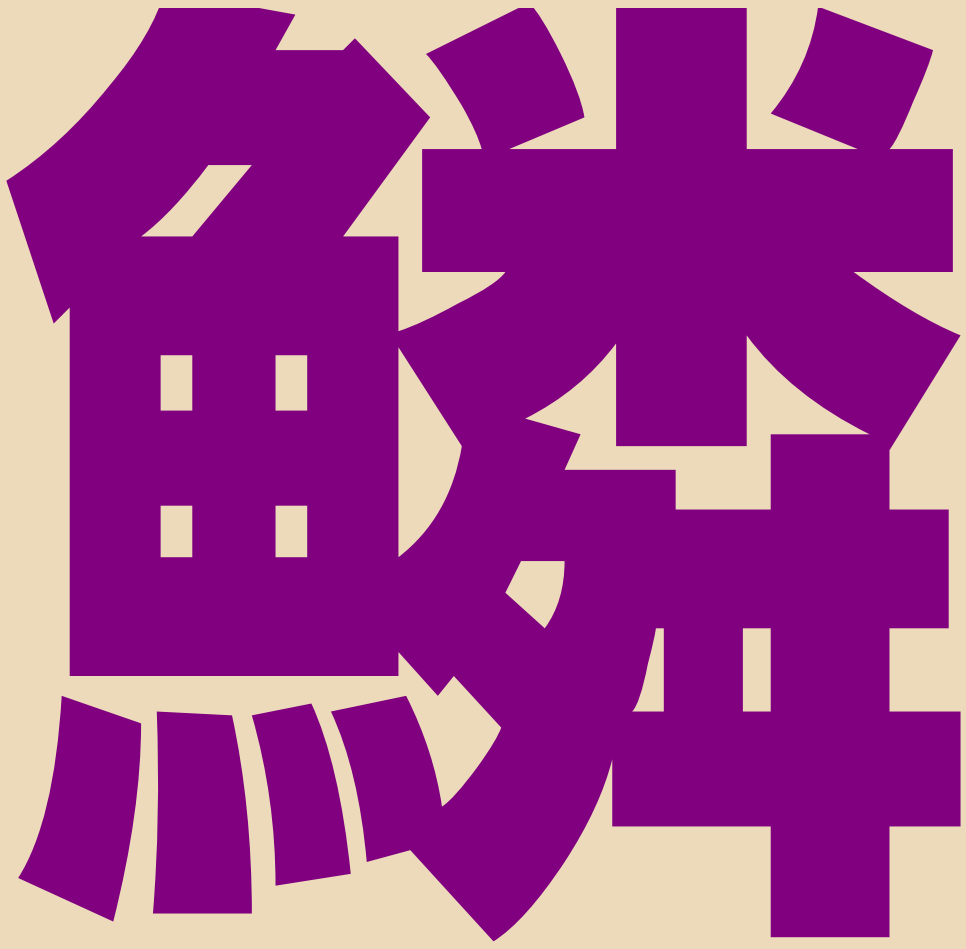

である。

カ　上記(2)ア～オ（本書 121～124 頁）は、平成 24 年衆院選（小選挙区）の例え話であるが、平成 26 年衆院選（小選挙区）の例え話としても、同様に当てはまる。

けだし、平成 26 年 12 月衆院選（小選挙区）も、実質的にみれば、平成 25 年大法廷判決が「違憲状態」と判断済の「一人別枠方式」を維持した、「０増５減」の平成 25 年改正法の選挙区割りの下で施行されたからである。

4　「憲法の予定」とは何か？：（本書 125～130 頁）

『「憲法の予定している司法権と立法権との関係」の「憲法の予定」（平成 26 年大法廷判決（参）・判決文・14 頁 2 行〈甲 4〉）とは何か？』という論点につき、上記（本書 112～125 頁）で述べたことに加えて、更に詳しく論じたい。

(1)　（本書 125～126 頁）

【「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」（憲法前文第 1 文・前段）の規範を前提とする憲法】は、【違憲状態の選挙で選出された人（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、

国会活動をする正統性の無い人）

が、

選挙後 4 年間（衆議院の場合〈もし解散がなければ〉）、又は

選挙後 6 年間（参議院の場合）、**国会活動をする**こと】

を全く

予定

していない。

(2)（本書 126～130 頁）

本件選挙（平 26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）で、「違憲無効・確定判決」が言渡された場合、下記**ア～エ**（本書 126～130 頁）のとおり、**【憲法が予定していないこと】**は、何一つ生じない。

ア　「違憲無効・確定判決」により、即、本件選挙で当選した 295 人の小選

挙区選出衆院議員が失格する。その結果、衆議院は、即、比例代表選挙により選出された 180 人の議員により、組織される。

当該 180 人の議員によって組織される衆議院は、憲法 42 条、同 43 条、同 56 条に基づき、衆議院の活動

（即ち、

1 立法〈同 41 条、同 59 条、同 56 条〉；
2 予算の議決〈同 60 条〉；
3 条約の承認〈同 61 条〉；
4 国政調査権の行使〈同 62 条〉；
5 内閣総理大臣の指名・任命を受諾する資格〈同 67 条〉；
6 大臣の任命を受諾する資格〈同 68 条〉；
7 憲法改正の発議〈同 96 条〉等）

を **100%** 行うことができる。

イ　小選挙区選出衆議院議員たる内閣総理大臣は、「違憲無効・確定判決」によって、衆議院議員の資格を失った後も、内閣総理大臣の地位を維持する（内閣法 9 条、憲法 71 条参照）。

小選挙区選出衆議院議員たる各大臣も、「違憲無効・確定判決」によって、衆議院議員の資格を失った後も、各大臣の地位を維持する（内閣法 10 条、憲法 71 条参照）。

従って、これらの点でも、社会的混乱は、何ら生じない。

ウ　（本書 128 頁）

憲法前文及び憲法 1 条～103 条の合計 104 個の規範を一つ一つ検証してみれば、明らかなとおり、

もし仮に、本件選挙（小選挙区衆院選）が、選挙・「違憲無効」確定判決により、「無効」とされたとしても、同合計 104 個の規範は、いずれも、本件選挙の

再選挙

を予定していない。

エ　（上記ア～ウの小括）（本書 128～130 頁）

1　上記**ア～ウ**（本書 126～128 頁）の次第であるので、「違憲無効・確定判決」によって、本件選挙が無効となっても、何一つ【憲法の予定していないこと】は、生じないし、**社会的混乱**も、**一切生じない**。

この点、鬼丸かおる判事も、平成 26 年大法廷判決・判決文 42 頁下 3～末行（甲 4）で、

「このような事情に着目すれば、本件選挙を無効にするこ

とにより、直ちに公の利益に著しい障害を生じさせるとまではいい得ないと思われる。」

と記述する。

2 （本書 129 頁）

「【違憲無効・確定判決により、本件選挙が無効となること】は、「司法権と立法権との関係」に照らすと「憲法の予定」ではない」との議論がある。

しかしながら、当該議論は、上記(1)、(2)ア～ウ（本書 125～128 頁）に示したとおり、憲法前文及び憲法 1～103 条の中の関係条規を一つ一つ検討することなく、「司法権と立法権の関係」から、「違憲状態判決」又は「事情判決」を導いているに、過ぎない。

よって、当該議論は、

【憲法前文及び憲法 1～103 条の合計 104 ヶの定めの

規範性を否定する議論】

であるか、又は、

【憲法前文及び憲法 1～103 条の合計 104 個の定めの

規範性を尊重しない議論】

である、と言わざるを得ない。

3 上記（本書 112～113 頁）の「司法権と立法権の関係」の「説示」は、

【再選挙のための選挙区割・改正法の立法が、「憲法の予定」である】

かの如く説くが、この**説示**は、上記(2)**ア～ウ**（本書 126～128 頁）に示したとおり、憲法前文及び憲法 1～103 条の各**規範**の解釈を誤ったものである。

4　ここで、視点を変えて、『憲法は、人口比例選挙を要求している』との規範を明示した「違憲無効・確定判決」が、言渡されたと仮定して、その場合の立法の行方を、下記[5]で、論じよう。

記[5]

「　国会は、緊急是正法・成立日（平 24/11/26）から、平成 25 年選挙区割改正法・成立日（平 25/06/28）までの期間として、**8 ヶ月 2 日**（甲 41）の**実績**がある（下記**第 10 章、XI**〈本書 375～376 頁〉）。

当該実績に照らして、（〈比例代表選出の 180 人の議員により組織される〉衆議院と、参議院から成る）国会は、『憲法は、人口比例選挙を要求している』との規範を明示した「違憲無効・確定判決」言渡し後、**8 ヶ月 2 日**以内に、人口比例選挙に基づく新選挙区割改正法を成立させ得る、と解される。　」

（以下、余白）

★★★第４章　「･･･多くの議員の身分にも直接関わる事項」（平成 25 年大法廷判決 13 頁下 5 行）は、私益：（本書 131～137 頁）

選挙人は、主位的主張として、

『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、違憲無効であり、かつ『事情判決の判例法理』は、憲法 98 条 1 項後段に基づき、違憲無効であると主張する。

更に、選挙人は、本第４章で、予備的主張として

『平成 25 年大法廷判決（衆）・判決文の中の、「･･･多くの議員の身分にも直接関わる事項であり･･･」（平成 25 年大法廷判決 13 頁 5 行～16 頁 2 行）という議員の私益を根拠に、『合理的期間』の未徒過を理由として、当該選挙を「合憲」と判示した部分の判決言渡しという「国務に関するその他の行為」は、憲法98条1項後段に基づき、違憲無効である』旨

主張する。

1（本書 131～134 頁）

平成 25 年大法廷判決は、その判決文・13 頁 5 行～15 頁下 10 行で、

「イ　そこで，本件において，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

本件旧区割基準中の１人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては，前掲最高裁平成１９年６月１３日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており，これらが憲法の投票価値

の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは，平成２３年３月２３日であり，国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには，旧区画審設置法３条２項の定める１人別枠方式を廃止し，同条１項の趣旨に沿って平成２２年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し，**それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現していくことは，多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり**，平成６年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた１人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので，制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ，**立法の経緯等にも鑑み，国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。**また，このような定数配分の見直しの際に，議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも，この問題の解決に向けての議論を収れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難い。そうした中で，平成２２年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限を経過した後，まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ，１人別枠方式を定めた旧区画審設置法３条２項の規定の削除と選挙区間の人口較差を２倍未満に抑えるための前記０増５減による定数配分の見直しが行われたものといえる。

このような上記**０増５減**による定数配分の見直しの内容を現に実施し得るものとするためには，１人別枠方式の廃止及び定数配分と区割り改定の

枠組みを定める法改正の後，新たな区割基準に従い区画審が選挙区割りの改定案の勧告を行い，これに基づいて新たな選挙区割りを定める法改正を行うという二段階の法改正を含む作業を経る必要があったところ，前者の改正を内容とする平成２４年改正法が成立した時点で衆議院が解散されたため，平成２３年大法廷判決の言渡しから**約１年９か月後**に施行された本件選挙は従前の定数と選挙区割りの下において施行せざるを得なかったことは前記のとおりであるが，本件選挙前に成立した平成２４年改正法の定めた枠組みに基づき，本来の任期満了時までに，区画審の改定案の勧告を経て平成２５年改正法が成立し，定数配分の上記０増５減の措置が行われ，平成２２年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を２倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように，平成２１年選挙に関する平成２３年大法廷判決を受けて，立法府における是正のための取組が行われ，本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものということができる。

もとより，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており，平成２２年国勢調査の結果を基に１人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず，そのため，今後の人口変動により再び較差が２倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど，**１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。**しかしながら，**この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴う**ことを踏まえ,新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備については,今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも，**国会の裁量に係る現実的**

な選択として許容されているところと解される。」（強調引用者）

と「判示」し、更に、同 15 頁下 3 行～16 頁 2 行で、

「前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ，**前記のような考慮すべき諸事情**に照らすと，国会における是正の実現に向けた取組が平成 23 年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず，本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。」（強調　引用者）

と「判示」する。

2 （本書 134～135 頁）

即ち、上記 1 の各「判示」は、大要、

『(i)「それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現していくことは、**多くの議員の身分にも直接関わる事項である。**」（強調　引用者）

(ii)　【選挙区割りの改定が、**議員の身分にも直接関わる**ため、国会の選挙区割りの改定の問題への対応や合意の形成が困難となっている。

(iii) このような困難が伴うことを踏まえて、「新区画審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今日のような暫定的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、**国会の裁量に係る現**

実な選択として許容されていることと解される。」（強調　引用者）

(iv) よって、本件選挙に於いては、「合理的期間」を徒過したものと断ずることはできない。』旨

と説いている。

3 （本書 135～136 頁）

しかしながら、

(1)　国会議員は、(i)憲法 43 条 1 項、(ii)同前文第 1 文の定めるとおり、「日本国民によって、正当に選挙された全国民を代表する国会における代表者」（＝国家機関）である。

(2)　憲法に定められている国会議員は、国家機関であって、正に、【公的な存在】である。

国会議員は、決して、【私的な存在】ではない。

(3)　憲法 43 条 1 項は、国会議員が、全国民を代表して、国会の活動をすることを要求しており、国会議員が自らの個人的利益（＝**私益**）のために、国会の活動をすることを禁止している（憲法 99 条）。

(4)　よって、選挙区割りの改正立法のための国会での活動において、国会議員は、国家機関（＝公的機関）として、それが自己の身分の喪失に関わり得る事項であっても、一切

私益

に依ることなく、**公益（＝全国民の利益）のために**、選挙区割りに関する立法裁量権の行使を遅滞なく、合理的に行使するよう、要求されている。

(5)　よって、【国会議員が、当該立法裁量権の行使を、当該【私益】のために、遅延させること】は、**憲法 99 条（憲法尊重擁護義務）**に違反する、

重大な違法行為

である。

4 （本書 136～137 頁）

上記 1（本書 131～134 頁）の各「判示」は、

【国会議員（＝公的機関＝国家機関）が、私益（＝新しい選挙区割りの下での選挙で、自己の身分の喪失（＝落選）のリスクを含む新選挙区割り法案に反対するという私益）の理由

から、憲法の要求する新選挙区割りの合意形成を、遅滞なく、合理的に行わないために、

【平成 23 年大法廷判決の【国会は、１人別枠方式廃止の抜本的選挙制度見直しの改正法を速やかに立法しなければならない】という規範から見て、

徒に浪費している時間】を、

【『合理的期間』の一部】として、容認して、違憲状態と判断済の当該選挙を、結局、「合憲」、としている。

よって、上記 1（本書 131～134 頁）の各「判示」（**平成 25 年大法廷判決・**判決文・13 頁 5 行～16 頁 2 行）は、憲法 98 条 1 項の規範を真正面から否定している、

当該「判示」を含む判決言渡し行為は、憲法 98 条 1 項後段の「国務に関するその他の行為の全部又は一部」に該当する。

よって、当該各「判示」を含む判決言渡し行為は、憲法 98 条 1 項後段の「その条規に反する･･･国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」との規範により、一部無効である。

平成 25 年大法廷判決（衆）の法廷意見の各最高裁判事は、上記 1（本書 131～134 頁）の当該各「判示」に賛成しているが故に、**憲法 99 条（憲法尊重擁護義務）**の規範に違反する。

けだし、当該平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）の法廷意見の各最高裁判事は、当該各「判示」を根拠として、『『合理的期間』は、未徒過である』旨認定し、最高裁が**「違憲状態」**と既に認定済の平 24/12/16 衆院選を、**憲法 98 条 1 項後段に違反**して、**「有効」**と判決したからである。

★★★第５章　規範論（本書 138～160 頁）

★★★第１節　憲法前文と憲法 1～103 条の 104 ケの条規は、全て**規範**である：（本書 138～141 頁）

1(1) 憲法 98 条 1 項は、

「**この憲法**は、国の**最高法規**であって、**その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、**その効力を有しない**。」

と定める。

(2)　即ち、憲法 98 条 1 項は、

『憲法（即ち、憲法 1 条～103 条の 103 ヶの条規及び憲法前文の 1 ヶの条規）が**国の最高の規範**であって、

【憲法 1 条～103 条の 103 ヶの条規及び憲法前文の 1 ヶの条規に反する、法律、命令という規範】は、無効である』旨

定めている。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

(3)　該憲法 98 条 1 項の定めを一読すれば、【憲法 1～103 条の 103 ヶの条規と憲法前文の合計・104 ヶの条規が、**法律以上に強力な規範性**を持つこと】は、小学生でも、ストンと納得できる程、明白である。

(4)　最高裁大法廷判決は、憲法 98 条 1 項の「その他の国務行為」に該当する。

(5)　従って、最高裁大法廷判決の

①『**合理的期間**』の判例法理、

②『**事情判決**』の判例法理、

③『**司法権と立法権の関係**』の判例法理のいずれも、

憲法 98 条 1 項の（「（憲法）の条規に反する‥‥‥国務に関するその他の行為の全部又は一部は、**その効力を有しない。**」）の**規範**に反しているので、憲法 98 条 1 項後段の規範により、**無効である。**

(6)　更に、**昭和 51 年大法廷判決**の、非人口比例選挙を合憲とする、『**判断枠組み**』も、

【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の、「人口比例選挙の保障」の規範】に反しているので、憲法 98 条 1 項後段の規範により、

無効である。

2　憲法 99 条の規範性のエピソード：

選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、平成 27 年 1 月某日、上記（本書 65 頁）の A 元裁判官・現弁護士とは別の、B 元高裁裁判長・現弁護士に、

「裁判官は、憲法 99 条（裁判官らの憲法尊重擁護義務）を規範と考えているのでしょうか？」

と質問した。

同 **B** 元高裁裁判長・現弁護士、曰く。

「100 人が 100 人、裁判官は、憲法 99 条を**規範**と考えていますよ。」と。

3　憲法 99 条は、

「‥‥裁判官‥‥は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

と定める。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

【この憲法 99 条の定めが、規範であること】に、裁判官の間に争はない、と解される。

4　**憲法前文及び憲法 1～103 条の 104 ヶの規範**：

憲法は、憲法前文及び憲法 1～103 条の 104 ケの条規（即ち、規範）によって構成されている。

従って、憲法とは、この 104 ケの条規（即ち、規範）の**一つ一つ**、全てを意味する。

5　そうだとすると、**裁判官は、憲法 99 条の規範により、憲法の 104 ケの条規（即ち、規範）の一つである、憲法98条1項の条規を、規範として、尊重し、擁護する義務を負う**、と解される。

（以下、余白）

★★★第２節　「規範」論：（本書 142～155 頁）

1　選挙人らは、「2009 年 9 月～2014 年 12 月の 5 年 4 ヵ月の間に、人口比例選挙訴訟を 64 個の高裁裁判体に提訴した。

そして、64 個の高裁判決及び 4 個の最高裁大法廷判決が、既に、言渡されている。

しかしながら、選挙人らは、該 5 年 4 ヵ月の間、【1 憲法 99 条、2 憲法 98 条 1 項、3 憲法 81 条、4 憲法 76 条 3 項が、夫々、規範であることの重要性】を

明確に意識しないまま、各選挙人・準備書面の中で、

「1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文が、【人口比例選挙の保障】を定めている」旨

の議論を重ねてきた。

選挙人らは、今、これを**猛反省する**。

2　（本書 142～143 頁）

よくよく考えてみれば、【1 憲法 99 条、2 憲法 98 条 1 項、3 憲法 81 条、4 憲法 76 条 3 項が、夫々、規範であること】は、本件選挙無効訴訟の議論の中で、

決定的論点の一つ

である。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

正直なところ、日本の全国民（1 億 2000 万人強。但し、全裁判官、全憲法学者、その他全法律家〈選挙人代理人らを含む〉を含む）は、昭和 51 年～今日迄の 39 年間、人口比例選挙裁判に関して、

【(i)　1 憲法 99 条；
2 憲法 98 条 1 項；
3 憲法 81 条；
4 憲法 76 条 3 項；
が、夫々、規範であるか否か、
(ii)　もし仮に、該 4 つの条規が、夫々、規範であるとした場合、違憲状態判決や事情判決が、該 4 つの規範の下で、果たして、許容され得るのか、否か、
という**決定的論点**】

に気付かなかった。

3　1 憲法 99 条；、2 憲法 98 条 1 項；、3 憲法 81 条；、4 憲法 76 条 3 項は、夫々、**規範**である：（本書 143～151 頁）

【1 憲法 99 条；
2 憲法 98 条 1 項；
3 憲法 81 条；
4 憲法 76 条 3 項
が、夫々、**規範であること**】は、

【極めて、重要なこと】なので、このことを、下記

(1)～(4)（本書 144～151 頁）に、一つ一つ、明記する。

(1)　憲法 99 条の規範性（本書 144～147 頁）

ア　憲法 99 条（即ち、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、**裁判官**その他の公務員は、**この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**」〈強調　引用者〉）は、

である。

イ（本書 144～147 頁）

(ｱ)　選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、平成 21 年 2 月以降今日迄の 5 年超の間、一人一票の実現について、1 万時間超を費やして思索していたにも拘らず、平成 26 年 12 月になって、ようやく、【憲法 99 条が、それ自体憲法 99 条の文言を内容とする**規範**であること】に気が付いた。

(ｲ)　更に、同選挙人代理人は、憲法 99 条の「この憲法」とは、

「1 憲法前文第 1 文、2 憲法 1 乃至 103 条の、合計 104 個の条規の定める 104 ヶの規範の **一つ一つ**の**全て**」

を意味することに、気が付いた。

(ｳ)Ａ　**換言すれば、**その時（平成 26 年 12 月）迄、同選挙人代理人は、

「憲法 99 条を当然のことを記述した立派な条規である」と考えていたが、そのことを超えて

(i)【憲法 99 条自体が、規範であること】及び

(ii)【裁判官が、憲法 99 条の規範により、憲法前文第 1 文乃至 103 条の合計 104 個の条規の定める合計 104 個の規範を、**一つ一つ**、**規範として**、尊重し、擁護する**法的義務**を負っていること】

まで、思い至らなかった。

Ｂ　同選挙人代理人の記憶する限りで、いかなる判決や論文も、選挙無効訴訟の重要論点として、この論点を論じていない。

Ｃ　全ての過去の選挙無効裁判で、該論点が争点になったことはない。

D　【(i)【憲法 99 条が規範であること】及び

(ii)【裁判官が、憲法 99 条の規範により、憲法前文第 1 文乃至 103 条の合計 104 個の条規の定める合計 104 個の規範を、一つ一つ、規範として、尊重し、擁護する義務を負っていること】の 2 つを知ること】は、

正に、目から

う　ろ　こ

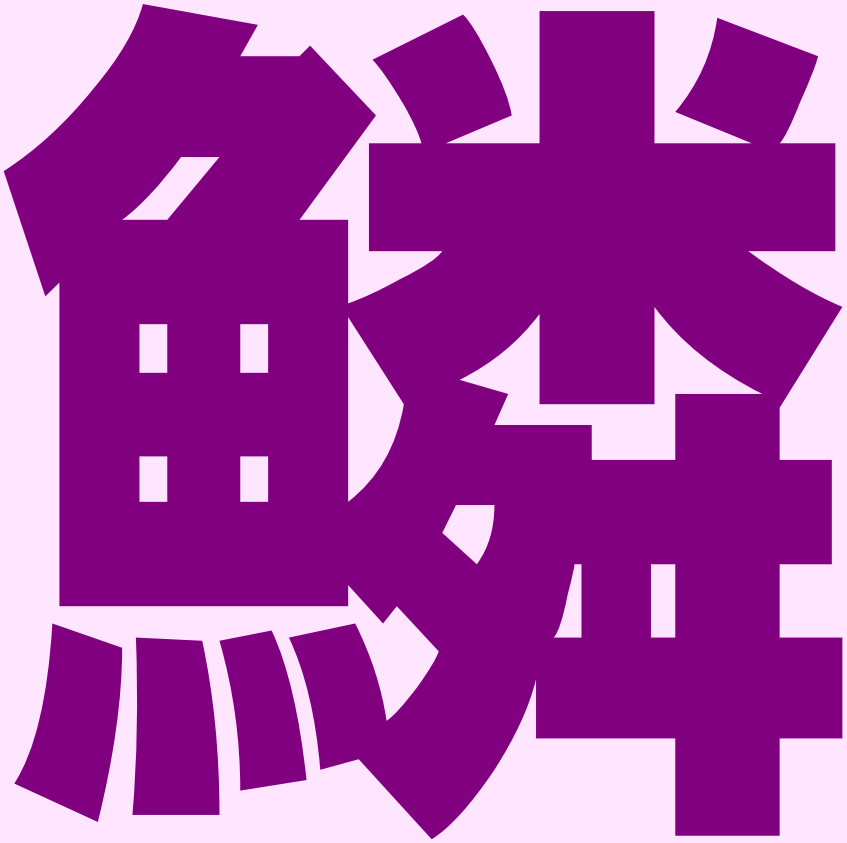

である。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

(エ)（(ア)～(ウ)の小括）（本書 147 頁）

以上のとおり、【憲法 99 条の規範】は、

【各裁判官が、「憲法前文第 1 文及び憲法 1 乃至 103 条の定める合計･104 ヶの規範の**全て**を、**一つ一つ**、「規範」として、尊重し、「規範」として、擁護する義務を負うこと」

を定めている。

従って、各**裁判官**は、憲法 99 条の定める【「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、**裁判官**その他の公務員は、**この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**」（強調　引用者）の規範】により、

該憲法の総合計 104 ヶの**規範**の中の、1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の 3 ヶの規範を、**一つ一つ、尊重し、擁護する義務を負っている。**

そうである以上、本件裁判を行う当裁判所の各裁判官は、憲法 99 条の定める【「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」との**規範**】に**基づいて**、

1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の各規範の内容を検討・解釈し、

【選挙人の

【1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の定める各規範が、【「人口比例選挙の保障」の規範】を定めている】

との**本件裁判での唯一の主たる主張**が、憲法上、肯定できるか否か】

を判決の中で、判断する**法的義務**を、負っている。

(2)　憲法 98 条 1 項の規範性：（本書 148～150 頁）

ア　憲法 98 条 1 項（即ち、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）も同じく、

規範

である。

イ　選挙人の主張によれば、違憲国会議員（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）たる現内閣総理大臣の組閣する内閣は、憲法改正を目的としている（2015 年 1 月 3 日付日経新聞「憲法改正、項目議論へ　衆院選受け与野党」の記事。甲 44）。

もし仮に、裁判官が、「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨明言する違憲違法判決を言渡すことなく、（該違憲国会議員（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）を含む）国会の憲法改正の発議を放置し、憲法改正が成立したとすると、該裁判官は、「（裁判官･･･は、この憲法を尊重し擁護する義務を

負う」とする【憲法 99 条の規範】に真正面から違反する、と言わざるを得ない。

けだし、該裁判官は、【憲法 99 条（憲法尊重・擁護義務）の規範】に基づいて、

『本件選挙は、【1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文の【人口比例選挙の要求】の規範】に違反するので、**憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、**「違憲無効」である』旨

の判決を言渡して、（該**違憲国会議員**（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）を含む）国会の憲法改正の発議を阻止しようとしないからである。

【該**違憲状態**国会議員が兼務する、内閣総理大臣が組閣した内閣の官房長官】が、国会の憲法改正発議の予定をマスコミに公表している、現時点に於いて（甲 40）尚、【該裁判官が、本件選挙につき、**憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、**「違憲無効」判決を言渡さないこと】は、

明白に、**憲法 99 条（裁判官の憲法尊重・擁護義務）の各**

規範に

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

反する。

ウ　該裁判官の憲法 98 条 1 項及び同 99 条の規範に違反する判決の言渡しは、【憲法秩序を前提として存在している、全国民及び将来の全国民】にとって、**【取り返しのつかないこと】**（即ち、（憲法 98 条 1 項後段に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**を含む）**国会の憲法改正の発議**（憲法 96 条））

を招集するリスクを生む。

(3)　**憲法 81 条の規範性**：

憲法 81 条（即ち、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」）も同じく、

である。

(4)　**憲法 76 条 3 項の規範性**：

憲法 76 条 3 項（即ち、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」）も同じく、

である。

４　憲法の各条規の規範性の**無視**：（本書 152～155 頁）

(1)　**平成 26 年大法廷判決**（参）（甲 4）について言えば、

平成 26 年大法廷判決の法廷意見（同判決文・1 頁 1 行～18 頁下 2 行の全 18 頁。甲 4）の中で、憲法の条文の記述は、「46 条」の**三文字**（同判決文・9 頁下 4 行）**のみ**である。

この事実は、

【平成 26 年大法廷判決（法廷意見）は、憲法の各関係条項

（1 憲法 56 条 2 項、

2 憲法 1 条、

3 憲法前文第 1 文、

4 憲法 98 条 1 項、

5 憲法 81 条、

6 憲法 99 条、

7 憲法 76 条 3 項 ）

が**規範**か、否か

を **検討することなく**、

「該各条規が**規範**である」と気付かないまま、全くの**匙加減**

によって、【人口比例選挙の保障】を明言することなく、「違憲状態判決」の結論に達したこと】

を示している。

このことは、

【平成 26 年大法廷判決の法廷意見を構成する各判事が、1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文、4 憲法 98 条 1 項、5 憲法 81 条、6 憲法 99 条、7 憲法 76 条 3 項の各規範を、一つ一つ、尊重し、擁護していないこと】（即ち、**【同各判事が、憲法 99 条の規範に違反していること】**）

を示している。

上記の点で、平成 26 年大法廷判決は、

決定的 欠陥 判決

である。

(2)　平成 26 年大法廷判決（参）は、憲法の関係する各条規の「規範が何であるか」を意識することなく、

専ら**匙加減**を用いて、昭和 51 年大法廷判決及びその後の累次の各大法廷判決の示す、投票価値の不平等の合憲・違憲の判断のための『判断枠組み』の下で、

「当該選挙は、「違憲状態」である」

と判決した、と解される。

よって、平成 26 年大法廷判決（参）の判決文は、その点を取り上げて言えば、**政治論**であって、

法律論 になっていない。

(3)　もし万一、仮に当裁判所が、本件裁判で、**違憲状態議員**（小選挙区選出衆院議員）（＝憲法 98 条 1 項後段の**規範**に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**）が、本件選挙投票日（平 26/12/14）以降 4 年間（但し、解散が無ければ。）、国会の活動に参画することを**許す**判決を言渡すとすれば、

当裁判所の裁判官は、憲法 99 条（＝「裁判官は、この**憲法を尊重し、擁護する義務**を負う」）の**【規範】**に反するということになる。

これは、

半端でない

深刻

なことである。

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

★★★第３節　【1 憲法 76 条３項、2 憲法 32 条、3 憲法 99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法７条の各**規範**】は、**裁判官をして**、【①憲法 56 条２項、②憲法１条、③憲法前文第１文が、人口比例選挙を保障しているか否か】を判断するよう、**義務付けている**：（本書 156～159 頁）

１　憲法 32 条は、【国民の裁判を受ける権利】を保障している。

その憲法 32 条の【国民の裁判を受ける権利】の**コインの裏側**のこととして、裁判官は、原告（国民）の裁判を受ける権利に基づく、**【原告の権利の存在の主張】**について、法に則って、**該権利の存在・不存在**を判断する義務を負っている。

２　上告人（選挙人）は、

『(i)　1 憲法 56 条 2 項；

2 憲法 1 条；

3 憲法前文第 1 文前段

は、「人口比例選挙の保障」の**規範**を定めている。

(ii) ところが、本件選挙は、この人口比例選挙の保障の**規範**に反している。

(iii) よって、国は、選挙人の「人口比例選挙の保障」のある選挙権を侵害している。

(iv) 本件選挙は、1 憲法 56 条 2 項；2 憲法 1 条；3 憲法前文第 1 文前段の定める「人口比例選挙の保障」の**規範**に反しているので、無効である。』

と主張している。

３(1) ア **憲法第 76 条 3 項**は、

『裁判官は、憲法と法律に拘束される』という**規範**

を定めている。

イ　憲法 32 条は、**「国民の、裁判を受ける権利」**のコインの裏側に当たる、

「裁判官の裁判する義務」の**規範**を定めている。

ウ　憲法 99 条は、【裁判官は、憲法尊重擁護義務】を負うという**規範**を定めている。

エ　民事訴訟法 253 条 1 項本文、3 号は、判決文には理由を書かなければならないという**規範**を定めている。

オ　行政事件訴訟法 7 条は、その民事訴訟法 253 条 1 項本文、3 号を援用するという**規範**を定めている。

(2)　裁判官は、

① 憲法第 76 条 3 項の規範；

② 憲法第 32 条の「国民の、裁判を受ける権利」のコインの裏側に当たる、「裁判官の裁判する義務」の規範；

③ 憲法 99 条の「裁判官の憲法尊重擁護義務」の規範；

④ 民訴法 253 条 1 項本文、3 号の規範；

⑤ 行政訴訟法 7 条の規範

に拘束されているので、

「1 憲法 56 条 2 項；2 憲法 1 条；3 憲法前文第 1 文前段の**規範**は、「人口比例選挙の保障」の**規範**を定めている」

という選挙人の主張を排斥するのであれば、

裁判官は、1 憲法 56 条 2 項；2 憲法 1 条；3 憲法前文第 1 文の規範の内容を特定したうえで、

これらの**規範**が、どういう法的理由で、人口比例選挙を保障していないのか、**判決文の中に、明記する義務がある。**

（以下、余白）

★★★第４節　現行憲法と「聖徳太子の十七条の憲法」の差異：（本書 160 頁）

現行憲法と「聖徳太子の十七条憲法」[4]は、いずれも、同じく、憲法と呼称されているが、その差異は、前者が、国家権力を縛る**規範**であるのに対し、後者が**道徳律**であるところにある。

[4] 聖徳太子の十七条の憲法（書き下し文）の第１条、第２条

一に曰く、和（やわらぎ）を以て貴しと為し、忤（さか）ふること無きを宗とせよ。人皆党（たむら）有り、また達（さと）れる者は少なし。或いは君父（くんぷ）に順（したがわ）ず、乍（また）隣里（りんり）に違う。然れども、上（かみ）和（やわら）ぎ下（しも）睦（むつ）びて、事を論（あげつら）うに諧（かな）うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。

二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏（ほとけ）・法（のり）・僧（ほうし）なり。則ち四生の終帰、万国の禁宗なり。はなはだ悪しきもの少なし。よく教えうるをもって従う。それ三宝に帰りまつらずば、何をもってか枉かる直さん。（略）

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

★★★第６章　『昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、裸の王様である』：（本書 161～170 頁）

標記の【擬人化して言えば、【昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、裸の王様である】の理由】は、以下のとおりである。

記

1　匙加減論：（本書 161～164 頁）

(1)　昭和 51 年大法廷判決が言渡された後、日本国民は、全員（全弁護士〈選挙人代理人を含む〉、全裁判官、全憲法学者、全検事を含む）、昭和 51 年（1976 年）～平成 21（2009 年）年の38年間、【昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、憲法に違反するという論点】に気が付くことなく、【同『判断枠組み』は、合憲であること】を前提に「一票の格差がどの程度に達すると国会の立法裁量権の行使として、著しく合理的を欠くと言えるか、否か？」という

匙加減論 に、違和感を持たなかった。

(2)　日本国民全員（全法律家を含む）が、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の合憲性を毫も疑わなかった為、憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文前段、憲法 98 条 1 項、憲法 99 条が、それぞれ、規範であるか否かということは、一切議論の対象とならなかった。

何故なら、一旦、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の中に入ってしまえば、

裁判所は、

1 憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文前段、憲法 98 条 1 項、

憲法 99 条が規範であるか否か、

2 規範であるとした場合、それらの規範の内容が何であるかを、

検討すること無く、【当該選挙の一票の格差が、立法府の著しく合理性を欠いた立法裁量権の行使であるかを判断する**『匙加減論』**】を用いて、

「該当選挙の一票の格差が合憲か、否か？」

を判断できたからである。

(3)ア　選挙人代理人（升永英俊弁護士）が、

【1 憲法 99 条；
2 憲法 98 条 1 項；
3 憲法 56 条 2 項；
4 憲法 1 条；
5 憲法前文第 1 文前段は、
いずれも、**規範**と捉えられるべきではないかという論点】、

を**発見**したのは、人口比例選挙問題の思索に 1 万時間強の時間を既に費やした後の平成 26 年 12 月の時点、でしかなかった。

イ　そして、平成 26 年 12 月以降、同代理人は、ようやく、

【1 憲法 98 条 1 項、2 憲法 99 条が、いずれも規範であるが故に、昭和

51 年大法廷判決の『判断枠組み』の**３つの核となる法理**である、

1 **違憲状態**国会の立法裁量権の法理、

2 **合理的期間**の法理、

3 **事情判決**の法理

が、いずれも、憲法 98 条 1 項の**規範性**を否定するが故に、**そもそも、法律論として成り立たないこと】**

を発見した。

この発見は、同代理人にとって、驚きであった。

(4)　ところが、昭和 51 年大法廷判決以降の累次の最高裁大法廷判決は、同判決日～今日迄の約 39 年間

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』（但し、1 **違憲状態**国会の立法裁量権の法理、2 合理的期間の法理、3 事情判決の法理の３つのセットからなる）を、「これを変更する必要は認められない」として、踏襲し続けている。

(5)ア　昭和 37 年に、故越山康弁護士は、選挙無効訴訟を提訴された。

爾後、平成 21（2009）年 8 月迄の間、故越山弁護士と、同弁護士に賛同する弁護士（数人）のみが、選挙毎に 1～数ケの選挙無効訴訟を提訴した。

イ　そのため、該選挙無効裁判を担当しない、全国の多くの裁判官は、選挙無効裁判の 3 ヶの重要論点

（1【**憲法 98 条 1 項が規範であるか否か、**

2【裁判官が、当該選挙を「違憲状態」と判断しながら、**合理的期間の法理を用いて、**選挙を「無効」としないこと】が、憲法 98 条 1 項の規範を否定することにならないか否か？

3【裁判官が、当該選挙を「違憲」としながら、**事情判決の法理を用いて、**選挙無効としないこと】が、憲法 99 条の規範に抵触するか否か？）

を検討する機会に遭遇しなかった。

ウ　全弁護士について見ても、故越山弁護士と同弁護士に賛同する弁護士（数名～十数名）以外の全弁護士（選挙人代理人らを含む）は、選挙無効訴訟の提訴に関与しなかった。

そのため、越山弁護士グループ以外の全ての弁護士（選挙人代理人らを含む）は、選挙無効訴訟の上記の論点を全く考察しなかった。

エ　全憲法学者も、

【【憲法 99 条、憲法 98 条 1 項が、いずれも**規範**である】という**新しい切り口からの法律論**が、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の**いかがわしさ**を暴露するという重大事項】

に全く気が付かなかった。

２　無免許運転（本書 165～168 頁）

(1)　昭 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、

1　国会は、一票の平等を調整するための立法裁量権を有する；

2　当該選挙が、投票価値の平等の憲法の要求に反する状態であっても、国会の有する立法裁量権行使のための合理的期間が未徒過であれば、合憲である；

3　当該選挙が合理的期間を徒過していたとしても、選挙を無効にすることによる選挙人の利益と選挙を無効にすることによる公共の不利益とを**比較較量して**、選挙を無効とすることによる公共の不利益の方がより大であれば、事情判決の法理を用いて、【選挙を無効としない事情判決】を言渡す；

という 3 点セットから成り立っている。

(2)　**しかしながら、**当該 1～3 （本書 165 頁）の 3 点セットは、いずれの議論も、憲法 99 条、憲法 98 1 項の**規範**に照らして、立ち得ない。

以下、理由を述べる。

ア　上記 1 の議論／国会の立法裁量権が立たない理由：（本書 165～166 頁）

(ｱ)　最高裁が「当該選挙は、違憲状態」と判断済である以上、当該違憲状態の選挙は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」に該当するので、憲法 98 条 1 項後段の**規範**により、「その効力を存しない」。

(ｲ)　当該「その効力を有しない」**違憲状態**選挙で選出された人々は、憲法前文第 1 文前段の「日本国民は**正当に**選挙された国会における代表者」でないので、1 憲法 56 条 2 項；2 憲法 1 条；3 憲法前文第 1 文前段の規範により、

「国会の活動」を行う正統性の無い人々でしかない。正統性

(ｳ)　かかる「国会の活動」を行う正統性の無い人々が、憲法上、1 票の価値を調整する（即ち、「減殺する」）ための立法裁量権を有するハズがない。

(ｴ)　よって、上記昭和 51 年大法廷判決の、上記の『1 国会は、1 票の平等を調整するための立法裁量権を有する』との議論（本書 165 頁）は、**そもそも立たない**。

イ　上記 2 の議論／『合理的期間論』：（本書 166～167 頁）

(ｱ)　昭和 51 年大法廷判決の

『2　当該選挙が、投票価値の平等の憲法の要求に反する状態であっても、国会の有する合理的期間が未徒過であれば、合憲である』との『合理的期間論』

について議論をすれば、

昭和 51 年大法廷判決の上記 2 の議論（『合理的期間の法理』）（本書 165 頁）は、憲法 98 条 1 項が規範であることを真っ向から否定するものであって、**そもそも立たない**。

(ｲ)　上記**第 3 章、3 (2)ウ**（本書 122 頁）の

無免許運転

の例え話のとおり、

採点コンピュータソフトの合格基準点を、正しくは 90 点のところ、45 点とミス設定してしまったため、45 点～90 点未満の得点者に発行された運転

免許証は、**無効**である。

運転免許の試験日（平 26/12/14）の後、県公安委員会が、いくら是正のためのプログラムを開発しようと努力したとしても、45 点の受験者に発行済の本来無効であるべき運転免許証が、有効になる訳がない。

(ｳ)　この無免許運転の例え話は、ズバリ、本件裁判の議論の本質を射抜いている。

ウ　上記 3 の議論／『事情判決の法理』：（本書 167～168 頁）

(ｱ)　昭和 51 年大法廷判決の

『3　当該選挙が合理的期間を徒過していたとしても、選挙を無効にすることによる選挙人の利益と選挙を無効にすることによる公共の不利益とを比較較量して、選挙を無効とすることによる公共の不利益の方がより大であれば、事情判決の法理を用いて、当該選挙を「違憲・無効」とするが、選挙を無効とはしない事情判決を言渡す』との『事情判決の法理』

について議論すれば、

昭和 51 年大法廷判決の上記 3 の議論（『事情判決の法理』）（本書 167 頁）は、憲法 98 条 1 項が**規範**であることを真っ向から否定するもので、**そもそも立たない**。

(ｲ)　上記**イ**（本書 166～167 頁）と同様、上記**第 3 章**、3 (2)**ウ**（本書 122 頁）の

無免許運転

の例え話のとおり、

採点コンピュータソフトの合格基準点を、正しくは 90 点のところ、45 点

とミス設定してしまったため、45 点～90 点未満の得点者に発行された運転免許証は、無効である。運転免許の試験日（平 26/12/14）の後、県公安委員会が、いくら是正のためのプログラムを開発しようと努力をしても、45 点の受験者に発行済の本来無効であるべき運転免許証が有効になることはない。

(ｳ)　上記(ｲ)（本書 166～167 頁）と同様、この無免許運転の例え話は、ズバリ本件裁判の議論の本質を射抜いている。

３　**木偶坊**（本書 168～169 頁）

(1) 上記２(2)（本書 165～168 頁）に示したとおり、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の上記 1～3 の議論は、【憲法 99 条、憲法 98 条 1 項が**規範**であること】を否定するものであって、**そもそも、立たない。**

(2)ア　昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、『最高裁判所大法廷判決』という権威を背景にしているため、一見、

御神体

のように見える。

イ　しかしながら、【憲法 99 条、憲法 98 条 1 項が、**規範**であるという**単純**

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

かつ明快な真実】に気が付けば、

全ての裁判官、

全ての弁護士、

全ての検察官、

全ての法学者、

その他の全ての 1 億 2000 万人強の国民は、

一瞬にして、

【これまで、御神体と思って崇め奉ってきた、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』なるものが、単なる木偶坊

木偶坊

でしかないこと】

を知ることになろう。

（以下　余白）

４　裸の王様〈本書 170 頁〉

裸の王様の寓話のとおり、**真実**（上記〈本書 165～168 頁〉に示したとおり、【昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、憲法 98 条 1 項、憲法 99 条の各規範に矛盾するという**真実**】）は、

裸の王様（＝昭和 51 年大法廷判決の『**判断枠組み**』）

に**勝**つ。

★★★第７章　憲法 47 条の「選挙に関する事項」を二分して、それぞれについての立法裁量権の存否を論ずるべきである：（本書 171～176 頁）

1　憲法 47 条の「選挙に関する事項」は二分さるべきである：（本書 171～172 頁）

「選挙に関する事項」についての国会の裁量権の有無・範囲の問題は、「選挙に関する事項」を、

①「投票価値の平等」に係わる事項と

② 1 議員の定数を何人にするか、2 選挙制度を比例代表制にするか、選挙区制にするか、この両者を組み合わせるのか、選挙選挙区割の大きさをどのようにするか等の問題に関する事項

の 2 つに二分して論ずる必要がある。

その理由は、下記[6]のとおりである。

記[6]

「(1)　1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文前段は、「人口比例選挙の保障」の規範を定めている。そのため、各選挙区間の選挙人数の差異がどの程度であるべきかの問題は、1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文後段の「人口比例選挙の保障」の規範に則る必要がある。

従って、国会議員は、1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文前段の定める、「人口比例選挙の保障」の要請に沿う選挙区割りの立法を行う義

務を負う。

けだし、国会議員は、

【憲法を構成する、

1 憲法 56 条 2 項、

2 同 1 条、

3 同前文第 1 文前段

の各規範を尊重し擁護する義務を負うという、憲法 99 条の規範】に縛られるからである。

以上のとおりであるから、国会議員が、1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文前段の定める「人口比例選挙の保障」の規範に反する選挙区割りの立法をする立法裁量権を持つ訳がない。

(2)　1 議員の定数を何人にするか、2 選挙制度を比例代表制にするか、選挙区制にするか、この両者を組み合わせるのか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題に関する事項については、憲法第 1～103 条と同前文の 104 ヶの各規範と抵触することはないので、勿論、国会は、これらにつき、立法裁量権を有している。」

2　憲法 47 条の規範とは何か：（本書 172～174 頁）

(1)　憲法 47 条は、

「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

と定めている。

(2)　憲法 47 条は、

「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、「法律」で定めることを要し、「法律」より下位の法令たる・政令、命令、規則、条例など、これを定めてはならないという規範」

を定めているにすぎない。

(3)　憲法 47 条の 36 文字のいずれの文字も、【国会が、選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項につき、憲法 1 条～103 条、憲法前文の各規範に矛盾する立法を行い得るという規範】を定めていない。

(4)　昭和 51 年大法廷判決は、

『憲法 47 条、憲法 43 条 2 項（「両議院の定数は、法律でこれを定める。」）を引用して、国会の立法裁量権により投票価値の平等は調整され得る』旨判示するが、

上記のとおり、憲法 47 条の規範も憲法 43 条 2 項の規範も、

【国会が憲法の保障する投票価値の平等を調整（即ち、「滅殺」と同旨）する立法裁量権を有すること】

を毫も定めていない。

(5)　以上のとおり、昭和 51 年大法判決の【投票価値の平等は、憲法 47 条、憲法 43 条 2 項に基づき、国会の立法裁量権により調整され得る、とする法理】

は、とんでもない

暴論

である。

３　国会活動を行う正統性の無い人を含む現国会は、選挙区割りについての立法裁量権を有する訳がない：（本書 174～175 頁）**正統性**

上記１～２（本書 171～174 頁）よりも何よりも、【決定的なこと】は、下記[7]である。

記[7]

「ア　現在、国会では、平成 26 年大法廷判決（参）が**「違憲状態」**と判決済の平成 25 年 7 月参院選（選挙区）で当選した人、即ち、憲法 98 条 1 項後段に基づき、**国会活動を行う正統性の無い人**が、国会活動を行っている。

かかる**国会活動を行う正統性の無い人**を含む）国会は、憲法 43 条 1 項（「両議院は、全国民を代表する選挙された議員で構成する。」）の定める国会ではない。

イ　なぜならば、憲法は、

【憲法前文第 1 文前段（「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通して行動し、」）の「正当に選挙された国会における代表者」が、憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人であること】正統性

を予定していないからである。」

4　平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（判決文・14 頁 13～末行　甲 10）の二分論：（本書 175～176 頁）

(1)　同判決は、その判決文 13 頁 13～末行で、

「ウ　選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか（小選挙区制を採る場合においては、その区割りをどのように定めるか）の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、**国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行**

使は原則として認められないというべきである。そして、投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。」（強調　引用者）

と判示する。

(2)　同判決は、「選挙に関する事項」を、

① 1 議員の定数を何人にするか、2 選挙制度を比例代表制にするか、選挙区制にするか、この両者を組み合わせるのか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、

② 議員定数の配分の問題に二分し、

上記②の議員定数の配分の問題については、憲法の要請する投票価値の平等の問題に十分な配慮をしなければならない、と説示する。

（以下、余白）

★★★第８章　正統性の無い裁判官：（本書 177～192 頁）

★★★第 1 節　正統性の無い裁判官の死刑判決の言渡し：（本書 177～186 頁）

★★★I　5 名の最高裁判事の補足意見：（本書 177～178 頁）

1 櫻井龍子；2 金築誠志；3 岡部喜代子；4 山浦善樹；5 山﨑敏充の 5 最高裁判事は、平成 26 年最高裁大法廷判決（参院選〈選挙区〉）の判決文（甲 4）中で、補足意見として、

「**投票価値の不均衡の是正**は、議会制民主主義の**根幹に関わり**、国権の最高機関としての国会の活動の**正統性**を**支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」

（強調　引用者）

と記述されている。

即ち、同 5 最高裁判事は、

『**投票価値の不均衡**の下で行われた選挙（即ち、違憲状態の平成 25 年 7 月参院選〈選挙区〉）で選出された議員は、国会の活動をする**正統性**

が無い』旨

判断されている。

★★★II　現内閣は、正統性が無い：

ア　平成 25 年最高裁大法廷判決（衆院選・小選挙区）（甲 3）は、

『「0 増 5 減」の改正法の下の選挙は、**違憲状態**である』旨

判示している（甲 3、15 頁 3～10 行）。

イ　よって、**平成 25 年最高裁大法廷判決（衆）**（甲 3）に照らせば、本件選挙（2015/12/14 衆院選〈小選挙区〉）は、**違憲状態**である。

ウ　上記 **I**（本書 177 頁）の 5 最高裁判事の補足意見に照らせば、本件選挙で選出された議員は、「国会の活動」を行う**【正統性の無い議員】**でしかない。

エ　（本件選挙により選出された**【正統性の無い議員】**を含む）**現内閣**は、**【正統性の無い内閣】**である。

★★★III【正統性の無い裁判官】：（本書 178～179 頁）

ア　内閣は、憲法 79 条 1 項、憲法 80 条 1 項に基づき、裁判官を任命する。

イ　【正統性の無い内閣】によって「裁判官」に任命された自然人は、憲法 79 条 1 項、憲法 80 条 1 項の定める「裁判官」ではない。即ち、

正統性の無い裁判官

である。

ウ　【正統性の無い裁判官】は、**唯の一般人**でしかない。

★★★**IV　死刑**：（本書 179～180 頁）

ア　国家を名乗る武装組織の死刑執行人が、複数の人々を処刑している。

イ　【正統性の無い裁判官】の言渡す死刑判決に従って執行される死刑（日本法の下では、絞首刑）も、**殺人**という点では、国家を名乗る武装組織の死刑執行人の執行する処刑と等価である。

ウ(ｱ)　過去～今日迄、【正統性の無い裁判官】が、

死刑判決を言渡し続けている。

(ｲ)　選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、

『【正統性の無い裁判官】の地位にある自然人が、人の心を持った自然人であるとすると、同自然人は、【自らが、【正統性の無い裁判官】でしかないこと】を知った後は、**殺人**の執行を命ずる死刑判決を言渡すことなど、とてもできない。』

と思料する。

それは、**人の道に背く**

からである。

(ｳ)　仮に、同選挙人代理人（升永英俊弁護士）が裁判官であったとすると、同選挙人代理人は、自らが【正統性の無い裁判官】であることを知った後は、

自らが殺されようとも、

【いかなる刑事事件であれ、**実刑判決**を言渡すこと】

を拒否する。

それは、**人の道に背く**からである。

（以下　余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

★★★V　生き地獄：（本書 181～184 頁）正統性

1 【正統性の無い裁判官】が、死刑判決を言渡し続けている。

生き地獄

である。

2 この**生き地獄を止める**

唯一の方法は、

【最高裁が、本件選挙につき、『**憲法は、人口比例選挙を要求している**』旨明記する**違憲無効判決**を言渡すこと】

である。

3　平成 26 年大法廷判決・判決日（平 26/11/26）＝非難可能性の有無の**分岐点**：（本書 182～184 頁）

(1)　裁判官は、過去～平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の判決日迄、

【「平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の補足意見の 5 判事（1 櫻井龍子；2 金築誠志；3 岡部喜代子；4 山浦善樹；5 山﨑敏充の 5 判事）が、

『平成 25 年 7 月の参院選（選挙区）で選出された違憲状態議員が、国会の活動の正統性が無い人々である』旨

判断すること】

を認識していなかった。

(2)ア　**しかしながら、**裁判官は、少なくとも平成 26 年大法廷判決（参）（判決日：平 26/11/26）が最高裁のホームページ（HP）で公開された**時以降**は、

『平成 25 年参院選（選挙区）で選出された 73 人の**違憲状態**議員が、【正統性の無い議員】であること』

を認識しているか、又は認識しているべきである。

イ　更に、

(i)　裁判官は、

【平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）が、『「0 増 5 減」の改正法の下に施行される選挙が、違憲状態である』旨判決したこと】（**同判決文**

15 頁 3～10 行、甲 3）

を認識しているか、又は、認識しているべきであり；

(ii)　裁判官は、

【本件選挙（平 26/12/14）が、「0 増 5 減」の改正法の下の選挙区割りで施行された選挙であること】

を認識しているか、又は認識しているべきであり；

(iii)　裁判官は、

【本件選挙は、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）に照らし、**違憲状態**であること】

を認識しているか、又は認識しているべきである。

(3)（(1)～(2)の小括）

ア　上記(1)～(2)（本書 182～183 頁）のとおりであるので、裁判官は、平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の判決日（平 26/11/26）より前は、自らが、**【正統性の無い内閣】**に任命された**【正統性の無い裁判官】**であることを知らなかったので、

裁判官は、死刑判決を下しても、該死刑判決の言渡しに何らの不条理の存在も、認識していなかった、と解される。

イ　**しかしながら、**平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）が最高裁 HP で公表された平 26/11/26 以降は、事情が、

全く異なる。

同日以降は、裁判官は、

【自らが、【正統性の無い内閣】によって、任命された【正統性の無い裁判官】であるかもしれないこと】

を認識しているか又は認識しているべきである。

ウ　平成 26 年大法廷判決・判決日（平 26/11/26）を**境**として、

裁判官は、**同日前**までは、【自らが正統性の無い裁判官】であることを認識しない状態で死刑判決を言渡した、と推察される。

エ　しかしながら、同日以降は、裁判官は、

【自らが【正統性の無い裁判官】であること】

を認識したうえで、死刑判決を言渡している可能性がある。

オ　人の道から見て、【正統性の無い裁判官】の地位に就いている自然人に対する非難の有無には、平成 26 年大法廷判決・判決日（平 26/11/26）を**境**として、その**前後**では、**零**と**【無限大】**の**差異**がある。

VI　1964 年米国連邦最高裁判決（レイノルズ判決）（甲 35）：（本書 185～186 頁）

1　1964 年米国連邦最高裁（レイノルズ判決）は、State（州。但し、正確な訳文は、米国連邦を構成する国。）議会選挙について、

『米国連邦憲法は、人口比例選挙（一人一票）を保障している』旨

判決した。

2　この 1964 年米国連邦最高裁判決によって、米国連邦の 50 ヶの State の State 議会選挙は、人口比例選挙（一人一票）になった。

3　ところが、この 1964 年の時点で、米国連邦バーモント State では、State 議会選挙（但し、小選挙区毎に１人の議員を選出する）の一票の不平等は、何と、**972倍**（972≒35000 人〈最大人口の小選挙区〉÷36 人〈最小人口の小選挙区〉）であった。

4　即ち、1787 年（米国連邦憲法公布）～1964 年の 177 年間、米国バーモント State の人々は、選挙を繰り返し、かつ市民運動を繰り返しても、この【972 倍の 1 票の不平等】壁を崩せなかったのである。

5　この 1964 年米国連邦最高裁判決の例から見ても、【１票の住所差別を撤廃し、人口比例選挙にする方法】は、

【裁判所が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の判決を出すこと】

以外にない。

日本でも、人口比例選挙の問題は、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨明言する判決が出れば、一気に解決する。

その理由は、人口比例選挙判決が出れば、国会は、**憲法 99 条の規範により**、

人口比例選挙判決に従って、速やかに、人口比例選挙の立法を行うよう義務付けられているからである。

（以下、余白）

★★★第２節　13 名の最高裁判事は、裸の王様：（本書 187～192 頁）

１　人口比例選挙（＝一人一票）（本書 187～190 頁）

(1)ア 憲法 56 条 2 項は、

「両議院の議事は、・・・・・出席議員の**過半数**でこれを決し」（強調　引用者。以下、同じ）

と定めている。

即ち、憲法 56 条 2 項の文言は、【国会議員の**多数決**ルール】を定めている。

イ　しかしながら、この憲法 56 条 2 項は、

【全国会議員の過半数が、全主権者（全国民）の過半数から選出されること】（即ち、【**国民の**、国会議員を通じての、**多数決**ルール】）

を要求している、と解される。

(2)ア その理由は、憲法 1 条は、

「主権の存する**日本国民**」

と定めており、

「主権の存する**国会議員**」

とは、定めていないからである。

イ　憲法１条が**「主権は、日本国民に在し」**と定めているので、憲法 56 条 2 項は、【全国会議員の**過半数**が、全主権者の**半数未満**から選出されること】など、全く予定していない。

ウ　憲法１条が、「主権の存する国会議員」と定めていない以上、憲法が、【全国会議員の過半数が、**全主権者**の**半数未満**から選出されること】を許容する訳がない。

(3)**ア**　憲法前文第 1 文前段は、

「日本国民は、**正当に選挙**された国会における代表者を通じて行動し、」（強調　引用者）

と定めている。

【全国会議員の過半数が、**全主権者**の過半数から選出される選挙】が、**正当(な)選挙**である。

イ　そして、国会議員の**過半数**が、全主権者（全国民）の**過半数**から選出されるためには、**人口比例選挙**が**必須**である。

即ち、「正当(な)選挙」とは、人口比例選挙である。

ウ　従って、[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段の各文言は、**人口比例選挙（一人一票）**を保障している。

エ(ｱ)　奥村雄太君（小学 5 年生・仮名）は、[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段の各文言を読んで、直ちに

「[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段は、人口比例選挙を保障している」

と納得した。

そして、

「**少数**の国民が、国会議員の**多数**を選ぶような選挙が、**正当な選挙**でないことぐらい、小学生 5 年でも分かるよ。「一人一票」は、僕でも簡単に分かるのに、何故大人が分からないのだろう‥‥」

と呟いた。

(ｲ)　下記 2、(3)、**イ**（191 頁）に示す 57 ヶの高裁判決の各判事と 4 ヶの最高裁大法廷判決の各判事（但し、山本庸幸判事と鬼丸かおる判事を除く）は、

【[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段が、人口比例選挙を保障していること】

を認めない。

全く不可解である。

2　13 名の最高裁判事は、裸の王様（本書 190～192 頁）

(1)　平成 26 年最高裁大法廷判決（参）に関与した 15 名の最高裁判事中、山本庸幸判事、鬼丸かおる判事は、同判決の判決文の中で、反対意見として

『憲法は、**人口比例選挙**を保障している』旨

明言している。

(2)　しかし、残り 13 名の最高裁判事は、[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段に一切言及することなく、【憲法の条文に基づく議論抜きの・全くの **匙加減論**（さじ）】で、

『現在の 1 票の格差・２.XX 倍は、違憲状態である』旨

判決しているだけである。

(3)ア　該 13 名の最高裁判事は、

『【[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段】が、人口比例選挙を定めている』旨

の選挙人らの主張に対して、**完全に沈黙**している。

イ(ｱ)　更に言えば、

選挙人ら（升永弁護士グループ）は、2009 年～2014 年の 5 年強の間、64 ヶの高裁裁判体に一人一票訴訟を提訴し、64 ヶの高裁判決と 4 ヶの最高裁大法廷判決を得た。

(ｲ)　この 64 ヶの高裁判決の中、7 ヶの高裁・裁判体は、『憲法は、人口比例選挙を保障している』旨の人口比例選挙判決（一人一票判決）を言渡した。

同 7 ヶの高裁判決とは、

【(i)　平成 23 年 1 月 28 日福岡高裁判決（廣田民生裁判長）

(ii)　平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）

(iii)　平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）

(iv)　平成 25 年 3 月 18 日福岡高裁判決（西謙二裁判長）

(v)　平成 25 年 3 月 6 日東京高裁判決（難波孝一裁判長）

(vi)　平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）

(vii)　平成 27 年 3 月 25 日福岡高裁判決（髙野裕裁判長）】

である。

尚、**平成 25 年 3 月 25 日広島高裁判決（筏津順子裁判長）**（但し、山口弁護士グループ・提訴）も、人口比例選挙判決である。

(ｳ)　しかし、残りの 57 ヶの高裁判決と 4 ヶの最高裁大法廷判決は、選挙人らの『1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段は、人口比例選挙を保障している』旨の主張に対し、**何一つ反論しないまま、**選挙人らの同主張を否定した。

(ｴ) 【57 ヶの高裁判決と 4 ヶの最高裁大法廷判決が採用する**匙加減論**】は、【1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段は、人口比例選挙を保障しているか否かの争点】につき、

憲法の条文に基づく法律論を何一つ議論することなく、

法律論とはおよそ無縁の**匙加減論**で、選挙人らの『憲法は、人口比例選挙を保障している』旨の主張を排斥している。

(4) 該 13 名の**最高裁判事**

は、

裸の王様

と言われても、仕方がない。

（以下、余白）

第９章　裁判例、論文等：（本書 193～339 頁）

第１節　平成 26 年大法廷判決での、４最高裁判事の反対意見（１山本判事、２鬼丸判事、３大橋判事、４木内判事）：（本書 193～211 頁）

１　山本庸幸判事の反対意見：（本書 193～199 頁）

山本庸幸判事は、平成 26 年大法廷判決・判決文・55 頁 5 行～61 頁下 7 行（甲 4）で、

「　１　日本国憲法は，**その前文**において**「日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，**（略）**主権が国民に存することを宣言し，**（略）そもそも国政は，国民の厳粛な信託によるものであって，その権威は国民に由来し，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受する。」　とし，代表民主制に支えられた国民主権の原理を宣明している。そして国を構成する三権の機関のうち，国会が国権の最高機関であり，国の唯一の立法機関と規定する（４１条）。したがって，このような民主国家の要となる国会を構成する衆議院及び参議院の各議員は，文字どおり公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない。憲法４３条１項が「両議院は，全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定するのは，この理を表している。その中でも本件にも関わる**「公平な選挙」は，憲法上必須の要請**である。すなわち，いずれの国民も平等に選挙権を行使できなければ　この憲法前文でうたわれている代表民主制に支えられた国民主権の原理など，それこそ**画餅に帰してしまう**からである。例えば国政選挙に際して特定の地域の一票の価値と他の地域の一票の価値とを比べて数倍の較差があったとすると，その

数倍の一票の価値のある地域の国民が，もう一方の一票の価値が数分の一にとどまる地域の国民に対して，その較差の分だけ強い政治力を及ぼしやすくなることは自明の理である。これでは，せっかく主権が国民に存するといっても，「その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受する。」とはとてもいえないと考える。その意味で，国政選挙の選挙区や定数の定め方については，法の下の平等（１４条）に基づく**投票価値の平等**が貫かれているかどうかが**唯一かつ絶対的な基準**になるものと解される。

２　なるほど多数意見のいうように「憲法は，国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」として国会の裁量を広く認める見解を採った上で，衆議院議員選挙の場合であれば２倍程度の一票の価値の較差を許容する考え方もある。しかし，国民主権と代表民主制の本来の姿からすれば，投票価値の平等は，他に優先する**唯一かつ絶対的な基準**として，あらゆる国政選挙において真っ先に守られなければならないものと考える。これが実現されて初めて，我が国の代表民主制が国民全体から等しく支持される正統なものとなるのである。また，衆議院議員選挙の場合であれば２倍程度の一票の価値の較差でも許容され，これをもって法の下の平等が保たれていると解する考え方があるが，私は賛成しかねる。というのは，一票の価値に２倍の較差があるといっても，例えばそれがある選挙では２倍であったが，次の選挙では逆に０．５倍になるなどと，何回かの選挙を通じて巨視的に観察すれば地域間又は選挙区間でそうした較差の発生がおおむね平均化しているというのであれば，辛うじて法の下の平

等の要請に合致しているといえなくもない。ところが，これまでの選挙の区割りをみると，おおむね，人口が流出する地域については議員定数の削減が追いつかずに一票の価値の程度は常に高く，人口が流入する地域については議員定数の増加が追いつかずに一票の価値の程度は常に低くなってしまうということの繰り返しである。これでは後者の地域の国民の声がそれだけ国政に反映される度合いが一貫して低くなっていることを意味し，代表民主制の本来の姿に合致しない状態が継続していることを示している。したがって，私は，現在の国政選挙の選挙制度において法の下の平等を貫くためには，一票の価値の較差など生じさせることなく，どの選挙区においても投票の価値を比較すれば**１．０**となるのが原則であると考える。その意味において，これは国政選挙における唯一かつ絶対的な基準といって差し支えない。ただし，人口の急激な移動や技術的理由などの区割りの都合によっては１～２割程度の一票の価値の較差が生ずるのはやむを得ないと考えるが，それでもその場合に許容されるのは，**せいぜい２割程度**の較差にとどまるべきであり，これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は法の下の平等の規定に反し，違憲かつ無効であると考える。

３　他方，憲法上，内閣が解散権を有する衆議院に比べると，３年に一度の選挙が規定されている参議院の特殊性からすれば，参議院の場合には一票の価値の較差がある程度生ずるのはやむを得ないとする考え方もあり得ないわけではない。しかしながら，参議院も衆議院並みに政党化が進んでいるほか，最近ではいわゆる「ねじれ国会」すなわち衆議院における多数派と参議院における多数派とが異なる国会の状況が続いたことがあり，その間は憲法上，衆議院は参議院に優越する規定があるものの，実際にはそれとは逆に参議院が国政の鍵を事実上握るような事態が見受けられたのは周知の事実である。こうした経験を踏まえれば，国政における参

議院の重要性が再認識されたわけである。そうであれば，参議院の寄って立つ選挙制度も衆議院の場合と同様，代表民主制にふさわしく，一票の価値の較差が生じないようにするべきであると考える。

４　さきに述べたように一票の価値について原則は１．０であるが例外的に２割程度の較差が生ずることはやむを得ないものの，これを超えた場合には当該選挙は無効になると考える次第であるが，その場合，第一に「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された参議院又は衆議院が既に行った議決等の効力」及び第二に「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱い」の二つが主に問題となる。このような場合，いわゆる事情判決の法理を用いて，当該「選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合であっても，それを理由として選挙を無効とする判決をすることによって直ちに違憲状態が是正されるわけではなく，かえって憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる判示のような事情などがあるときは，行政事件訴訟法３１条１項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い，選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該選挙が違法である旨を主文で宣言すべきである。」（最高裁昭和４９年（行ツ）第７５号同５１年４月１４日大法廷判決・民集３０巻３号２２３頁の判決要旨）とする考え方がある。しかし，国政選挙という代表民主制を支える最も重要な制度の合憲性が争われる争訟において，裁判所がこれを違憲と判断しながら当該選挙を無効とせずに単に違法の宣言にとどめるということが，**法律上の明文の根拠もなく許されるものであるかどうか，私には甚だ疑問に思えてならない。**現にこれまでの経緯を振り返ると，選挙区の区割りや定数に関する幾たびかの法改正や国会におけ

る検討を経てもなお，一票の価値の平等という代表民主制を支える根幹の原理が守られておらず，その改善は遅々として進まないという状況にあって，選挙制度の憲法への適合性を守るべき立場にある裁判所としては，違憲であることを明確に判断した以上はこれを無効とすべきであり，そうした場合に生じ得る問題については，経過的にいかに取り扱うかを同時に決定する権限を有するものと考える。

例えば，先ほどの二つの問題のうち，第一の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された参議院又は衆議院が既に行った議決等の効力」については，それが判決前にされた議決等であれば，裁判所による選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生し，過去に遡及するものではないから，当該議決等の効力に影響を及ぼす余地はなく，当該議決は当然に有効なものとして存続することとなることは，いうまでもない。それに加えて，判決後においても，裁判所による選挙無効の判断を受けて一票の価値の平等を実現する新たな選挙制度が制定されこれに基づく選挙が行われて選出された議員で構成される参議院又は衆議院が成立するまでの間を含めて，後述のとおり一定数の身分の継続する議員で構成される院により議決等を有効に行うことが可能となるので，その点で国政に混乱が生ずる余地はない。また仮に，判決の直後に判決前と同じ構成の院が議決等を行ったとしても，国政の混乱を避けるために，当該議決等を有効なものとして扱うべきである。

次に，先ほどの二つの問題のうち，第二の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱い」については，参議院の場合，本件のように全選挙区が訴訟の対象とされているときは，その無効とされた選挙において一票の価値（各選挙区の有権者数の合計を各選挙区の定数の合計で除して得られた全国平均の有権者数をもって各選挙区の議員一人当たりの有権者数を除して得られた数。以下同じ。）が０．８を下回る

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うものと解すべきである。なぜなら，一票の価値が許容限度の０．８より低い選挙区から選出された議員がその身分を維持しつつ他の選挙区の議員と同様に国会の本会議や委員会において議事に加わることは，そもそも許されないと解されるからである。ちなみにそれ以外の選挙区から選出された議員については，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了までは参議院議員であり続けることができる。参議院議員は３年ごとにその半数が改選される（憲法４６条）ので，このように解することにより，参議院はその機能を停止せずに活動することができるだけでなく，必要な場合には緊急集会の開催も可能である（注１）（注２）。

（注１）平成２５年９月２日現在の選挙人名簿登録者（在外を含む。）の参議院選挙区選出議員の定数１４６人中，一票の価値が０．８を下回る選挙区の定数は，試算によると５０人余であり，これらの議員が欠けたとしても，院の構成には特段の影響はないものと考えられる。

（注２）他方，衆議院の場合，選挙無効の判決がされると，訴訟の対象とされた選挙区から選出された議員のうち，同じく一票の価値が０．８を下回る選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うが，それ以外の選挙区から選出された議員は，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了又は解散までは衆議院議員であり続けることができる。このように解することによって，衆議院は経過的に，一票の価値が０．８以上の選挙区から選出された議員及び訴訟の対象とされなかった選挙区がある場合にあってはその選挙区から選出された議員のみによって構成されることになり，これらの議員によって構成される院で，一票の価値の平等を実現する新しい選挙区の区割り等を定める法律を定めるべきであ

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

る。仮にこれらの議員によっては院の構成ができないときは，衆議院が解散されたとき（憲法５４条）に準じて，内閣が求めて参議院の緊急集会を開催し，同緊急集会においてその新しい選挙区の区割り等を定める法律を定め，これに基づいて次の衆議院議員選挙を行うべきものと解される。

なお，一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関しては，もとより新しい選挙区の在り方や定数を定める法律を定める際に国会において十分に議論されるべき事柄であるが，都道府県又はこれを細分化した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては，策定が非常に困難か，事実上不可能という結果となることが懸念される。その最大の障害となっているのは都道府県であり，また，これを細分化した市町村その他の行政区画などもその大きな障害となり得るものと考えられる。したがって，これらは，もはや基本単位として取り扱うべきではなく，細分化するにしても例えば投票所単位など更に細分化するか，又は細分化とは全く逆の発想で全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか，そのいずれかでなければ，一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える。」（強調　引用者）

と**「反論意見」**を述べられる。

選挙人の主張

同山本判事・「反対意見」の中の赤線部分に、注目されたい。

２　鬼丸かおる判事の反対意見：（本書 199～205 頁）

鬼丸かおる判事は、平成 26 年大法廷判決・判決文・42 頁 7 行～43 頁末行（甲 4）で、

「　(2) 以上のとおり，本件選挙までの間に投票価値の平等を基本とする定数配分規定の改正による違憲状態の是正がされなかったことは，国会の裁量権の限界を超えるものとの評価を免れず，本件選挙当時，本件定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものというべきである。違憲の定数配分規定に基づき行われた本件選挙は違法というべきであるので，その選挙結果の効力が問題となる。

ア　この点については，上記の帰結として選挙を無効とすることもあり得るところであり，本件選挙を無効とするとの結論に至ったとしても，本件訴訟の対象となっていない比例代表選出議員や非改選の選挙区選出議員７３人については，判決の効力は及ばず，本件選挙によって選出された議員だけが議席を失うことになり，参議院には非改選の選挙区選出議員と比例代表選出議員の議席は維持されるから，議事を聞き議決するための定足数に欠けることにはならず（憲法５６条），参議院が議決の機能を失うことはない。また，各選挙区から選出された１名以上の非改選議員の議席にも影響が及ばないのであるから，いずれかの選挙区の選出議員が欠損するという不都合を生ずることもない。このような事情に着目すれば，本件選挙を無効とすることにより，直ちに公の利益に著しい障害を生じさせるとまではいい得ないと思われる。

イ　しかし一方，平成２４年大法廷判決を受け，国会においては，平成２８年の参議院議員通常選挙に向けて，参議院選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとすると平成２４年改正法の附則に明記して，この旨を国民に約しており，この自らの言に基づいて参議院選挙制度の抜本的見直しの検討が続けられているところである。もはや当面の手直しとしか評価されないような法改正が許容される状況にないことは，国会が上記の附則に記したとおり明らかであり，過去には国会内でも投票価値の等価を基本にした改正案が検討された経緯もあることからす

れば，本判決の指摘も受けて，平成２４年改正法の附則の定めに従い，平成２８年の参議院議員通常選挙までに，国会において投票価値の等価を原則とした是正策が採られる可能性がある状況にあるといえる。両議院の議員定数や選挙区，投票方法等の選挙に関する事項を決する権限は立法府に専権的に属するのであり，参議院議員にとっては，自らを国民の代表者であるとする正統性の基盤が危ぶまれる状態に陥っているのであるから，自ら早急に法改正を実現し，代表者としての正統性を取り戻すことが重大な責務であることは明らかである。したがって，今回，違憲の結論を採るに当たっては，憲法の予定する立法権と司法権の関係に鑑み，司法が直ちに選挙を無効とするとの結論を出すのではなく，まず国会自らによる是正の責務の内容及びこれを速やかに実現する必要性を明確に示すことが相当であると思料される。そして，今後の進捗の状況等を注視し，その是正が速やかに行われない場合には，司法が選挙の効力に関して上記の結論につき決する新たな段階に歩を進めるのが相当であろう。

　以上のことから，本件については，選挙を無効とすることなく，本件選挙は違法であると宣言することにとどめるのが相当であるとの結論を採るものである。」（強調　引用者）

と**「反論意見」**を述べられる。

選挙人の主張（本書 201～205 頁）

(1)　鬼丸判事は、当該「反対意見」の赤線部分（同 42 頁下 11～末行）の示すとおり、

「　ア　この点については，上記の帰結として選挙を無効とすることもあり得るところであり，本件選挙を無効とするとの結論に至ったとしても，本件訴訟の対象となっていない比例代表選出議員や非改選の選挙区選出議員７３人については，判決の効力は及ばず，本件選挙によって選出された議

員だけが議席を失うことになり，参議院には非改選の選挙区選出議員と比例代表選出議員の議席は維持されるから，議事を聞き議決するための定足数に欠けることにはならず（憲法５６条），参議院が議決の機能を失うことはない。また，各選挙区から選出された１名以上の非改選議員の議席にも影響が及ばないのであるから，いずれかの選挙区の選出議員が欠損するという不都合を生ずることもない。**このような事情に着目すれば，本件選挙を無効とすることにより，直ちに公の利益に著しい障害を生じさせるとまではいい得ないと思われる。**」（強調　引用者）

と明言されていることに注目されたい。

鬼丸判事の当該明言は、選挙人の意見と同旨である。

(2)　しかしながら、鬼丸判事は、

「憲法の予定する立法権と司法権の関係に鑑み」、「今回」（平成 25 年 7 月参院選挙区選挙）は、「選挙を無効とすることなく、本件選挙は違法であると宣言するにとどめるのが相当である」（同判決文 43 頁下 8～下 5 行）

と反対意見を述べられる。

(3)　（本書 203～205 頁）

ア　平成 26 年大法廷判決（参）は、

『平成 25 年 9 月・参院選（選挙区）は、違憲状態である。しかし、同選挙は、「有効」である』旨

判断した。

即ち、平成 26 年大法廷判決（参）は、

【平成 25 年 7 月・参院選（選挙区）で当選した 73 人の違憲状態議員（＝憲法 98 条 1 項後段の規範により国会活動をする正統性の無い人）が、平成 25 年 7 月 21 日から 6 年間、参議院で、参議院議員の活動を 100%有効に行うこと】

を容認した。

イ　平成 26 年大法廷判決（参）は、平成 25 年 7 月参院選（選挙区）は、「違憲状態」と判決済であるので、参院選（選挙区）当選の 73 人は、憲法 98 条 1 項後段の規範により、

国会活動をする正統性の無い人

でしかない。

ウ　ところが、平成 26 年大法廷判決の鬼丸判事の反対意見は、

「平成 25 年 7 月 21 日の参院選（選挙区）は違憲であるが、平成 28 年 7 月の次回の参院選では、抜本的な選挙区割改正法の下で、選挙が行われる可能性があるので、その可能性に期待して、平成 25 年 7 月 21 日の参院選（選挙区）を無効としない」旨

記述する。

当該鬼丸判事の反対意見は、例えて言えば、

【【当該運転免許証発行日より向こう 6 年間の**無免許運転**】を容認するようなもの】（**上記**（本書 120～125 頁）**参照**）

である。

キ　当該鬼丸判事の反対意見は、憲法 98 条 1 項後段の規範に反して、平成 25 年 7 月 21 日より、

6 年間

【憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人（＝違憲状態

議員）が、国会の活動を行うこと】を容認する。

ク　当該鬼丸判事の反対意見は、憲法 99 条（憲法尊重擁護義務）に違反する。

３　木内道祥判事の反対意見：（本書 205～209 頁）

木内道祥判事は、平成 26 年大法廷判決（参）・同判決文・52 頁下 4 行～55 頁 3 行（甲 4）で、

「４　選挙無効といわゆる事情判決の法理

平成２５年大法廷判決は，平成２４年１２月１６日施行の衆議院議員総選挙の選挙区割規定の合憲性についてのものであるが，そこでの私の反対意見において「一般に，どの範囲で選挙を無効とするかは，前述のように，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから，従来の判例に従って，区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても，裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば，訴訟の対象とされた全ての選挙区の選挙を無効とするのではなく，裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。」と述べた。

この私の意見は，衆議院としての機能が不全とならない範囲で選挙区の選挙を無効とし，それ以外の選挙区の選挙を，いわゆる**事情判決の法理**により無効とせず違法の宣言にとどめることが可能であるというものである。いわゆる事情判決の法理は，およそ選挙無効の判決を回避するために用いられるというものではなく，国会の機能不全を回避すべく選挙無効とする選挙区を一部のものに限定するについても機能するものと解される。

本件の参議院の選挙についても，参議院としての機能が不全とならない範囲で選挙区の選挙を無効とし，それ以外の選挙区の選挙を，いわゆる事情判決の法理により無効とせず違法の宣言にとどめることが可能であることは同様であるが，一部の選挙区の選挙に限定して選挙を無効とするについては，選挙を無効とする選挙区を選択する基準を必要とする。

各選挙区における選挙人各人の投票価値平等の侵害の程度を考えると，選挙人としての権利の侵害の最も大きな選挙区は議員一人当たりの選挙人数の最も多い選挙区である。しかし，その選挙区の選挙を無効とした場合投票価値の較差を是正する公職選挙法の改正が行われて再度の選挙が行われない限り，その選挙区の選挙人が選出する議員はゼロとなる。これでは，選挙を無効とすることが，当該選挙区の選挙人が被っている権利侵害を回復することにはならない。

法改正により較差が是正されれば，選挙人の投票価値平等の侵害は解消されるのであるから，選挙を無効とする選挙区の選定に当たって考慮すべきは，法改正による較差の是正までの間の選挙人の権利侵害である。このような観点からすると，議員一人当たりの選挙人数が多いことによる選挙人の権利侵害は，その選挙人数の絶対数の問題ではなく，より選挙人数の少ない他の選挙区の選挙人との比較の問題であるから，議員一人当たりの選挙人数が最も多い選挙区の選挙人の権利侵害を著しくしているのは，議員一人当たりの選挙人数が少なくても議員を選出できる選挙区の存在であり，この選挙区の選挙を無効とすれば，残る議員についての投票価値の較差は縮小する。したがって，限定した範囲の選挙区の選挙を無効とすることによって選挙人としての権利の侵害を少なくするためには，議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って選挙を無効とする選挙区を選定すべきである。

議員一人当たりの選挙人数の少ない選挙区の順に選挙無効とする場合，

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

どの選挙区までを無効とするかは，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において，この訴訟を認めた目的と必要に応じて，裁判所がこれを定めることができるものである（昭和６０年大法廷判決の４名の裁判官の補足意見参照）。議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は，選挙を無効とされない選挙区の間における投票価値の較差の程度を最も重要なメルクマールとすべきと思われるが，この規律は，いまだ熟しているということはできない。

そこで，本件選挙については，一部の選挙区の選挙のみを無効とすることは控えることとし，全ての選挙区の選挙について違法を宣言するにとどめることとするのが相当である。」（強調　引用者）

と**「反対意見」**を述べられる。

上記反対意見のうち、とくに赤下線部分に注目されたい。

反論（本書 207～209 頁）

(1)　当該選挙（平成 25 年 7 月参院選挙区選挙）は、「違憲」であるので、当該選挙は、憲法 98 条 1 項後段の「その条項に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、**その効力を有しない**」との規範に基づき、**「無効」**となる。

(2)　その結果、当選者全員が、憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、【無効の選挙で当選した人】として、**国会活動をする正統性の無い人**に該当するハズである。

(3)　それにも拘らず、上記の木内判事の下線部分の「反対意見」（同書 54 頁下 8 行～55 頁 3 行）は、当該選挙（参院選〈選挙区〉）の当選者に参院議員の資格を認めている。

(4)　木内判事の当該赤線部分の「反対意見」は、

【憲法 98 条 1 項後段が、規範であること】

を**真正面から否定**している。

(5)　同木内判事の赤線部分の反対意見は、憲法 98 条 1 項後段の規範に違反する。

よって、違憲である。

(6)　利益較量

木内判事の**反対意見**は、【事情判決の法理】を適用して、当該選挙を違憲・違法とするが、当該選挙を無効とはしない。

しかしながら、【事情判決の法理】は【選挙無効確定判決によって生じる利益】と【選挙無効確定判決によって生じる不利益】の 2 つを比較較量し、その結果、【選挙無効確定判決によって生じる利益】が、【選挙無効確定判決によって生じる公の不利益】より大なるときは、【選挙は、無効である】とする法理である。

下記（本書 212～241 頁）に示すとおり、当該選挙（平 25/7/21 参院選挙区選挙）では、【選挙無効確定判決によって全国民（＝全主権者）に生じる利益】が、【選挙無効確定判決によって生じる公（＝全国民＝全主権者）の不利益】より、**天文学的に大**である。

従って、木内判事の反対意見は、事情判決の法理を当該事案への具体的に適用するに当って、2 つの利益の比較較量を誤り、「当該選挙は、無効ではない」

という、**真逆の誤った結論**を導いている。

４　大橋正春判事の反対意見：（本書 209～211 頁）

大橋正春判事は、平成 26 年大法廷判決（参）・同判決文・33 頁 4 行～下 3 行で、

「しかしながら，民主主義は本来的に非効率的な面を有する制度であることや，一部の選挙区についてのみ選挙を無効とすることができるという考え方についてはいまだ十分な議論がなされていないこと，参議院において現在も一定の改正作業が進行しており，今後の情勢は不透明ではあるが，選挙制度協議会において当審判決を前提に較差を２倍未満とする座長案が提案されるなど，少なくとも国会の中にも当審がこれまでの判決に込めたメッセージを受け止めてこれに対応しようと努力する動きがあることなどに照らすと，現時点で直ちに国会の自主的判断による是正の実現は期待できないと断ずるのは早すぎると考える。平成２４年改正法が附則において平成２８年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて結論を得る旨明記して国会が改革を実現する意思を自ら公に示していると理解できること，主権者である国民がその様々な政治上の権能を行使して国会にその改革を実現するよう働きかけることが期待できること等を考慮し，本件においては選挙を無効としないことを選択するのが相当であると考える。

４　以上により，私は，本件定数配分規定は，本件選挙当時，違憲であり，いわゆる**事情判決の法理**により，請求を棄却した上で，主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであると考える。」（強調　引用者）

と**「反論意見」**を述べられる。

上記反対意見のうち、とくに赤下線部分（同 33 頁 4～下 6 行）に注目されたい。

反論（本書 210～211 頁）

(1)　上記（本書 209 頁）の大橋判事の**反対意見**は、

> 【本件選挙は、本件選挙日（平 25/7/21）以後 6 年間、憲法 98 条 1 項後段の「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の規範により、無効であるにも拘らず、無効の選挙で当選した**国会活動をする正統性の無い人**が、本件選挙日（平 25/7/21）から 6 年間、国会の活動をすること】

を認める。

(2)　同大橋判事の**反対意見**は、【憲法 98 条 1 項後段の「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の条項が規範であること】を**真正面から否定**する、反対意見である。

(3) **利益較量**（本書 210～211 頁）

大橋判事の**反対意見**は、【事情判決の法理】を適用して、当該選挙を、「違憲・違法」とするが、当該選挙を、「無効」とはしない。

しかしながら、【事情判決の法理】は【選挙無効確定判決によって生じる利益】と【選挙無効確定判決によって生じる不利益】の 2 つを**比較較量**し、その結果、【選挙無効確定判決によって生じる利益】が、【選挙無効確定判決によって生じる公の不利益】より大なるときは、【選挙は、無効である】とする法理である。

下記（本書 212～241 頁）に示したとおり、当該選挙（平 25/7/21 参院選挙区選挙）では、【選挙無効確定判決によって全国民（＝全主権者）に生じる利益】が、【選

挙無効確定判決によって生じる公（全国民＝全主権者）の不利益】より、**天文学的に大**である。

従って、大橋判事の反対意見は、違憲状態判決の当該事案に具体的適用に当って、2 つの利益の比較較量を誤り、「当該選挙は、無効ではない」という、**真逆の誤った結論**を導いている。

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

第２節　仮に事情判決の法理が本件選挙に適用されると仮定した場合の、利益較量（本書 212～241 頁）

★★★第１　昭和 58 年 11 月 7 日大法廷判決（衆）（違憲状態判決 甲 42）での中村治朗判事の反対意見（本書 212～232 頁）

1　（『合理的期間の法理』・『事情判決の法理』の生みの親である）中村治朗判事は、昭和 58 年 11 月 7 日最高裁大法廷判決（衆）（違憲状態判決 甲 42）の中で、

「　行政事件訴訟法三一条一項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによつて生ずべき公の不利益の性質、内容、程度等とを対比し、両者を**比較衡量**して後者が前者に優越すると認められる場合に初めて右処分等を失効させる判決を差し控えるべきであるとするものであつて、当然に個別的判断を要求するものである。五一年判決にいう事情判決の一般的法理というのも当然このような性質を有するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、**具体的事情のいかんによつては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解されるのである**（同判決が選挙無効の判決の結果として生ずべき種種の不都合な結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由としての一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたつて特にしんしやくすべ

き点を指摘したにとどまるというべきである。）。もつとも、いかなる場合にそのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいにこれを論ずることはできないが、例えば議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従つた処理がされた場合には、そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、この是正の可能性の存在と、**右規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当である**と考えられることなどが**比較衡量上の重要な要素**とされていたものと推察されるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等、国会による自発的是正の可能性が乏しいとみられるような状況の下で**更に新たに選挙が行われたような場合**を想定すると、その選挙の効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性がもはや選挙を無効とすることによつて生ずべき不利益よりも優越するに至つているものとして、当該請求を認容し、

選挙無効の判決をすべきものとされる可能性は十分にあると思われる（このような無効判決は、国会に対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをもつてそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に介入するというにはあたらないであろう。）。少なくとも、私はそう考える。

以上の次第で、私は、多数意見と異なり、本件選挙を違法とした原判決は結論において正当であつて、本件上告は理由がないから、これを棄却すべきものと考える。」（強調　引用者）

と反対意見を記述される。

(1)　当該記述の中で、特に、青線部分に注目されたい。

選挙人は、ここで、

【平成 25 年大法廷判決で**違憲状態**とされた衆院小選挙区選挙選出の**違憲状態議員**は、衆議院の解散により、全員失格し、「0 増 5 減」の平成 25 年改正法の下で本件選挙（平 26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）が施行され、新しく、295 名の衆議院議員が選出された事実】

を指摘したい。

(2)　本件選挙では、上記中村治朗判事の反対意見中の

懸　念

が、**的中**した。

2　同中村治朗判事・反対意見は、【当該違憲選挙の無効によって生じる利益】と【当該違憲選挙の無効によって生じる公の不利益】の２つを

比較

較量

し、選挙無効により生じる利益が、選挙無効によって生じる公の不利益より優越するのであれば、**選挙無効**判決が言渡さるべきである、とする。

3　更に言えば、同中村治朗判事反対意見は、要旨

『昭和 51 年大法廷判決の「選挙を、事情判決の法理を適用して、有効とするか、無効とするか」の判断基準は、**具体的事案に即して**、【選挙無効によって生じる利益】と【選挙無効によって生じる不利益】の両者を**比較較量**し、【選挙無効によって生じる利益】が、【選挙無効によって生じる不利益】に、優越する場合は、選挙を無効とすべきである』旨

記しておられる。

4　以下（本書 216～217 頁）、本件選挙につき、具体的に当該利益、不利益を比較較量する。

(1)　**一方で**、本件選挙を無効とした場合、

上記（本書 103～111 頁）に示したとおり、何一つ社会的混乱は、生じない。

よって、本件選挙が無効となっても、何一つ公の利益は、害されることはない。

違憲無効・確定判決によって、本件選挙（＝小選挙区選挙）が無効となり、全小選挙区選出議員（295 人）が失格しても、衆議院は、残余の比例代表選出議員（180 人）によって組織される。よって、衆議院は、憲法上、再選挙は、要求されない。

従って、再選挙の費用（約 630 億円。推定）の国庫負担の問題も、生じない。

仮に、小選挙区選出議員（295 人）の 295 議席につき、再選挙があるとしても、2014 年度の 95 兆円強の国の予算規模と比べれば、国の約 630 億円の再選挙の費用負担は、三桁もの差のある、微少なものでしかなく、再選挙による国会議員、内閣総理大臣の正統性の獲得という大目的から見て、公の利益に反しない、国の正当な経費負担である、と解される。

(2)　**他方で**、選挙違憲無効・確定判決よって、全選挙人（1 億 400 万人強）に生じる利益は、

【国家権力が、

（国会活動をする正統性の無い人々

を含む）国会議員の多数決で、（本件選挙日（平 26/12/14）より 4 年間（但し、解散が無ければ。）、行使されることを**阻止すること】**である。

(3)　上記 2 つの利益、不利益を比較較量すると、【国民が、主権者】を前提とする現憲法の下では、全国民（＝全主権者）にとって、

【本件選挙の「無効」によって、全国民（＝主権者）に生じる利益】が、
【本件選挙の「無効」によって、 全国民（＝主権者）に生じる公の不利益】に、

天文学的規模で、優越する、と解される。

裁判官は、上記比較較量の結果、憲法 99 条（憲法尊重、擁護義務）に基づき、

「本件選挙は、違憲・無効である」

と判決するよう、義務付けられている。

5　同中村治朗判事の反対意見の全文は、下記[8]のとおりである（甲 42）：（本書 217~232 頁）

記[8]（本書 218～232 頁）

（昭和 58 年 11 月 7 日最高裁大法廷判決（衆）中村治朗判事反対意見）

「　裁判官中村治朗の反対意見は、次のとおりである。

　私は、昭和五〇年法律第六三号（以下「昭和五〇年改正法」という。）による改正に係る公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項に規定する衆議院議員の議員定数の配分に関する規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）が、これに基づいて行われた本件選挙当時いまだ憲法に違反するものと断定する段階に至つてはおらず、したがつて、これと異なる見解に立つて本件選挙が違法であるとし、その旨を主文で宣言した原判決は、その限りにおいて違法として破棄されるべきであるとする多数意見には同調することができない。以下に、その理由及び本件の提起する若干の問題についての私の見解を述べる。

　一　多数意見の引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決（以下「五一年判決」という。）が、いわゆる選挙権の内容、すなわち選挙人の投ずる各投票の価値の平等のもつ憲法上の意義及び効果、並びにそれと憲法が国会を構成する衆、参両議院の議員の選挙制度の仕組みの具体的内容の決定につき国会に付与した権限との関係に関して説くところは、私も全体としてこれを支持するものであり、この点については多数意見と異なるところはない。なお、若干付言すると、憲法上の選挙権の平等という観念は、一方において、代表民主制ないし議会制民主主義の下において国民を代表する議員の選挙制度を支配すべき基本原理の一つとして、右制度の具体的内容の決定を指導し、かつ、制約する組織法的側面を有するとともに、他方、国民各自が右の選挙を通じて平等に国政に参与しうることを保障するという基本的権利の保障としての側面をも有し、憲法四四条但し書は、主として前者の面について明示的な規定を設け、これに対し後者の面については、憲法は直接明示的な規定を置いてはいないけれども、法の下における平等

を一般的に保障した憲法一四条一項は、憲法一五条一項の規定とあいまち、右の平等権の一内容として選挙権の平等をも保障しているものと解されるのであつて、五一年判決の説くところも、これと趣旨を同じくするものと考えられる。もつとも、憲法上の平等権の一内容としての選挙権の平等の保障が、単に一定の年齢に達した国民各自に対して、選挙に際しそれぞれ一票ずつの投票権を平等に付与すべきことを保障したにとどまるか、それとも、更に進んで選挙において投ぜられる各一票が当該選挙において有する実質的な価値についても平等であることを保障したものであるかについては議論の存するところであるけれども、五一年判決は、後者の意味での平等の保障をも含み、議員の選挙につき、全国を幾つかの選挙区に分かち、それぞれの選挙区に対して選挙すべき議員を一名ないし数名ずつ配分し、単記投票によつて選挙を行わせるという選挙制度の仕組みがとられた場合において、各選挙区における選挙人数と当該選挙区に配分された議員数との比率上、各選挙人の投ずる一票が当該選挙区における議員の選出に寄与する効果に大小が生ずるようなときも、前記投票価値の不平等として憲法上の選挙権の平等の保障との関連で問題を生ずる旨を判示している。確かに、代表者選出につき選出母体を例えば一万人のグループと二万人のグループにわけ、各グループごとに一名ずつ代表者を選出させるという仕組みがとられた場合、代表者の選挙に関与する度合について両グループの構成員の間に不平等が存することは明らかであり、このような不平等もまた憲法上の選挙権の平等違反の問題を生ずるものとした右見解は、正当であると考える。上告人の所論中、いわゆる投票価値の平等は同一選挙区内における選挙人の投票相互の間についてのみ問題とされるにとどまるとする見解は、採用することができない（なお、右にいう投票者の一票が議員の選出に寄与する効果の大小とは、前記のように選挙への関与の度合の大小という一般的、抽象的なものであつて、具体的に特定の選挙区において最下

位当選者が何票で当選したかによつて生ずる何人の支持者で一人の議員を当選させることができるかという点での差異とは無関係である。後者は、当該選挙区における立候補者の数、現実の有効投票数、各候補者の得票数の片寄り具合等の偶然的事情によつて左右されるものであつて、この点のアンバランスは、憲法上の投票価値の平等の問題となるものではないことに注意すべきであると思う。)。

二　次に、五一年判決は、右一で述べた意味での投票価値の平等は、選挙制度の仕組みのいかんによつてある程度の影響を受けることを免れないものであるところ、他方、憲法は、国会を構成する衆、参両議院の議員の選挙制度の仕組みにつきその具体的決定を原則として国会の裁量に委ねているから、右の投票価値の平等は、原則として、国会において右の点につき正当に考慮することができる政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、したがつて、具体的な選挙制度の仕組みの下において現実に前記の投票価値に不平等が生じている場合には、それが国会による右の裁量権の正当な行使の結果として容認されるべきものかどうかによつてその合憲性を決すべきものとしている。そして同判決は、当該事件において問題とされた衆議院議員の選挙につき、選挙当時における各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率に最大約一対五の較差が生じていたことに対し、右の較差が示す選挙人の投票価値の不平等は、前記の国会の裁量権を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているばかりでなく、更にこれを超えるに至つているものというほかはなく、他にこれを正当化すべき特段の事情が認められない以上、右較差の示す投票価値の不平等は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になつていたものと認めざるをえないと断じている。ところが、他方、当裁判所昭和五四年（行ツ）第六五号同五八年四月二七日大法廷判決（民集三七巻三号三四五頁）は、一般論としては五一年判決と同じ見解

に立ちつつ、昭和五二年七月一〇日に行われた参議院地方選出議員の選挙につき、当時各選挙区における議員数と選挙人数との比率の最大較差が一対五・二六となつていたのに対し、右はなお、国会による裁量権行使の限界を超え、選挙権の平等の要求に反する状態に至つているものと認めるに足りない旨を判示している。

私は、右の二つの判決における結論の相違は、次の理由によるものと理解する。すなわち、後者の判決は、公職選挙法上参議院の地方選出議員の選挙については、必ずしも人口比例主義が基本とはされていないと認められるところ、このことは、憲法の採用した両院制の趣旨、及び参議院には衆議院とは性格を異にするものがあることに照らして国会の裁量権の行使の結果として容認されるべきであり、そうである以上、この場合に選挙人の投票価値にかなり大きな不平等が生じても、直ちに憲法上の選挙権の平等の要求に反する状態になつているものと推断するに足りないとしたものであり、これに対し前者の判決は、衆議院議員の選挙における各選挙区の区分及びこれに対する議員数の配分については、いわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準とされるべく、また、現にそうされていると認められるところ、このような選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等は極めて重要な意義を有するとの見解に立ち、前記のような比率較差は国会の裁量権の行使の結果として是認される限度を超えるに至つているものと認めざるをえないとしたものと解されるのである。そして、私は、右のような理解の下に、前記両判決の見解をそれぞれ支持すべきものと考える。

もつとも、五一年判決は、衆議院議員の選挙については前記のようにいわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準とされるべきであるとしながらも、なおそのほかにも国会において考慮し、しんしやくしうべき政策的及び技術的要素があり、これによつてある程度投票価値の不平等が生

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

ずることとなつたとしても、国会の裁量権の正当な行使の結果としてこれを容認すべき場合があることを指摘し、このような考慮要素の幾つかを挙げている。しかし、同判決は、これらの要素のそれぞれをどの程度考慮し、これを具体的な決定にどこまで反映させることができるかについては、厳密に一定された基準はないとし、結局、国会がしんしやくしうるこれらの要素を考慮に入れてもなお、一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度の投票価値の不平等が生じている場合に国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定すべきものであるとの一般的、抽象的な命題を述べるにとどまり、この点についてのより具体的な基準についてはなんら言及するところがなく、右判決に対する批判や不満の多くもこの点に向けられている。そして、本件の被上告人は、議員と選挙人数との比率の最大較差一対二をもつて右の基準とすべきであると主張し、これに同調する議論も多く、横井裁判官もこの見解をとられる。

　確かに、右の一対二という比率較差は、人口比例主義を唯一絶対の原理とする限り、投票価値の不平等に対する許容限度を示す基準数値として常識的にわかりやすいし、また、選挙区割そのものに触れないで単にこれらの選挙区への議員数の配分の問題としてのみとりあげる場合に技術的に生じうる最大較差を示すものでもあつて、右の前提の下ではそれなりの合理性を有するといえなくはない。しかし、五一年判決のいうように、人口比例主義は衆議院議員の選挙において最も重要かつ基本的な原理とされるべきものであつても、必ずしもそれが唯一絶対の原理というわけではなく、なお他にしんしやくしうる政策的要素が存在しうることを肯定する限り、右の基準はいささか厳格に過ぎるというべきであろう。少なくとも裁判所において憲法上の選挙権の平等の要求に反する程度の比率較差であると断ずる基準としては、右の要素をしんしやくした結果生じた比率較差として是認すべきある程度の幅をもたしめるのが相当であると思う。もつとも、

五一年判決が他の考慮要素として挙げている事項は、それ自体として人口比例主義と併立する別個独立の原理というべきものではなく、いわば厳密な人口比例主義の貫徹に対する若干の緩和的ないし修正的要素として国会のしんしやくしうべき事項とみるべきものであるから、これによる影響として是認されるべき較差拡大の程度にもおのずから限度があり、この点を考えると、私としては、前記一対二という数値に若干の幅をもたせるとしても、その数値はせいぜい一対三の程度を超えるところまでは認められず、それ以上の較差が生じている場合には、原則として国会に許容しうる裁量権の限界を超えるに至つたものと推定するのが相当であると思う（このような数値は、論理必然的に導き出されるというものではなく、その意味で本質的には主観的要素を帯有することを免れないけれども、裁量権の及ぶ範囲を最大限に見積つても一般的にはこの程度がぎりぎりのところであるという限界線を想定することは必ずしも不可能ではなく、これによつて得られる基準はそれなりの客観性をもつということができるから、これを違憲性推定の一般的基準として用いて立法の適否を判断することは、必ずしも裁判所の恣意的判断による立法権への介入というにはあたらないと私は考える。）。

三　右の見解に立つて本件をみるのに、原審の認定するところによれば、本件選挙当時、本件議員定数配分規定による各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率の較差は、最大一対三・九四に達していたというのであるから、右は国会の裁量権の行使として容認しうる限度を大きく超えており、したがつて、かかる結果を正当化すべき事由についての主張立証のない本件においては、本件議員定数配分規定による配分は、本件選挙当時憲法の選挙権の平等の要求に違反する状態になつていたものといわざるをえない。そしてこのことは、多数意見も認めるところであり、その限りにおいて多数意見と私見の間に相違はない。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

しかしながら、五一年判決は、ある時点において議員定数配分規定による配分が憲法の選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等を生ぜしめる状態になつていたからといつて、直ちに右規定が憲法違反であると断ずべきものではなく、これに加えて、右規定がそのような状態を生ぜしめているにもかかわらず、国会において憲法上要求される合理的期間内にその是正を行わなかつたという場合に初めて憲法違反と断ずべきものであるとしているところ、多数意見は、これと同一の見解に立つて更に右の点について審究すべきであるとしたうえ、昭和五〇年改正法は、昭和四五年一〇月に実施された国勢調査による人口に基づく各選挙区の議員一人当たりの人口の間に最大一対四・八三の較差が生じているのを是正するために議員の定数の増加、選挙区割の一部修正、定数配分の変更等を行い、これによつて右の較差を最大一対二・九二に縮小するようにしたものであつて、これによれば五一年判決によつて憲法違反とされた改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は一応解消されたものと認められること、しかるに昭和五〇年改正法の公布日（同年七月一五日）からほぼ五年後、その施行日（昭和五一年一二月五日）から約三年半後に実施された本件選挙当時に前記のような最大値一対三・九四まで較差が拡大したのは、その間における漸次的人口の異動によるものと推定されるが、かかる較差の拡大による憲法違反となるような投票価値の不平等状態がいつ生じたかは判然と確定し難いこと、他方、右のような較差による投票価値の不平等が憲法違反の状態に達しているかどうかの判断自体が極めて微妙かつ困難であるため、仮にそのような状態に達しているとしても直ちにこれに対する国会の対応を期待することは困難であり、また、人口の変動に応じて頻繁に議員定数配分規定を改正することも相当とはいえないこと、更に本件選挙当時の前記議員一人当たり選挙人数の較差の最大値は五一年判決の事案におけるそれを下回つていることなどをあわせると、本件選挙当時まで

に本件議員定数配分規定の改正がされなかつたことをもつて、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断ずるには足りないとしている。

私は、多数意見が右判断の前提に据えている五一年判決の一般的見解自体については異論がないが、本件においてはいまだ合理的期間内における不平等状態是正の措置が講ぜられなかつたとの要件を具備するに至つていないから本件議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであつたと断ずることはできないとする多数意見の見解には賛同することができない。確かに、昭和五〇年改正法による議員定数配分規定の下では、その基礎とされた昭和四五年一〇月の国勢調査に基づく人口によつて計算すれば議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九二となり、その限りでは前記の私見によつても一応国会の裁量権の行使の結果として容認されるべき数値の範囲にとどまつているとみられないではないことはそのとおりである。しかし、右の数値は立法時よりも五年近く前の調査結果を基礎とするものであり、しかも一対二・九二というのは、憲法上の選挙権の平等の要求に反するような投票価値の不平等状態と推定されるべき数値のいわば一歩手前ともいうべきぎりぎりの較差値であつて、当時における人口の異動の状態に照らせば早晩手直しを要求されるべく、国会においても当然にこの点に留意して、その後における人口の異動の推移を注視し、再検討の用意を怠つてはならないようなものであつたのである。そして現に、昭和五〇年改正法公布直後の同年一〇月に行われた国勢調査の結果や、その後本件選挙までの間に行われた二回の衆議院議員選挙（昭和五一年一二月と同五四年一〇月の総選挙）の際の資料によつても、既に最大較差値が一対三をかなり上回り、それが逐次漸増の傾向を示していることが認知されえたものと考えられるから、国会においてこれらの状況にかんがみ現行の議員定数配分規定につき更に検討を加えるべき時期はとつくに到来していた

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

ものといわなければならない。しかるに、この法改正後数年にわたる間において、国会が右のような検討を加え、更には改正の具体化についての努力を開始したことを示す資料は見当たらないのである。このような事情に照らすと、私は、既に憲法の選挙権の平等の要求に反する状態になつていた本件議員定数配分規定につき、憲法上要求される合理的期間内にその是正がされなかつたものとして、本件選挙当時右規定は違憲であつたと断定するのが相当であると考えざるをえない。

もつとも、五一年判決は、較差の最大値が約一対五となつているのを違憲と判断するにとどまり、違憲の推定を下すべき較差の最大値につき具体的な判示をしていないこと前記のとおりであるから、最大較差値が一対三の程度を超えるに至つたからといつて国会が直ちに是正措置の検討を開始することを要求するのは無理であり、国会がその後なんらの是正措置をとらなかつたことを深く咎めるのは酷であるとする見方もあるいはありうるかもしれない。多数意見は、このような考慮から、本件においては本件議員定数配分規定が本件選挙当時違憲の状態にあつたことを指摘するにとどめ、あえてこれを違憲と断ずることを避け、国会において右の認定判断にかんがみて早急に右規定の是正措置をとることに期待するという方途を選んだものと推測されないでもない。しかしながら、前記のように、既に憲法に違反する状態になつている議員定数配分規定についてもそれが合理的期間内に是正されなかつた場合に初めて違憲の断定を下すべきであるとするゆえんのものは、専ら、人口の異動がその性質上可変性を有し、右の違憲状態そのものについても更に変化が予想されることと、右の人口の異動に応じてその都度定数配分等の手直しをすることが政治の安定の要請の面からみて必ずしも望ましくないという二つの理由によるものであつて、これらの点を考慮して改正の要否及び時期を決定するについても国会がある程度の裁量権を有すること、及び事柄の性質上かかる改正の実現にはある

程度の期間が必要とされること等をしんしやくしても、もはや是正措置が講ぜられてしかるべき時期を既に経過しているとみざるをえない場合に初めて違憲の断定を下すべきであるとしているものなのであり、国会の不作為責任それ自体、ひいてはこれとの関連における国会の故意又は過失の有無を問題とするものではなく、したがつて、議員定数配分規定が憲法違反の状態にあることに対して十分の認識を有しなかつたことにつき国会に咎められるべき点があつたかどうかは本来右の判断とは直接の関係はないのである。のみならず、仮にこの点を措くとしても、衆議院議員の選挙においてはいわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準原理とされるべきことは五一年判決の明示するところであり、現に公職選挙法は、当初の制定以来一貫してその趣旨に則つて規定を定めてきているのであるから、そうである以上、他の政策的考慮によつてこれに修正を加えるについても当然限度があり、右の基本原理自体に変更を加えるような大きな較差値を招来する定数配分の仕方が許されないことは既に述べたとおりであつて、このことは国会においても当然に認識し、自覚しているべきはずのことと考えられるのである。それゆえ、五一年判決が、違憲の推定を受ける最大較差値について具体的な基準を示しておらず、また、現在の最大較差値が右判決によつて違憲とされた数値に達していないことに安んじて、前記のような違憲の推定を伴うほどの較差値の増大に対しなんらの検討や努力を払わないことを結果的に容認し、違憲の断定を差し控えることは、決して当を得たものではないと私は考える。このような理由で、私としては、多数意見の前記判断に同調することはできないのである。

四　以上に述べたように、私は、本件選挙当時本件議員定数配分規定は憲法一四条に違反すると断ずべきものであつたと考え、この点において原判決と結論を同じくするものであるが、このような判断に立つた場合における右規定に基づく選挙の効力をめぐる問題について、若干の私見を付加

しておきたい。

五一年判決の多数意見は、選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等をもたらしている部分を含む議員定数配分規定は、当該部分のみでなく、規定全体に違憲の瑕疵を帯びさせるものであるとし、また、同判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙も当然に無効となるものではなく、その旨を宣言する裁判によつて将来における議員資格喪失の効果を生ずるものと解すべきであり、公職選挙法二〇四条所定の選挙無効の訴訟によつてこのような裁判を求めることができるものと解するのが相当であると判示している。私は、これらの見解をすべて支持するものであり、これを誤りとする上告人の論旨は、いずれも理由がないと考える。

上告人は、公職選挙法一〇九条四号、三四条は、同法二〇四条所定の選挙無効訴訟において選挙を無効とする判決がされた場合にはそれから四〇日以内に再選挙を行うべきものとしているが、右は、当該選挙につき選挙の管理執行に関する規定の違反があるとされた点を改めれば、そのままの状態で直ちに適法有効に選挙を行うことができることを当然の前提としているものであつて、右の選挙の管理執行に関する規定そのものを改正しなければ適法有効に選挙を行うことができないような場合は全く予想されておらず、この点からも右の規定の憲法違反を理由として前記の選挙訴訟で選挙の効力を争うことは許されないと解すべきである旨主張するが、右訴訟の裁判で選挙が無効とされた場合に改めて当該選挙区につき選挙を行わなければならなくなることは当然であるとしても、これを常に前記一〇九条四号所定のいわゆる再選挙として行わなければならず、したがつてかかる再選挙を行うことができない場合には遡つてそのような結果をもたらす訴訟自体が認められないとする論理は、本末転倒の感を免れないし、仮にこのような論理上の問題としてでなく、解釈の合理性の問題として右のような主張がされているのだとしても、それが五一年判決の解釈を不当とす

るに足りるほどの有力な論拠となるものとは思えない（選挙の管理執行に関する規定の一部に違憲無効の瑕疵があつても、その部分を除外すれば格別の立法措置をまたなくてもそのまま適法有効に選挙を行うことができる場合にはいわゆる再選挙の施行を妨げられないから、この場合には上告人の見解によつても選挙無効訴訟の中で選挙法規の違憲を主張することに妨げはないはずだし、選挙法規を改正しなければ適法有効にいわゆる再選挙を行いえない場合でも、右の施行の障害となりうるのは四〇日という再選挙施行についての期間の点だけであるから、この期間の遵守が再選挙の絶対的な効力要件をなすものといわない限り、この点も結論を左右するに足りる論拠とはなりえない。もつとも、定数配分自体が全体として違憲の瑕疵を帯びる場合には、これを是正するためには、全体としての議員定数配分規定につき、更に場合によつては定数に関する規定自体についても改正を施さなければならず、その場合改正された新たな規定の下において、選挙を無効とされた当該選挙区についてのみいわゆる再選挙として新しい配分議員数による選挙を行うことが許されるかどうかはそれ自体一個の問題ではあるけれども、仮にいわゆる再選挙としてはそれが不可能で、解散による総選挙か、又はなんらかの特別の立法措置に基づく特別の選挙を行わなければならないと解されるとしても、それであるからといつて議員定数配分規定の違憲を理由として選挙訴訟で選挙の効力を争うことはできないと解さなければならない理由はないと考える。）。論旨は、理由がないというべきである。

なお、上告人は原判決がいわゆる事情判決の法理を採用、適用したことに対しても論ずるところがあるので、ここでこの点についての私見を述べておく。

選挙無効原因としての違法が存するにかかわらず、いわゆる事情判決の一般的法理を適用して、単に右違法を主文中で宣言するにとどめ、無効請

求自体は棄却するという処理方法は、五一年判決が初めてこれを示し、かつ、右事件に適用したものである。私も右判決の一般的見解を支持するものであるが、これに関する右判決の判示には必ずしも明確とはいえない部分があり、そのためにいろいろな解釈を生んでいるので、この際これに対する私の解釈を明らかにしておくことも無意味ではないと思う。すなわち、右判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われたという瑕疵を有する選挙の効力が争われている訴訟においていわゆる事情判決の一般的法理を適用すべきものとする理由として幾つかの点を挙げているが、そこで指摘されている事柄は、いずれも当該事件における選挙の場合に限らず、かかる違憲の規定の下で行われる選挙のすべてについて常にあてはまるものであるから、このような理由による限り、この種の訴訟においては、常に主文中における違法宣言にとどまり、無効請求自体は棄却されることとなるのではないかとの疑問が生ずるであろう。本件上告人は、この点をとらえてむしろ選挙無効訴訟でこれを争うこと自体を否定すべき一理由としている。しかし、私は、右判決の趣旨をこのように理解することは正当ではないと思う。

行政事件訴訟法三一条一項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによつて生ずべき公の不利益の性質、内容、程度等とを対比し、両者を**比較衡量**して後者が前者に優越すると認められる場合に初めて右処分等を失効させる判決を差し控えるべきであるとするものであつて、当然に個別的判断を要求するものである。五一年判決にいう事情判決の一般的法理というのも当然このような性質を有するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種

の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、**具体的事情のいかんによつては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解されるのである**（同判決が選挙無効の判決の結果として生ずべき種種の不都合な結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由としての一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたつて特にしんしやくすべき点を指摘したにとどまるというべきである。）。もつとも、いかなる場合にそのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいにこれを論ずることはできないが、例えば議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従つた処理がされた場合には、そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、この是正の可能性の存在と、右規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察されるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等、国会による自発的是正の可能性が乏しいとみられるような状況の下で更に**新たに選挙が行われたような場合**を想定すると、その選挙の効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性がもはや選挙を無効とすることによつて生ずべき不利益よりも優越するに至つているものとして、当該請求を認容し、選挙無効の判決をすべきものとされる可能性は十分にあると思われる（このような無効判決は、国会に対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをもつてそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に介入するというにはあたらないであろう。）。少なくとも、私はそう考える。

以上の次第で、私は、多数意見と異なり、本件選挙を違法とした原判決

は結論において正当であつて、本件上告は理由がないから、これを棄却すべきものと考える。」（強調　引用者）

（以下、余白）

第２　昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決（衆）（事情判決 甲 31）（本書 233～238 頁）

1　同判決は、その判決文 5 頁 10 行～6 頁下 13 行で、

「三　本件選挙の効力

右のように、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時においては全体として違憲とされるべきものであつたが、しかし、これによつて本件選挙の効力がいかなる影響を受けるかについては、更に別途の考察が必要である。

憲法九八条一項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。この規定は、憲法の最高法規としての性格を明らかにし、これに反する国権行為はすべてその効力を否定されるべきことを宣言しているのであるが、しかし、この法規の文言によつて直ちに、法律その他の国権行為が憲法に違反する場合に生ずべき効力上の諸問題に一義的解決が与えられているものとすることはできない。憲法に違反する法律は、原則としては当初から無効であり、また、これに基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであるが、しかし、これは、このように解することが、通常は憲法に違反する結果を防止し、又はこれを是正するために最も適切であることによるのであつて、右のような解釈によることが、必ずしも憲法違反の結果の防止又は是正に特に資するところがなく、かえつて憲法上その他の関係において極めて不当な結果を生ずる場合には、むしろ右の解釈を貫くことがかえつて憲法の所期するところは反することとなるのであり、このような場合には、おのずから別個の、総合的な視野に立つ合理的な解釈を施さざるをえないのである。

そこで、本件議員定数配分規定についてみると、右規定が憲法に違反し、したがつてこれに基づいて行われた選挙が憲法の要求に沿わないものであることは前述のとおりであるが、そうであるからといつて、右規定及びこ

れに基づく選挙を当然に無効であると解した場合、これによつて憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく、かえつて、右選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかつたこととなる結果、すでに右議員によつて組織された衆議院の議決を経たうえで成立した法律等の効力にも問題が生じ、また、今後における衆議院活動が不可能となり、前記規定を憲法に適合するように改正することさえもできなくなるという明らかに憲法の所期しない結果を生ずるのである。それ故、右のような解釈をとるべきでないことは、極めて明らかである。

次に問題となるのは、現行法上選挙を将来に向かつて形成的に無効とする訴訟として認められている公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かつて失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。（元来、右訴訟は、公選法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせること（同法一〇九条四号）を目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがつて、右訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うことはできないのではないか、との疑いがないではない。しかし、右の訴訟は、現行法上選挙人が選挙の適否を争うことのできる唯一の訴訟であり、これを措いては他に訴訟上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会はないのである。およそ国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして考えるときは、前記公選法の

規定が、その定める訴訟において、同法の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反することを選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨であるとすることは、決して当を得た解釈ということはできない。）

しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならないことに変わりはなく、更に、**全国の選挙について同様の訴訟が提起され**選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の不当な結果を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区の選挙のみが無効とされるにとどまつた場合でも**、もともと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもないというべきである。それ故、公選法の定める選挙無効の訴訟において同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことを許した場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無効とすべきものかどうかについては、更に検討を加える必要があるのである。

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である**行政事件訴訟法**は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが**公共の福祉に適合しないと認められる限り**、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたものではある

が、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるのである。もつとも、行政事件訴訟法の右規定は、公選法の選挙の効力に関する訴訟についてはその準用を排除されているが（公選法二一九条）、これは、同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利益に適合するとの立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効としない旨の判決をする余地はない。しかしながら、本件のように、選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。**もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法９８条１項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。**

　そこで本件について考えてみるのに、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われたものであることは上記のとおりであるが、そのことを理由としてこれを無効とする判決をしても、これによつて直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずることは、さきに述べたとおりである。こ

れらの事情等を考慮するときは、本件においては、前記の法理にしたがい、本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこととするのが、相当であり、そしてまた、このような場合においては、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに、当該選挙が違法である旨を主文で宣言するのが、相当である。」（強調　引用者）

と判示する。

2(1)　**昭和 51 年大法廷判決**は、「いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法 31 条 1 項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則」を適用し、

【選挙無効によって生じる利益】と

【選挙無効によって生じる公の不利益】の 2 つを、**具体的に、**

比較較量

して、事情判決を言渡した、と解される。

(2)　選挙人の主張からすれば、**百歩譲って、昭和 51 年大法廷判決**の『判断枠組み』を合憲と解するとしても、

昭昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』に照らし、全最高裁裁判官は、**具体的に**、上記の２つの利益の**比較較量**を行うよう、求められる。

第３　昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（衆）（事情判決 甲 41）（本書 239~241 頁）

１　同判決は、その判決文 3 頁下 19 行～4 頁で、

「三　本件選挙の効力

以上のように、本件議員定数配分規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた選挙の効力については、更に考慮を要する。

およそ公職選挙法二〇四条の訴訟において請求認容の判決がされたときは、当該選挙は無効となり、直ちに法定期間内の再選挙が施行されて違法状態が是正されることになるのであるが、議員定数配分規定の違憲を理由とする同条の規定に基づく訴訟においては、当該選挙を無効とする判決をしても、直ちに再選挙施行の運びとなるわけではなく、憲法に適合する選挙を施行して違憲状態を是正するためには、議員定数配分規定の改正という別途の立法手続を要するのである。その意味において、かかる訴訟の判決については、一般の公職選挙法二〇四条の訴訟のそれと別個の考慮を要するものというべきであり、かような見地からして、たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、**議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど**一時的にせよ**憲法の予定しない事態**が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、**いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則**を適用し

て、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（**昭和五一年大法廷判決**参照）。そして、右のような見地に立つて本件についてみると、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差の推移は、前判示のとおりであり、右較差が漸次拡大の傾向をたどつていたことは、それまでの人口の動態等から十分予測可能なところであつて、決して予期し難い特殊事情に基づく結果ではなかつたことは否定できないが、他方、本件議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態が違憲の程度にあることを明示した**昭和五八年大法廷判決の言渡から本件選挙までの期間**や本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の程度等本件に現れた諸般の事情を併せ考察すると、本件は、**前記の一般的な法の基本原則**に従い、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において右選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙は無効としないこととするのが相当である場合に当たるものというべきである。」

（強調　引用者）

と判示する。

上記判示のうち、特に、赤色傍線に注目されたい。

（以下、余白）

２　昭和 60 年大法廷判決も、「いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法 31 条 1 項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則」を適用し、

【選挙無効によって生じる利益】と

【選挙無効によって生じる公の不利益】の 2 つを**比較較量**して、事情判決を言渡した。

具体的に言えば、同判決は、「投票価値の不平等が違憲の程度にあることを明示した昭和 58 年大法廷判決の言渡し（＝昭 58/11/17。引用者　注）から本件選挙（＝昭 58/12/18。引用者　注）の期間（**僅か 41 日間**。引用者　注）等を考慮して、事情判決を言渡した。

（以下、余白）

第３節　文献等（本書 242～339 頁）

★★１　岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1　56～62 頁。甲 46）：（本書 242～244 頁）

(1)　上記論文（甲 46）は、

「　そして，本件選挙時における前記の較差が，既に合理性の失われた 1 人別枠方式を主要な要因として生じたものである以上，当該時点における本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの評価を免れないとされたものである。本件選挙時よりも較差自体の数値は大きかった過去の選挙について，平成 11 年最高裁判決①（選挙直近の国勢調査に基づく最大較差 2.309 倍）及び平成 13 年最高裁判決（選挙時の選挙人数に基づく最大較差 2.471 倍）は，当時の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとしているが，その各時点では，なお 1 人別枠方式が前記の合理性を維持していたものと考えられるから，これらの先例と今回の判断とは整合的に理解することができるものといえよう[4)]。」（強調　引用者。同論文 60 頁右欄下 11 行～61 頁左欄 6 行、甲 46）、

4)「　従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはなく，本判決においても，この点は同様であり，憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会において考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという質的な観点が問題とされ，１人別枠方式についてはその合理性に時間的

限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって，単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではないと解される（本判決は，区画審設置法3条1項所定の区割基準につき，「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示しているが，これが**最大較差2倍**という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも，その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）。」（強調　引用者。同論文 61 頁脚注）

と記述する。

(2)　ここで、重要なことは、同論文の注[4)]（本書 242～243 頁）が、

「（本判決は，区画審設置法 3 条 1 項所定の区割基準につき，「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示しているが，これが**最大較差2倍**という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも，その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）」（強調　引用者）

と記述していることである。

即ち、岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官は、

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

あくまでも、「投票価値の平等」（即ち、「人口比例選挙」）が、基準（ベース）であって、もし仮に、「投票価値の平等」（即ち、「人口比例選挙」）からの乖離がある場合は、憲法上、『その「投票価値の平等」（即ち、「人口比例選挙」）からの乖離を正当化するために国会で考慮された事情に、当該乖離を正当化し得る合理性があることが、必要である』、（同論文・61 頁脚注[4] の第一文・前半部分　甲 46）

と解している。

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

★★２　高見勝利上智大教授の論文（法曹時報第 64 巻第 10 号平成 24 年 10 月 1 日発行　1～33 頁。甲 48）：（本書 245～259 頁）

(1)　自民党の「0 増 5 減」案の定数配分の**基礎**は、『国政調査をもとにして、改正前区画審設置法 3 条 2 項に定める一人別枠方式により各都道府県に割り当てられた議員の数』である。従って、「細田メモ」（甲 47）は、平成 23 年最高裁大法廷判決の求める一人別枠方式の**「廃止」**（平成 23 年最高裁大法廷判決の判決文 12 頁。甲 1）に応えていない。

(2)　高見勝利教授は、標記の論文 29～30 頁で、

「　設置法 3 条 1 項は，選挙区の改定案の作成につき「各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二**以上とならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して**合理的**に行わなければならない」ものとする。そこでは，選挙区間最大格差 **2 倍未満**となるように改定案を作成することが「基本」とされているが，しかし，かりに 2 倍未満の改定案が作成されたとしても，その作成に際して「**合理的な必要が認められないにもかかわらず**1 票に 1 票を超える価値を与えることを意図するような制度」が何らかの形で使用されているとするならば，「これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は，およそ見出し難〔く〕」，したがって，それが「合憲であるといえるか否かについては，重大な疑問がある」（平成 19 年判決の藤田宙靖意見）と言えよう。

この点で，平成 23 年判決を受け，その善後策として，第 180 回国会（会期：平成 24 年 1 月 24 日～9 月 8 日）に提出された **0 増 5 減を内容**

とする公選法および設置法改正案（以下、「0 増 5 減案」と略記）には憲法上少なからず疑義がある。」（強調　引用者）

と記述する。

同教授は、この点に関し、更に説得力に富む根拠を付して、同論文 32～33 頁で、

「　0 増 5 減案は，形のうえで本方式を規定した設置法 3 条 2 項の「削除」を明言するが，しかし，「0 増 5 減」の定数配分の基礎となっているのは，上述のごとく，過去 2 回の国政調査値をもとにして本方式により各都道府県に割り当てられた議員の数である。この意味で，まず**第 1 に**，平成 23 年判決の求める本方式の**「廃止」**に応えていない。**第 2 に**，同案は，都道府県単位で最小選挙区数を 2 とした根拠として，**「地方にも配慮した民主主義」**（**細田メモ**〈細田メモ〈甲 23〉の 3 枚目下 5 行／引用者注〉）なるものを提示するが，しかし，これもまた，**平成 23 年判決によって疑義ありとされた地方配慮論に依拠した開き直りに過ぎない**。**第 3 に**，同案による都道府県間の最大較差は 1.789 倍であるが，本方式を用いた過去 2 回の区割りでは，都道府県間で 1.822 倍，1.778 倍あった最大較差を選挙区間で 2 倍未満に収めることができなかったことからして（前出 6 参照），設置法 3 条 1 項の趣旨に反して，多くの「行政区画」の「分割」を実施しなければ格差 2 倍未満という所期の目標を達成することができない。**第 4 に**，平成 23 年判決が，本方式を廃止し，人口比例原則に基づく定数配分を指示しているものと解し，ヘア式最大剰余法を用いて現行 300 議席を再配分する方式を採るならば **21 増 21 減**となり，都道府県間格差も **1.641 倍**に留まるところから，設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って，選挙区間の最大格差を 2 倍未満に抑えることは容易となるはずである。

それゆえ，**第５に**，かりに同案が未修正のまま国会を通過し，区画審がそれに基づいて全選挙区の格差が２倍未満の区割りを実現した別表第１を作成，国会の承認を得て実施に移され，この新別表のもとで総選挙が実施された後，当該選挙の無効訴訟が提起された場合，最高裁は，本件別表第１は，平成23年判決において違憲状態にあるとし，速やかな**廃止**を求めたはずの本方式による定数配分を基礎（ベース）にしているとし，これを違憲と断ずることに躊躇しないであろう。」（強調　引用者）

と記述する。

以上のとおり、高見教授は、

『平成23年最高裁大法廷判決は、国会に、人口較差（最大）**2倍の限度で**（即ち、「人口較差（最大）２倍」を『**許容値**』として）、国会に「投票価値の平等」からの乖離することの「立法裁量権」を認めたものではない』旨

明言している。

(3)　高見論文（甲48）は**重要である**。「選挙人」は、これを援用する。長文ではあるが、高見論文（同書13～33頁）を、下記[9]のとおり、引用する。

記[9]（本書247～259頁）

（本書247～259頁）

「4　一人別枠方式と「公正かつ効果的な代表」「全国民の代表」による正当化？

ここで検討を要するのは，人口の多寡と関係なく，全ての地域，若しくはある特定の地域について一定数又は最小限度の議員を配分する立法措置が，憲法上どのように正当化されうるかという点にある。つまり，都道府県といった地域空間ないし行政区画に着目して，一定数の議員配分を行うことが，憲法上「合理性」を有するか否かという問題である。

（略）

合衆国と同様，人口の多寡に関係なく都道府県の全てに予め 1 議席配分するわが国の一人別枠方式（以下「本方式」と略記）は，しかしながら，合衆国とは異なり，憲法ではなく，法律（衆議院議員選挙区画定審議会設置法〔似下，「設置法」と略記〕3 条 2 項）にその根拠を置く。したがって，その立法措置が憲法的に正当化されうるか否か改めて問われることになる。

まず思い浮かぶのは，本方式を，上述の「公正かつ効果的な代表」の概念に適合するものとし，設置法 3 条 2 項に規定する本方式を丸ごと正当化する方法である。最高裁は，平成 23 年判決において，都道府県という地域が「社会生活の上でも，また政治的，社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた」とし，これを「定数配分の第一次的な基盤」とすることには理由があるとする。

（略）

問題は、小選挙区定数（300）のうち 47 を全都道府県に予め 1 ずつ配当したうえ，残余の 253 を人口比例により各都道府県に割り振る設置法 3 条 2 項の本方式が「公正かつ効果的な代表」の概念のもとに正当化されうるか否かにある。

（略）

平成 23 年判決は，上記の問題を実定憲法上の「全国民を代表する選挙された議員」（43 条 1 項）の次元に引き移し，空間的な地域に対する配慮は，本方式により「相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し，人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させる」という代表者の選出方法ではなく，国民から選出された代表者が「いずれの地域の選挙区から選出された

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

かを問わず，全国民を代表して国政に関与する」ことによって実現されるべきだとする。また，平成 19 年判決における 4 裁判官（前出 1 参照）の見解も，「**過疎地域に対する配慮**は国政上必要なことであるとしても，それは，国民全体の代表者として国会が全国的な視野に立って法律の制定，予算の審議等に当たって考慮すべき事柄」だと指摘する（詳しくは，後述 8 参照)。これは，憲法 43 条 1 項の規定は国会両院における議員の性格ないし役割を明示したものであり，過疎地域への配慮はあくまで「全国的な視野」から立法・予算等の審議のなかで行うべきだとするものである。

（略）

5　一人別枠方式導入における担当大臣の趣旨説明

平成 23 年判決は，中選挙区制に代えて並立制を導入，小選挙区議員定数を人口比例原則により各都道府県に配分するものとした第 8 次選挙制度審議会の答申（以下「第 8 次審答申」と略記）を受けて立案された設置法 3 条 2 項において本方式が採用されるに至った経緯（いわゆる「立法事実」）について，法案提出者である政府側から，次のような趣旨の説明があったとする。すなわち，「投票価値の平等の確保の必要性がある一方，過疎地域に対する配慮，具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから，人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために，定数配分上配慮して，各都道府県にまず一人を配分した後に，残余の定数を人口比例で配分する」本方式を採用したというものである。そこでは，選挙制度の抜本改革に伴う過疎県における「定数の急激な減少への配慮」が本方式採用の動機であったとされている（後述 7 参照)。

平成 5 年 10 月 22 日開催の衆議院政治改革調査特別委員会において，**佐藤観樹自治大臣**は，定数是正のための公選法改正案に関する昭和 61 年 5 月 1 日の

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

衆議院決議（以下「昭和 61 年決議」と略記）に言及しながら，本方式の導入の意図を明らかにしている。すなわち，昭和 61 年決議は，最高裁の「違憲判決」（昭和 60 年判決）を受けて実施された今次の定数是正はあくまで「暫定措置」であり，昭和 60 年国勢調査の確定人口の公表をまって，速やかに抜本改正の検討を行うとしたうえで，「**抜本改正に際しては，2 人区・6 人区の解消並びに議員総定数及び選挙区画の見直しを行い，併せて，過疎・過密等地域の実情に配慮した定数の配分を期するものとする**」というものであった。佐藤大臣は，「いわゆる定数是正のときの国会決議にもございますけれども」として，この昭和 61 年決議に触れ，「過疎・過密を配慮して定数をきめなさいということで，著しく国会議員の数が減ってしまうということは，やはり地域の代表数という意味からいっても好ましくないということもありまして，まず都道府県に一を配分し，そして残余の議席数を人口に比例するということで，いわば**過疎地配慮，こういう考え方でございます**」（128 回･衆・政治改革調査特別委員会・7 号 3 頁）と言明している。また，佐藤大臣は，昭和 61 年決議には過疎・過密に配慮してと書かれているが，東京とか大阪のような過密のところをどうするというより，「実際は，あのときの合意に加わった者の一人からいえば，実際には過疎にもう少し配慮してあげないと議員数が激減してしまうのじゃないかという中身でございましたので，その辺はひとつご理解をいただきたいと存じます」（同 4 頁）と述べ，昭和 61 年決議を援用しつつ，**本方式が過疎地域における議員定数の激減緩和を意図したものであること**を表明している。

なお，本方式のアイデアは，平成当初の自民党内における選挙制度改革論議のなかで浮上してきたものである。そのことは，平成 2 年 4 月 26 日，並立制の導入を提示した第 8 次審答申において，小選挙区につき，まず都道府県に人口比例原則（ヘア式最大剰余法）で定数 300 を配分したうえで，全国の選挙区間格差を 2 倍未満とする区割り案が示されたのに対して，「各都道府県に人口比で割り振る前に，一律各 1 議席（計 47 議席）を各県の基礎議席として割り

当てた後，残る 454 議席を人口比で振り分ける[*27]」案が同党内で検討されていたことからも明らかである。

（略）

６　平成 11 年，同 19 年の両判決と「政治における安定の要請」

（略）

７　平成 23 年判決と一人別枠方式の「立法事実」の認定

平成 23 年判決は，「国会において，人口の変動する中で，これら諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請の調和を図ることが求められている」とするが，そこで考慮せられるべき要素から，平成 11 年判決や平成 19 年判決等で示された本方式の存在根拠にかかる「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等」は除外されている。もとより，それは，「政治における安定」という「政策的観点から」（平成 19 年判決）する「考慮」の帰結として導入された本方式が，その導入から 10 年以上経過した本件選挙時（平成 21 年 8 月 30 日）において**「立法時の合理性」は失われ**，違憲状態を惹起していたと断じたからである。**最高裁がかく断じたのは**，本方式採用の趣旨について，平成 19 年判決では法案提出者である政府側の説明をなぞるだけに留まっていたのに対し，人口比例原則に基づく都道府県への定数配分を求めた**第 8 次審にまで遡及して本方式が採用されるに至った経緯を辿ることで**，次の**立法事実**が改めて認定されたことによるものである。まず**第 1 に**，本方式導入の狙いが**過疎**

*27　1990 年 7 月 2 日付『読売新聞』。このアイデアは，第 8 次審答申以前に，自民党政治改革委員会において，福島譲二議員が，中選挙区制における「抜本的」な定数是正との関係で，さほど「大きな変動はなく，受け入れやすいのではないか」として提示した「人口の少ない地方にも配慮した」私案にも見られる。福島私案は①総定数の一定割合（10%，15%，20%のいずれか）を 47 都道府県に一律に配分し，②残った議席を国勢調査の人口を基準にして最大剰余法で配分するというものであった。1989 年 4 月 3 日付『読売新聞』参照。

地域に対する配慮，すなわち「相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し，人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させる」点にあったこと，**第２に**，「〔第８次審答申のように〕直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には，人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため，国政の安定性，連続性の確保を図る必要があると考えられたこと」（前出５参照），**第３に**，この定数激減に対処する緩和措置なくしては「選挙制度の改革の実現自体が困難であった」ということである。

最高裁によれば，**第１の立法事実**は，そもそも国会議員は憲法43条１項により「全国民を代表して国政に関与することが要請されて」いるところから，過疎地域に対する配慮もまた，かかる国民代表者としての国会活動のなかで全国的視野から考慮されるべき事柄であり，「地域性に係る問題のために，殊更にある地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い」として，一蹴される。それにもかかわらず，新たな選挙制度の導入に際し本方式を採用せざるを得なかった政治的事情に関わる**第２，第３の立法事実**については，「その合理性に時間的な限界」があり，新制度が定着し，安定した運用がなされるようになった段階において「その合理性は失われるものというほか」ないとする。そして，この10年余の間に制度は定着し，安定した運用がなされるようになっていたと評することができ，本件選挙時には，もはや本方式を支える前述の**第２，第３の立法事実**は失われていた。ところが，本方式はなお依然として維持され，投票価値の平等の実現を阻害する作用を及ぼしているがゆえに，「それ自体，憲法の平等価値の実現の要求に反する状態に至っていた」とされるのである[*36]。

[*36] もっとも，平成19年判決では，平成17年の総選挙時点で本方式を含む本件区割基準と選挙区割りについて，憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていた。そこで，平成23年判決は，国会において本件選挙までの間に本方式の

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

8　平成 19 年判決 4 裁判官意見等との関連性

平成 23 年判決の上記立法事実の認定とその評価は，平成 19 年判決の 4 裁判官（前出 1 参照）の見解と「基本的に同様の考え方が採用[*37]」されたことによるものである。それは，また，平成 11 年判決の 4 裁判官（河合伸一，遠藤光男，元原利文，梶谷玄）による反対意見とも通底する。

平成 19 年判決に付された 4 裁判官見解（以下「見解」と略記）は，次の理由から，本方式は立法事実を欠き，「〔本方式を〕採用すること自体に憲法上考慮することの**合理性を認めることができない**」とする。すなわち，同判決の多数意見において，**法案提案者である政府側の説明として「過疎地域に対する配慮」という目的から本方式の導入が図られたとの指摘がなされている**が，見解は，まず初めにこの立法目的について，そうした配慮は「国政上必要なことであるとしても，それは，国民全体の代表者として国会が全国的な視野に立って法律の制定，予算の審議等に当たって考慮すべき事柄であって，第一院である衆議院を構成する衆議院議員の定数配分に当たって考慮することは原則として許されない」とする（前出 4 参照)。そのうえで，例外的にそれが許される場合があるとしても，それは，第 8 次審答申が示すごとく，定数を人口比例により都道府県に割り振るものとしたうえで，その割り振られた数が 1 である都道府県についてその数を 2 とすることにより都道府県間の議員 1 人当たりの人口

廃止，本件選挙区割規定の是正が行われなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず，当該規定は辛うじて「憲法の規定に違反するものではない」とした。しかしながら，同判決は，「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，できるだけ速やかに」本方式を廃止し，「投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要がある」として，国会に可及的速やかな対応を採るよう求めている。拙著・前出注（7）6～7 頁参照。

[*37] 藤田・前出注（12）114 頁。

の最大格差が縮小することになるような「ごく例外的な場合に限られる」とするのである[*38]。

平成 11 年判決の 4 裁判官反対意見（以下「反対意見」と略記）もまた，本方式の立法の経緯を辿り，第 8 次審答申に基づいて「小選挙区選出議員全員について無条件の最大剰余方式を採用する方向を選択しようとしたところ、これによって定数削減を余儀なくされる都道府県の選出議員から強い不満が続出したため，**一種の政治的妥協策**として」本方式が採用されたとし，それは，「選挙区割りの決定に当たり当然考慮せざるを得ない行政区画や地理的状況等の非人口的，技術的要素とは全く異質の**恣意的な要素**を考慮して採用されたものであって，到底その正当性を是認し得るものではない」とする。すなわち，本方式は，選挙制度改革を実現すべく**「一種の政治的妥協策」**として**「恣意的な要素を考慮して」**導入されたものであり，その趣旨・目的において「正当性」（合理性）を欠くものとされるのである。

いわゆる立法目的に関する上記の消極評価を前提に，次いで，見解は，過疎地域に対する配慮という立法目的を達成する手段として本方式を採用することにつき，次の 4 つの理由から合理性・必要性を欠くとする。**第 1 に**，都道府県の人口の多寡とその都道府県が過疎地域か否かとは関連性がないこと。**第 2 に**，都道府県は，それ自体が選挙区の単位ではなく，その中で幾つかの小選挙区に分割される中間的単位に過ぎないにもかかわらず，都道府県を単位として，定数配分に差を付ける合理性に乏しいこと。**第 3 に**，人口の少ない県に相対的に定数を多く配分するといっても，各県別に見ると，人口の少ない県に必ずしも多くの定数が配分されているわけではないこと。**第 4 に**，激減緩和という点についても，平成 6 年の本方式導入から本判決の対象たる平成 14 年法の定数

[*38] 拙著・前出注（7）8 頁参照。

再配分までの期間を考えるなら，平成 14 年法制定の時点で，その必要性に欠けること[*39]。

（略）

むすびに代えて

平成 23 年判決において，平成 19 年判決等で示された本方式を支える立法事実に関わる要素，すなわち，「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし，選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点」が**国会の考慮要素から除外されたことにより**，「衆議院議員の選挙制度の決定における国会の裁量と投票価値の平等との関係について，平成 19 年判決の多数意見よりも，実質的に投票価値の要請をより重視する見解[*42]」が採用された。そして，同判決は，国会に対して「必要とされる〔格差〕是正のための合理的期間内に，できるだけ速やかに本件区割基準中の本方式を廃止し，設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる」ことを強く求める。設置法 3 条 1 項は，選挙区の改定案の作成につき「各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して**合理的に行わなければならない**」ものとする。そこでは，選挙区間最大格差 2 倍未満となるように改定案を作成することが「基本」とされているが，しかし，かりに 2 倍未満の改定案が作成されたとしても，その作成に際して「合理的な必要が認められないにもかかわらず 1 票に 1 票を

[*39] 拙著・前出注（7）8～9 頁参照。
[*42] 平井直也「衆議院小選挙区選挙における『一票の格差』に関する最高裁大法廷判決」法律のひろば 2011 年 8 月号 58 頁。

超える価値を与えることを意図するような制度」が何らかの形で使用されているとするならば，「これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は，およそ見出し難〔く〕」，したがって，それが「合憲であるといえるか否かについては，重大な疑問がある」（平成 19 年判決の藤田宙靖意見）と言えよう。この点で，平成 23 年判決を受け，その善後策として，第 180 回国会（会期：平成 24 年 1 月 24 日～9 月 8 日）に提出された 0 増 5 減を内容とする公選法および設置法改正案[*43]（以下「0 増 5 減案」と略記）には憲法上少なからず疑義がある。

0 増 5 減案は，平成 23 年 5 月，細田博之自民党政治改革実施本部長によって考案され，その詳細は同年 10 月の「小選挙区における違憲状態解消について」と題する文書（以下「**細田メモ**」と略記。甲 47　引用者注）に認められる[*44]。

[*43] 2012 年 6 月提出の民主党案は，小選挙区については定員の 0 増 5 減を実施，比例代表選挙についてはブロック単位から全国単位に移行するとともに，比例定数を現行の 180 から 140 とし，そのうち 35 を中小政党に有利な連用制を用いて議席配分するというものであり，翌 7 月提出の自民党案は小選挙区選挙についてのみ，0 増 5 減を実施するというものである。

[*44] 0 増 5 減案の起点は，平成 22 年国勢調査の結果と平成 23 年判決を受け，「判決，学説ともに指摘していることは，格差 2 倍を解消せよということであり，選挙区間の人口格差の問題は 2 倍未満であれば裁量権の範囲内であることは明らかである」（細田メモ）との理解に求められる。しかし，そこで指示された「判決，学説」が，平成 23 年判決とその評釈を指すものとするならば，その前提理解には疑問がある。平成 23 年判決は，本方式について，「遅くとも本件選挙時においては，その立法時の合理性が失われたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，それ自体，憲法の平等価値の実現の要求に反する状態に至っていた」ことから，「できるだけ速やかに」これを廃止し，「設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要がある」とするものであって，「格差 2 倍を解消せよ」と命じたものではない。ただ，そこでは，設置法 3 条 1 項の最大格差 2 倍未満という区割基準について，同判決が「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたもの」と述べている点に着目して，最高裁は 2 倍以上の格差を是正するよう命じているとの理解が導かれたのかも知れない。しかし，長谷部恭男教授が適切に指摘されるように，「法廷意見を素直に読む限りでは，最高裁は同条 1 項と 2 項とを切り離して，それぞれの合理性を判断しており，投票価値に関する憲法上の要求のベースラインを最大格差 2 倍未満に設定したわけではない」（長谷部恭男「1 人別枠方式の非合理性――平成 23 年 3 月

その特徴は次の点にある。(a) 平成 22 年国勢調査値をもとに本方式で試算した結果導かれた 4 増（東京 2，神奈川・愛知各 1）4 減（大阪・徳島・高知・鹿児島各 1）を基礎とし，当該試算では最小人口県・鳥取が定数 1 と半減するにも拘わらず，前回平成 12 年の国勢調査値をもとに本方式により配分されていた 2 議席をそのまま維持したうえで，選挙区間の人口の平準化を実施，最小選挙区の人口を 29 万人（鳥取新 1 区 290,549 人）とし，他の全ての選挙区との最大格差が 2 倍に収まるよう区割りを行うこと。(b) 格差拡大の主因を，人口 90 万以下の鳥取・島根・高知・徳島・福井・佐賀・山梨の 7 県の存在に求め，本方式により試算上 1 減となるはずの鳥取は 2 の現状維持（上述 (a)），島根は本方式の試算でも 2，本方式では 3 議席配分となるはずの高知・徳島・福井・佐賀・山梨の 5 県から各 1 議席減らす（5 減）ことで都道府県間の人口格差の拡大を防ぐこと。(c) その他の都道府県の定数はいじらないので，本方式による試算では東京 2 増，神奈川・愛知各 1 増となるが，増員は行わない（0 増)。そのため，試算上 1 増となるが現員どおりとされる神奈川と，試算上 1 減となる大阪との間で定数の逆転現象が生ずる（大阪：886 万 5245 人で定数 19，神奈川：904 万 8331 人で定数 18）こと[*45]。

---

23 日大法廷判決について」ジュリスト 1428 号［2011 年 9 月］55 頁注 29）のである。同様の理解は，「これ〔設置法 3 条 1 項の区割基準に関し「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたもの」とした判示〕が最大格差 2 倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないこと」は「その前後の説示の内容等からして明らかである」（岩井伸晃＝小林宏司「衆議院議員定数訴訟――最高裁大法廷判決の解説と全文」ジュリスト 1428 号 61 頁注 4)，「本判決を踏まえても，最大格差が 1 対 2 を上回る場合に，そのことだけをもって，直ちに選挙区割りが投票価値の平等の要求に反すると判断されるものではない」（平井・前出注（42）58 頁)，「1 人別枠方式廃止後も，格差 2 倍程度が合憲性の『目安』となる」（渡辺康行「衆議院小選挙区選挙における区割基準，区割りおよび選挙運動上の差異の合憲性」判例評論 637 号［2012 年 3 月］161 頁）などにおいて示されている。学説もまた，平成 23 年判決に基づいて「格差 2 倍を解消せよ」などとは「指摘」していないのである。

[*45] なお，本方式ではなく，ヘア式最大剰余法を用いて，都道府県間の定数配分に人口比例原則が純粋に働くようにしてみると，大阪 2 増，神奈川 3 増でともに 21 議席となり，

0 増 5 減案は，形のうえで本方式を規定した設置法 3 条 2 項の「削除」を明言するが，しかし，「0 増 5 減」の定数配分の基礎となっているのは，上述のごとく，過去 2 回の国勢調査値をもとにして本方式により各都道府県に割り当てられた議員の数である。この意味で，まず**第 1 に**，平成 23 年判決の求める本方式の「廃止」に応えていない。**第 2 に**，同案は，都道府県単位で最小選挙区数を 2 とした根拠として，**「地方にも配慮した民主主義」（細田メモ。**細田メモ〈甲 23〉の 3 枚目下 4 行／引用者注）なるものを提示するが，しかし，これもまた，平成 23 年判決によって疑義ありとされた**地方配慮論**に依拠した開き直りに過ぎない。**第 3 に**，同案による都道府県間の最大格差は 1.789 倍であるが，本方式を用いた過去 2 回の区割りでは，都道府県間で 1.822 倍，1.778 倍あった最大格差を選挙区間で 2 倍未満に収めることができなかったことからして（前出 6 参照），設置法 3 条 1 項の趣旨に反して，多くの「行政区画」の「分割」を実施しなければ格差 2 倍未満という所期の目標を達成することができない。**第 4 に**，平成 23 年判決が，本方式を廃止し，人口比例原則に基づく定数配分を指示しているものと解し，ヘア式最大剰余法を用いて現行 300 議席を再配分する方式を採るならば 21 増 21 減となり，都道府県間格差も 1.641 倍に留まるところから，設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って，選挙区間の最大格差を 2 倍未満に抑えることは容易となるはずである。それゆえ，**第 5 に**，かりに同案が未修正のまま国会を通過し，区画審がそれに基づいて全選挙区の格差が 2 倍未満の区割りを実現した別表第 1 を作成，国会の承認を得て実施に移され，この新別表のもとで総選挙が実施された後，当該選挙の無効訴訟が提起された場合，最高裁は，本件別表第 1 は，平成 23 年判決において違憲状態にあるとし，速やかな廃止を求めたはずの本方式による定数配分を**基礎**（ベース）にしているとし，これを違憲と断ずることに躊躇しないであろう（8 月 29 日の参議院本会議で野田佳彦内閣総理大臣に対する問責決議案が可決された影響などもあり，9 月 8 日の会期末まで

逆転現象は解消する。また，この配分方式だと，東京は 2 増ではなく，6 増となる。

国会審議が空転，0 増 5 減案を含む民主党案についても，野党が参議院における閉会中審査を拒否し，後会に継続されず廃案となった。しかし，今月にも召集される第 181 回国会〔臨時会〕でも，他に有力案が浮上していないことや衆議院解散の足音が近づいていることなどから，0 増 5 減案が「違憲状態」を早急に「打開」するための「決め手」として再提出され，審議されることになろう。審議のなかで平成 23 年判決への理解が深まることを期待したい)。」（強調引用者）

（以下、余白）

３　長谷部恭男東大教授の論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1／48～55 頁。甲 49）：

（本書 260～261 頁）

(1) 長谷部教授は、同論文 55 頁で、

「むしろ，本件判決では，**投票価値の平等**という「最も重要かつ基本的な基準」を**ベースライン**と見定めて，そこからの乖離に**合理性**があるか否かを個別の制度ごとに切り離して検討し，ある制度に合理性が失われているのであれば，その制度を含めた基準によって行われた区割り全体も違憲の瑕疵を帯びるとの判断のプロセスが踏まれているかに見える[29]。

にわかには比較可能とは思えないさまざまな考慮要素を**ブラックボックス**に投入して国会に衡量させ，その結果が「**一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達している**」か否かという**緩やかな判断基準**でのみ審査するという従来採用されてきた判断のプロセスに比べると，**本件判決の判断のプロセスは，国会に対して制度改革の明確な指針を与える点で明らかに優れており**，憲法上の要請に照らして民主的政治過程の適切な運用条件を整備するという司法審査の中核的機能に照らしても納得のいくもののように思われる。

法廷意見は，最後に，「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**本件区割基準中の 1 人別枠方式を廃止」する等の立法措置を行うことを国会に求めている[30]。」（強調引用者）

[29]「　法廷意見が区画審設置法 3 条 1 項の定める**最大較差 2 倍未満**という区割基準について，「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたも

の」としていることをとらえて，最高裁が衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りについては，投票価値の**最大較差２倍未満**を**合憲性の判断基準（許容限度）**として想定しており，それを超える最大較差をもたらす主要な要因となっているがゆえに，１人別枠方式は違憲状態に至っていると判断したとの理解もありうるかも知れない。しかし，法廷意見を素直に読む限りでは，最高裁は同条１項と２項とを切り離して，それぞれの合理性を判断しており，投票価値に関する**憲法上の要求の**

ベースラインを最大較差**２倍未満に設定**

したわけではないものと思われる。」（強調　引用者）

と記述する。

(2) 上記注[29)]に示すとおり、長谷部教授は、

「法廷意見を素直に読む限りでは，最高裁は同条１項と２項とを切り離して，それぞれの**合理性を判断**しており，投票価値に関する憲法上の要求の**ベースラインを最大較差２倍未満に設定したわけではない**ものと思われる。」（強調　引用者）

と記述している。

即ち、長谷部教授は、「平成 23 年最高裁大法廷判決（衆）は、**「投票価値の最大較差２倍未満」を合憲性の判断基準（許容限度）**として想定しているという説に反対している。

４　宮川光治最高裁判所裁判官の平成 23 年最高裁大法廷判決・反対意見（甲 1）：（本書 262 頁）

宮川光治最高裁判所裁判官は、下記[10]のとおり、「国会は、‥‥人口に比例して選挙区間の投票価値の比率を可能な限り１対１に近づける努力をしなければならない。」と明言されている（甲 1、33 頁）。

記[10]

「　２　私は、衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、国民主権を実現するための、国民の最も重要な基本的な権利であり、人口は国民代表の唯一の基礎であり、投票価値の平等は憲法原則であると考える。人口こそが、議席配分の出発点であり、かつ決定的基準である。国会は、衆議院及び参議院について、国民の代表という目標を実現するために適切な選挙制度を決定することに関し広範な裁量権を有するが、選挙区や定数配分を定めるには、人口に比例して選挙区間の投票価値の比率を可能な限り１対１に近づける努力をしなければならない。この意見は、既に平成１９年７月２９日の参議院議員通常選挙に関する最高裁平成２０年（行ツ）第２０９号同２１年９月３０日大法廷判決・民集６３巻７号１５２０頁における反対意見で詳しく述べたところである。」（強調　引用者）と。

５　須藤正彦最高裁判所裁判官の平成 23 年最高裁大法廷判決・補足意見（甲 1）：（本書 262～263 頁）

須藤正彦最高裁判所裁判官は、平成 23 年最高裁大法廷判決の判決文・18 頁で、

「衆議院議員選挙における投票価値は特に**厳格な平等**が要求されるというべきで、それに殊更に差異を設けるような制度は、**特段の合理的理由が認められない限り**、憲法の投票価値の平等の要求に反するというべきである。」

と明言されている（甲 1、17 頁）。

６　藤田宙靖最高裁判所裁判官の平成 19 年 6 月 13 日最高裁大法廷（衆）・意見（甲 50）：（本書 263 頁）

藤田宙靖最高裁判所裁判官は、

「仮に結果的にこの「２倍未満の基準」自体は満たされている場合であったとしても、**合理的な必要が認められないにもかかわらず**、**１票に１票を超える価値**を**与えることを意図するような制度**が存在するとき、これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は、およそ見出し難いものといわなければならない。」（強調　引用者）

と意見を述べる（甲 50、122 頁）。

即ち、藤田最高裁判所裁判官は、議員一人当たり人口較差が「2 倍未満」であったとしても、「投票価値の平等」（即ち、「人口比例選挙」）からの乖離は、**合理的必要がない限り**、憲法上許されない、と意見を述べている。

★★７　1 平成 24 年大法廷判決（参）（甲 2）と 2 平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）は、「都道府県（を）、‥‥参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな（い）」と判示した：（本書 264 頁）

平成 24 年最高裁大法廷判決（甲 2）は、その判決文・11 頁下 2 行～12 頁 6 行で、

> 「**都道府県が**地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを**参議院議員の選挙区の単位**としなければならないという**憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果**、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。」（強調　引用者）

と判示する（甲 2）。

平成 26 年大法廷判決も、同旨である（甲 4・11 頁下 7 行～12 頁 4 行）。

即ち、平成 24 年大法廷判決（参）（甲 2）；平成 26 年大法廷判決（参）（甲 4）の「**都道府県（を）、‥‥参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな（い）**」との判示に照らして、最高裁は、**衆議院選挙においても**、参議院選挙と同様に、都道府県を選挙区の単位として考慮しなければならないとの憲法上の要請はない、と解していると解される。

けだし、衆院選と参院選で、都道府県を選挙区割の基準とするか否かの問題で、差異を設ける、合理的根拠がないからである。

★★★８　８ヶの人口比例選挙判決：（本書 265～276 頁）

序

下記のとおり、【『憲法は、【できる限りの人口比例選挙】を要求している』旨判示する人口比例選挙判決】は、既に

8ケ

に達している。

(1) 平成 23 年 1 月 28 日福岡高判（廣田民生裁判長）（甲 7）

(2) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長、檜皮高弘、濱谷由紀）（甲 8）

(3) 平成 25 年 3 月 25 日広島高判（筏津順子裁判長）（甲 9）

(4) 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 10）

(5) 平成 25 年 3 月 18 日福岡高判（西謙二裁判長）（甲 23）

(6) 平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）（甲 11）

(7) 平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部（片野悟好裁判長、濱谷由紀、山本万起子）（甲 25）

(8) 平成 27 年 3 月 25 日福岡高判（高野裕裁判長）（甲 61）

（以下、余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

(1)　平成 23 年 1 月 28 日福岡高判（廣田民生裁判長）（甲 7）：

同判決は、その判決文・12 頁 14 行～13 頁 1 行（甲 7）で、

「　しかしながら，憲法は，上記の点については，参議院議員につき三年ごとの半数改選を定めているにすぎず，都道府県単位の選挙区の設定及び定数偶数配分制は憲法上に根拠を有するものではない。さらに，憲法は制度としての地方自治を定めているが，都道府県がその憲法上保障される地方自治制度自体に該当しないことは憲法の解釈上明らかである。また，現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過しており，その間の交通・通信の手段の発達，産業規模や構造や国民の生活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布の変化等により，必ずしも都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は，消失ないしは希薄化していることは明らかなところである。その都道府県を基準とする選挙区割と議員定数の偶数配分制に拘泥するあまり，居住地によって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。前記のとおり憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するために，憲法上の要請である**投票価値の可能な限りでの平等**の実現を妨げることになっていて，許容しがたい現状にある。」（強調　引用者）

と判示する。

(2)　平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 8）：

同判決は、その判決文・8 頁末行～9 頁下 6 行（甲 8）で、

「　１　憲法は，「**主権が国民に存する**」，「**日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，**」とし，国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。国民主権の下において，**主権者としての国政は，１人１人が平等の権利**をもって国政に参加する権限を有するところ，国民主権に基づく代表民主制においては，国民は，その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し，国政に参加する。したがって，その代表者の選出に当たっては，国民１人１人が平等の権利を有するというべきである。また，国民１人１人が平等の権利でもって代表者を選出するからこそ，**国民の多数意見と国会の多数意見が一致し**，国民主権を実質的に保障することが可能となる。

このように，国政選挙における投票価値の平等は，国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から，憲法の要求するところである。

２　国民の代表者である両議院の議員の選挙については，憲法は，議員の定数，選挙区，投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（４３条２項，４７条），両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量を認めている。上記１のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨にかんがみれば，投票価値の平等は，最も重要な基準とされるべきであり，国会は，選挙に関する事項を法律で定めるに当たり，選挙区制を採用する際は，投票価値の平等（すなわち，選挙区（国民の居住する地）によって投票価値に差を設けないような**人口比例に基づく選挙区制**）を実現するように十分に配慮しなければならない。したがって，投票価値の平等に反する選挙に関する定め

は，合理的な理由がない限り，**憲法に違反し無効**というべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

(3)　**平成 25 年 3 月 25 日広島高判（筏津順子裁判長）（甲 9）**：

同判決は、その判決文・27 頁下 5 行～28 頁末行（甲 9）で、

「　しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ（前提事実（７）イ（エ））、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから（前提事実（７）イ（イ）～（エ）。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改め

るなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしていること〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号一頁〕とは、大きく異なっているのである。)、憲法が、国民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、**国会の広範な裁量権**は、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける**ところとなったものというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負うことになったと解するのが相当である（この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一の被告の主張②〕は、採用することができない。)。」（強調　引用者）

と判示する。

(4)　**平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 10）**：

同判決は、その判決文・14 頁 13 行～15 頁下 7 行（甲 10）で、

「　ウ　選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は，①議員の定数を何人にするか，選挙制度を比例代表制にするのか，選挙区制にするのか，この両者を組み合わせるのか，組

み合わせる場合の方法をどのようにするか，選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と，②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか（小選挙区制を採る場合においては，その区割りをどのように定めるか）の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について，国会に広範な裁量権が認められる。これに対し，②の問題については，憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず，**国会には，投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められないというべきである。**そして，投票価値の平等に最も忠実な定数配分は，人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから，**定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは，それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。**本件の問題が，第二院である参議院に比べて投票価値の平等が強く求められる第一院である衆議院の議員選挙に関するものであること，歴史的に見ても，衆議院議員の定数配分については，衆議院議員選挙法により普通選挙が実施された大正１４年以来人口比例原則が採られ，昭和２５年に制定された公職選挙法においてもこれを踏襲して，選挙区の区分及び定数配分が行われたこと，その後の選挙区の区分及び定数の改正は，人口の都市集中化等の人口の変動に伴う措置であって，人口の増加した選挙区を分割し，また，人口の減少した地域の定数を減じ，これを人口の増加した地域の定数の増加に充て，あるいは，全体の定数を増加させることにより，人口の増加した地域の定数に充てるというものであったこと，人口比例原則という公職選挙法制定当時の仕組み自体は維持されたが，定数の見直しが急激な人口変動に追いつかなかったため，大きな較差が生じることとなったこと（以上につき，平成１９年大法廷判決における「４裁判

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

官の見解」参照）を併せ考慮すると，小選挙区制を採る場合の区割りは，

実務上可能である限り人口に比例してされなければならず，許容される較差の程度はさほど大きなものではないというべきである。そして，実際の区割りに当たり生じた較差を正当化するに足りる合理性が存するか否かは，その較差をもたらした規定の立法目的（例えば，市町村その他の行政区画を尊重しようとしたものか，人口が極めて少ない県が衆議院に代表を送ることができない事態を防ごうとしたものか。）及び手段（例えば，市町村その他の行政区画どおりに選挙区割りをしたのか，人口が極めて少ない県に対しても，最低１議席を配分したものか，それらの結果生じた較差はどの程度か。）といった点を考慮して判断されるべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

(5)　平成 25 年 3 月 18 日福岡高判（西謙二裁判長）（甲 23）：

同判決は、その判決文・16 頁下 3 行～18 頁 9 行（甲 23）で、

「　もっとも，前提事実において明らかなように，最高裁判所は，①昭和５１年大法廷判決において，選挙区間の議員１人当たりの選挙人数の最大較差が１対４．９９となった昭和４７年１２月１０日の総選挙における選挙区割規定，②昭和５８年大法廷判決において，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差が１対３．９４となった昭和５５年６月２２日の総選挙における選挙区割規定，③平成２３年大法廷判決において，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の較差が１対２．３０４となった平成２１年８月３０日の総選挙における選挙区割規定

が，それぞれ投票価値の平等の要求に反するに至っているなどと判示していることからすれば，投票価値の平等はより厳格に審査されるようになってきているものということができ，また，その後，最高裁判所が，平成２２年７月１１日施行の参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟に関し，上記①ないし③を含む従前の衆議院議員選挙についての無効訴訟において国会の裁量権の行使に合理性があるか否かを判断する際考慮され，参議院議員選挙に対する選挙無効訴訟において同様に考慮されていた都道府県という単位について，これを考慮することは必ずしも憲法上の要請ではない旨判示していること（最高裁平成２３年（行ツ）第６４号同２４年１０月１７日大法廷判決（最高裁判所ホームページ）），衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることを併せ考えると，衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて，議員１人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とするとの趣旨は，**憲法上，人口比例に基づく選挙を原則**とし，できる限り投票価値の平等を確保しようとすることにあり，その志向するところは，**人口比例選挙の保障**に通ずるものとも解される。

そうすると，後記のとおり，選挙制度上投票価値に不均衡が生じた状況についてその是正を講ずべきところ，これを怠るなど，選挙制度に係る憲法秩序の下における国会の裁量権の限界を超えることは許されないのであり，この裁量権を逸脱した場合には，投票価値の平等が侵害されたものとしてだけではなく，統治機構の在り方からしても，当該選挙制度の仕組みが違憲となる余地はあるものと解される。

そして，上記のとおり，選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

割りを決定するについて，議員１人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば，選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には，**被告において**，上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を**主張立証しなければならない**ものというべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

(6)　**平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）（甲 11）**：

同判決は、その判決文・15 頁 3 行～16 頁 11 行（甲 11）で、

「二　原告の主位的主張について

原告の主位的主張に係る論理は必ずしも明らかではないが、投票価値の平等が憲法上保障される根拠として、憲法が国民主権の原理の下で、国民が選任した国会議員の多数決により政策上の意思決定を行う代表民主制の統治機構を採用していることから、このような意思決定を正当化する根拠として、当然に人口比例選挙、すなわち、選挙区の議員一人当たりの登録有権者（主権者）の数が同数であること（投票価値の等価値）も憲法によって要求されている旨主張するものと解される。そして、原告は、これを前提として、憲法上の要請以外の政策的目的ないしは理由によって投票価値の等価値を制限することは許されない旨を主張していると解される。

当裁判所も、投票価値の平等を可能な限り尊重し、**人口比例の選挙に近づけていくことは、憲法上の要請である**と考えているものである。しかし、憲法が、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねていると解すべきことは前記一で述べたとおりであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構上の理念から、原告の主張するような厳格な投票価値の平等（人口比例選挙）の要請が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、憲法上の要請以外の理由による投票価値の平等に対する制限を容認していないと解することもできない。

よって、原告の上記主張は採用することができず、投票価値の平等は、**憲法一四条一項に定める法の下の平等**によって基礎づけられるものと解することが相当である。

三　本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性について

（１）　前記のとおり、憲法は、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねており、国会は、選挙制度の仕組みの決定について裁量権を有している。もっとも、この裁量権の行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなければならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまるも

のではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、**かかる合理性を基礎付ける事実は、被告において主張立証しなければならない**と解するのが相当である。」（強調　引用者）

と判示する。

(7)　平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部（片野悟好裁判長）（甲 25）：

同判決は、その判決文・16 頁 6～下 9 行（甲 25）で、

「　１　憲法は，「主権が国民に存する」，「日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，」とし，国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。そして，国民主権に基づく代表民主制においては，国民は，その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し，国政に参加するものであるところ，国民主権を実質的に保障するためには，**国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致すること**が望まれる。

　また，法の下の平等を定めた憲法１４条１項は，選挙権に関しては，国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり，選挙権の内容の平等，換言すれば，議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等，すなわち，投票

価値の平等を要求しているものと解される。

　このように，国政選挙における投票価値の平等は，国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から導かれる憲法の要請である。」

（強調　引用者）

と判示する。

(8)　平成 26 年 3 月 25 日福岡高裁（髙野裕裁判長）（甲 61）：

同判決は、その判決文・15 頁下 10～下 3 行（甲 61）で、

「　しかしながら，選挙制度の仕組みを決定するに当たって国会に裁量権が認められるとはいえ，衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば，衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて，議員 1 人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり，このような趣旨からすれば，**人口比例に基づく選挙を原則とし，できる限り投票価値の平等を確保することは，憲法上の要請である**と解するのが相当である。」（強調　引用者）

と判示する。

（以下、余白）

★★９　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（衆）：（本書 277～325 頁）

(1)　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（衆）（その１／一覧表）：（本書 277～278 頁）

平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの【違憲高裁判決（衆）が、１５ヶという事実】は、重大である。

一覧表

17 ヶの高裁判決（衆）	2 ヶの違憲・無効判決	①平成 25.3.26 広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 8） ②平成 25.3.25 広島高裁判決（筏津順子裁判長）（甲 9）
	13 ヶの違憲・違法判決	①平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 10） ②平成 25.3. 6 東京高裁判決（難波孝一裁判長）（甲 11） ③平成 25.3.7 札幌高裁判決（橋本昌純裁判長）（甲 12） ④平成 25.3.22 高松高裁判決（小野洋一裁判長）（甲 13） ⑤平成 25.4.11 東京高裁判決（設楽隆一裁判長）（本人訴訟）（甲 14） ⑥平成 25.3.26 福岡高裁那覇支部判決（今泉秀和裁判長）（甲 15） ⑦平成 25.3.26 広島高裁松江支部判決（塚本伊平裁判長）（甲 16） ⑧平成 25.3.26 東京高裁判決（奥田隆文裁判長）（山口弁護士グループ）（甲 17） ⑨平成 25.3.14 仙台高裁判決（宮岡章裁判長）（甲 18） ⑩平成 25.3.26 福岡高裁宮崎支部判決（横山秀憲裁判長）（甲 19） ⑪平成 25.3.26 広島高裁判決（小林正明裁判長）（甲 20） ⑫平成 25.3.27 仙台高裁秋田支部判決（久我泰博裁判長）（甲 21） ⑬平成 25.3.26 大阪高裁判決（小松一雄裁判長）（甲 22）

	2 ヶの合憲・違憲状態判決	①平成 25.3.18 福岡高裁判決（西謙二裁判長）（甲 23） ②平成 25.3.14 名古屋高裁判決（加藤幸雄裁判長）（甲 24）

(2)　平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの１５ヶの違憲高裁判決（その２／各判決文の抜粋）（但し、『合理的期間』について）：（本書 278～325 頁）

『合理的期間』に関する部分の各判決文の抜粋

①　広島高裁岡山支部判決・平 25/3/26（片野悟好裁判長）（甲 8）（本書 278～280 頁）

同判決は、その判決文・10 頁下 11 行～11 頁下 2 行で、

「（２）　もっとも，憲法は，上記のとおり，選挙に関する事項の定めを国会の裁量に委ねていることから，本件区割規定が違憲状態に至っても，このことが，直ちに憲法に違反するということはできず，違憲状態になった後，国会が合理的期間内にこれを是正しないときに初めて，憲法に違反するということができる。

国会は，遅くとも，本件区割基準が投票価値の平等に反する状態に至っている旨判断した**平成２３年大法廷判決が言い渡されたときには，本件区割規定が違憲状態にあると認識することができた**と認められるところ，平成２３年大法廷判決から本件選挙までは，**１年９か月弱（６３４日）**の期間が存在した（顕著な事実）。

被告は，抜本的な選挙制度改革のためには時間を要し，平成２３年大法廷判決から１年９か月弱の期間は立法措置を講ずるには不十分でこの期間内に本件選挙制度を是正することは困難であり，国会は１人別枠方式の廃止と議員定数について「０増５減」を内容とする緊急是正法を成立させる

など本件選挙制度是正のために努力したから，憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったと評価することはできない旨主張する。

しかし，国会議員は憲法擁護義務を負っており（憲法９９条），平成２３年大法廷判決により，本件区割規定が違憲状態であると判断されたのであるから，国会は，**直ちに**是正措置を講ずるべきといえる。しかも，衆議院議員の任期は４年で，**任期満了前に解散される可能性もある**こと（憲法４５条），平成２３年大法廷判決は，できるだけ速やかに立法的措置を講ずる必要がある旨指摘したこと等も併せかんがみれば，衆議院議員の**任期の約２分の１**に相当する期間である**１年９か月弱**は，本件区割規定ないし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として，不十分であったと認めることは到底できない。国会は，本件選挙の約１か月前にいわば駆け込み的に緊急是正法を成立させたのみで（なお，緊急是正法は，都道府県単位で最小選挙区数を２としており，平成２３年大法廷判決が違憲であると判断した１人別枠方式による定数配分を基礎としたものにすぎず，投票価値の較差是正のための立法措置を行ったとは到底いいがたい。），本件選挙施行までに改定された選挙区割りを作成し，これに基づいて本件選挙を施行しなかったことは，国会の怠慢であり，平成２３年大法廷判決など司法の判断に対する甚だしい軽視というほかない。

したがって，国会は，合理的期間内に本件区割規定を是正しなかったというべきであるから，本件区割規定は，憲法の投票価値の平等の要求（憲法が定める国民主権・代表民主制の原理，憲法１４条，４４条但し書など）に違反し，違憲といわざるをえない。」（強調　引用者）

と判示する。

② **広島高裁判決・平 25/3/25（筏津順子裁判長）（甲 9）**（本書 280～286 頁）

同判決は、その判決文・26 頁 10 行～32 頁 6 行で、

「第三　当裁判所の判断

１　争点一（本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるか）について

（１）　まず、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に**反する**状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるかを判断するに当たっては、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせていた本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規定を是正するための憲法上要求される合理的期間の起算日をいつとするのかが問題になるところ、平成一九年判決においては、前々回選挙の時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたものであって、平成二三年判決において、初めて、前回選挙の時点における本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたこと（前提事実（６）イ、（７）イ（ア）～（エ））に照らすと、上記起算日については、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日とするのが相当である。

（２）ア　次に、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一二月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される**合理的期間**内に是正がされなかったといえるかにつき検討するに、上記合理的期間の経過の有無については、事柄の性質上、一義的に決定し得るものではなく、一人別枠方式の廃止及び本件区割規定の是正のために必要とされる立法等の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して、個別具体的に判断するほかはないものと解される。

この点、確かに、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについては、国会に広範な裁量が認められているところ（前提事実（７）イ（ア））、これを具体的に是正することは、一般的に、複雑かつ困難な問題というべきであり、そのためには、国会における十分な検討が必要になるというべきであるから、事柄の性質上、相応の期間を要することは、否定することができないというべきであるし、また、平成二三年三月一一日以降、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたのは、公知の事実であるから、本件の場合においては、通常の場合と比較して、ある程度長い期間を要することになっていたとしても、やむを得ないというべきである。

しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ（前提事実（７）イ（エ））、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の

平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから（前提事実（７）イ（イ）～（エ）。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしていること〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号一頁〕とは、大きく異なっているのである。）、憲法が、国民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、**国会の広範な裁量権**は、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受けるところとなった**ものというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負うことになったと解するのが相当である（この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一の被告の主張②〕は、採用することができない。）。

そして、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題

に限って、まずもって優先的に実行するとすれば、国会における一人別枠方式の廃止の審議と議決、区画審における審議と本件区割規定の是正の勧告、国会における本件区割規定の審議と議決を経ることが必要になると解されるところ、既に、平成二三年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、国会の審議又は議決において、**なお紛糾が生ずるなどということ**は、憲法が三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、**憲法上予定されていない事態**というべきであるし、また、緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、**六か月以内**においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから（**緊急是正法附則三条三項**。なお、第一八〇回国会の平成二四年八月二三日の衆議院政治倫理委員会において、**田口尚文政府委員〔総務省自治行政局選挙部長〕**は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、**六か月以内**には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕）、通常の場合であれば、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から一年が経過する平成二四年三月二三日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から**一年半**が経過する平成二四年九月二三日までに、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていなかったものといわざるを得ない（本件区割基準中の一人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正等に関しては、第一七七回国会〔会期平成二三年一月二四日から同年八月三一日まで〕においては、菅総理が、

議会政治の根幹に関わる問題として、できるだけ早い時期の成案を目指すと表明し〔前提事実（９）ア〕、第一七八回国会〔会期同年九月一三日から同月三〇日まで〕においては、野田総理が、政治改革で最優先すべき課題であり、喫緊の課題であると表明し〔前提事実（９）イ〕、第一七九回国会〔会期同年一〇月二〇日から同年一二月九日まで〕においては、喫緊の課題として、同国会中に立法的措置を講ずることが目指され〔前提事実（１０）ア〕、第一八〇回国会〔会期平成二四年一月二四日から同年九月八日まで〕においても、区画審が、勧告期限である同年二月二五日までに、勧告を提出することができるように、立法的措置を講ずることが目指されていたもので〔前提事実（１０）オ～ケ〕、後藤議員は、同年八月二四日の時点で、「もう合理的期間は十分過ぎた」と述べているのである〔前提事実（１３）エ〕。なお、緊急是正法は、実質的に、僅か三日間の審議で成立しているのであるが〔前提事実（１４）ア〕、平成二三年判決から本件選挙までの国会の会期の総日数は、四七九日に及んでおり〔法律時報八五巻二号三頁〕、この間には、極めて多くの政治的課題を抱えていた消費税増税を柱とするいわゆる社会保障・税一体改革関連法も成立しているのである。おって、当裁判所は、平成二五年二月六日の期日外釈明三項をもって、被告に対し、上記合理的期間をどのように考えるかをただしたけれども、被告は、本件区割規定の改正等の立法的措置のみを講ずることを個別に取り上げて、上記合理的期間を論ずるのは相当ではないと述べるにとどまっている。）。

しかるに、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一二月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されなかったのであるから、憲法上要求される合理的期間内に、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正はされなかったものといわざるを得ない。

そうすると、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するものと断ぜざるを得ない（前提事実（７）イ（ウ）参照）。

イ　以上に対し、まず、被告は、①選挙制度の仕組みを全体としてどのように構築するかについては、国会の高度の政策的判断に委ねられる事柄であるから、平成二三年判決後も、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることは、国会の裁量の範囲内と解されるところ、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講ずることは、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えに匹敵する検討と作業を要する複雑かつ困難な問題であるから、事柄の性質上、その審議等にかなりの期間を要することが明らかであるが、そのために必要な合理的期間というものを定量的に明らかにすることは困難であり、また、相当でもないこと（争点一の被告の主張②）、②国会は、平成二三年判決後、投票価値の較差是正に関する議論を行い、緊急是正法の成立に至っていること（争点一の被告の主張③）、③本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、一対二・四二五であり、前回選挙時の一対二・三〇四から僅かに増大しているにすぎないこと（争点１の被告の主張④）などに照らすと、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったということはできないなどと反論している。

しかし、①上記①の反論が前提を誤るものであり、採用することができないことは、前記ア第三段落に説示したとおりであること、②確かに、国会は、平成二三年判決後、各党協議会を設置し（前提事実（１０）ア）、投票価値の較差是正等に関する議論を行い（前提事実（８）イ、（９）ア・イ、

（１０）ア～ケ、（１１）イ～カ、（１２）ア～ウ、（１３）ア～カ）、緊急是正法の成立に至ってはいるけれども（前提事実（１４）ア）、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限定すれば、国会内に特に反対する意見は存在していなかったのに（前提事実（１０）キ、（１１）エ、カ、（１２）ウ、（１３）ウ）、それと併せて各政党間で意見の対立が激しかった定数削減等の立法的措置を講ずることまでを議論してしまったがために（前提事実（９）ア、（１０）ウ～ケ、（１１）ア～カ、（１２）ア～ウ）、国会での議論が進まなくなるなどして（前提事実（１３）エ）、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されず、結局、本件区割規定の改正等の立法的措置を完遂することができなかったことは明らかであるところ、そのような紛糾が生ずるなどということは、前記ア第四段落に説示したとおり、憲法上予定されていない事態というべきであること、③選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が、前回選挙当日において一対二・三〇四であったのに、本件選挙当日においては一対二・四二五に拡大していることは、投票価値の平等が憲法上の要求であることに照らすと、むしろ重大な事態というべきであるし、また、選挙人数の較差が二倍以上になっている選挙区も、前回選挙当日において四五選挙区であったのに、本件選挙当日においては七二選挙区に激増しているのであって（前提事実（１６））、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、悪化の一途をたどっていると評価せざるを得ないことなどに照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。」（強調　引用者）

と判示する。

③　名古屋高裁金沢支部判決・平 25/3/18（市川正巳裁判長）（甲 10）（本書 286～288 頁）

同判決は、その判決文・16 頁 9 行～17 頁 11 行で、

「２　争点（１）イ（合理的期間の点）について

（１）　人口数と議員定数の比率は絶えず変動するものであり，変動したからといって，選挙区割りと議員定数の配分を頻繁に変更することは相当ではなく，具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となった後，人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と断ぜられるべきものである（昭和５１年大法廷判決，昭和５８年大法廷判決，平成２３年大法廷判決参照）。

（２）　本件では，平成１４年改正によって本件区割規定が改定され，その後，平成１９年大法廷判決によって合憲の判断がされたものの（前提事実（３）イ（ウ）），平成２３年大法廷判決は，選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が１対２．３０４に達していた平成２１年選挙について，１人別枠方式に係る部分を理由に，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態になっていたとし，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないとしたものの，「衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており，選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」と付言していたものである（同（３）ウ（ウ））。ところが，平成２３年大法廷

判決及び平成２２年国勢調査の結果（速報値）を踏まえた区画審の審議は進まず（同（４）ア），国会の対応も，各党協議会が設置され，緊急是正法案が提出され成立したとはいえ（同（４）イ（ア）～（ウ）），平成２３年大法廷判決の１年８か月後に施行された本件選挙時までに，平成２３年大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った本件区割規定の改定は行われず（同（４）イ），本件区割規定のまま本件選挙が実施されたものである（同（５）ア）。

したがって，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった本件区割規定は，合理的期間内に是正されなかったものとして，違憲かつ違法であるといわざるを得ない。」（強調　引用者）

と判示する。

④　東京高裁判決・平 25/3/ 6（難波孝一裁判長）（甲 11）（本書 288～291 頁）

同判決は、その判決文・19 頁 9 行～22 頁 4 行で、

「（５）　上記のとおり、本件選挙区割りは、憲法の要求する投票価値の平等に反する違憲状態にあるから、憲法上要求される合理的な期間内にこれが是正されないときは、本件選挙区割りを定める本件区割規定は憲法の上記要求に反し違憲と評価されることになると解することが相当である。

したがって、本件選挙までに、国会において、かかる違憲状態を是正するために憲法上要求される合理的期間を過ぎていれば、本件区割規定は違憲と評価され、これに基づいて施行された本件選挙の東京都第１区の小選挙区選挙は違法となり、合理的な期間内であれば、同規定は違憲状態ではあるが合憲と評価され、同選挙は適法なものとなる。そこで、以下、この点について検討する。

ア　平成１９年大法廷判決は、平成１７年９月１１日実施の総選挙の時

点では、なお１人別枠方式を維持することにある程度の合理性があったと判示している。このこと等を考慮すると、国会が、１人別枠方式の合理性が失われており、本件選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反する状態に至っていたものと認識できたのは、平成２３年大法廷判決が言い渡されたときと認めるのが相当である。そうだとすると、国会が、平成２３年大法廷判決が言い渡された後、憲法上要求される合理的期間内にこれを是正しないときには、選挙制度の具体的仕組みの決定について国会が有する裁量権の限界を超えると判断され、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反すると評価されるに至るものと解するのが相当である。そこで、国会が、平成２３年大法廷判決が言い渡された時点から本件選挙時までの１年８か月余の間に、憲法上要求される合理的期間が経過したにもかかわらず、国会が上記状態を是正しないまま本件選挙時に至ったかどうかについて検討する。

イ　被告は、平成２３年大法廷判決の指摘に従い、１人別枠方式を廃止して選挙を行うためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするのに匹敵する検討と作業を要するものであるから、是正を行うについての国会における審議等には、かなりの期間を要し、選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反し違憲であるとされた過去の事例に比較して、より以上の期間を要すると主張する。

確かに、本件選挙区割りについて、１人別枠方式の廃止を反映する是正を行うためには、全ての都道府県に１人ずつ配分された定数の再配分を行った上で、定数の変更が行われる都道府県内の選挙区割りを見直すことが必要となる（なお、小選挙区選挙についても、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには限界があるとされる場合には、それ自体の見直しが必要になることについては、最高裁平成２３年（行ツ）第５１号同２４年１０月１７日大法廷

判決（最高裁ＨＰ）の説示するとおりである。）。しかし、平成２３年大法廷判決によって、１人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが違憲の状態にあることが確定された状況下では、早期にこれを是正することが要請されるのであり、選挙区割りを決定する上での憲法上の基本的な要請である投票価値の平等の見地に従って上記再配分を行うことに特段長期の期間を要するとは考え難い。都道府県別の選挙区の定数の配分について、従前の配分の基準を規定していた本件区割基準において考慮されていなかったその余の事情を新たに考慮することによって違憲状態の是正を遅らせることは、選挙制度の仕組みの具体的決定について、国会が裁量を有すること考慮しても許容されるものではない。また、都道府県内の選挙区割りの見直しについて、対象となる選挙区数が相当数に上ることは容易に予想されるものの、**選挙区の改定は特別の事態ではなく**、区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から**１年以内**に行うものとされていること**（区画審設置法4条）**、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が前記のとおり同法の**施行日から6か月以内**に行われることを予定していること**（緊急是正法附則3条3項）**に照らせば、国会において、本件選挙時までに、区画審による改定案の策定、勧告の手続を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であったと認めるには足りないというべきである。

なお、被告は、最高裁判所の判例上、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態について憲法上要求される合理的期間内の是正が行われな

かったと判断された判例である昭和５１年大法廷判決及び昭和６０年大法廷判決を挙げて、是正に要する期間として長期間が必要であると主張する。しかし、これらの判例において参照されている８年余等の期間は、問題とされた選挙の直前における選挙区割規定（公職選挙法）の改正が行われた時点から当該選挙までの期間であり、選挙区割りが憲法に反する状態であることを国会において認識し得た時点からのものではない（各事案に鑑みれば、是正そのものに必要な期間としてではなく、選挙区間の人口較差が次第に拡大する過程で、国会において、選挙区間の投票価値の較差が違憲状態に至ったと判断するために必要な期間として、相当な期間を要することを念頭に認定されたものと解することが相当である。）から、これをもって、本件において、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態が憲法上要求される合理的期間内に是正されたかどうかを認定するための根拠とすることは相当ではない。よって、被告の上記主張は採用することができない。」（強調　引用者）

と判示する。

⑤　**札幌高裁判決・平 25/3/7（橋本昌純裁判長）（甲 12）**（本書 291～293 頁）

同判決は、その判決文・9 頁下 4 行～11 頁下 11 行で、

「　２（１）　もっとも，本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえない場合には，本件区割規定が憲法１４条１項等の憲法の規定に違反するものということができないことは，平成２３年大法廷判決が判示するとおりである。

そして，平成２３年大法廷判決が，平成１９年大法廷判決において平成１７年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件

選挙区割りがいずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮して，平成２１年選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできない旨判示していることに照らすと，上記合理的期間の始期は，平成２３年大法廷判決の言渡し時とするのが相当である。また，平成２３年大法廷判決が，上記合理的期間内に，できるだけ速やかに本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨説示していることに照らすと，上記合理的期間が経過しているかどうかは，**平成２３年大法廷判決の言渡し時以降**の立法の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して判断するのが相当である。

（２）　国会においては，平成２３年大法廷判決の言渡し後本件選挙までの間に，１人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立し，１人別枠方式の廃止に係る同法３条は本件選挙時に施行されており，また，区画審においては，同法に基づく選挙区割りの改定案の作成方針（素案）の審議に着手していたものである。しかしながら，同法は，１人別枠方式自体は廃止したものの，１人別枠方式による定数配分は基本的に維持し，それを基礎として選挙区間の選挙人数の最大較差が２倍未満となるよう必要最小限の改定にとどめようとするものであるにすぎず，同法に基づく区画審における具体的な選挙区割りの審議・勧告も上記同様の改定の域を出るものではなく，１人別枠方式の廃止を前提とし，１人別枠方式の下で各都道府県にあらかじめ１ずつ配分された定数につき，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って再配分するというものではない。かかる緊急是正法の内容は，できるだけ速やかに本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３

条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨の平成２３年大法廷判決の説示に沿った改正とは質的に異なるものというべきであり，同判決言渡し後速やかに行うことが可能であった１人別枠方式の廃止のみを，本件選挙直前にようやく実現させたにすぎないと評せざるを得ないものである。そして，平成２３年大法廷判決の言渡し後本件選挙までには**約１年９か月**もの期間がありながら，その間に実現したことが上記程度のものにすぎず，しかも，平成２３年大法廷判決の言渡し後国会において「衆議院選挙制度に関する各党協議会」の第１回会合が開催されるまで**約７か月間**の期間を要しているが，その間に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずるためにいかなる具体的作業が行われていたのかを明らかにする**証拠はない**ことからすれば，選挙区割り全体の見直しが困難な立法作業であることを最大限考慮したとしても，本件区割規定の定める本件選挙区割りは，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというほかない。

３　以上のとおりであって，本件選挙時において，本件区割規定の定める本件選挙区割りは，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきであり，かつ，それは憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというべきであるから，本件区割規定は，憲法１４条１項に違反するものというべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

同判示の示すとおり、**札幌高裁判決・平 25/3/7（橋本昌純裁判長）（甲 12）**は、【本件選挙日（平 24〈2012/12/16〉）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過であること】の**立証責任**を、国に負担させている。

⑥　**高松高裁判決・平 25/3/22（小野洋一裁判長）（甲 13）**（本書 294～297 頁）

同判決は、その判決文・22 頁 1 行～25 頁 7 行で、

「前記のとおり、投票価値の平等は、代表民主制の基盤をなし、国会の正当性を基礎付ける極めて重要な要素であり、これが損なわれている状態をいたずらに放置することは許されず、その是正は、国政上、優先的に取り組むべき喫緊の課題であるといわなければならない。加えて、前回選挙は平成二一年八月三〇日に実施されており、平成二五年夏ころまでには次期衆議院議員総選挙が実施されることが確実であったことなどを踏まえれば、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、それまでの準備や検討状況を踏まえつつ直ちに本件区割基準規定及び本件区割規定の是正に具体的に着手し、可及的速やかに是正措置を実現することが要請されていたというべきである。

ところが、前記のとおり、平成二三年大法廷判決の言渡し（平成二三年三月二三日）から本件選挙の実施（平成二四年一二月一六日）までには、**約一年九か月**の期間があったにもかかわらず、国会においては、各党協議会を設置して是正措置について検討を行うなどしてはいたものの、次期衆議院議員総選挙（本件選挙）が現実のものとなり、衆議院が解散されたまさにその日である平成二四年一一月一六日に至ってようやく緊急是正法を成立させたのみであり、区画審において新たな選挙区割改定案を作成・勧告するまでには至らず、その結果、本件選挙については、平成二三年大法廷判決が憲法の要請する投票価値の平等に反する状態に至っているとした一人別枠方式を前提とした本件選挙区割りに基づいて施行せざるを得ないこととなったのである。

以上の状況や経緯等も踏まえると、国会においては、合理的期間内の是

正が憲法上要求されていると考えられるのにこれを行わなかったものといわざるを得ず、その裁量を逸脱したものとして憲法に違反したものといわなければならない。

（２）　これに対し、被告は、国会が投票価値の較差を抜本的に是正するためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するから、平成二三年大法廷判決言渡しから本件選挙まで約一年九か月が経過したことをもってこれを行うための合理的期間が経過したとはいえないし、過去の最高裁判決においても、合理的期間経過が認められたのは公職選挙法の改正時から約八年という比較的長い期間を経て、かつ、この間に投票価値の最大較差が著しく拡大していた事案に限られている旨を主張する。

しかし、前記のとおり、遅くとも平成二五年夏ころまでには次期衆議院議員総選挙を控えており、何らかの是正措置がなされなければ、違憲状態を解消できないまま選挙を施行せざるを得ないという異例の事態が生じる状況にあったことなどを踏まえると、国会においては、まずは早急に上記の違憲状態を是正ないし解消することが求められていたというべきであり、そうであれば、是正措置のために公職選挙法の改正等を伴うことなどを考慮しても、そのために要する合理的期間は自ずと制約があるものというべきである。被告は、上記のとおり選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するため、是正には相当長期間を要する旨を主張するが、もとより制度の抜本的な変更・改正等がなされるのが望ましいことはいうまでもないが、それにこだわるあまりに是正措置の実施を遅らせることは、違憲状態での選挙を施行し、又はこれを繰り返すことにもなりかねず、その相当でないことは明らかである。

また、前記のとおり、前回選挙時（平成二一年八月三〇日）には、少なくとも憲法上の投票価値の平等の要請に反する疑いが既に顕在化していた

ということができるから、具体的な選挙制度の制定等について一次的な責任と権限を有する国会としては、必ずしも平成二三年大法廷判決を待つまでもなく、自ら是正措置を講ずる必要があるか否かを調査、判断し、その必要があると認めた場合には、本件選挙制度の改正に向けて準備や検討を行うことが期待されているというべきであるし、平成二三年大法廷判決の言渡し以降で考えるとしても、区画審による選挙区の改定案の作成と内閣総理大臣への勧告のための期間としては、緊急是正法は同法施行日から**６か月以内**に行われることを予定していること**（緊急是正法附則三条三項）**、一〇年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく場合でも、同結果が公示された日から**１年以内**に行うものとされていること**（区画審設置法四条）**なども踏まえると、改正法案提出後の国会での審議に要する期間等を考慮しても、**約一年九か月**という期間が、是正措置を講じるための合理的期間として不十分であるとはいい難い。なお、被告が挙げる最高裁判決は、被告自身も主張するとおり、いずれも当該選挙が依拠した議員定数配分規定を定めた公職選挙法改正時から当該選挙までに八年余りが経過したという事案であって、憲法上の投票価値の平等の要請に反する状態が生じていることを国会が認識し得た時点からの合理的期間として約八年を要するとしたものではないから、本件においてこれらを参考とするのが相当とはいえない。

また、被告は、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、本件選挙までの**約一年九か月**の間に、衆議院選挙制度に関する各党協議会を設置するなどして、投票価値の較差是正を図るために適切に選挙制度の改革に取り組んできたとも主張する。

しかし、前記のとおり、各党協議会においては、遅くとも平成二四年二月ころには、小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の較差是正については、緊急是正法と同旨の、一人別枠方式の廃止及び〇増五減を実施する

改正を行うことでおおよその意見ないし方向性がまとまりつつあった上、この改正のみを先行させて早急に違憲状態の解消を図ることも検討されていたにもかかわらず、比例定数削減も併せて実施すべきとの意見もあったことから先行実施を見送ったという経緯がある。**かかる較差の是正措置が、次期衆議院議員総選挙を目前に控える状況下での国政上の喫緊の課題であったことなどを踏まえると、上記のような国会ないし各党協議会における検討状況が真に適切なものだったかには疑問があり、むしろ、上記の経緯等からしても、一人別枠方式の廃止及び○増五減を実施する改正を先行させるといった方法によって、本件選挙までに本件選挙区割りを是正する余地も十分にあったものと解することができる。**

したがって、これらの被告の主張はいずれも採用することはできない。」

（強調　引用者）

と判示する。

⑦　**東京高裁判決・平 25/4/11（設楽隆一裁判長）（本人訴訟）（甲 14）**（本書 297～29 頁）

同判決は、その判決文・15 頁末行～17 頁下 2 行で、

「　しかしながら，平成２３年大法廷判決によって，１人別枠方式が不合理であることを理由として，これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され，しかも，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**１人別枠方式を廃止し，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況下では，**この趣旨に従って早期に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることが要請されるのである。**そして，このことと，**区画審設置法4条**では，区画審による選挙区の改定案

の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として，統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から**１年以内**に行うものとされていること，さらに，**緊急是正法附則3条3項**も，上記のとおり選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から**６か月以内**に行われることを予定していることなどに照らすと，本件区割規定の定める本件選挙区割りを本件選挙までに平成２３年大法廷判決の趣旨にのっとって是正することは十分に可能であったものというべきであり，同選挙区割りが，前記イの認定事実に係る経緯によって，同判決が言い渡された時から本件選挙時まで約１年８か月余が経過しても同判決の趣旨にのっとって是正されなかったことは，憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかったものであるといわざるを得ない。

なお，前掲各最高裁大法廷判決の中には，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態で行われた選挙について，各選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定が約８年にわたって改正措置が施されなかったのは，憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったものであると判断した例（前掲最高裁昭和５１年４月１４日大法廷判決，前掲最高裁昭和６０年７月１７日大法廷判決）や，他方において，各選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定が約３年半ないしこれに近似する期間にわたって改正措置が施されなかったのは，憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと断定することはできないとした例（前掲最高裁昭和５８年１１月７日大法廷判決，前掲最高裁平成５年１月２０日大法廷判決）などがある。

しかしながら，これらの判例において言及されている期間は，選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定について当該選挙に至るまで改定措置が施されなかった期間であり，そもそも人口の漸次的異動により生じた議員１人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至った時から各選挙に至るまでの期間ではない。また，これらの判例における合理的期間についての判断は，国会において，人口の漸次的異動により生じた議員１人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったことを判断するためには相当な期間を要することを念頭においてされたものであり，平成２３年大法廷判決により，１人別枠方式が不合理であることを理由として，これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され，しかも，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，できるだけ速やかに１人別枠方式を廃止し，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況とは異なる事案における判例であるから，いずれも本件選挙に至るまでの合理的期間の経過に関する前記認定判断に影響を与えるものではない。

以上によれば，本件選挙区割りを定めた本件区割規定は，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったにもかかわらず，本件選挙当時，憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかったものといわざるを得ず，憲法１４条１項等に照らして，違憲であったというべきである。」

（強調　引用者）

と判示する。

⑧　福岡高裁那覇支部判決・平 25/3/26（今泉秀和裁判長）（甲 15）（本書 300～306 頁）

同判決は、その判決文・11 頁 12 行～17 頁 1 行で、

「２　合理的期間内における是正の有無について

(1)　以上のとおり，本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは，憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきであるが，本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかったことをもって，憲法上要求された合理的期間内に是正がされなかったとはいえない場合には，本件区割規定が憲法１４条１項等の憲法の規定に違反するものといえないことは，平成２３年大法廷判決が判示したとおりである。

そこで，合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

(2)　平成２３年大法廷判決は，平成１９年大法廷判決において，平成１７年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む本件区割基準規定及び本件区割規定について，いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると，平成２１年選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできないと判示している。このことに照らすと，上記合理的期間の始期は，平成２３年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり，上記判決言渡し後に，１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかったといえるかどうかが問題になるが，事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては，その根拠となる事実関係

について被告側で主張立証すべきものというべきである。

そこで，平成２３年大法廷判決が言い渡された平成２３年３月２３日から本件選挙が施行された平成２４年１２月１６日までの約１年９か月の間に是正がされなかったことにつき，合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

(3)　証拠（甲２４，乙２の１・２，３の１～７，４の１・２，５の１・２，６の１・２，７，８，９の１～３，１０の１・２）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実を認めることができる。

ア　区画審は，平成２３年大法廷判決が出された直後の平成２３年３月２８日，平成２３年大法廷判決の判示内容を踏まえて，小選挙区選挙の選挙区間における議員１人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し，違憲状態を早期に解消するために，１人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認した。

イ　国会では，衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され，第１回会合が平成２３年１０月１９日に開催されて以降，投票価値の較差の是正について，衆議院議員選挙制度の抜本的改革及び衆議院議員定数削減といったテーマとともに協議が重ねられた。

また，平成２２年１０月に国政調査が実施され，区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成２４年２月２５日とされていたため，同年１月２５日の上記各党協議会において，上記期限までに上記各テーマについて議論の同時決着を図ることができるよう全力を挙げる旨合意した。

しかし，上記各党協議会において，投票価値の較差是正に関しては，遅くとも平成２４年２月８日の協議会の時点では異論がなく，緊急対応として法案を提出すべき旨の意見も出されていたが，定数削減及び選挙

制度の抜本改革と同時決着を目指す方向で協議が継続され，投票価値の較差是正のための法案提出は見送られ，同月２５日までに上記の同時決着が図られることはなかった。

平成２４年４月２５日開催の第１６回会合では，次回の衆議院議員総選挙のための緊急措置として，１人別枠方式を廃止し，小選挙区選出議員の定数を「０増５減」すること，これと併せて，比例代表選出議員の定数を７５削減し，ブロック比例代表制を全国比例代表制に改めることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが，１人別枠方式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「０増５減」以外の提案について意見がまとまらなかったこともあり，採用されるには至らなかった。

ウ　その後，民主党は，１人別枠方式の廃止及び定数の「０増５減」案等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を，自由民主党は，「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（以下「緊急是正法案」という。）をそれぞれ衆議院に提出し，いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが，民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案となり，緊急是正法案については，継続審理案件とされ，第１８１回国会において，衆参両院で可決され，平成２４年１１月１６日に緊急是正法が成立し，同月２６日公布され，同法２条の規定を除いて，同日施行された（緊急是正法附則１条）。

緊急是正法は，小選挙区選出議員の定数を５人削減して２９５人とし，併せて，公職選挙法１３条１項，別表第１の改定を行うこととし（２条），また，本件区割基準のうち１人別枠方式に係る部分を廃止する（３条）とするものであるが，区画審がこの改正に基づく区割りの改定案を作成して勧告するまでには一定の期間を要するため，緊急是正法２条の規定

については，同条の規定による改正後の公職選挙法１３条１項に規定する法律の施行の日から施行されることとされた（緊急是正法附則１条ただし書）。また，区画審が平成２２年実施の国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては，「０増５減」案により，較差の大きい都道府県である高知県，徳島県，福井県，佐賀県及び山梨県の５県の区域内の選挙区の数を１ずつ削減してそれぞれ２とすることとされ（同法附則３条１項，附則別表），この改定案に係る区画審の勧告は，同法の施行日（平成２４年１１月２６日）から６か月以内にできるだけ速やかに行うこととされた（同法附則３条３項）。そのため，是正の範囲は必要最小限の改定にとどめることとし，改定案作成の基準として，①選挙区間における較差の基準を２倍未満とし，②改定の対象とする小選挙区を，（ア）人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内の選挙区，（イ）小選挙区の数が減少することとなる県（高知県，徳島県，福井県，佐賀県及び山梨県）の区域内の選挙区，（ウ）人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって，かつ，当該人口の２倍未満であるという基準を満たさない小選挙区，及び，（エ）（ウ）の選挙区を（ウ）に記載の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることとされた**（同法附則3条2項）**。

エ　緊急是正法の施行を受けて，区画審は，平成２４年１１月２６日，**同法附則3条3項**による区割りの改定案の勧告期限である平成２５年５月２６日までの今後の審議の進め方を確認するとともに，平成２４年１２月１０日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）の審議を行った。区画審では，今後，区割りの改定案を勧告するまでの間に，区割りの改定案の作成方針の審議・決定や，具体的な

区割りの審議を予定している。

(4) １人別枠方式及び１人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りは，平成２３年３月２３日に言い渡された平成２３年大法廷判決において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたのであるから，これを是正するためには，１人別枠方式を廃止して，各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか，選挙区割り全体を見直して平等なものにすることが必要になるものであって，相当程度の期間を要するものであることは否定できない。そして，区画審が，平成２３年大法廷判決が出された直後に，同判決の判示内容を踏まえて，小選挙区選挙の選挙区間における議員１人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し，違憲状態を早期に解消するために，１人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行うことを確認したのをはじめとして，国会の衆議院選挙制度に関する各党協議会における協議が重ねられ，平成２４年１１月１６日に緊急是正法が成立するなど，一定の成果があったことは，上記（３）で認定したとおりである。

しかし，本件選挙当時，１人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法３条は施行されていたが，本件区割規定の改正には至らず，本件選挙は，平成２１年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われることとなったことも，上記（３）のとおりである。

そして，平成２３年大法廷判決においては，衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており，選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものであるから，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３条１項の趣旨に沿っ

て本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとの指摘がされていたものである。

したがって，**国会においては，投票価値の平等は憲法上の要請であり，民主主義の根幹をなすものであって，最優先で達成されるべき課題**であることは十分認識できたはずであり，全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されていたものということができる。しかし，この観点からみると，上記（３）で認定したとおり，平成２３年大法廷判決の言渡し後，国会において，衆議院選挙制度に関する各党協議会の第１回会合が開催されるまでの間に**約７か月**を要しているが，このことについての合理性を見いだすことはできない。また，国会における検討では，平成２３年大法廷判決の判断を受け，区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成２４年２月２５日とされていたことをも踏まえて，衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの，**政党間における意見の対立**のあった衆議院議員の定数削減等の問題との**同時決着**を図ろうとしたことなどから，本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実施されるに至ったものである。したがって，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に**できるだけ速やかに**投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたとはいえないといわざるを得ず，不十分な対応にとどまったものであって，**それ以上に，被告側から，合理的期間を経過していないことについての立証がされているということはできない**から，平成２３年大法廷判決が言い渡された平成２３年３月２３日から本件

選挙が施行された平成２４年１２月１６日までの約１年９か月の間に是正がされなかったことについては，合理的期間内に是正がされなかったというべきである。

(5) したがって，本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は，本件選挙当時，憲法が要求する投票価値の平等に違反し，違憲であったというべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

同判決は、「『合理的期間』の未徒過の立証責任を負う」旨判示した。

選挙人も、同判決と同様、「『合理的期間』の未徒過の立証責任は、国にある」旨主張する。

⑨　**広島高裁松江支部判決・平 25/3/26（塚本伊平裁判長）（甲 16）**（本書 306～308 頁）

同判決は、その判決文・16 頁 6 行～17 頁下 5 行で、

「イ　以上の経過を前提に，本件区割規定の是正について憲法上要求される合理的期間が経過したかについて判断する。

１人別枠方式を廃止した上で本件区割規定を改定するためには，１人別枠方式によりあらかじめ都道府県の１ずつ配分されていた定数をいかに配分するかはもとより，市町村を単位とする選挙区のまとまり具合に配慮しつつ，各都道府県内の選挙区割りの在り方の見直し等をも含めて検討しなければならないから，国会において長期間の審議等を行う必要があることは，被告が指摘するとおりである（前記第２の３（２）イ）。

しかし，上記認定事実によれば，①区画審において，平成２３年大法廷判決がされた５日後の同年３月２８日には，同判決についての事務局の説

明及び質疑が行われたにもかかわらず，その後区画審において小選挙区の改定案の作成手続が行われず，**約７か月後**の平成２３年１０月１９日に至って，初めての各党協議会が開催されたこと，②同協議会において，区画審の政府に対する勧告期限である平成２４年２月２５日が迫っていることや，本件区割規定の違憲状態の解消等が党派を超えた国会としての喫緊の課題であることが指摘され，同年１月２５日開催の各党協議会においても，１か月後の上記勧告期限までに議論を決着することで合意したにもかかわらず，結局，各党は，上記勧告期限である同年２月２５日までに合意に至らず，更にその後の各党協議会でも合意を形成し得なかったこと，③その後，民主党案と自民党案の双方が衆議院に提出されたが，民主党案に関する質疑応答が行われた特別委員会に野党側が出席しなかったり，自民党案が特別委員会に付託されたにもかかわらずその後約３か月間採決に至らなかったりしたこと，④最終的には，自民党案が，衆議院の特別委員会で可決された同年１１月１５日に本会議で，その翌日に参議院本会議で，それぞれ１日の本会議での審議をもって可決され，緊急是正法が成立したことが認められる。

以上の審理の経過並びに緊急是正法成立に至るまでの自民党案の審理日数及び審理状況等に照らせば，平成２３年大法廷判決から衆議院が解散されるまでの**約１年８か月**の間に本件区割規定を改定するために必要な審議を行い得なかったと認めることは困難である。

また，被告は，憲法上要求される合理的期間内が経過したとは評価し得ない事情として，緊急是正法が成立したことなど平成２３年大法廷判決後の国会における投票価値の較差是正に関する審理状況を挙げるが，そもそも，**本件選挙が行われたのは緊急是正法２条の施行前であった**ため，本件選挙の小選挙区選挙は，選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていた１人別枠方式（平成２３年大法廷判決）を含む本件区割基

準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で行われたことに照らせば，**憲法上要求される合理的期間内が経過したか否かの判断において，被告主張の上記事情を殊更に評価することは相当ではない。**

以上の事情を総合すれば，本件区割規定は，本件選挙の施行時において，憲法上要求される合理的期間内が経過したにもかかわらず是正されなかったというべきであるから，憲法１４条１項等の規定に反し，無効であると断ずるほかない。」（強調　引用者）

と判示する。

⑩　**東京高裁判決・平 25/3/26（奥田隆文裁判長）（山口弁護士グループ）（甲 17）**（本書 308～311 頁）

同判決は、その判決文・22 頁 7 行～25 頁 3 行で、

「しかし、本件選挙区割りは、平成二三年三月二三日に言い渡された大法廷判決によって、平成二一年選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものと判断され、さらに、**できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し**、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請に適合するような立法的措置を講ずる必要があると判示されているものである。そして、この判断は、最高裁判所が、憲法八一条に基づき、法律の憲法適合性を決定する権限を有する終審裁判所として示したものであるところ、①選挙権の内容の平等及び投票価値の平等が確保されることの重要性（我が国における国民ないし有権者の政治的な意見や価値観等もますます多様化し、各地域の年齢、産業・職業等の構成割合が同一ではないこともあって、政治・政策に関する世論の分布が地域によって同質とは限らず、異なり得るものであり、投票行動に地域ごとの特徴・傾向も見られる状況にあることは、

公知の事実である。）、②既に平成二一年選挙の時点では投票価値の平等という憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたことの重大性（平成二三年大法廷判決は、平成二一年選挙までの間に是正されなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないことを理由として、平成二一年選挙の時点においては本件区割規定が憲法の規定に違反するものとはいえないと判断したものにすぎないのであり、客観的に投票価値の平等という憲法上の要求に反しているという深刻な状態に至っていたことは明らかである。）に加え、③平成二一年選挙の施行が平成二一年八月であり、この選挙により衆議院議員となった者の任期は平成二五年八月までであった（憲法四五条本文、公職選挙法二五六条）から、平成二三年大法廷判決が言い渡された時期は、その任期のうち約一年七か月間が経過しており、約二年五か月後には任期が満了するという時点であったこと、④衆議院については、任期満了を待たずに解散される可能性があり、換言すれば、一般論としては総選挙の施行がいつでもあり得ることは当然に想定されるべきことであること、⑤平成二三年大法廷判決の言渡しの時点では、既に平成二二年国勢調査の結果による人口が官報で公示されており、旧区画審設置法四条一項により平成二四年二月二五日までに本件区割基準規定に基づき改定案を作成して同法二条による勧告を行うものとされていたから、区画審は、同法上、いわば平成二二年国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成期間に入っていたものであるところ、平成二三年大法廷判決において、本件区割基準規定が投票価値の平等における憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたのであるから、同法が区画審に対して違憲状態にある本件区割基準規定に基づく改定案の作成と勧告を命じているという深刻な状態になったというべきであること、⑥投票価値の平等における憲法上の要求に反する状態に至っていた平成二一年選挙時の選挙区間の選挙人数の最大較差は一対二・三〇

四であったが、平成二二年国勢調査の結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は一対二・五二四であり、本件選挙の当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は一対二・四二五となるなど、平成二一年選挙以降にはむしろその較差が拡大する傾向にあったとうかがわれること等の諸事情に鑑みると、立法府である国会は、平成二三年大法廷判決の言渡し後、**直ちに**本件区割基準規定及び本件区割規定の改正等の検討に着手した上で、新たな区割基準を定めて区画審が改定案を作成することができる環境を整え、又はいわゆる議員立法による改正を検討するなど（本件区割規定の改正をするに当たって、憲法上は区画審による調査審議と勧告を経ることが必要不可欠な過程であるとはいえないことは、緊急是正法が成立した経緯に照らしても明らかである。）、**できる限り速やかに**本件区割規定を是正する義務（すなわち、憲法に適合する選挙区割りを定め、可及的速やかな期日を施行日と定める法律を成立させる義務）を負っていたというべきである。

これに加えて、本件区割規定を是正するという憲法上の義務は、所属する党派のいかんにかかわらず、国会を構成する国会議員が等しく国民に対して負うものというべきであることをも考慮すると、衆議院議員の選挙制度の改正という利害の対立し得る事柄について意見を集約して成案を得ることが容易ではない場合があり得ることや、国会が国権の最高機関及び国の唯一の立法機関（憲法四一条）として、国内外の極めて広範な事象に対応する権能と責務を負い、緊急に対応すべき突発的な事件や事故、震災等が発生した場合にはこれに関する措置を講ずる必要もあること、**旧区画審設置法**によれば、区画審は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区 間の人口の最大較差が二倍未満になるようにすることを基本としつ

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

つも、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされており（三条一項。なお、区画審は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとされている。八条）、同法下における改定案の作成は機械的、形式的な単純作業ではなく、区画審の勧告期限も国勢調査の結果の公表から**１年以内**とされていること**（四条一項）**などの事情を考慮しても、なお、平成二三年大法廷判決から本件選挙の施行までの**約一年九か月間**において本件区割規定が是正されなかったことは、憲法上要求される是正のための合理的期間を徒過したものと評価すべきであり、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法の投票価値の平等の要求に反し、全体として違憲というべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

⑪　**仙台高裁判決・平 25/3/14（宮岡章裁判長）（甲 18）**（本書 311～314 頁）

同判決は、その判決文・7 頁下 3 行～10 頁 8 行で、

「**同大法廷判決**は，上記判断の理由として，１人別枠方式は平成６年改正の際の制度改革の実現のためにやむを得ず採られた方策であり，一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであるところ，同改正後の選挙制度が定着し，安定した運用がされるようになっていた前回選挙時には，もはやその合理性が失われていたものであり，しかも，本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は，その当時，最大で２．３０

４倍に達し，較差２倍以上の選挙区の数も増加しており，１人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことを指摘し，本件区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，前回選挙時において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならないが，他方で，それに先立つ平成１９年６月１３日大法廷判決において，平成１７年の総選挙の時点における本件区割基準及び本件選挙区割りについて，いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断がされていたことなどを考慮すると，前回選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできないとして，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し**，旧区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を**明確に説示**していたところである。

（２）　そうすると，前回選挙時において，本件選挙区割りを定める本件区割規定は既に憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており，平成２３年大法廷判決の言渡し後，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**旧区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置が講じられる必要があったところ，前記認定のとおり，本件選挙は，同大法廷判決の言渡しから**約１年９か月**が経過した後において，なお本件区割規定が改正されないまま本件選挙区割りにより施行されたも

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

のである。

被告は，上記の約１年９か月の間，国会において，投票価値の較差是正を図るための協議検討がされてきたこと，具体的な立法措置として１人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立及び一部施行され，現在まで本件選挙区割りの見直しに向けて区割り改定作業が継続されていること，これらの作業は性質上相応の時間を要するものであること等を指摘し，上記の期間は十分なものとはいえず，本件選挙時点において，憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかったと評価することはできないと主張する。

そこで検討するに，前記のとおり，衆議院議員の具体的な選挙制度を定めるに当たっては，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状況などの諸要素を考慮し，国会において，人口の変動する中で，これらの諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているのであるから，選挙区割りの改定は相当の時間及び労力を必要とする作業であり，審議等を尽くすために一定の期間を要すること自体は首肯し得るものである。しかし，国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であり，とりわけ衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており，選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請が働くことに照らせば，現に存在する憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するための立法的措置を講ずることは，**国会の最も重大にして，かつできるだけ速やかになすべき責務**

というべきであって，その立法的措置を講ずるに当たっては，慎重な審議を積極的に，かつ**相応の迅速性**をもって行うことが要求されることは明らかであり，平成２３年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの**約１年９か月**という期間が事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間として**短きに過ぎるということはできない。**また，この間の緊急是正法の立法及びその経緯に鑑みても，国会において上記期間内に本件区割規定を改正し，本件選挙区割りを改定することが客観的合理的にみて不可能な状況にあったと認めることはできない。さらに，本件区割規定が改正されないまま行われた本件選挙時においては，本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差が最大で２．４２５倍に達し，較差２倍以上の選挙区の数は７２選挙区に上っていたのであり，投票価値の不平等は，前回選挙時と比較してもさらに増大していたことも指摘できるところである。以上の諸点に照らせば，本件区割規定により生じていた憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するために事柄の性質上必要とされる合理的期間は，本件選挙時までに既に経過していたものといわざるを得ない。

（３）　したがって，本件区割規定は憲法の投票価値の平等の要求に反するものであり，しかも，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであるから，本件選挙時においては，憲法１４条１項等の規定に違反し違憲であったというべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

⑫　**福岡高裁宮崎支部判決・平 25/3/26（横山秀憲裁判長）（甲 19）**（本書 315～317 頁）

同判決は、その判決文・12 頁下 10 行～14 頁 12 行で、

「（３）　憲法上要求される合理的期間内に是正されたか否かについて

ア　投票価値の平等は，憲法上の平等原則（１４条１項）から導かれる個人の主観的権利としての平等権の一内容をなすのみならず，代表民主制を採用する我が国における**国家の意思決定の根幹**に係わる事柄である。したがって，国会議員の選挙の際に投票価値の較差が生じていた場合，その憲法適合性は国政上**極めて重要な問題**であり，それが平等原則に反している場合，**すみやかに是正されなければならない。**

イ　上記のとおり，平成２３年大法廷判決は，遅くとも平成２１年総選挙の時点では１人別枠方式の合理性が失われ，憲法が求める投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたこと，したがって，区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って区割規定を改正して投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を明確に判示している。

そうすると，立法府としては，平成２３年３月２３日（上記大法廷判決の言渡日）の時点で，「遅くとも平成２１年８月３０日の時点で１人別枠方式の合理性が失われていたこと」を認識した上で，速やかに１人別枠方式を廃止するだけでなく，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある。

ウ　ところが，平成２３年大法廷判決の言渡日（平成２３年３月２３日）から，本件選挙の日（平成２４年１２月１６日）までの間に，緊急是正法

によって１人別枠方式は廃止されたが，緊急是正法が小選挙区選出議員の定数を５削減して投票価値の較差修正をめざしたものの，選挙区割りに関する公職選挙法の改正がなされなかったことから，違憲状態にあるとされた前回選挙とまったく同一の選挙区画と議員数のもとに実施されており，選挙制度の抜本的改正はもとより，部分的な改正さえ実行されないまま，本件選挙が行われ，その結果，投票価値の最大較差が２．３０４倍から２．４２５倍に拡大するに至っている。

エ　以上によれば，本件選挙は，憲法上もっとも重要な権利の１つである選挙権の観点からすると，較差是正のために憲法上要求される合理的期間を徒過して実施されたものであるといわなければならない。

オ　被告は，平成２３年大法廷判決の言渡日から本件選挙までの期間として約１年９か月しかないことから，１人別枠方式を廃止して，あらかじめ各都道府県に１ずつ配分された定数を再配分するとともに，本件区割規定を抜本的に改正するには期間として不十分である旨主張するところ，**区画審設置法4条**では，区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として，統計法５条２項本文が定める国勢調査の結果が最初に官報で公示された日から**１年以内**とされ，**緊急是正法でも，その附則3条3項**によれば，選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告は同法施行日から**6か月以内**に行われることが予定されており，これらの期間に照らせば，国会において，本件選挙時までに，区画審による改定案の策定，勧告の手続を経て，区割規定の是正を行うことが困難であったと認めることはできない。

（４）　本件選挙の効力について

ア　以上のとおり，本件選挙における投票価値の最大較差が憲法の投票

価値の平等の要求に反するに至っていたことは明らかであり，かつ，憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったというべきであるから，本件区割規定は憲法に違反する。」（強調　引用者）

と判示する。

⑬　**広島高裁判決（小林正明裁判長）平 25/3/26（甲 20）**（本書 317 頁）

同判決は、その判決文・14 頁下 5 行～15 頁 9 行で、

「（３）　相当な是正期間について

ア　被告は，緊急是正法が成立し，１人別枠方式の廃止に係る部分は施行されたものの，区画審が区割りの改定案を作成し，それを勧告するまでには一定の期間を要するため本件選挙までに本件区割規定を改正するに至らなかったが，なお憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったとはいえない旨主張する。

イ　前記認定のとおり，**平成２３年大法廷判決の言渡し**から本件選挙の施行まで**１年９か月足らず**の期間があり，その間に，**緊急是正法**が成立して，１人別枠方式を廃止し，本件選挙区割りを改定する旨の立法がされながら，本件選挙区割りの改定の実施が間に合わなかったものである。前記認定の緊急是正法の制定の経緯等の国会の本件選挙区割り等の是正の取組みの下において，緊急是正法を成立させながら本件選挙区割りの実施が間に合わなかったことについて，憲法上要求される合理的期間内にこの是正ができなかった正当な理由があると認めることは困難である。

本件選挙区割りの改定は，憲法上要求される合理的な期間内に是正できなかったと認められる。」（強調　引用者）

と判示する。

⑭　仙台高裁秋田支部判決・平 25/3/27（久我泰博裁判長）（甲 21）（本書 318～320 頁）

同判決は、その判決文・15 頁 5 行～17 頁下 6 行で、

「　（２）　もっとも，制定又は改正当時は合憲であった議員定数配分規定がその後立法時の合理性を失ったことにより憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至った場合には，そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく，憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないときに初めて同規定が憲法に違反するものというべきである。そこで次に，本件選挙時点において，１人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められ，緊急是正法によりなお従前の例によることとされた本件区割規定について，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかを検討する。

　前記のとおり，１人別枠方式は，その立法時には，抜本的改革を伴う本件選挙制度を導入し定着させるための方策として合理性を有していたものであり，最高裁平成１９年６月１３日判決・民集６１巻４号１６１７頁も，平成１７年の総選挙における１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて，いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨判示していたところである。そこで，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかは，前回選挙について１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態に至っていたと判示され，国会においてそのことを認識するに至った平成２３年判決の言渡日（同年３月２３日）を始期として，それ以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を踏まえて個別具体的に判断すべきである。

　まず，憲法上要求される是正の内容及びこれに要する過程について見ると，１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件区割規定の見直しについては，事柄の性質上，１人別枠方式の廃止のみで投票価値の較差が是正され

るものではなく，これを踏まえて各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか，行政区画，地勢，交通等の事情も踏まえた選挙区のまとまり具合等にも配慮し，場合により小選挙区選出議員定数自体の見直しの要否も含めて選挙区割り全体を見直す必要があり，それ自体は憲法４３条２項，４７条所定の国会の裁量権の範囲内として正当に考慮することが許される政策的目的ないし理由に含まれるというべきであって，そのための検討・審議を経て本件区割規定自体を改正・施行するには一定の期間を要すること自体は否定できない。しかしながら，上記作業自体は，旧区画審設置法４条１項が区画審において最新の国勢調査の結果公示後１年以内に行うこととしていた勧告における作業と本質的に異なるとは認められない。緊急是正法ではより短く，区画審による同法施行後６か月以内のできる限り速やかな勧告が予定されているところでもある。

次に，現実になされた立法の内容及び過程について見ると，平成２３年判決の言渡し後，国会は，衆議院議員選挙制度に関する各党協議会において，１人別枠方式の廃止とともに投票価値の較差是正のための措置等について協議を重ね，約１年９か月後の本件選挙までの間に少なくとも１人別枠方式を廃止する緊急是正法を成立させたこと，その可決時期が衆議院の解散日と重なったこともあり，本件選挙時までには具体的な区割りの改定や定数是正にまでは至らなかったものの，区画審が，緊急是正法に従い，勧告期限である平成２５年５月２６日までに区割りの改定案を勧告できるよう作成に向けた作業を進めていることも認められる。しかしながら，上記の立法の経過を見ると，各党協議会において，１人別枠方式の廃止及び「０増５減」による本件区割規定の見直し自体については，本件選挙制度（小選挙区比例代表並立制）の存続を前提とした緊急是正案との限度では，比較的早期に方向性が示されていたことがうかがわれ，遅くとも平成２４年４月頃以降はこれに代わる案が具体的に検討された形跡はない。それに

もかかわらず早期の法改正が実現しなかった理由は，小選挙区以外の議員定数削減を含むその他の選挙制度改革の当否をめぐる各党の意見対立等によるところが大きかったと認められる（乙２の１ないし２の７，３の１，３の２，７）。このような，平成２３年判決において憲法上の要求とされた１人別枠方式の廃止を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって**必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に要した期間**をもって，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間ということはできない。

以上のような立法の内容及び過程を考慮すると，平成２３年判決から約１年９か月後の本件選挙までの間に，憲法上の要求として早期是正を求められた本件区割基準中の１人別枠方式の廃止を前提とする本件区割規定自体の是正を，**憲法上の要求であることが明らかではないその他の選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理由は見出し難い。**したがって，本件選挙時までに本件区割規定の改正がされていない以上，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったと認めるのが相当である。

（３）　そして，本件区割規定は，その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり，憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず，全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである（昭和５１年判決参照）。

したがって，本件区割規定は，憲法１４条１項の要求する投票価値の平等に反し，全体として違憲となる。」（強調　引用者）

と判示する。

⑮　大阪高裁判決・平 25/3/26（小松一雄裁判長）（甲 22）（本書 320～325 頁）

ア　同判決は、その判決文・16 頁下 11 行～20 頁下 13 行で、

「（２）　そこで，本件選挙時における**本件区割規定の合憲性**について検討するに，**被告らは，この点に関し何らの主張立証をしない。**

本件選挙は，前記１（５）のとおり，前回選挙と同じ１人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの下で実施された選挙であるところ，平成２３年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回選挙から３年３か月余を経て行われたものであることに加え，前提事実に記載のとおり，前回選挙と比べ，議員１人当たりの選挙区間の選挙人数の較差は１対２．４２５と拡大し，較差が２倍を超える選挙区の数も７２へと増加し，各都道府県単位でみても，議員１人当たりの選挙人数の最大較差が前回選挙時には１対１．９７８であったのが本件選挙時には１対２．０４０に拡大していることに鑑みると，本件選挙においても，本件区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，それ自体，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあり，本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということができる。

（３）ア　もっとも，議員１人当たりの人口又は選挙人数について選挙区間の較差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても，直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく，合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と判断されることとなる。そこで，本件選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことについて，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということができるか否かが問題となる。

イ　平成１９年大法廷判決において，平成１７年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されたことは前提事実に記載のとおりである。最高裁判所において，１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたのが，平成２３年大法廷判決が初めてであり，この判決が言い渡されることによって，国会も上記の点を明確に認識できるに至ったものといえることに鑑みれば，上記合理的期間の経過については，平成２３年大法廷判決が言い渡された同年３月２３日を基準に判断するのが相当である。

ウ　被告らが主張するとおり，１人別枠方式については，これを廃止すれば直ちに投票価値の較差が解消するというものではなく，１人別枠で全都道府県に１ずつ配分された定数を各都道府県の選挙区にいかに再配分するかという問題が生じるし，当然，都道府県内の選挙区割り自体の見直しも検討の対象とする必要が生じることになる。

しかしながら，これまでの議員定数配分規定に関する訴訟における最高裁判所の累次の判決においても，憲法の投票価値の平等の要求は，選挙区の区割りを行うに当たって，絶対的な基準ではないものの，最も重視されるべき要素であることは繰り返し述べられてきた。区画審設置法３条の定める本件区割基準自体，選挙区間の人口の最大較差が２倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしているのであり（同条１項），平成１２年国勢調査の結果を踏まえて同１４年に選挙区割りの改定が行われたが，同改定の時点で既に較差が２倍以上になっており，そのような較差の生ずる主要な要因が１人別枠方式にあることも容易に認識できるとこ

ろである。上記改定以降，本件選挙に至るまでの約１０年という長期間，選挙区割りの改定は行われていない上，前回選挙を経て本件選挙が実施される間に，較差は拡大してきたことに鑑みると，選挙区間の較差の是正は，**国会の最優先課題**として，**できるだけ速やかに**行われる必要があると解すべきである。

確かに，最高裁判所において，１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたのは，平成２３年大法廷判決が初めてであったが，平成１９年大法廷判決においても，本件区割規定は憲法に違反するとする２名の裁判官の反対意見があったほか，本件区割規定を違憲とは判断しないものの，１人別枠方式について，その目的及び手段において合理性の乏しい制度であって，投票価値の平等を損なうことを正当化する理由はないというべきであるとする４裁判官の見解が付されていたものである。平成２３年大法廷判決は，平成１９年大法廷判決において，平成１７年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについていずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮して，前回選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできないとした。しかし，平成２３年大法廷判決において，平成２１年８月３０日に施行された前回選挙時には１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が明確に示された以上，国会としては，**できるだけ速やかに**その是正をすべき責務があるものと

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

いうのが当然のことである。平成２３年大法廷判決の法廷意見も，「衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており，選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。」とした上で，「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**本件区割基準中の１人別枠方式を廃止し，区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要があるところである。」と判示している。

エ　平成２３年大法廷判決以降の国会における較差是正の取組の経緯は，前提事実に記載のとおりであるところ，このような経過に照らすと，較差是正の取組が遅れたのは，１票の較差是正を先行させるか否かや，比例定数削減についての意見の相違など，**党派間での対立に関わる政治的な要因が大きく影響した**ことがうかがえるのである。

しかしながら，前記のとおり，平成２３年大法廷判決後は，憲法の投票価値の平等の要請にかなう立法措置を速やかに講じることが厳しく要求されていたのであり，これに応えることは，党派を超えた国会の責務であったことに加え，区画審設置法が，区画審による選挙区割りの改定作業について，国勢調査の結果が官報で公示された日から**１年以内**に選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしていること**（旧区画審設置法4条1項）**に鑑みると，１人別枠方式の廃止を伴うものであったとしても，技術的な観点からは，平成２３年大法廷判決から本件選挙に至るまでの**１年８か月余**という期間に選挙区割りを改定するこ

とは可能であったと考えられるのであり，これを覆すに足りる**証拠はない。**

オ　以上によれば，本件選挙までの間に本件区割基準中の１人別枠方式を前提とする本件区割規定の是正がされなかったことについて，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものといわざるを得ない。

（４）　以上によれば，本件区割規定は，本件選挙当時，憲法の選挙権の平等の要求に反し，違憲であったというべきである。

そして，本件区割規定は，その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり，憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず，全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである（昭和５１年大法廷判決，昭和６０年大法廷判決参照）。」（強調　引用者）

と判示する。

イ　大阪高裁判決・平 25/3/26（小松一雄裁判長）（甲 22）は、

本件区割り規定の合憲性の主張・立証責任

を国に負担させた。

（以下、余白）

★★10　平 25/11/28～平 25/12/25・言渡しの１ヶの違憲無効・人口比例高裁判決（参）と２ヶの違憲違法高裁判決（参）（但し、国の立証責任負担を認める）：（本書 326～339 頁）

(1)　広島高裁岡山支部判決（平 25/11/28）（片野悟好裁判長）（甲 25）（本書 326～330 頁）

同判決は、その判決文・18 頁 10 行～22 頁下 10 行で、

「（２）　もっとも、憲法は、両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めると規定しており（４７条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の著しい不平等状態が生じているということをもって、直ちに憲法に違反するということはできず、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

　前提事実（５）エのとおり、平成１７年１０月に専門委員会が参議院改革協議会に提出した報告書によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差是正を図ったとしても、較差を１対４以内に抑えることは相当困難があるとされており、平成２１年大法廷判決は、平成１９年選挙における選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差は、投票価値の平等という観点から、なお大きな不平等が存する状態であるとした上で、前記の専門委員会の報告書を踏まえて、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図るために、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になると指摘した上で、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、

国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれると判示している。したがって、国会は、遅くとも、平成２１年大法廷判決が言い渡された平成２１年９月３０日から、単に各選挙区の定数を振り替えるといった改正にとどまるのではなく、参議院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならない責務があったといえる。

この点、被告は、平成２４年大法廷判決が、初めて、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを明示したものであって、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたとして、選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならなくなったのは、平成２４年大法廷判決の言渡しからである旨主張する。しかしながら、平成２４年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位とした選挙制度の仕組みの見直しを明示したという点については、初めての判断であるといえるが、平成２１年大法廷判決が、前記のとおり現行の選挙制度を前提にした較差是正の限界を指摘した専門委員会の報告書を踏まえて選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘し、国会において速やかに適切な検討を行うよう要請しているのであるから、この選挙制度の仕組み自体の見直しの中には、当然、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の見直しも含まれていると解される。平成２４年大法廷判決は、昭和５２年選挙から５倍前後の最大較差が常態化する中で、平成１６年大法廷判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ、平成１８年大法廷判決において、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、平成２１年大法廷判決において、投票価値の大きな不平等状態の是正のために選挙制度の仕組み自体の見直しが速やかに必要であると指摘されたにもかかわらず、国会が選挙制度の仕組みについての抜本的な見直しを講じることなく、平成２２年選挙において５倍の最大較差を生じさせ

ていたことを踏まえて、国会が講じるべき是正措置についてより明示的に指摘したのであって、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたものではない。

ところで、平成２１年大法廷判決においても指摘されているとおり、現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要するといえる。

しかしながら、平成２１年大法廷判決から本件選挙までの間、約３年９か月の期間が存在し（顕著な事実）、前提事実（５）オのとおり、平成２２年５月２１日には、参議院改革協議会座長から参議院議長に対して、平成２２年選挙後、平成２５年の通常選挙（本件選挙）に向け、選挙制度の抜本的な見直しの検討を直ちに開始し、平成２３年中に公職選挙法改正案を提出する旨の報告がされたにもかかわらず、結局は、４選挙区において議員定数を４増４減するという本件改正にとどまり、本件選挙までに選挙制度の抜本的見直しを講じた具体案を国会に上程することすらしておらず、国会が選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたというには大きく疑問が残る。

そして、本件改正の附則には、平成２８年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれているが、前記のとおり、平成２２年５月の時点では、本件選挙までに参議院議員の選挙制度の抜本的見直しを行うとされながら、これを行わずに従前どおり、選挙区の定数の振り替えを内容とする本件改正に至ったこと、本件選挙後の選挙制度の改革に向けての検討状況を見ても、前提事実（５）キのとおり、平成２５年から平成２６年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成２６年中に見直し案を取りまとめ、平成２７年中に見直し法案を提出するという予定を確認するにとどまり、いまだ、選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとは認められない。

以上に照らすと、本件改正の附則どおりに、平成２８年選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しをした法案が成立するという見通しは、甚だ不透明であるといわざるを得ない。

被告は、平成２４年大法廷判決は、４選挙区において議員定数を４増４減するにとどまるという本件改正のもとで本件選挙が施行されることを予想していたものであって、本件選挙が昭和４０年施行の選挙時以来の低い最大較差において施行されることが、国会の裁量権の限界を超えると判断することを予定していない旨主張する。しかし、平成２４年大法廷判決は、あくまでも平成２２年選挙における投票価値の著しい不平等状態が、国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たって、平成２２年選挙までの国会の検討が現行の制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として、本件改正の附則を摘示したものと解され、当然のことであるが、本件選挙が違憲であるか否かを判断したものではない。また、平成２４年大法廷判決は、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要があると国会に要請しているのであって、**「できるだけ速やかに」**という文言が、平成２４年大法廷判決の言渡しから約３年９か月先の平成２８年選挙を指すとは考え難い。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、国民主権に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、平成１７年の専門委員会の報告書において、現行の選挙制度の構造的問題が指摘され、平成２１年大法廷判決において、選挙制度の仕組み自体の見直しの必要

性を指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると要請され、平成２４年大法廷判決も、「できるだけ速やかに」違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨要請されていたにもかかわらず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかったことについて合理的理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。」（強調　引用者）、

と判示する。

(2)　大阪高判（平 25/12/18）（山田知司裁判長）（甲 26）（本書 330～335 頁）

同判決は、その判決文・25 頁 7 行～29 頁 11 行で、

「（４）　上記のとおり、本件定数配分規定は憲法の要求する投票価値の平等に反する違憲状態にあったから、憲法上要求される合理的な期間内にこれが是正されないときは、本件定数配分規定は憲法の上記要求に反し違憲と評価されることになる。そして、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のためにとるべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否

かという観点から評価すべきものである（衆議院議員選挙に関する最高裁平成２５年１１月２０日大法廷判決・最高裁ホームページ参照）。そこで、以下、上記の考慮事情について検討する。

ア　平成２４年大法廷判決は、前記のとおり、「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」旨付言をしたが、平成２１年大法廷判決においても、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が残る状態であり、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない」「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」とされ、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないものの「投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」として、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性については既に指摘がされていた。

したがって、国会は、平成２１年大法廷判決の言渡時（同年９月３０日）において、当時の定数配分規定が憲法の投票価値の平等に反する状態に至っていること、これを解消するためには参議院議員の選挙制度の仕組み自体の見直しを含めた検討をする必要があることを認識するに至ったものといえる。

イ　都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する方式を改める方法としては、現行の比例代表選出議員と選挙区選出議員の区別を廃し、全国をいくつかのブロックに分け、ブロック単位の選挙区に人口比例により定数を配分するという方法（甲３６。西岡武夫参議院議長（当時）

作成のたたき台参照）や、比例代表選出議員と選挙区選出議員の区別を維持したまま、人口の少ない県を合区した上で選挙区割りをする方法などが考えられる。後者の方法を採った場合、Ａ県とＢ県を合区して一つの選挙区とし、定数を２人とする場合を仮定すると、選挙の結果次第では２名の選出議員がいずれもＡ県の出身者となることも考えられるが、このような選挙制度については、地方の声が十分に国政に反映されなくなるという批判もあり得るところであり（乙８の１ないし７）、二院制の下での参議院の役割、特に地域代表としての性格の有無等について、議論を深める必要がある。

また、ブロック案又は合区案を採用する場合には、具体的な区割りをどうするかについて検討する必要がある。この場合、都道府県の境をまたぐ形の地域ブロックを採用することが可能か（例えば兵庫県淡路市の一部を四国ブロックに入れるなど。甲４０参照）といった事項についても検討する必要がある。

ウ　制度の改正に向けた具体的な手順としては、国会に選挙制度の改革に関する検討会や専門委員会を置き、学識経験者の専門的意見や国民各層からの意見を聴取した上、時間を区切って精力的に作業を行う必要がある。

平成２１年大法廷判決の後である平成２２年５月２１日に参議院議長に提出された参議院改革協議会報告書においては、同委員会の下に設置された専門委員会の議論の結論として、平成２２年７月施行の通常選挙（前回選挙）までに定数較差の是正を行うことは時間的余裕がないため困難であるが、平成２５年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととされ、平成２３年中に公職選挙法の改正案を国会に提出することなどを内容とする大まかな工程表が示された。

また、前記の西岡武夫参議院議長のたたき台のほか、平成２３年８月には、各会派から参議院の選挙制度改革に関する具体的な案が示された（甲２３）。

（５）　上記（４）によれば、国会が、参議院議員の選挙制度について、投票価値に大きな不平等が存し、選挙区間の選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあること、及びそのためには仕組み自体の見直しが必要であることを認識してから本件選挙までの期間は**約３年９か月**と認められる。そして、国会は、上記を認識した以上、投票価値の不平等の是正方法について広範な裁量権を有しているが、立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている大きな不平等状態を解消させる責務を負うのであって、**この裁量権を考慮するにしても、時期的、時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があるというべきである。すなわち、国会の立法機関としての権限の根拠は、国民により正当に選挙された国会における代表者で構成されていることにあるから、その選挙の正当性は、国会の立法機関としての裁量権の基礎である。そして、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であることからすると、選挙の正当性の保障は重要であり、是正が遅延して正当性に問題のある選挙により選出された国会における代表者が選出され続けること（是正の時期的・時間的問題）に関する国会の裁量権には、、おのずと制約が存在するのである。**

本件で問題となる人口移動による選挙区間の投票価値の較差の是正についていえば、前の選挙時において大きな不平等の是正を図ることが求められる状態に至っていたとすれば、人口移動に関する国勢調査の結果やその時期も踏まえ、次回の選挙時までには何らかの是正が求められ、次回の選挙時において定数配分規定に実効的な是正が施されていなかったとすれば、そのことを正当化する理由が必要になるものと考えられる。そうすると、上記の**約3年9か月**という期間は、参議院議員通常選挙が２度行われる期間であって、是正のための措置を講じる期間として短すぎるとはいえない。

確かに、ブロック案を採用するにせよ、合区案を採用するにせよ、検

討すべき課題は少なくなく、特に合区案を採用する場合には、合区の対象となる選挙区選出の議員の利害等が関係することから、合意形成や議院の審議に相当な時間を要することは十分考えられる。しかし、上記（４）ウのとおり、国会の専門委員会においては、次回の通常選挙までに法改正を行うことを前提とした大まかな工程表を作成して、これに向けた検討作業を行っていた経緯があり、現にある程度具体的な案も示されていたのであるから、このような工程に基づいて、本件選挙時までに、抜本的な見直しをすることは困難であったとしても、より選挙区間の投票価値の較差を少なくする内容の法改正を行うことは可能であったように思われる。こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、そのような**主張立証のない**本件においては、前記実効性のある是正ができなかったことを正当化する理由があると認めることはできない。

そうすると、本件改正により議員１人当たりの選挙人数の最大較差は１対４．７７に縮小していること、前記第２の２（４）、（７）のとおり、平成２４年大法廷判決後本件選挙までの間に、国会において、平成２８年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しに向けた協議を行うことが確認され、同判決後選挙制度協議会において精力的に検討作業が行われていることを考慮してもなお、本件においては、憲法上要求される合理的期間内の是正は可能であったのに、これを行わなかったものと評価せざるを得ず、本件選挙時における本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたものというべきである」（強調　引用者）

と判示する。

上記のとおり、同判決は、「合理的期間の未徒過」の主張・立証責任は、国がこれを負担する、と判断している。

(3)　東京高判（平 25/12/25）（鈴木健太裁判長）（甲 27）（本書 335～339 頁）

(1)　同判決は、その判決文・23 頁下 2 行～27 頁 1 行で、

「（２）　もっとも、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど課題も多く、その検討に相応の時間を要することから、本件選挙までに選挙制度の仕組みを改め、憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかったことが、合理的期間内における是正が行われなかったものとして、国会に与えられた裁量権の限界を超えたものというべきかついては、更に検討を要し、その判断に当たっては、単に期間の長短のみならず、採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項等の諸般の事情を総合考慮して評価すべきである。

　前記前提事実及び認定事実によれば、〈１〉　国会は、平成一六年大法廷判決を受けて、参議院において定数較差問題につき協議を開始し、平成一六年選挙後に参議院改革協議会の下に設置した専門委員会において、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの要否も含め、各種の是正案を検討したこと、〈２〉　しかし、参議院改革協議会において合意を形成する

ことはできず、当面の是正策として挙げられていたいわゆる四増四減案に基づき、平成一八年改正が行われたこと、〈３〉　参議院は、平成一九年選挙後、選挙制度の抜本的見直しを議論・検討する必要があるとして、参議院改革協議会の下に新たに専門委員会を設置したが、平成二二年選挙までの間に行われた協議は六回のみで、その間、選挙制度の抜本的見直しについて実質的な検討が進められたとはいい難いこと、〈４〉　ただし、上記専門委員会は、その間に平成二一年大法廷判決が言い渡されたことを踏まえ、平成二五年施行の選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うことについて意見が一致し、平成二二年五月、参議院改革協議会においてもその報告書が了承され（同協議会の報告として参議院議長に提出された。）、現に、平成二二年選挙後、選挙制度の改革に関する検討会において、参議院議長からたたき台が提示されるなどして具体的な検討が行われたこと、〈５〉　ところが、その後、平成二五年施行の選挙に向けては現行の選挙制度を維持するという案が提出されるなどして、再度当面の是正策として平成二四年改正が行われたことが認められる。

　このような経過に照らせば、国会は、平成一六年大法廷判決後、参議院において、憲法上要求された投票価値の平等の実現を図るため、他の政策的目的ないし理由との調和の下にいかなる選挙制度を採るかについて、その仕組み自体の見直しの要否を含めた検討・協議を行い、当面の是正策として平成一八年改正を行った上で更に協議の場を設けていたと

ころ、平成二一年大法廷判決において、上記改正によっても残ることとなった投票価値の大きな不平等を解消するためには選挙制度の見直しが必要であることを強く指摘されたことを受けて、遅くとも平成二二年五月の段階で、最大較差の大幅な縮小を図るための選挙制度の見直しの必要性とその実現可能性があることを前提に、本件選挙に向けて選挙制度の改革を行うことを合意したということができる。そうであるにもかかわらず、国会は、平成一六年大法廷判決から八年以上、平成二一年大法廷判決から三年以上の期間が経過してもなお、選挙制度の見直しの具体的内容について各会派の意見の一致を見ないという理由で、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、またもや当面の是正策にすぎない四増四減案に基づく改正を行った。そして、その改正によっても、各選挙区間における選挙人の投票価値の較差は、最大値において、平成二一年大法廷判決で「大きな不平等が存する状態である」とされた四・八六とほとんど変わらない四・七七となったにすぎない。

確かに、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、その具体案の策定、合意の形成等に様々な困難を伴うほか、新たな選挙管理事務体制の検討等にも相応の時間を要するものと考えられる。しかし、上記のとおり、国会においては、平成一六年大法廷判決後に参議院改革協議会の下に設けられた専門委員会において、既に、較差を四倍未満とするためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとして、都道府県単位の選挙区の合区を行う案等の検討も始めており、「平成一八年改正

の結果によっても残ることとなった上記のような較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない。」とした**平成二一年大法廷判決後**には、その実現可能性を前提に、平成二五年に施行される本件選挙に向けて選挙制度の改革を行う旨の合意がされたのである。そして、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送ったことについては、各会派の意見の一致を見ないということのほかに説明はなく、被告らからもその具体的理由の主張はない。**また、平成二四年大法廷判決後、本件選挙までに、国会において選挙制度の見直しについて具体的な検討が進められていることはうかがわれない。**

そうすると、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、当面の是正策にすぎない四増四減案に基づく改正を行った国会の対応は、投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない選挙区間の投票価値の不均衡につき合理的期間内に是正をしなかったものとして、国会に与えられた裁量権の限界を超えているというべきであり、本件定数配分規定は本件選挙時には憲法に違反するに至っていたというべきである。

なお、平成二四年改正の附則には、平成二八年に行われる参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定がある。しかしながら、前記認定のとおり、本件選挙後、協議会が開催されていることは認められるものの、前記認定事実によれば、上記附則には、座長私案にあった選挙区の広域化について触れられていない上、上記協議会ではなお有識者からの意見聴取が予

定されているというのであって、改正案が具体化されている様子もうかがわれないことからすると、上記附則の存在は、上記判断を左右するものではない。

（３）　以上によれば、本件定数配分規定は、憲法の要求する選挙権の平等に違反し、違憲というべきである。そして、本件定数配分規定は、その性質上不可分一体のものとして、全体として違憲の瑕疵を帯びると解すべきである（最高裁昭和四九年（行ツ）第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二三頁参照）。」（強調　引用者）

と判示する。

(2)　上記(1)の「**また、平成二四年大法廷判決後、本件選挙までに、国会において選挙制度の見直しについて具体的な検討が進められていることはうかがわれない。**」の判示に照らし、**東京高判（平 25/12/25）（鈴木健太裁判長）**（甲 27）は、

【本件選挙投票日（平 24〈2012〉.12.16）の時点に於ける、『合理的期間』の末日の未徒過の**立証責任**】は、国がこれを負担する

と解している、と理解される。

（以下、余白）

★★★第１０章　１７ヶの論点：（本書 340～419 頁）

★★★I　人口比例選挙（ペンシルバニア State との比較）（本書 340～341 頁）

(1) ① 米国連邦下院選のペンシルバニア State[1]での、選挙区間の

最大人口差は、**1**人である[2]。

【＝64 万 6372 人《最大人口》
－ 64 万 6371 人《最小人口》】

即ち、人口比例選挙である（甲 28 の 1～2）。

② 日本の衆院選（「0 増 5 減」の改正法）での、選挙区間の

最大人口差は、**25 万 4316 人**

【＝48 万 7678 人（北海道 1 区）－ 23 万 3362 人（宮城 5 区）】である[3]（甲 29）。

即ち、非人口比例選挙である。

1 人：254,316 人は、**天文学的大差**である。

(2)A　『米国連邦上院での一票の格差は、65 倍もある。米国連邦上院と比べれば、日本の参院選の一票の格差の 5 倍強は、許容範囲である』との議論がある。

しかしながら、この議論は、【米国（United States of America）が、50 個の国（States）から成る連邦（Federal）であること】を見落としたものであって、誤っている。

都道府県は、日本国内の行政区画にすぎず、State（州。正確に言えば、米国

[1] 和訳：州。しかし、正しい訳文は、「米国連邦を構成する国」である。
[2] 195F. Supp.2d 672 (M.D. Pa2002)。甲 28 の 1～2
[3] 総務省資料〈平成 25 年〉より。甲 29

連邦を構成する国）とは別物である。敢えて言えば、日本国の都道府県は、State（州）の中の County にあたると言えよう。

B 米国連邦憲法は、「各 State（州）は、2 名の上院議員を選任する」旨定めているが、日本国憲法は、都道府県に、さような権限を付与していない。

C 下記(i)～(iv)に示すとおり、State は、米国連邦に参加している国であるが、都道府県は、日本国の行政区画でしかない。

(i) **各 State（州／国）は、軍隊を持っている。州（State）によっては、空軍まで持っている。**

都道府県は、軍隊を持っていない。

(ii) **各 State（州／国）は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を持っている。**

都道府県は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を持っていない。

(iii) **各 State（州／国）は、State（州／国）の地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所を有する。**

都道府県は、自らの裁判所を持っていない。

(iv) **各 State（州／国）は、実質的な課税権を持っている。**

都道府県は、実質的な課税権を有していない。

(3) 尚、米国では、2010 年の再区割りにおいて、ニューメキシコ State（州／国）の連邦下院議員選挙区割りでは、定数 3 の**全ての選挙区の人口が686,393人**となった（甲 62 の 1、2）。**全ての 3 ヶの選挙区の人口差は、相互に零である。**

また、フロリダ State（州／国）の連邦下院議員選挙区割りでは、定数 27 のうち、22 ヶの選挙区の人口が 696,345 人で、残りの 5 ヶの選挙区の人口が 696,344 人である（甲 58）。**その人口差は、何と、1人である。**

★★★II　立証責任（本書 342~343 頁）

1 (1)A　**米国連邦最高裁判決**は、

『① 投票価値の平等は、絶対ではない。
② 選挙区割りが、投票価値の平等（＝人口比例選挙）から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の『**立証責任**』を負う』

旨明言している（1983 年米国連邦最高裁判決〈Karcher v. Daggett 事件〉、甲 30）。

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、

『① 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。
② 投票価値の平等は、立法裁量権の**合理的な行使**によって調整され得る』旨

判示するに留まり、

『選挙管理委員会が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の『**立証責任**』を負う』

旨明言していない（昭和 51 年最高裁大法廷判決　甲 31）。

(2)　即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは絶対ではない』とする点では、既に、一致しているのである。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

(3)　両者の違いは、

一方で、日本国最高裁判決が、『投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が**合理的**であることの『**立証責任**』は、選挙管理委員会（国）にある』旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、『投票価値の平等（＝人口比例選挙）からの乖離が**合理的**であることの『**立証責任**』は、選挙管理委員会（State）にある』旨明言しているという、

唯一点

である。

2　(i)　平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）および

(ii)　同年同月 18 日福岡高判（西謙二裁判長）

は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『**立証責任**』は、**国にある**』旨明言する

歴史的判決

である。

★III　平成 25 年大法廷判決（衆）の一部は、無効である：（本書 344～347 頁）

1　憲法 98 条 1 項は、

「･･･（憲法）の条規に**反する･･･国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」

と定める。

2　判決の言渡行為は、憲法 98 条 1 項の**「国務に関するその他の行為」**に該当する。

3　よって、**憲法98条1項に基づき、憲法の条規に反する**

【判決の一部】　は、

無効

である。

4　平成 24 年衆院選（小選挙区）についての**平成 25 年大法廷判決（衆）**（甲 3）は、

「（２）　平成２３年大法廷判決は，上記の基本的な判断枠組みに立っ

た上で，本件旧区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，前記のとおり平成６年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので，その合理性には時間的な限界があったところ，本件選挙制度がその導入から１０年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成２１年選挙時には，その不合理性が投票価値の較差としても現れ，その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，上記の状態にあった同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも，前記２（４）のような平成２１年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

本件選挙は，このように平成２１年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること，前記２（６）のとおり選挙区間の較差は平成２１年選挙時よりも更に拡大して最大較差が２．４２５倍に達していたこと等に照らせば，本件選挙時において，前回の平成２１年選挙時と同様に，**本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった**ものといわざるを得ない。」（以下、**「違憲状態部分」**という）（強調　引用者）

と判示しながら、「合理的期間における是正」の可否の問題を検討し、

「（４）　以上のとおりであって，本件選挙時において，本件区割規定の定める本件選挙区割りは，前回の平成２１年選挙時と同様に憲法の投

票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず，本件区割規定が憲法１４条１項等の憲法の規定に違反するものということはできない。」（以下、「合憲部分」という）（強調　引用者）

と結論付けた。

【同判決文の中の文書】の中の、

「違憲状態部分」（本書 345 頁）**は、有効であるが、**

「合憲部分」（本書 346 頁）**は、憲法98条1項に基づき、無効である。**

即ち、【平成 24 年 12 月選挙は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった」。しかし、合憲である】旨の平成 25 年大法廷判決（衆）は、憲法 98 条 1 項に違反する

一部無効の判決

である。

5　結局、上記３～４の理由により、【平成 25 年大法廷判決（衆）が「0 増 5 減の選挙区割りに基づく選挙も、憲法の投票価値の平等の要求に反する」と既に判決済の、「0 増 5 減」の選挙区割りに基づいて施行された、**2012 年 12 月 16 日衆院選（小選挙区）**】は、

平成 25 年大法廷判決の『本件選挙は、合憲である』旨の判示にも拘らず、

憲法98条1項後段に基づき、

無　効

である。

（以下、余白）

★★★IV　９２％（但し、世論調査の有効回答の）（本書 348 頁）

1　2011 年 5 月 2 日朝日新聞の世論調査の結果は、下記のとおりである（甲 32）。

質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」
「国政選挙の選挙区の**一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ**」」

回答：	「強く賛成」	「やや賛成」	「やや反対」	「強く反対」	
	「42」	**「44」**	**「5」**	**「2」**	（「単位%」）

(1) **有効回答：** 42＋44＋5＋2＝**93%**.....①

回答なし：　**7%**

(2)「強く賛成」**（42%）**＋「やや賛成」**（44%）**＝**86%**.....②

(3)「強く反対」（2%）＋「やや反対」（5%）＝7%.....③

(4)「強く賛成」＋「やや賛成」＝有効回答の **92%.....**（=86%〈②〉÷93%〈①〉）④

即ち、有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

2　**【同世論調査の有効回答の 92% が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成】**は、1945 年～2011 年の 66 年間の世論を考えると、**奇跡**である。

★★★V　段階論の致命的欠陥（本書 349～355 頁）

1 (1)　人口比例選挙裁判に関し、論者は、

『判決は、まず「違憲状態判決」から「違憲・違法判決」に進み、爾後、「違憲・違法判決」から「違憲・無効判決」に到達する』

との段階論を説く。

(2)　具体的には、該論者は、

『本件選挙（平 26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）につき、
最高裁は、「違憲・違法」判決によって、国会に対し、

「該選挙は、「違憲・違法」である」

との警告を発し、
それにも拘らず、国会が該警告に従うことなく、次回選挙の施行に至った時に初めて、「違憲・無効」判決を言渡すべきだ。』

と論ずる。

反論（本書 349～355 頁）

しかしながら、該論者は、下記の 2 ヶの**【致命的欠陥】**を抱えている。

【致命的欠陥１】：（本書 349～353 頁）

(1)　該段階論は、（憲法 98 条 1 項の定める「この条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を存しない」という）条規が、**「規**

範」であることを明確に認識しないままに、その議論が組み立てられている、と言わざるを得ない。

(2)　以下（本書 350～353 頁）、詳述する。

①【憲法 98 条 1 項後段の条規が、規範であること】に争いはない、と解される。

②【平 26/12/14 衆院選（小選挙区）が、「国務に関するその他の行為」であること】にも、争がない、と解される。

③　平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、その判決文・15 頁 9～10 行で、

「（平成 25 年選挙区割改正法では、）一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決しているとは言えない」

と明言している。

よって、同判決は、

『「0 増 5 減」の選挙区割は、違憲状態である』旨

判断している、と解される。

④　従って、憲法 98 条 1 項後段の定める【「この条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を存しない」という規範】に照らし、「（憲法）の条規に反する国務に関するその他の行為」たる・本件選挙は、無効である。

⑤　該段階論に従うと、本件裁判では、本件選挙（平 26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）は、平成 25 年大法廷判決（衆）・判決文 15 頁 3～11 行の文言（甲 3）に照らし、「違憲状態」判決から「違憲・違法」判決に進化することはあり得ると

解されるが、「違憲・無効」判決までには、至らないことになる。

⑥　**しかしながら、**この「違憲・違法」判決は、

【本件選挙日（平 26/12/14）～次回選挙日迄の期間、違憲の選挙で選出された、【憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**】が、国会活動を行うこと】

を許容してしまう。

⑦　【憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**の国家活動】の**【憲法秩序から見ての異様さ】**は、

比喩的に言えば、

の行動を連想させる。

⑧　更に言えば、該**異様さ**は、上記（本書 120～125 頁）の**【運転免許証の例え話】**に示すとおりである。

⑨　憲法 98 条 1 項前段・後段の定める規範は、上記⑥～⑧（本書 351～353 頁）に示すような、憲法 98 条 1 項に基づき、正統性の無い人の「国会の活動」を禁止している。

⑩（①～⑨の小括）

該段階論は、上記①～⑨（本書 350～353 頁）に示すとおり、

【憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人が、本件選挙（平 26/12/14）～次回選挙日迄の期間中、「国会の活動」を行うこと】

を許容してしまう。

よって、該段階論は、憲法 98 条 1 項の定める**規範**に違反する議論である、と言わざるを得ない。

【致命的欠陥２】：（本書 353～354 頁）

(1)（本書 353～354 頁）

該段階論は、

『衆院選（小選挙区）の投票価値の不平等問題について、最高裁判決は、現時点（平 27/1/14）では、国会に対し、平成 23 年大法廷判決（衆）（＝「違憲状態」判決）及び平成 25 年大法廷判決（衆）（＝「違憲状態」判決）によって、**「違憲状態」の警告**しか発していない。

そうであるから、裁判所は、一気に、「違憲無効」判決を言渡すべき

ではなく、**まずは、**「違憲・違法判決」を言渡し、国会での、関係立法改正についての動向を見極めた結果、尚国会議員が然るべき選挙区割改正法の立法をしないと判断した場合に**初めて、**「違憲無効」判決を言渡すべきである』旨

説く。

反論（本書 354～355 頁）

(1)　**しかしながら、**該段階論は、「違憲無効」判決を言渡す、タイミング（時機）の問題について、司法は、立法機関たる国会に十分配慮して、国会に然るべき「選挙区割改正法」の立法のチャンスを与えるべきである、という発想に基づいて、議論をし、

(i) **憲法１条**の定める**「主権の存する日本国民」**という**規範**；及び
(ii) **憲法前文第１文**の定める**「ここに主権が国民に存することを宣言し」**という**規範**

の**２つの規範**を見落としたまま、議論を構築している。

これは、重大である。

(2)　該段階論は、

(i)「【投票価値の平等・不平等についての全主権者（＝全国民）の利益が、何であるか？】の問題について、一切考慮することなく、

(ii) 専ら、国会を構成する国会議員個々人の利益・不利益の問題（即ち、国会議員個々人にとっては、新しい選挙区割の内容次第によっては、次回選挙での自らの当落が左右されかねないという、正に、【自己の国会議員という**身分の得喪に係る問題**】＝**【私益】**）に**配慮**している。

(3)　**一方で、**憲法１条及び憲法前文第１文は、**【国民主権の規範】**を定める。

他方で、憲法前文及び憲法 1～103 条は、いずれも、**【国会議員主権の規範】**を定めていない。

(4)（(1)～(3)の小括）

憲法前文及び憲法 1～103 条の 104 ヶの規範に照らせば、該配慮は、憲法１条及び憲法前文第１文の【国民主権の規範】に反するものである、と言わざるを得ない。

（以下　余白）

★★★VI　最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に定める、【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある：（本書 356～358 頁）

1　最高裁が、「1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文は、人口比例選挙を要請している」と判断しない限り、【国会が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める「人口比例選挙の選挙法】の立法をすること】は、現実問題として、あり得ない。

2　エピソード 1

これは、単なる一つの**エピソード**でしかないが、ここに披露する。

平 26/12/24、都内某所で、某政党の現職の国会議員は、選挙人代理人（升永弁護士）に、下記のとおり、言われた。

記

「「今度の選挙（平 26/12/14 の衆院選）で、〇〇ちゃん（〇〇国会議員）は、1000 万円の借金抱えてるよ。」

「△△ちゃんは（△△国会議員）、3000 万円の借金だってさー。」

「A案のような線引きをされて、選挙区変えられたら、路頭に迷うよ。

そんなことできるー？」

これが、我が党の議員の間の会話ですよ。これが現状です。」と。

3　米国でも 1964 年米国連邦最高裁（レイノルズ判決、甲 35）が、

『憲法は、人口比例選挙を要請している』旨

判決して、憲法の要求する人口比例選挙の規範を国会と国民に示すことにより、**一気に**、人口比例選挙の国になった。

ところが、1964 年の時点では、米国では、1 票の格差は、**972 倍（＝35000 人〈最大人口の小選挙区の人口〉／36 人〈最少人口の小選挙区の人口〉）**もあったのである（**バーモント州**の議会議員の小選挙区）（甲 36）。

この事実は、日本では、未だ、余り知られていない。

4　1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文が、人口比例選挙をガチガチに定めていながら、未だに、「1 票の格差は、2 倍未満なら合憲だ」、などという議論が、国会で存在している。

これは、一重に、最高裁が、1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文を文理解釈し、

「1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文は、人口比例選挙を定めている」

との判決を出さないからである。

最高裁は、昭和 38 年～今日迄、違憲状態国会の立法裁量権を認めて、

『現選挙制度（一人別枠方式を含めて）は、違憲である』旨

判決するに止まり、**「憲法の定める投票価値の平等とは、人口比例選挙である」との規範を明示する判決**を、**言渡していない。**

最高裁が、違憲状態国会に立法裁量権を認め、「憲法の投票価値の平等とは、人口比例選挙である」との規範を明示する判決を言渡さないのであるから、

違憲状態国会が、規範を示さない最高裁判決に沿って、あれこれ、延々と、立法裁量権を行使して、選挙制度改革の立法活動するのは、**当然である。**

５　よって、**【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める人口比例選挙が実現されないこと】の責任は、**

100%、

最高裁にある。

各最高裁判決日以降の数年のスパンで見る限り、

国会は、

該【「１票の投票価値の平等」を調整する国会の合理的な立法裁量権の行使を容認する、最高裁判決】

に概ね従って、選挙制度改革の立法作業を行っている。

本質的にみて、**国会に、責任は、無い。**

★VII　歴史的裁判（本書 359～365 頁）

第１　国民主権国家の誕生（本書 359～361 頁）

１　本裁判は、**歴史的裁判**である。

なぜならば、本裁判の判決の言渡しは、【飛鳥時代以降 1500 年の日本史上初めて、国民主権国家を誕生させるか、国民主権国家誕生を阻止するかの**【歴史の創造】**に繋がる**国家権力の行使】**であるからである。

２　非「人口比例選挙」では、必ず、少数の主権者が、多数の国会議員を選ぶ。そして、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、多数決で、国政を決する。

即ち、少数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国政を決しているのであるから、今の日本は、**【国会議員主権国家】**である。

３　逆に、人口比例選挙では、**必ず**、多数の主権者が、多数の国会議員を選出する。

そして、多数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国政を決める。即ち、多数の国民が、多数の国会議員を通じて、国政を決める。

人口比例選挙の国は、**国民主権国家**である。

４　最高裁判所が、

『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨

判決すれば、

同判決により、日本は、今の**国会議員主権国家**から、**一気に、国民主権国家**に変わる。

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

5(1)　米国を見てみよう。

米国では、独立宣言（1776）～1964 年の 188 年間、一票の価値の不平等の問題を解決できなかった。

即ち、1964 年の時点では、米国のバーモント Sate（州。正しくは、米国連邦を構成する国）の一票の価値の不平等（但し、地方議会選挙）は、

なんと、**972 倍**であった（甲 6）。

（972 ＝35,000 人〈State 議会議員選挙の最大人口・小選挙区〉÷36 人〈同最少人口・小選挙区〉）。

そして、1964 年に、米国連邦最高裁判所は、

『米国連邦憲法は、人口比例選挙を保障している』旨

一気に、判決した（甲 35）。

(2)　2004 年、ペンシルバニア state（州。正しくは、米国連邦を構成する国）での、米国連邦下院議員選挙では、最少人口の小選挙区の人口（646,372 人）と最大人口の小選挙区の人口（646,371 人）の【人口差】は、

１人（＝646,372 人－646,371 人）である（甲 28 の 1 の 2）。

(3)　「0 増 5 減」の「改正法」の下での衆院選（小選挙区）の議員一人当りの**【有権者数の差】**は、

254,316 人

（＝487,678 人〈北海道 1 区〉－233,362 人〈宮城県 5 区〉）である（甲 29。総務省発表資料より。2013/9/2 現在。）。

上記(2)の「1 人」と上記(3)の「254,316 人」を比べると、溜め息のでるような、

【254,316倍の大差】である。

(4)　地球上で、初めて市民革命（Revolution）を成功させた米国ですら、建国（1776）～1964 年の 188 年間、多数回の選挙を繰り返しても、上記(1)に示したとおり、**972 倍**の一票の住所差別の問題〈甲 36〉）を解決できなかったのである。

米国で、一票の住所差別の問題を一気に解決したのは、上記のとおり、1964 年の米国連邦最高裁判決（レイノルズ判決〈甲 35〉）であった。

即ち、市民革命の発祥国・米国ですら、米国連邦憲法に定める人口比例選挙は、司法によってしか、実現できなかったのである。

この米国の例からみても、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の定める人口比例選挙は、**司法によってしか、実現できない。**

（以下、余白）

第２　ガリレオ判決（本書 362~365 頁）

１　当法廷が、

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の 3 つの定めは、人口比例選挙を要請している」

と判決すれば、

その判決は、今の【国会議員主権国家】を【国民主権国家】に変える歴史を創る判決である。

他方で、当法廷が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定めの文理解釈をすることなく、

「憲法は、人口比例選挙を要請していない」

との従来の大法廷判決の判断枠組みを踏襲する判決を言渡すなら、

その判決は、日本が憲法どおりの国民主権国家になることを許さなかった**【悪い判決】**として、歴史に記録されることになろう。

２　天動説を「是」とし、地動説を否定した**【ガリレオ判決】**は、1633 年に言渡された。382 年経た現在でも、**ガリレオ判決**は、**【悪い判決】**として、歴史となり、今も、人々は、忘れていない。

天動説は、紀元前 4 世紀に**アリストテレス**によって唱えられ、以降 17 世紀まで、2100 年間、ヨーロッパを支配した。

３　人口比例選挙を否定する昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】は、どうであろうか？

(1)　**憲法 43 条 2 項**は、「両議院の議員の定数は、法律でこれを定める」

と定めている。

(2)　**憲法 47 条**は、「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」
と定めている。

(3)　**昭和 51 年大法廷判決**は、

『この憲法 43 条 2 項、47 条により、国会は、選挙につき広範な立法裁量権を有するので、投票価値の平等も調整され得る。即ち、憲法は、人口比例選挙を要請していない。』

という判断枠組みを創った。

ところが、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』によれば、**違憲状態議員**（＝**国会活動をする正統性の無い人**）は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、立法裁量権を行使できる。

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、**豪快な、詭弁**である。

昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】の豪快な**詭弁**ぶりを見ると、その豪快さは、2100 年間ヨーロッパを支配した**アリストテレス／プトレマイオスの天動説**を思わせる。

4 (1)　ガリレオ裁判の裁判官は、地動説の存在を知った上で、
地動説を「誤り」とし、

天動説を「正しい」と判決した。

そして、【ガリレオ判決の裁判官が、そのガリレオ判決を下した事実】は、歴史となった。

(2)　昭和 51 年大法廷判決日～平成 23（2011）年の間、

日本人は、誰一人、

【仮に、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、国会議員が、投票価値の平等を調整するための立法裁量権を有するとしても、該国会議員が、**実は**、最高裁が「**違憲状態**」と判断済の【選挙】で選ばれた人（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**）でしかない、という**驚天動地の論点**】を知らなかった。

しかし、今は、違う。

選挙人は、

『①　最高裁の判断済の「**違憲状態の選挙**」で当選した人は、**憲法 98 条 1 項**後段に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**である。

②　かかる**国会活動をする正統性の無い人**は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、立法裁量権を有し得ない。

③　**昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、違憲・有効の詭弁判決である。例えて言えば、天動説である』**

と、明確に本法廷で主張している。

裁判官は、該【選挙人の主張】を知ったうえで、

「投票価値の平等は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づく国会の立法裁量権により調整される」旨

判決するとすると、仮定しよう。

同裁判官は、故意に、違憲状態議員（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）の立法行為を容認して、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』を憲法上の「是」として採用することになるので、

結果として、故意に、憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務）に違反することになる。

しかも、該判決の言渡し行為は、憲法 98 条 1 項後段に基づき、違憲無効の「国務に関するその他の行為」として、無効である。

該**【豪快な、違憲・有効の詭弁判決】**

は、歴史となる。

ガリレオ判決が、判決言渡し日の 382 年後の今でも、歴史であり続けるように。

（以下、余白）

★★★XIII　『１票の格差・２倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無い：（本書 366～368 頁）

1　『1 票の格差・2 倍以下・合憲説』は、憲法の条規に基づく根拠を、**全く**示していない。

即ち、『１票の格差・2 倍以下・合憲説』は、憲法の条規に基づく根拠を全く示し得ない、全くの

匙加減論

でしかない。

従って、**憲法の条文上の根拠が無い**『1 票の格差・2 倍以下・合憲説』は、憲法論として、**立たない**。

2　**他方で、**上記（本書 34～44 頁）に示したとおり、[1]憲法 56 条 2 項、同憲法 1 条、同憲法前文第 1 文前段の 3 つの定めを文理解釈すれば、【[1]憲法 56 条 2 項、同憲法 1 条、同憲法前文第 1 文前段が、人口比例選挙を要求していること】は、明らかである。

従って、「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段は、人口比例選挙を要求している」との文理解釈論は、**立つ**。

3 (1)　平成 25 年大法廷判決（甲 3）は、その判決文 16 頁 8～11 行で、

「　投票価値の平等は憲法上の要請であり、１人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、**新区画審設置法3条**の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。」（強調　引用者）

と判示する。

(2)　そして、同判示が引用する、新区画審設置法 3 条は、

「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**2**以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」（強調　引用者）

と記述する。

(3)　しかしながら、憲法の 104 ヶの定めの中に、

「1 票の格差が2 倍であれば、合憲である」旨

の条規は、存在しない。

(4)　**そして、**新区画審設置法３条は、憲法より下位に位置する法律でしかない。

(5)　よって、【同法３条の「２」という数値が、選挙区間の人口較差・２倍の合憲性を裏付けること】は、憲法論として、

（以下、余白）

★★★IX　【『合理的期間』の未徒過】の立証責任：（本書 369~371 頁）

【国は、本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点では、『合理的期間』の末日は、未だ未徒過であること】の立証責任を負担する。

1　平成 23 年大法廷判決は、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨判示し、

平成 25 年大法廷判決も、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨 判示し、かつ

『いわゆる「0 増 5 減」の平成 25 年改正法に基づく選挙区割りも、「違憲状態」である』

旨判示した。

2　憲法 98 条 1 項は、

「（憲法）の条規に反する･･･国務に関するその他の行為の全部又は一部はその効力を有しない」

と定める。

3　国は、憲法 98 条 1 項の定めにも拘らず、

『本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過であるので、本件選挙は、有効である』旨

主張する。

そうである以上、立証責任の問題について、民事訴訟法を準用する行政事件訴訟法に従って、（当該本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過であると主張している）国が、

『当該本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過である』

との**主張・立証責任を負担する。**

4　下記(1)～(4)の 4 の高裁判決は、

『国が【『合理的期間』の未徒過】について、立証責任を負う』

と判示する。

(1) **平 25/3/25 広島高判（筏津順子裁判長）**・判決文 33 頁下 6～下 2 行（甲 9）（本書 280～286）

(2) **平 25/3/26 福岡高裁那覇支部（今泉秀和裁判長）**・判決文 12 頁 1～7 行（甲 15）（本書 300～305 頁）

(3) **平 25/3/26 大阪高裁（小松一雄裁判長）**・判決文 20 頁 1～5 行（甲 22）（本書 320～325 頁）

(4) **平 25/12/18 大阪高判（山田知司裁判長）**・判決文 28 頁下 10 行～29 頁 2 行（甲 26）（本書 330～335 頁）

5　**しかしながら、**国は、当該『合理的期間』の末日の未徒過の主張・立証責任を果たすことに失敗している。

６　よって、平 26/12/14 の時点で、『合理的期間』の末日は徒過済である、と解されるので、本件選挙は、違憲である。

（以下、余白）

★★★X　「適切に民意を国政に反映する」の意義（甲２）：（本書 372~374 頁）

(1)　平成 24 年最高裁大法廷判決・法廷意見（甲 2）は、

その判決文 11 頁で、

「　　（２）　さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として

適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」（強調　引用者）

と判示する。

(2)ア　ところで、憲法前文第１文前段に従い、主権者（国民）は、正当に選挙された「国会における代表者」を通じて、国家権力の行使に係わる議事（首相の指名、法律の立法、予算の成立等の議事）について、**主権者（国民）の多数意見**で、可決、否決を行う。

イ　主権者が、国会議員を通じて、**主権者の多数意見で**、国家権力の行使に関する議事の可決、否決を行うためには、**主権者（国民）の多数意見**が、国会議員の多数意見と**等価**であることが**必須**である。

そのためには、主権者（国民）が、国家権力の行使の議事につき、自らの「特別な代理人」として機能する国会議員を選ぶ選挙は、**人口比例選挙**以外に有り得ない。けだし、非「人口比例選挙」であると、多数の国民が多数の国会議員

を選ぶことが保障されないからである。

ウ　上記ア～イに示したとおり、平成24年最高裁大法廷判決の判決文・11頁（甲2）の「参議院は、衆議院とともに、**適切に民意を国政に反映する**責務を負っている」という一文の

「適切に民意を国政に反映する」

とは、『**国会議員の多数意見**と**国民（主権者）の多数意見**とが、**等価**であること』

と同義であるべきである。

換言すれば、「適切に民意を国政に反映する（選挙制度）」とは、

【【多数の国民が、多数の国会議員を選出すること】が、保障されている選挙制度】

でなければならない。

エ　ところが、昭和51年大法廷判決～平成26年大法廷迄の38年強の長期間、最高裁は、

『「民意を反映する選挙制度」とは、【選挙人が、選挙で、「国に於ける代表者」を選出して、同「国会における代表者」をして、国会で、選挙人の言い分を、発言させること】である。』

と「認識」しているようである、と解される。

換言すれば、最高裁は、過去 38 年強という長期間、

「民意を反映する選挙制度」とは、

『主権者の多数が、国会議員の多数を選出し、主権者の多数が、（主権者の多数が選出した）国会議員の多数を通じて、両院の議事を**多数決**で決することを保障する選挙制度』である、

とは思い至っていない、と解される。

オ　「**民意を反映する**選挙制度」についての、当該最高裁の「認識」は、

1　憲法 56 条 2 項、

2　憲法 1 条、

3　憲法前文第 1 文の「日本国民は**正当に**選挙された国会に於ける代表者を通じて行動し、」

の各規範に反する、「認識」である。

（以下、余白）

★XI　８ケ月２日間の実績（本書 375～376 頁）

『憲法は人口比例選挙を要求している』旨の「違憲無効・確定判決」が出れば、

国会は、**【緊急是正法】**成立日（平 24/11/26）～「0 増 5 減」の**【区割改正法】**成立日（平 25/06/28）迄の**【8 ヶ月 2 日の実績】**に照らして、該「違憲無効」確定判決日以降 8 ヶ月 2 日間のうちに、【人口比例選挙の選挙制度を定める公選法の改正法】を成立させ得る。

1　いわゆる「0 増 5 減」（衆）の【区割り改正法】の実績（甲 41）：

総務省「衆議院小選挙区の区割り改定党について」（甲 41）

平 24/11/26　　いわゆる**【緊急是正法】**（正式名称：衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律）・成立。

↑

8 ヶ月 2 日

↓

平 25/06/28　　いわゆる**【区割改り正法】**（正式名称：衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律）・公布。

【0 増 5 減の区割基準】の確定日（＝「緊急是正法」の成立日）から、0 増 5 減の【区割改正法】成立までの期間は、**8 ヶ月 2 日**であった。

該「8ヶ月2日の実績」に照らし、国会は、「憲法は人口比例選挙を要求している」旨の「違憲無効」確定判決日から8ヶ月2日以内に、人口比例選挙に基づく【区割改正法】を成立させ得る、と合理的に解される。

（以下、余白）

★XII　田口尚文政府委員の国会答弁；「６ヶ月以内」：（本書 377~38 頁）

(1)　平 25/3/25 広島高判（筏津順子裁判長）・判決文・29 頁 5～下 3 行（甲 9）は、

「　既に、平成 23 年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、国会の審議又は議決において、**なお紛糾が生ずるなどということ**は、憲法が三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、**憲法上予定されていない事態**というべきであるし、また、緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、**6か月以内**においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから、（緊急是正法附則 3 条 3 項。なお、第 180 回国会の平成 24 年 8 月 23 日の衆議院政治倫理委員会において、田口尚文

政府委員

〔総務省自治行政局選挙部長〕は、区画審の作業期間について質問

されたところ、区画審においては、**6か月以内**には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕）、通常の場合であれば、平成 23 年判決の言渡しの日である平成 23 年 3 月 23 日から 1 年が経過する平成 24 年 3 月 23 日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成 23 年判決の言渡しの日である平成 23 年 3 月 23 日から**1 年半**が経過する平成 24 年 9 月 23 日までに、本件区割基準中の 1 人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていなかったものといわざるを得ない」（強調　引用者）

と記述する。

(2)　ここで、田口尚文**政府委員**は、

国の機関

である。

(3)　第 180 回国会の平成 24 年 8 月 23 日衆議院政治倫理委員会で、【国の機関たる田口尚文政府委員】は、

『区画審においては、**6か月以内**に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正案作成の作業を完了し得る』旨

答弁している。

(4)　即ち、**原審被告**は、上記**田口尚文政府委員**の**答弁**によって、

『衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、・・・その改正案を、（必要であれば、**6か月以内に**）「作成し、内閣総理大臣に勧告」できること』（区画審措置法２条参照）

を、

公に

自認

している。

(6)ア　一方で、原審被告は、『本件選挙・投票日の時点では、『合理的期間』は、未徒過である』旨主張している。

イ　他方で、**政府委員（＝国の機関）**は、上記(3)（本書 378～379 頁）で記述したとおり、国会で**区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、6か月以内には作業を完了し得る旨の答弁をしている。**

ウ　上記**ア**で示した、原審被告の『合理的期間』・未徒過の主張は、上記**イ**での、国の（**即ち、国の機関たる政府委員の**）国会での上記答弁と矛盾する。

よって、国の、本件選挙投票日の時点で、『合理的期間』は未徒過である、との主張は、信用性に欠ける。

エ　それよりも、何よりも、原審被告は、【本件選挙・投票日の時点で、『合理的期間』が未徒過であること】の**立証責任**を負っている。

それにも拘らず、原審被告は、当該**立証責任**を果たしていない。

（以下、余白）

★XIII　1当該選挙の有効・無効の問題と2国会の有責性の有無の問題の混同（本書 382～384 頁）

(1)　平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、当該選挙についての、合理的期間の始期を、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）判決日として、当該始期からその終期日迄の一定の期間を合理的期間、とする。

その理由は、

> 『国会は、最高裁判決が当該選挙は、違憲状態である旨判決した判決日から、「違憲状態」選挙を是正すべきことを知るので、当該合理的期間内に、国会の立法裁量権を用いて、選挙制度の是正の改正法と立法する義務を負うからである。』

ということである。

(2)　**しかしながら、**選挙無効裁判の対象は、あくまでも、

> 『「提訴された当該選挙（平 26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）が、憲法違反のため、無効である」旨主張する選挙人の主張が法的主張として、立つか否か』

である。

当該選挙無効訴訟では、「提訴された当該選挙を施行した国が、法的に有責であるか否か」ということは、一切、裁判の対象ではない。

即ち、【提訴された平 26/12/14 施行の本件選挙が無効であるか否かの裁判の争

点】は、国の有責性の存否とは、一切関係がない。

上記『合理的期間』論により、合理的期間が未徒過の場合、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、違憲状態選挙を合憲とする結論を導いている。

しかしながら、同判決は、国の有責性の存否の問題と当該選挙の有効・無効の問題を混同したために、当該結論に至っている、と言わざるを得ない。

上記（本書 120～125 頁）に示したとおり（**無免許運転の例え話**）、【正しくは 90 点であるべき合格基準点を 45 点と設置ミスした採点ソフトのため、本来不合格の 45 点の得点者に誤って発行してしまった運転免許証が、有効として公道で通用してしまうと、交通の安全が害されること】は、小学生の目から見ても、明らかである。

（以下、余白）

ところが、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、国の有責性の存否の問題と当該選挙の有効・無効の問題を混同したために、上記のごとき、

小学生がアキレル、

怖 怖

かつ

滑稽

な結論（即ち、「違憲状態選挙で当選した人の国会議員資格は、有効」との結論）を導いている。

（以下　余白）

lp¥14 衆¥上告理由書_fnl

XIV　平成 25 年 12 月 18 日大阪高判（山田知司裁判長）の事情判決の判示に対する反論（甲 26）（本書 385～407 頁）

1　同大阪高判の説示する【事情判決を言渡す理由】（本書 385～388 頁）

平成 25 年 12 月 18 日大阪高判（山田知司裁判長）（甲 26）は、その判決文 29 頁 12 行～32 頁 5 行で、

「４　本件選挙の効力について

(1)　以上のように、本件定数配分規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた本件選挙の効力については更に考慮を要する。

議員定数配分規定の違憲を理由とする公職選挙法 204 条の規定に基づく訴訟においては、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、同選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察して、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法 31 条 1 項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（**昭和 51 年大法廷判決、昭和 60 年大法廷判決**参照）。

(2)　原告らは、昭和 51 年大法廷判決等が採る上記の法理（事情判決の法理）は本来違憲無効とすべきものを無効としないという誤った法理であり、憲法 98 条 1 項の明文に違反する旨主張する。

憲法に違反する法律に基づいてされた行為の効力は否定されるべきものと考えられるが、これは、このように解することが、通常は憲法に違反する結果を防止し、又はこれを是正するために最も適切であることによるのであ

って、このような解釈によることが、必ずしも憲法違反の結果の防止又は是正に特に資するところがなく、かえって憲法上その他の関係において極めて不当な結果を生ずる場合には、むしろ上記の解釈を貫くことがかえって憲法の所期するところに反することとなるのである。よって、このような場合には、おのずから別個の、総合的な視野に立つ合理的な解釈を施さざるを得ないのであって、高次の法的見地から事情判決の法理を適用すべき場合があることは否定できない。

議員定数配分規定の違憲を理由とする公職選挙法 204 条の規定に基づく訴訟においては、当該選挙を無効とする判決をしても、直ちに再選挙施行の運びとなるわけではなく、憲法に適合する選挙を施行して違憲状態を是正するためには議員定数配分規定の改正という別途の立法手続を要するのが通常であるところ、選挙無効の判決によって得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであって、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公職選挙法自体の改正に待たなければならないことに変わりがない。

原告らは、百歩譲って事情判決の法理が適用される場合がありうるという立場に立つとしても、本件選挙については、全国の全ての選挙区について本件と同様の選挙無効訴訟を提起しているから、これらの訴訟が上告審である最高裁判所で同一の機会に審理判断されることを前提にすると、定数配分規定が違憲であるとした場合に、上記の法改正が選挙を無効とされた一部の選挙区の選出議員を欠いた状態で行われるという不公平は生じないとして、本件訴訟の判決について事情判決の法理を適用すべきでないと主張する。

しかし、原告らが想定する事態（本件定数配分規定が違憲であるとして、本件選挙により当選した選挙区選出議員全員の当選が無効となる。）は、**違憲状態を解消するための公職選挙法の改正を当該議員ら（選挙区選出議員の半数である 73 名）を欠いた状態で行わなければならないことや、直近の選**

挙での当選者が比例代表選出議員だけになることからして、正に憲法の予定しないものといわざるを得ない。原告らの主張は採用できない。

(3)　そこで、上記(1)の判断基準に従い、本件選挙の効力を無効とするのが相当か否かについて検討する。

平成 21 年大法廷判決によって、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性が指摘され、同判決及び平成 24 年大法廷判決において、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨の勧告を受けたにもかかわらず、国会において都道府県を選挙区の単位とする仕組みの見直しを行わず、投票価値の不平等の是正が不十分なままに、本件選挙が施行されたことは、投票価値の平等が憲法上の要請であることに鑑み、看過することができない。

しかし、国会においては、上記の不平等状態を是正するについて合理的期間を経過したものといわざるを得ないものの、前記第 2 の 2(2)、(4)のとおり、各会派において選挙制度の改革に向けた検討が行われ、4 増 4 減を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律の附則には、平成 28 年に行われる通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定が置かれるなど、上記各判決の判示に従って投票価値の不平等の解消に向けた一定の取組がみられる。そして、前記第 2 の 2(7)のとおり、その取組は現在も引き続いて行われており、憲法の要求する投票価値の平等にかなった新しい参議院議員の選挙制度の仕組みの構築が期待できる。

その他、上記のとおり、4 増 4 減を内容とする本件改正がされ、較差が 1 対 4.77 に縮小したことや、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すには相応の時間を要し、検討すべき課題も少なくないことなど本件に現れた諸般の事情を考慮すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する定数配分規定に基づいて行われた点にお

いて違法である旨を判示し、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。」（強調　引用者）

と記述する（甲 26）。

2　同大阪高裁判決文・31 頁 1～6 行（甲 26）に対する反論：（本書 388～402 頁）

当該記述のうちの赤線下線部分（同判決文・31 頁 1～6 行〈甲 26〉）（即ち、

「　原告らが想定する事態（本件定数配分規定が違憲であるとして、本件選挙により当選した選挙区選出議員全員の当選が無効となる。）は、

①　違憲状態を解消するための公職選挙法の改正を当該議員ら（選挙区選出議員の半数である 73 名）を欠いた状態で行わなければならないことや、

②　直近の選挙での当選者が比例代表選出議員だけになることからして、

正に**憲法の予定しないもの**といわざるを得ない。原告らの主張は採用できない。」（強調。「①」「②」の 2 文字を挿入。引用者））

について、下記 反論（本書 389～402 頁）で議論をする。

反論（本書 389～402 頁）

(1)　まず、**初めに**、違憲選挙の場合に、「**【憲法が予定していること】**（同大阪高裁判決文・31 頁 5 行参照。甲 26）とは、何か」について、考えてみよう。

選挙が憲法に反する場合、

【憲法が予定していること】とは、

憲法98条1項後段の条規の定めるとおり、「国務に関するその他の行為」（憲法 98 条 1 項後段）**たる違憲状態選挙**が、**「その効力を有しないこと」**である。

即ち、憲法は、憲法 98 条 1 項の明文によって、

【違憲状態選挙が、「その効力を有しないこと」】

を予定している。

（以下、余白）

換言すれば、憲法98条1項の明文どおり、

【違憲の選挙で当選した・全小選挙区選出衆院議員（295 人）は、当該違憲状態選挙が、憲法 98 条 1 項に照らし、「その効力を有しないこと」であるが故に、

国会活動をする**正統性の無い人**

である。

即ち、憲法 98 条 1 項は、

【当該【国会活動をする正統性の無い人々】（295 人）が**国会活動をすること**】を予定していない。

（以下、余白）

(2)　上記（本書 388 頁）の①「違憲状態を解消するための公職選挙法の改正を当該議員ら（選挙区選出議員の半数である 73 名）を欠いた状態で行わなければならないこと」（強調　引用者。同大阪高裁判決文 31 頁 1～6 行。甲 26）について言えば、

「当該議員」（同判決文・31 頁 3 行）とは、

【平成 26/12/18 大阪高判が、既に「違憲」と判断済の選挙】で当選した違憲議員（但し、平成 26 年大法廷判決によれば、違憲状態議員）である。

当該違憲議員（但し、平成 26 年大法廷判決によれば、違憲状態議員）は、憲法前文第 1 文前段の

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」の中の

「正当に選挙された国会における代表者」

に該当しない。

ということになると、同大阪高裁判決の当該「記述」とは 真逆に、

【当該違憲議員（但し、平成 26 年大法廷判決によれば、違憲状態議員）がその投票に参加して「違憲状態を解消するための公職選挙法」の立法に参画すること】こそが、【憲法前文第 1 文前段、憲法 56 条 2 項が、予定していないこと】である。

即ち、この【違憲議員（但し、平成 26 年大法廷判決によれば、違憲状態議員）が立法に参画すること】こそが、憲法前文第 1 文前段、憲法 56 条 2 項違反である。

(3)ア　同大阪高裁判決の上記（本書 388 頁）の②「直近の選挙での当選者が比例代表選出議員だけになることからして、正に**憲法の予定しないもの**といわざるを得ない。」（強調　引用者）の**「記述」**について言えば、

憲法前文、憲法 1 条～103 条のいずれの条規も、

違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していないし、

かつ、憲法前文、憲法 1 条～103 条のいずれの条規も、

【【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が、憲法（即ち、憲法前文、憲法 1 条～103 条）の**「予定しないもの」**であること】を、些かも、窺わせたりしていないし、示唆もしていない。

イ　更に、詳細に議論しよう：（本書 392～399 頁）

(ｱ)【違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法に関して、直近の選挙での当選者が比例代表選出議員だけになること】が、**「憲法の予定してないもの」**か否かの論点に関係する、憲法の各条規は、下記[11] 1～5の**5ケ**のみである。

記[11]（本書 392～393 頁）

『

1　**憲法前文第 1 文前段**：「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、･･･」

2　**憲法 43 条 1 項（両議院の組織・代表）**：「①両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」

3 **憲法 47 条（選挙に関する事項）**：「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

4 **憲法 56 条 1 項（定足数）**：「①両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」

5 **憲法 56 条 2 項（表決）**：「②両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」　』

下記1～5で、詳論する（本書 393～399 頁）。

1 **憲法前文・第 1 文前段**：　選挙人の主張（本書 393～394 頁）

憲法前文・第 1 文前段の「日本国民は**正当に選挙された**国会における代表者を通じて行動し、・・・」の定めに基づき、両議院議員は、「日本国民（が）正当に選挙（した）国会における代表者」でなければならない。

即ち、両議院議員は、憲法前文第 1 文前段の定めに基づき、比例代表選出参議院議員であれ、選挙区選出議員であれ、ともに、日本国民から正当に選挙された国会に於ける代表者でなければならない。

従って、比例代表選出議員という地位自体から、「比例代表選出参議院議員は、日本国民から正当に選挙された国会における代表者でない」ということになるわけではない。

即ち、憲法前文・第 1 文前段は、違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参議院に於いて、参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員だけになること】を禁止していない。

比例代表選出議員は、100%、「正当に選挙された国会における代表者」であ

る。

以上の次第であるから、【**参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員だけになること**】は、憲法前文第 1 文前段の**「予定しないもの」**（同判決文・31 頁 5～6 行。甲 26）**ではあり得ない**。

2　**憲法 43 条 1 項**：選挙人の主張（本書 394～397 頁）

(i)　**憲法 43 条 1 項**は、

「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」

と定める。

よって、憲法 43 条 1 項に基づき、両議院は、どのような選挙制度に基づく選挙であれ、**その選挙が全国民を代表する選挙である限り**（但し、国会議員は、この「選挙は、全国民を代表する選挙でなければならない」の規範に加えて、更に、憲法前文第 1 文の「正当に選挙された国会における代表者」の規範も充足しなければならない。）、同選挙で選ばれた議員によって組織される必要があり、憲法 43 条 1 項の要件に関する限り、それをもって足りる。

たとえば、憲法 43 条 1 項に基づき、両議院は、

(a)　比例代表選挙制度・１本のみの選挙によって選挙された議員のみで、組織することもできるし、

(b)　比例代表選挙制度によって選挙された議員を小選挙区選挙制度によっ

て選挙された議員との併存によって、組織することもできるし、

(c)　小選挙区選挙制度・１本のみの選挙によって選挙された議員のみで、組織することもできるし、

(d)　中選挙区選挙制度・１本のみの選挙によって選挙された議員のみで、組織することもできるし、

(e)　大選挙区選挙制度・１本のみの選挙によって選挙された議員のみで、組織することもできるし、

(f)　その他諸々の選挙制度の中の１つのみによって選挙された議員のみで、組織することもできるし、

(g)　又は、上記の各選挙制度の多様な組み合わせから成る選挙から選出された各議員によって、組織することもできる。

従って、憲法 43 条 1 項は、【両議院が、比例代表選出議員のみによって組織されること】を一切禁止していないし、【両議院が、比例代表選出議員のみによて組織されること】に何らの制約を加えていない。

(ii)　**よって**、憲法 43 条 1 項は、違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していない。

更に、憲法 43 条 1 項は、

【【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が、**「憲法の予定しないもの」**であること】

を、些かも、窺わせたりしていないし、示唆もしていない。

(iii)　**従って**、「直近の選挙の当選者が比例代表選出議員だけになることからして、正に**憲法の予定していないもの**といわざるを得ない」との同判決文・31 頁 4～6 行（甲 26）の記述は、**憲法の条文上の根拠のない判示**でしかない。

それは、憲法の各関係条規（憲法 43 条 1 項を含む）の解釈を誤った判示である、と言わざるを得ない。

(iv)　本件選挙（平 26/12/14）では、比例代表選挙（180 人）及び小選挙区選挙（295 人）の 2 つが施行された。

ここで、295 個の小選挙区選挙全てにつき、違憲・無効確定判決が言渡されたと仮定して、下記[12]（本書 396～397 頁）で、議論しよう。

記[12]（本書 396～397 頁）

『

i　295 個の小選挙区選挙で当選した議員が、当該【違憲・無効確定判決】で失格すると、

衆議院は、**憲法43条1項に基づき**、比例代表選出議員（180 人）**のみで**、

100%**有効**に組織されることになる。

けだし、本件選挙（平 26/12/14）の比例代表選挙で選出された 180 人の議員は、全国民を代表する選挙で選出されているので、憲法 43 条 1 項の要件を 100%充たす議員だからである。

衆議院は、当該 180 人の、【全国民を代表する、比例代表選出議員】で、組織されているので、

衆議院は、憲法 43 条 1 項、2 項、同 56 条 1 項、2 項に基づき、当該 180 人の比例代表選出議員によって、**100%有効に**、憲法に定める衆議院の全ての活動（立法〈(i)憲法 41 条〉、(ii)内閣総理大臣の指名〈憲法 67 条、〉、(iii)予算の承認〈憲法 60 条〉、(iv)条約の承認〈憲法 61 条〉、(v)憲法改正の発議〈憲法 96 条〉等）を行うことができる。

ii　**更に言えば、**憲法 43 条 1 項又は憲法のその他の諸条規は、いずれも、本件選挙のうちの全小選挙区選挙の選出議員（295 人）が、【選挙違憲・無効確定判決】により、失格しても、当該 295 議席につき、再選挙を要求するものではない。　』

3　**憲法 47 条**：　選挙人の主張（本書 397～398 頁）

憲法 47 条に基づき、選挙区、投票の方法、その他両議院の選挙に関する事項は、法律で定められる。

憲法 47 条は、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していない。

憲法 47 条は、【【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が、憲法（即ち、憲法前文、憲法 1 条～103 条）の**「憲法の予定して**

ないものであること】を、些かも、窺わせたりしていないし、示唆もしていない。

4　**憲法 56 条 1 項**：選挙人の主張

憲法 56 条 1 項に基づき、両議院は、その総議員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

憲法 56 条 1 項は、違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していないし、

【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が憲法 56 条 1 項の**「予定しないもの」**（同判決文・31 頁 4～6 行。甲 26）でもない。

5　**憲法 56 条 2 項**：選挙人の主張（本書 398～399 頁）

憲法 56 条 2 項に基づき、両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

憲法 56 条 2 項は、違憲状態を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していない。

憲法 56 条 2 項は、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が**「憲法の予定しないもの」**（同判決文・31 頁 5～6 行。甲 26）であることを、些かも、窺わせたりしていないし、示唆もしていない。

従って、「直近の選挙の当選者が比例代表選出議員だけになることからして、正に**憲法の予定していないもの**といわざるを得ない」との同判決文・31 頁 4～

6 行（甲 26）の記述は、憲法の条規に基づかない、憲法の条文上の根拠のない判示である。

それは、憲法の各関係条規が示す規範の解釈を誤った判示である。

ウ（ア～イの小括）

上記**ア～イ**（本書 392～399 頁）に示したとおり、憲法前文第 1 文前段、同 43 条 1 項、同 47 条、同 56 条 1 項、同 56 条 2 項は、いずれも、

違憲状態選挙を解消するための公職選挙法の改正立法との関係で、【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】を禁止していないし、

【【参院議員の直近の選挙の当選者が、比例代表議員**だけ**になること】が、憲法（即ち、憲法前文、憲法 1 条～103 条）の**「予定しないもの」**であること】を、些かも、窺わせたりしていないし、示唆もしていない。

（以下、余白）

(4)　【憲法 98 条 1 項の規範性】の否定（本書 400～402 頁）

平成 25 年 12 月 18 日大阪高判（甲 26）・判決文 31 頁 4～6 行の「直近の選挙の当選者が比例代表議員だけになることからして、憲法の予定しないものと言わざるを得ない」との説示は、同大阪高裁判決が「違憲」と判断済の【国務に関するその他の行為】（＝本件選挙）を憲法 98 条 1 項後段に違反して「有効」と認める**詭弁**であるから、結局、

（以下、余白）

【憲法 98 条 1 項の

規範性】の否定

である[13]。

事情判決

13【憲法 98 条 1 項の規範性を否定する事情判決の法理】

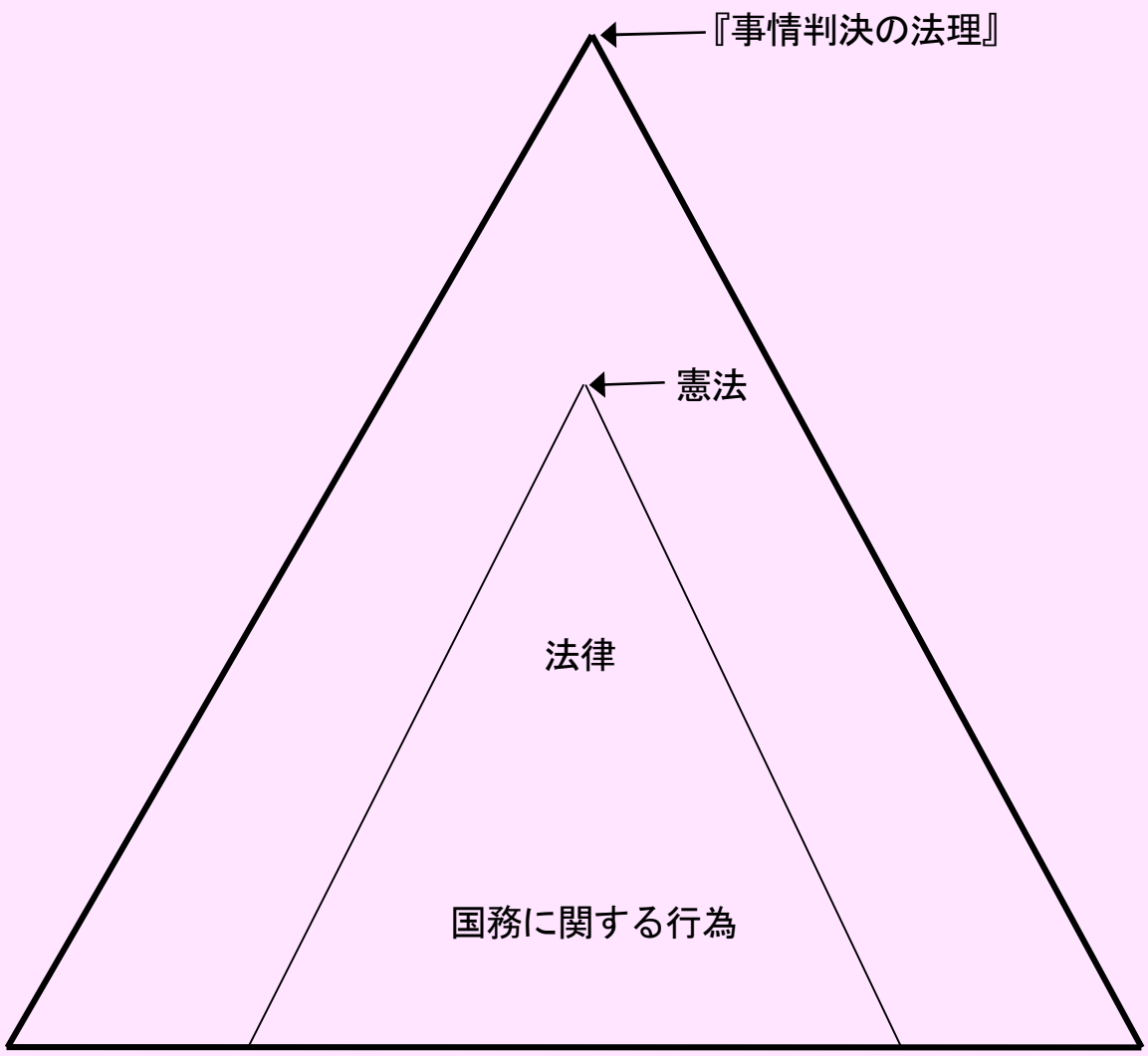

（以下、余白）

３　【同判決が【国会の、本件選挙投票日（平 25/7/21）以降の選挙制度の法改正に向けての努力】を評価すること】に対する批判（本書 403～407 頁）

同大阪高裁判決は、その判決文・31 頁 7 行～32 頁 5 行（甲 26）で、

「(3)　そこで、上記(1)の判断基準に従い、本件選挙の効力を無効とするのが相当か否かについて検討する。

平成 21 年大法廷判決によって、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性が指摘され、同判決及び平成 24 年大法廷判決において、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨の勧告を受けたにもかかわらず、国会において都道府県を選挙区の単位とする仕組みの見直しを行わず、投票価値の不平等の是正が不十分なままに、本件選挙が施行されたことは、投票価値の平等が憲法上の要請であることに鑑み、看過することができない。

しかし、国会においては、上記の不平等状態を是正するについて合理的期間を経過したものといわざるを得ないものの、前記第 2 の 2(2)、(4)のとおり、各会派において選挙制度の改革に向けた検討が行われ、4 増 4 減を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律の附則には、平成 28 年に行われる通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定が置かれるなど、上記各判決の判示に従って投票価値の不平等の解消に向けた一定の取組がみられる。そして、前記第 2 の 2(7)のとおり、その取組は現在も引き続いて行われており、憲法の要求する投票価値の平等にかなった新しい参議院議員の選挙制度の仕組みの構築が期待できる。

その他、上記のとおり、4 増 4 減を内容とする本件改正がされ、較差が 1 対 4.77 に縮小したことや、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すには相応の時間を要し、検討すべき課題も少なくないことなど本

> 件に現れた諸般の事情を考慮すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。」

と判示する。

更に、同大阪高裁判決は、その判決文・29 頁下 7～下 3 行で、

> 「その他諸般の事情を総合考察して、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法 31 条 1 項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（**昭和 51 年大法廷判決、昭和 60 年大法廷判決**参照）。」（強調　引用者）

と説示している。

同判決は、【行政事件訴訟法 31 条 1 項の基礎に存すると解すべき一般的な法の基本原則】を適用して、当該選挙を「違憲違法」と判決し、「違憲無効」とは判決しなかった。

以上のとおり、同大阪高裁判決は、全 295 小選挙区選挙につき、「選挙無効」の確定判決が言渡されると、その「違憲無効確定判決」の結果、「直近の選挙での当選者が比例代表選出議員だけになることからして、正に**憲法の予定しないもの**といわざるを得ない。」（同判決文 31 頁 4～6 行。強調　引用者）という**立場**に立つ。

反論（本書 405～407 頁）

(1)　法治国家の否定（その 1）

違憲違法判決の言渡し後、国会が、数年、十年、あるいはそれ以上の年月を経ても、その間、国会が、一寸きざみで選挙法改正の努力を継続している限り、なお違憲判決の要求する「憲法の投票価値の平等の要求」に叶う選挙制度改革立法を成立させなくても、

同大阪高裁判決の当該**立場**に立つとすると、現在の比例代表選挙制と小選挙区選挙制の併用の選挙制度の仕組みが維持される限り、裁判所は、違憲無効判決を言渡さないことになってしまう。

即ち、同大阪高裁判決の当該**立場**は、現在の比例代表選挙制と小選挙区選挙制の併用の選挙制度の仕組みが維持される限り、結論として、【裁判所は、**違憲の選挙**に対し、選挙を無効にしないという立場】である。

(2)　**ハッキリ言って、**同大阪高裁判決の当該**立場**は、

【裁判所は、**憲法 98 条 1 項を**

規範と認めない

という**立場**】である。

(3)　法治国家の否定（その 2）

同大阪高裁判決の当該**立場**を本件裁判（平 26/12/14 衆院選（小選挙区）・無効請求裁判）に適用すると、「本件選挙は、違憲・違法である。しかし、無効ではない」という**結論**になる。

当該**結論**によれば、295 人の**違憲衆院議員**（小選挙区選出）（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、**国会活動をする正統性の無い人**）が、衆議院の定員・475 人の中の 295 人を構成し、平成 26 年 12 月 14 から向こう 4 年間（但し、解散の有る場合を除く）、(i)立法、(ii)内閣総理大臣の指名、(iii)予算の承認、(iv)憲法改正の発議、(v)条約の承認等の国政に有効に参画することになる。

かかる**違憲議員（＝憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動をする正統性の無い人）の国政参加**は、**「憲法の予定しないもの」**（強調　引用者。同大阪高裁判決文・31 頁 4～6 行。甲 26）である。

（以下、余白）

同大阪高裁判決の当該結論は、

法治国家

の

否定

である。

（以下、余白）

XV　平成 27 年 3 月 25 日福岡高判の事情判決に係る判示に対する反論（甲 61）：（本書 408～411 頁）

1　同福岡高裁は、その判決文・22 頁下 11～24 頁 10 行で、

「(2)　原告らは，主位的主張として，事情判決の法理の適用は，公職選挙法 219 条 1 項所定の訴訟について，行政事件訴訟法 31 条を準用しない旨の同項の明文の定めに反し，憲法 98 条 1 項により違憲無効であると主張し，予備的主張として，事情判決の法理の適用があり得るとしても，本件においては，①本件選挙日現在，衆議院は小選挙区選出議員 295 人と比例代表選出議員 180 人から成っているので，前者の議員が全員失格しても，後者の議員によって衆議院の活動を行い得るし，②本件選挙に係る選挙区を含めて全 295 小選挙区で選挙無効訴訟が提起されていることから，本件選挙を無効としても社会的混乱は起こらない旨主張する。

　しかしながら，当該選挙を無効とすると投票価値の平等の実現のための選挙区割規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合が生じる場合において，選挙を無効とすることはかえって憲法の予期しない結果が生じるのであるから，選挙を無効とすることなくこうした不都合を回避することは憲法上許容されるというべきであり，前記数次の大法廷判決が採用するところである。そして，衆議院において小選挙区選出議員全員が失格し，比例代表選出議員によって衆議院の活動を行うこと自体が憲法の予期しない事態であるといわざるを得ず，その後に想定される弊害と混乱は否定

できないところである（そもそも憲法 56 条 1 項に定める定足数は議事進行及び議決のために定められるものであり，同条にいう「総議員」の一部を欠いている場合に適用される規定ではない。）原告らの主張は採用できない。

(3)　そこで，本件選挙の効力を無効とするのが相当か否かについて検討する。

平成 23 年大法廷判決によって，国会は旧区割規定の下での選挙区間の較差が憲法が保障する投票価値の平等に反する状態にあることが示され，同判決を踏まえて平成 24 年改正法及び平成 25 年改正法を成立させたものの，依然投票価値に平等に反する状態にあったにもかかわらず，本件選挙が施行されるに至った経過は看過することができない。

しかしながら，前記前提事実のとおり，国会において，これらの数次の公職選挙法の改正に加えて，平成 25 年大法廷判決をも踏まえて，1 人別枠方式の完全な廃止と定数削減をも視野に入れた人口変動の影響を受けにくい定数配分の是正に向けて選挙制度調査会における議論を重ね，本来の衆議院議員の任期満了時である平成 28 年 12 月を目処に答申を行うとの対応を示していること，平成 27 年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた区割審による選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙区割りを定める法改正も予想されるところであることからすれば，今後，選挙区割りを憲法が要求している投票価値の平等にかなったものに是正していくことがなお期待できるところである。このような国会の対応を尊重し，本件選挙の効力を無効としないことは，憲法の予定している司法権と立法権との関係に沿うものであるし，平成 25 年大法廷判決が前回選挙が投票価値の平等に反する状態であったが，合理的期間内の是正されなかったとはいえないとしてなお合憲と判断

したことからして，定数配分の是正に向けていわば猶予期間を設けることも許容されるべきものというべきである。

その他諸般の事情を併せ考慮すると，本件は，前記の一般的な法の基本原則に従い，本件選挙が憲法に違反する選挙区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し，主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。」

と判示する。

2　反論（本書 410～411 頁）

(1)　同福岡高判が、『違憲・違法』と判断済の本件選挙で当選した国会議員は、平成 26 年大法廷判決の 5 名の最高裁判事（1 櫻井龍子；2 金築誠志；3 岡部喜代子；4 山浦善樹；5 山﨑敏充）の補足意見に照らせば、**国会活動を行う正統性の無い**国会議員である。正統性

(2)　憲法 43 条 1 項：（「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」）、

憲法前文第 1 文前段：（「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」）、

憲法 98 条 1 項：（「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）

の各規範は、

【「違憲」の選挙で当選した人々が、「国会の活動」をすること】

を全く予定していない。

(3)　同福岡高判は、その判決文 23 頁 5～11 行で、

> 「　そして，衆議院において小選挙区選出議員全員が失格し，比例代表選出議員によって衆議院の活動を行うこと自体が憲法の予期しない事態であるといわざるを得ず，その後に想定される弊害と混乱は否定できないところである（そもそも憲法 56 条 1 項に定める定足数は議事進行及び議決のために定められるものであり，同条にいう「総議員」の一部を欠いている場合に適用される規定ではない。）原告らの主張は採用できない。」

と説示するが、

同判決は、【同事情判決を言渡すことによって、

上記 5 名の最高裁判事の補足意見に照らして、**国会活動を行う正統性の無い国会議員】**の国会活動を許容してしまっている。

(4)　よって、同福岡高裁判決文の中の、上記事情判決に係わる判示は、憲法 98 条 1 項の**規範**に違反する、と解される。

（以下、余白）

XVI　1都議会議員選挙に関する、平成 27 年 1 月 14 日最三小判の事案（甲 45）と2本件選挙無効訴訟の事案とは、事案が異なる：（本書 412～417 頁）

1 （本書 412～413 頁）

【同平成 27 年 1 月 15 日最一小判の事実の概要】

該都議会議員選挙（H25/6/23）当時、42 選挙区に 127 人の定数を配分していた。

平成２２年１０月の国勢調査による人口に基づく配当基数に応じた人口比定数と対比すると，４２選挙区中１３選挙区において差異がみられた（人口比定数より１多いのが７選挙区，２少ないのが１選挙区，１少ないのが５選挙区であった。）。そして，特例選挙区以外の選挙区間の人口の最大較差は、１対１．９２であり，いわゆる【逆転現象】は、１２ヶで，そのうち定数差が２人となるものは、１ヶであった。

ここで、【逆転現象】とは、【人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない現象】をいう。

該都議会議員選挙無効訴訟は、練馬区選挙区の選挙人である上告人が，

『本件条例のうち各選挙区において選挙すべき議員の数を定める規定（以下「定数配分規定」という。）が**公職選挙法１５条８項に違反する**とともに、**憲法前文第１文、１条、１４条１項，１５条１項，３項、４３条１項、４４条、９２条及び９３条に違反して無効である**から，これに基づき施行された本件選挙の練馬区選挙区における選挙も無効である』

と主張して、提起した選挙無効訴訟である。

2 （本書 413～415 頁）

平成 7 年 2 月 28 日最三小判（定住外国人選挙権訴訟）（甲 51）は、下記[14]のとおり、地方自治体議会議員選挙の選挙権と国会の両院議員選挙の選挙権とは本質的に異なることを説示している。

記[14]

「理由

上告代理人相馬達雄、同平木純二郎、同能瀬敏文の上告理由について

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法一五条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、**公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。**そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五条一項の規定の趣旨に鑑み、

14 衆¥上告理由書_fnl

地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和三五年（オ）第五七九号同年一二月一四日判決・民集一四巻一四号三〇三七頁、最高裁昭和五〇年（行ツ）第一二〇号同五三年一〇月四日判決・民集三二巻七号一二二三頁）の趣旨に徴して明らかである。

このように、憲法九三条二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、**法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。**しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（前掲昭和三五年一二月一四日判決、最高裁昭和三七年（あ）第九〇〇号同三八年三月二七日判決・刑集一七巻二号一二一頁、最高裁昭和四九年（行ツ）第七五号同五一年四月一四日判決・民集三〇巻三号二二三頁、最高裁昭和五四年（行ツ）第六五号同

五八年四月二七日判決・民集三七巻三号三四五頁）の趣旨に徴して明らかである。

以上検討したところによれば、地方公共団体の長及びその議会の議員の選挙の権利を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項の各規定が憲法一五条一項、九三条二項に違反するものということはできず、その他本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法の右各規定の解釈の誤りがあるということもできない。所論は、地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項の各規定に憲法一四条違反があり、そうでないとしても本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法一四条及び右各法令の解釈の誤りがある旨の主張をもしているところ、右主張は、いずれも実質において憲法一五条一項、九三条二項の解釈の誤りをいうに帰するものであって、右主張に理由がないことは既に述べたとおりである。

以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官　可部恒雄　裁判官　園部逸夫　裁判官　大野正男　裁判官　千種秀夫　裁判官　尾崎行信）」（強調　引用者）

上記に示すとおり、**平成 7 年 2 月 28 日最三小判（定住外国人選挙権訴訟）**（甲 51）は、地方自治体の議会議員選挙と国政選挙とは、本質的な差異がある旨判示している。

3（本書 415～416 頁）

(1)　**一方で、**本件選挙（H26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）の事案では、選挙人は、

「本件選挙（H26/12/14 衆院選〈小選挙区〉）は、1憲法 56 条 2 項、2憲法 1 条、3憲法前文第 1 文の定める【人口比例選挙の保障】の規範に違反しているという**【唯一の論点】**により、憲法 98 条 1 項後段の規範に則り、本件選挙は、「その効力を有しない」」

と主張している。

(2)　**他方で、**「平成 27 年 1 月 15 日最判〈一小〉（都議選無効訴訟）では、第一審原告（上告人）が、同法廷で、該**【唯一の論点】**を主張していないが故に、1憲法 56 条 2 項、2憲法 1 条、3憲法前文第 1 文の定める**【「人口比例選挙」の保障の規範】違反の論点**が、全く争点となっていない。

更に言えば、平成 27/1/15 最一小判（都議選無効訴訟）・判決文の中には、

1 **「多数決」**、

2 **「多数意見」**、

3 **「主権者の多数意見」**のいずれの文言も、存在しないし、

4 **「憲法 56 条 2 項」**の文言も、存在しない。

結局、同判決の中では、**「主権者の多数決」論**は、全く議論されていない。

4　都議会議員選挙は、憲法第 8 章の第 92～94 条の定める地方自治のために、憲法 93 条 2 項に基づいて、実施される。

5　憲法 94 条は、

【地方公共団体が、法律の範囲内で、条例を制定すること】

を認めているにすぎない。

6　**一方で、**国政選挙の選挙権については、憲法 15 条 1 項は、日本国籍を有する日本国民のみに、これを付与しているが、

他方で、憲法は、

> 【都議会議員選挙の選挙権については、日本国籍を有しない者にこれを付与すること】

を禁止していない。

7　よって、都議会議員選挙は、国家権力の行使に係わる国政選挙とは、**本質的に異なる。**

8　（１～７の小括）

上記１～７（本書 412～417 頁）に示した理由により、平成 27 年 1 月 14 日最三小判（都議会議員選挙無効訴訟の事案）（甲 45）は、本件裁判の判決の帰趨に影響しない、と解される。

（以下、余白）

XVII　人口移動によって生じる選挙区間の人口変動の問題（本書418～419頁）

1　経年による人口の移動により、各選挙区間の人口は、変動する。

その結果、投票価値の不平等の問題が生じる。

2（本書418～419頁）

日本では、10年に1回、統計法5条2項本文に定める国勢調査（以下、「正式な国勢調査」という）が行われ、同国勢調査時点での、各選挙区の人口が確定する。

ある時点での正式な国勢調査と次回の正式な国勢調査の間の10年間に、人口移動に応じて、単数～複数回の選挙区割改正法を成立させるとすると、それに要する労力／コストは、膨大である。

該膨大な労力／コストとその成果物（＝データ）を考慮して、選挙人は、

『原則として、選挙区割りの見直しは、この10年に1回、正式な国勢調査の数字（＝データ）に基づく、厳格な人口比例によって、行われれば、それで足りる』

と主張する。

その理由は、下記[15]（本書418～419頁）のとおりである。

記[15]（本書418～419頁）

『ア　正式な国勢調査と10年後の次の正式な国勢調査の10年間に、必ず、人口移動が生じ、選挙区間の人口は、必ず変動する。

しかしながら、人口移動は、ある政治団体、又はある正当の政治的意図のもとに起こせるようなものではない。

即ち、人口移動は、一般的に言って、人為的なものではないからである。

イ　尚、米国連邦下院議員選挙の選挙区割りの見直しも、原則として、10 年に一度の国勢調査毎に行われている。』

（以下　余白）

★★★（最後に）（本書 420～424 頁）

１万 1000 時間超の思索

(1)　最高裁ホームページの司法統計資料（平成 25 年度）によれば、最高裁は、平成 25 年度に、民事・行政事件を 3,877 件、刑事事件を 2,020 件、合計 5,897 件（＝3,877＋2,020）を判決言渡し等により、「処理」している。

(2)　3 ヶの小法廷（原則、5 判事より構成される）が、平成 25 年度に、合計・5,897 件を「処理」しているので、一小法廷は、平均して、約 1,966 件（1,965.66≒5,897 ÷3）を「処理」している。

以上の次第であるから、各最高裁判事（但し、最高裁長官を除く）は、小法廷（合議体）を構成する 5 判事の一人として、平成 25 年に、平均して 1,966 件の事件を、判決言渡し等により「処理」した。

(3)ア　該最高裁判事、一人当たり、1,966 件の処理数（平成 25 年度）に照らすと、平成 25 年において、各最高裁判事（但し、最高裁長官を除く）は、平成 25 年度中にその判決言渡しのあった平成 25 年大法廷判決について、200時間超の時間を用いて、選挙人らと相手方の、準備書面等の各裁判書類、及び各証拠を精読・吟味したうえで、思索を重ね、判決を言渡されたであろうとは、推察し難い。

イ　ところで、平成 25 年最高裁大法廷判決（衆）（甲 3）は、その判決文 10 頁下 8 行～11 頁 3 行で、

「　以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和４９年（行ツ）第７５号同５１年４月１４日大法廷判決・民集３０巻３号２２３頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって（略）、これを変更する必

要は認められない。」

と記述する。

しかし、その根拠は、同判決文中に、一切記述されていない。

これでは、

「該記述は、法律論になっていない。」

と言われても、仕方がない。

ウ　最高裁判事が、1 万 1000 時間超の思索の結果を記述した、各選挙人・準備書面の主張（1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段は、「人口比例選挙の保障」を要求するとの主張）に対して、合理的に、憲法上の根拠に基づいて、排斥するには、各最高裁判事は、控えめに見ても、200 時間超を必要とする、と解される。

(4)　上記(3)（本書 420～421 頁）に示したとおり、平成 25 年最高裁大法廷判決（衆）（甲 3）は、選挙人が**「最重要な主張」**と主張する、【1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段が、人口比例選挙を保障しているとの主張】に対して、一言も、1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の文言に触れることなく、昭和 51 年最高大法廷判決の『判断枠組み』旨変更する必要を認めない旨記して、これを排斥した。

(5)　選挙人ら（升永弁護士グループ）は、2009 年～今日迄に、64 ヶの高裁判決の言渡しと 4 ヶの最高裁大法廷判決の言渡しを受けた。

(6)　選挙人代理人（升永弁護士）は、2009 年 4 月～2015 年 3 月迄の 6 年間、人口比例選挙裁判の勝訴を目的として、毎年 2000 時間超、合計・1万1000時間超、思索している。そして、この長時間の思索の結果、同選挙人代理人は、【1 憲法

56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段が、**規範として**、人口比例選挙を保障していること】を**発見**した（上記**第 1 章、第 1 節**（本書 19～32 頁）参照）。

加えて、同選挙人代理人は、

【昭和 51 年大法判決の『判断枠組み』が、擬人化して言えば、裸の王様でしかないこと】

を**発見**した（上記**第 6 章**（本書 161～170 頁）参照）。

即ち、同選挙人代理人は、

【昭和 51 年大法判決の『判断枠組み』は、【1 憲法 98 条 1 項、2 憲法 99 条 3 憲法 56 条 2 項、4 憲法 1 条、5 憲法前文第 1 文前段の各条項が、いずれも規範である】との明確な認識を欠いたまま、構築された法理であること】

を発見した。

(7)　本件人口比例選挙裁判での上記の同選挙人代理人の主張は、昭和 37 年以降平成 21 年 7 月迄の、選挙無効裁判での、原告ら（故越山グループ）の、人口較差を 2 倍未満とすることを目的とする、憲法 14 条に基づく主張（匙加減論）とは、全く異なるものである。

上記の同選挙人代理人の、【1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段が、**規範として**、人口比例選挙を保障していること】に基づく主張は、裁判所から見ると、一見受け入れ難いものに見えるかもしれない。

(8)　**しかしながら**、選挙人らは、各最高裁判事が、公職法 213 条 2 項の「前項の訴訟については、裁判所は**他の訴訟の順序にかかわらず速やかに**その裁判をし

なければならない」との規範に従って、1 人当り 200 時間超を用いて、選挙人らの各準備書面、各証拠、相手方の準備書面等、及び各証拠を精読し、かつ詳しく検討し、更に思索を重ねて、判決を言渡されるよう、強く要請する。

(9)　下記をここに記述すると、人格を疑われることになろう。

しかしながら、下記は、事実である。

本件人口比例選挙裁判の国家レベルの、半端でない重要性に鑑み、同選挙人代理人は、下記に、該事実を記述する。

記

第 1 の事実：

同選挙人代理人の昭和 44 年度司法試験（二次試験）の成績順位は、合格者・501 名中、第 2 位であった（別添資料 1）。

この「昭和 44 年度司法試験第二次試験成績順位 501 人の第 2 位」という成績は、法律学徒として、独自の説を一方的に記述したバランスの悪い答案を提出して、取れるような成績ではない。

更に付言すると、同選挙人代理人は、司法試験（二次試験）の第 1 日目の民法（2 ヶの設問）の中の 1 つの事例問題において、甲、乙、丙、丁とあるところ、甲、丙、乙、丁と誤読したため、最終まで同設問の論点が分からず、制限時間の最後の 5 分間まで、一字も答案を書けなかった。

同選挙人代理人は、最後の 5 分で、絶望して、質問とは全く無関係の錯誤論を 1 頁半書いた。同答案は、事実上の白紙答案である。それでも、同選挙人代理人は、ある事情があったため、合格の見込みの全くない試験を最後の日まで、受け続けた。

同選挙人代理人は、合格するとは思っていなかった。

同選挙人代理人にとって、この司法試験合格者・501 人中第 2 位の成績は、全く意外であった。

司法試験の試験官を複数回務めた経験のある元判事（複数）、元検事からの情報によると、【過去の司法試験の試験科目毎の、各司法試験合格者の答案の点数（昭和 44 年度分を含む）を記録した書類】は、現在も、法務省に保管されているであろう、とのことである。

従って、上記記述の真偽を検討することは、可能である、と解される。

同選挙人代理人は、本件人口比例選挙裁判で、選挙人らが提出した各準備書面は、独りよがりの、独自の説を記述したものではない、と自負する。

第 2 の事実：

本件裁判は、憲法の定めるとおりの、「人口比例選挙」が保障された国民主権国家を創ることに直結する**歴史的裁判**である。

本件裁判とは、関係ないことであるが、主権者有志は、2009 年 7 月 30 日以降～今日迄、130 回超の新聞意見広告を出した。

ここに、該事実を記述するのは、

選挙人らは、最高裁判事に、

「主権者有志が、【『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨明言する確定判決】による、【人口比例選挙保障の国民主権国家】の誕生を目的として、**真摯に行動している**」

と訴えたいからである。

以上

別添資料１

（昭和 44 年度司法試験第二次試験成績順位）

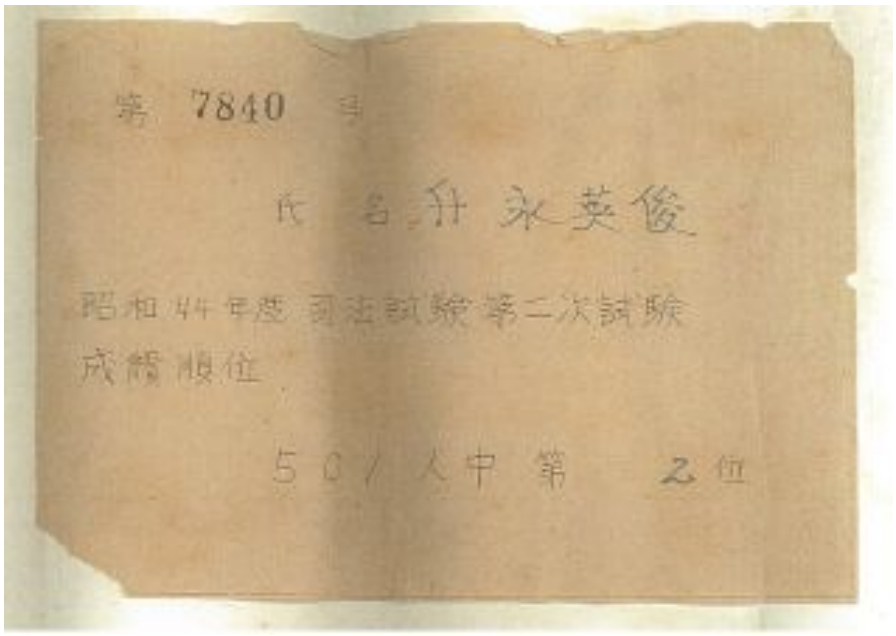

索　引

憲法

前文第 1 文 ..... 1, 8, 14, 15, 19, 34, 36, 37, 39~41, 44, 45, 47, 52, 53, 59, 61, 62, 67, 104, 125, 135, 139, 142, 145~147, 149, 152, 153, 156, 157, 159, 161, 162, 165, 171, 172, 175, 188~192, 354~358, 361, 362, 366, 372, 374, 391~394, 399, 410, 412, 416, 421, 422

1 条 ..... 1, 14, 15, 19, 34, 36, 37, 39, 40, 44, 45, 47, 52, 53, 59, 61, 62, 67, 104, 128, 138,139, 142, 147, 149, 152, 153, 156, 157, 159, 161, 162, 165, 171, 172, 187, 188~192, 354~358, 361, 362, 366, 374, 392, 397, 399, 412, 416, 421, 422

32 条 ..... 156~158

43 条 8, 127

43 条 1 項..... 110, 117, 135, 174, 193, 248, 249, 252, 392, 394~397, 399, 410

43 条 2 項..... 47, 50, 61, 173, 267,319, 362~365

45 条 5, 7, 8, 279

46 条 5, 7, 8, 66, 152, 198

47 条 ..... 47, 49, 50, 61, 171~173, 267, 319, 326, 363~365, 393, 397, 399

56 条 200, 202

56 条 1 項..... 393, 397~399, 409, 411

56 条 2 項..... 1, 14, 15, 19, 34, 36, 38, 40, 45, 47, 52, 53, 59, 61, 62, 67, 104, 139, 142, 147, 149, 152, 153, 156, 157, 159, 161, 162, 165, 171, 172, 187, 188~192, 356~358, 361, 362, 366, 374, 391, 393, 398, 399, 416, 421, 422

71 条 127

76 条 73

76 条 3 項..... 142, 143, 151～153, 156～158
79 条 73
79 条 1 項..... 178
80 条 1 項..... 178
81 条 7, 73, 142, 143, 150, 152, 153
96 条 127, 150, 397
98 条 1 項.....
.. 1, 7, 8, 25, 49, 50, 59, 73, 89, 100, 102, 114～120, 125, 131, 137～139, 142, 143, 148～150, 152～154, 161～168, 170, 174, 175, 203, 204, 207, 208, 210, 236, 344, 346, 349～351, 353, 364, 365, 369, 385, 389, 390, 400～402, 405, 406, 408, 410, 411, 416, 422
99 条 .....
.8, 59, 73, 135～137, 140～147, 149, 150, 152～154, 156, 158, 161, 162, 164, 165, 168, 170, 172, 186, 205, 217, 279, 365, 422
旧区間審設置法 3 条 1 項 .....
..... 11, 20, 243, 245, 246, 255～258, 260, 287, 292, 304, 312, 315, 324
3 条 2 項..... 11, 12,14, 15, 20, 132,245, 246, 248, 249, 258, 304
4 条 1 項..... 12, 319, 324
公選法 31 条 4 項..... 106
213 条 2 項..... 422
内閣法 9 条..... 127
10 条 127
秘密保護法..... 44
民事訴訟法 253 条 158
行政事件訴訟法 7 条..... 156, 158
（緊急是正法）附則.....27, 30, 283, 290, 296, 298, 302, 303, 316, 328, 329

（平成 24 年改正法）附則 ..... 4, 6~8, 69, 70, 77~81, 200, 209, 338, 403,

昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決（甲 31） .....
30, 59, 66, 89, 90, 139, 153, 161, 163, 164, 166~169, 170, 173, 216, 233, 237, 238, 271, 289, 291, 298, 320, 325, 342, 362~365, 373, 384, 385, 404, 421, 422

昭和 58 年 11 月 7 日大法廷判決（甲 42） 48, 212, 218, 241, 271, 287, 298

昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（甲 43）..... 30, 89, 94, 100~102, 207, 239, 241, 291, 298, 325, 385, 404

平成 19 年 6 月 13 日最高裁大法廷判決（甲 50） .....
20, 131, 245, 249, 251~253, 255, 256, 263, 270, 287, 288, 291, 300. 312, 318, 322, 323

平成 23 年 3 月 23 日最高裁大法廷判決（甲 1） .....
…10, 11, 13, 14, 21, 25, 26, 28, 29, 31, 45, 49, 52, 81, 82, 85, 86, 133,134, 137, 245~249, 251~253, 255~259, 261, 262, 271, 278, 279, 287~293, 297, 298, 300, 301, 304〜307 , 312, 314~324, 344, 353, 377, 378, 369, 382, 409

平成 24 年 10 月 24 日最高裁大法廷判決（甲 2） .....
4, 5, 25, 49, 52, 69, 70, 74~81, 85, 87, 200, 264, 327, 329~331, 334, 372, 373, 387, 403

平成 25 年 11 月 20 日最高裁大法廷判決（甲 3） .....
….8, 10~12, 19, 22, 24~26, 46, 49, 50, 52, 82, 87, 97, 120, 121, 125, 131, 137, 178,182, 183, 205, 214, 344, 346, 350, 353, 367, 369, 382, 383, 409, 420, 421

平成 26 年 11 月 26 日最高裁大法廷判決（甲 4） .....
2, 4, 9, 25, 47, 49, 52, 66, 68, 71, 72, 74, 80~82, 84~87, 112, 114~117, 125, 128, 152~154, 174, 177, 182~184, 190, 193, 199, 203~205, 209, 264, 373, 391, 410

反対意見 .....9, 12, 13, 86, 87, 89, 90, 95, 97, 190, 193, 199, 201, 203～205, 207～212, 214, 215, 217, 218, 253, 254, 262, 323
補足意見 .2～5, 68, 71, 72, 74, 78, 80, 84, 89, 94, 96, 97, 102, 177, 178, 182, 207, 262, 327, 410, 411

平成 23 年 1 月 28 日福岡高裁判決（廣田民生裁判長）（甲 7） 191, 265, 266
平成 25 年 3 月 7 日札幌高裁判決（橋本昌純裁判長）（甲 12） 277, 291, 293
平成 25 年 3 月 14 日仙台高裁判決（宮岡章裁判長）（甲 18）.....277, 311
平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 10）
.....49, 175, 191, 265, 269 , 277, 286
平成 25 年 3 月 18 日福岡高裁判決（西謙二裁判長）（甲 23） 191, 265, 271, 278, 343
平成 25 年 3 月 25 日広島高裁判決（筏津順子裁判長）（甲 9）
..... 102, 191, 265, 268, 277, 280, 370, 377
平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 8） .....
..... 102, 191, 265, 266, 277, 278
平成 25 年 3 月 6 日東京高裁判決（難波孝一裁判長）（甲 11）
.....28, 31,191, 265, 273 , 277, 288, 343
平成 25 年 3 月 22 日高松高裁判決（小野洋一裁判長）（甲 13） 277, 294
平成 25 年 3 月 26 日大阪高裁判決（小松一雄裁判長）（甲 22） 277, 320, 325, 370
平成 25 年 3 月 26 日広島高裁判決（小林正明裁判長）（甲 20） 277, 317
平成 25 年 3 月 26 日広島高裁松江支部判決（塚本伊平裁判長）（甲 16）..... 277, 306
平成 25 年 3 月 26 日福岡高裁那覇支部判決（今泉秀和裁判長）（甲 15）..... 277, 300, 370
平成 25 年 3 月 26 日福岡高裁宮崎支部判決（横山秀憲裁判長）（甲 19）..... 277, 315
平成 25 年 3 月 26 日東京高裁判決（奥田隆文裁判長）（甲 17） 277, 308
平成 25 年 3 月 27 日仙台高裁秋田支部判決（久我泰博裁判長）（甲 21）..... 277, 318

平成 25 年 4 月 11 日東京高裁判決（設楽隆一裁判長）（甲 14）..... 277, 297

平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 25）

..... 102, 191, 265, 275, 326

平成 25 年 12 月 18 日大阪高裁判決（山田知司裁判長）（甲 26）.....

.....330, 370, 385, 388, 389, 391, 394, 396, 398, 400, 403, 406

平成 25 年 12 月 25 日東京高裁判決（鈴木健太裁判長）（甲 27）..... 335, 339

平成 27 年 3 月 24 日仙台高裁秋田支部判決（山田和則裁判長）（甲 60）..... 16

平成 27 年 3 月 25 日福岡高裁判決（高野裕裁判長）（甲 61）..... 191, 265,276, 408

中村治朗（最高裁判事）.....212, 214, 215, 217, 218

藤田宙靖（最高裁判事）..... 245, 256, 263

須藤正彦（最高裁判事）..... 262

金築誠志（最高裁判事）..... 2, 68, 71, 83, 84, 177, 182, 410

櫻井龍子（最高裁判事）..... 2, 68, 71, 83, 84, 177, 182, 410

千葉勝美（最高裁判事）.....74, 80~83, 85, 88, 91

岡部喜代子（最高裁判事）..... 2, 68, 71, 83, 177, 182, 410

大谷剛彦（最高裁判事）..... 8, 9, 12, 13, 83, 87

大橋正春（最高裁判事）.....8, 83, 87, 193, 209~211

山浦善樹（最高裁判事）.....2, 68, 71, 83~85, 88, 177, 182, 410

鬼丸かおる（最高裁判事）..... 9, 55, 83, 85, 87, 128, 189, 190, 193, 199, 201, 202, 204, 205

木内道祥（最高裁判事）..... 8, 9, 83, 87, 193, 205, 207, 208

山本庸幸（最高裁判事）..... 9, 55, 83, 86, 87, 189, 190, 193, 199

山﨑敏充（最高裁判事）.....2, 68, 71, 83~85, 88, 177, 182, 410

米国連邦最高裁判決 1983 年 6 月 22 日（Karcher v. Daggett）（甲 30）／米国最高裁判例集 462 U.S.725(1983).....342
米国連邦最高裁判決 1964 年 6 月 15 日（Reynolds v. Sims）（甲 35）／米国最高裁判例集 377 U.S.533 (1964)..... 185, 357, 360, 361
米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2002 年 2 月 22 日判決（Vieth 外 1 名対ペンシルベニア州）（甲 28 の 1、2）..... 33, 340, 360
米国ニューメキシコ州地方裁判所／2012 年 1 月 9 日判決及び最終命令（Judgment and Final Order）／（甲 62 の 2）..... 341

0 増 5 減 ...14, 19, 21, 22, 24~26, 54, 55, 81, 82, 97,98, 105, 125, 132, 133, 178, 182, 183, 214, 245, 246, 256, 258, 259, 278, 302, 303, 319, 340, 346, 350, 361, 369, 375
1 年以内..... 26, 27, 30, 31, 290, 296, 298, 311,316, 319, 324
3 年 8 ヶ月 22 日..... 26, 28, 31, 32,82, 85
3 年 9 ヵ月 .....5~8,85, 328, 329, 333
6 か月以内 27, 28, 30, 290, 296, 298, 303, 316, 319, 377
9 日間 33
生き地獄 181
岩井伸晃・最高裁判所調査官..... 242, 243, 257
運転免許試験..... 121, 122, 124, 166~168, 204, 353, 383
ウンとも、スンとも 56
黄金律 60
奥村雄太君..... 42, 189
解散 5, 13, 21, 100, 103, 106, 109, 110, 126, 133, 154, 198, 199, 214, 217, 229, 259, 268, 272, 276, 279, 281, 287, 294, 304, 307, 309, 313, 324, 406
顔に泥 99

課税権 341
過半数 16, 18, 37, 39, 40, 41, 44, 93, 187, 188, 393, 398
兜を脱ぐ 59
ガリレオ判決 362, 364, 365
奇跡 348
規範 5, 7, 8, 13, 14, 31, 66, 73, 100, 102, 104, 105, 114, 117, 125, 128, 129, 130, 137~141, 143~154, 159~166, 170~173, 186, 203, 204, 207, 208, 210, 350~355, 357, 358, 374, 394, 399~402, 405, 410, 411, 416, 422, 423
詭弁 ..... 49, 50, 363~365, 400
軍隊 341
欠陥判決 153
厳格な平等 263
憲法改正 ..... 3, 127, 148~150, 397, 406
憲法尊重擁護義務 59, 136, 137, 140, 149, 158, 205, 217, 365
憲法の予定 .... 7, 112, 114, 115, 119, 125, 128~130, 201, 202, 239, 385, 387, 392, 396~400, 404, 406, 408, 409
コインの裏側 156, 157
合理的期間 1, 2, 4~9, 13, 19, 24~33, 68, 73, 76, 82, 85, 86, 95, 96, 115, 121, 122, 131, 134, 135, 137, 139, 163~167, 212, 224, 225, 253, 255, 260, 268, 278~325, 330, 334, 335, 338, 339, 345, 346, 369~371, 378, 380~383, 387, 403, 409
国勢調査 19~22, 27, 31, 77, 98, 132, 133, 224, 225, 242, 250, 251, 256~258, 288, 290, 296, 298, 303, 309~311, 316, 319, 322, 324, 333, 367, 409, 412, 418, 419
国民主権 ..... 39, 40, 44, 193, 262, 267, 269, 273~276, 279, 282, 329, 355, 359, 362, 413
国民主権国家 359, 362, 424
国民の多数意見 267, 275
国務に関するその他の行為 100, 115~117, 131, 137, 138, 148, 165, 207, 210, 233, 344, 349,

350, 365, 369, 389, 400, 402, 410

御神体 168, 169

国会議員主権 44, 355

国会議員主権国家 359, 362

コペルニクス的転換 36

再選挙 ..... 103～105, 128, 130, 216, 228, 229, 234, 236, 239, 386, 397

匙加減（論） 35, 66, 152, 153, 161, 162, 190, 192, 366, 422

私益 131, 135, 136, 355

死刑判決 177, 179, 181, 183, 184

事情判決 .....

73, 91～94, 100, 102, 106, 129, 131, 139, 143, 163～165, 167, 196, 205, 206, 208～

210, 212,213, 216, 229～231, 233, 237～241, 385, 386, 402, 404, 408, 411

実務上可能である限り 271

司法権と立法権 ..... 69, 75, 96, 112～115, 117, 119, 125, 129, 134, 139, 409

社会的混乱 ..... 102～104, 107, 108, 110, 127, 216, 408

借金 356

住所差別 ..... 33～35, 66, 185, 361

ジュリスト No.1428 ..... 242, 257, 260

小学生（小学 **5** 年生） ..... 41～43, 51, 122, 139,189, 383

聖徳太子の十七条の憲法 160

人口（に）比例 ..... 10～13, 16, 176, 248～251, 253, 262, 267, 270, 276, 331, 345, 418

ー原則 ..... 15, 80, 176, 246, 249～251, 257, 258, 270

ー高裁判決 326

ー配分方法 16

ー主義 ..... 221～223, 227

ー選挙 1, 13, 15, 19, 34, 36, 39, 44, 45, 49, 54, 55, 61, 63, 86, 93, 104, 105, 107, 130,

139, 142, 143, 147～149, 152, 156, 157, 159, 162, 171, 172, 181, 185～192, 244, 263, 265, 272～274, 340, 342, 343, 349, 356～363, 366, 372, 375, 376, 416, 421～424

ーを基本 12

非「人口比例選挙」 ..... 37～40, 44, 61, 93, 139, 340, 359, 372

百鬼夜行 118, 119

政権交代 40

正統性 .... 2, 3, 8, 49, 51, 59, 70～73, 84, 98, 100, 117～120, 125, 148～150, 154, 166, 174, 175, 177～184, 201, 203, 204, 207, 210, 216, 217, 351, 353, 363～365, 390, 406, 410, 411

正当に選挙 34, 37, 41, 61, 135, 175, 193, 267, 275, 333, 372, 374, 391, 392, 410

世論調査 348

選挙に関する事項 ..... 47, 49, 171～173, 176, 201, 267, 278, 326, 363, 393, 397

大学入試 61, 62

大選挙区 395

大発見 35

高見勝利上智大教授 245, 247

田口尚文政府委員 ..... 283, 377～379

多数決 ..... 42, 45～47, 53, 56, 59, 61, 63, 65, 187, 217, 273, 359, 374, 416

多数の国民 38, 42, 359, 372, 373

多数の国会議員 38, 42, 61, 359, 372, 373

段階論 ..... 349, 350, 353～355

魑魅魍魎 352

中選挙区 101, 249, 251, 395

詰 58

木偶坊 168, 169

出鱈目 121
道徳律 160
都議会議員選挙 412, 416, 417
床屋政談 67
内閣総理大臣 27, 30, 31, 42, 103, 104, 109, 127, 148, 149, 216, 258, 290, 296, 298, 316, 324, 379, 397, 406
ニューメキシコ State 341
バーモント State..... 185, 357, 360
フロリダ State 341
ペンシルバニア State 33, 340, 360
長谷部恭男東大教授 256, 260, 261
裸の王様 108, 161, 170, 190, 192
比較較量 ..... 167, 208~213 ,215~217, 230, 231 ,238, 241
人の道（に背く） 180, 184
一人別枠方式 .... 11~16, 26, 28, 54, 125, 245, 247~249, 251, 268, 280~286, 294, 296, 308, 350, 357
文理解釈 35, 37, 45, 47, 52, 59, 62, 357, 362, 366
米国連邦憲法 33, 185, 341, 360, 361
法治国家 32, 104, 405, 407
法律論 59, 60, 154, 163, 164, 192, 421
細田メモ 245, 246, 256, 258
無資格者 120
無免許運転..... 120, 165~168, 204, 383
目から鱗 111, 124, 146
利益較量 208, 210, 212
立証責任 293, 306, 325, 326, 335, 339, 342, 343, 369, 370, 381

立法裁量権.....
...7 13, 49~51, 59, 61, 79, 134, 136, 161～163, 165, 166, 171～174, 247, 330, 342, 343, 357, 358, 363~365, 382
零点 61, 62
歴史的裁判..... 359, 424
歴史的判決..... 343